

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年8月13日提出
【発行者名】	キャピタル・インターナショナル株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 徹也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビル
【事務連絡者氏名】	茂 和広
【電話番号】	03(6366)1000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	キャピタル・ニューワールド・ファンドF キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF キャピタル・AMCAPファンドF キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ） キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い） キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い） キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定 為替ヘッジ） キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ） キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ） キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF キャピタル・グローバル中期債ファンドF キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】

継続募集額(2026年8月14日から2027年8月12日まで)

キャピタル・ニューワールド・ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・AMCAPファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）

1兆円を上限とします。

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）

1兆円を上限とします。

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

1兆円を上限とします。

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限
定為替ヘッジ）

1兆円を上限とします。

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

3兆円を上限とします。

キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）

1兆円を上限とします。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・グローバル中期債ファンドF

1兆円を上限とします。

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

キャピタル・ニューワールド・ファンドF

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

キャピタル・AMCAPファンドF

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

キャピタル・グローバル中期債ファンドF

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

- ・上記ファンドを総称して「キャピタル・ラップ専用ファンド・2023シリーズ」、「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。また、各ファンドを「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。

- ・ファンドの名称は、以下の略称を用いて表示することがあります。

ファンドの名称	略称
キャピタル・ニューワールド・ファンドF	「ニューワールド・ファンドF」
キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF	「ニューエコノミー・ファンドF」
キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF	「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」
キャピタル・AMCAPファンドF	「AMCAPファンドF」
キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）	「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）	「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」
キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）	「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」
キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）	「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」
キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）	「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」
キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）	「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF	「エマージング・ストラテジー・ファンドF」
キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF	「グローバル・アロケーション・ファンドF」
キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF	「グローバル・ボンド・ファンドF」
キャピタル・グローバル中期債ファンドF	「グローバル中期債ファンドF」
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF	「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

ファンドは、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）を委託者とし、ファンドそれぞれの受託会社を受託者とする契約型の追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

継続申込期間：各ファンドにつき（「世界株式ファンドＦ（限定為替ヘッジ）」を除く）、１兆円を上限とします。「世界株式ファンドＦ（限定為替ヘッジ）」、３兆円を上限とします。

・発行価額の総額とは、受益権１口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

（４）【発行（売出）価格】

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額とは、ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権１口当たりの純資産価額です。基準価額は、便宜上１万口当たりをもって表示されることがあります。
- ・基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。
- ・基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記の委託会社照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、ファンドの名称は、以下の掲載名で表記されています。

ファンドの名称	掲載名
キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ	NワールドＦ無
キャピタル・ニューエコノミー・ファンドＦ	NエコＦ無
キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドＦ	WグロＦ無
キャピタル・AMCAPファンドＦ	AMCPＦ無
キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドＦ（限定為替ヘッジ）	バランスＦ有
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドＦ（米ドル売り円買い）	インビルＦ有
キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドＦ（米ドル売り円買い）	グロ社債Ｆ有
キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドＦ（限定為替ヘッジ）	トータルＦ有
キャピタル世界株式ファンドＦ（限定為替ヘッジ）	世界株式Ｆ有
キャピタル世界配当成長ファンドＦ（限定為替ヘッジ）	配当成長Ｆ有
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＦ	エマストＦ無

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF	グロアロF無
キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF	グロボンF無
キャピタル・グローバル中期債ファンドF	グロ中期F無
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF	グロハイF無

基準価額に関する委託会社照会先

キャピタル・インターナショナル株式会社
 電話番号 03-6366-1300（営業日9：00～17：00）
 ホームページ capitalgroup.co.jp

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社につきましては、後記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2026年8月14日から2027年8月12日まで

- ・継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社
 電話番号 03-6366-1300（営業日9：00～17：00）
 ホームページ capitalgroup.co.jp

（９）【払込期日】

継続申込期間において取得申込者は、取得申込代金を販売会社の指定する期日までに、指定の方法で申込みの販売会社にお支払いください。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定ファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行なっている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。
- ・取得申込代金とは、申込金額（発行価格×取得申込口数）です。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込代金は、申込みの販売会社にお支払いください。

- ・販売会社につきましては、前記「（８）申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

ファンドは、ラップ口座にかかる契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。）等の資金を運用するためのファンドです。ファンドの取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設する等の一定の条件を満たした者に限られます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込金額には利息は付利されません。

日本以外の地域における発行は行ないません。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

信託金限度額

信託金の限度額は、それぞれ以下となっています。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

- ・各ファンドにつき（「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」を除く）、1兆円
- ・「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」、3兆円

ファンドの特色

- 各ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、内外の投資信託証券（以下「投資対象ファンド」ということがあります。）に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 各ファンドが投資するマザーファンドおよび実質的に投資する投資対象ファンド

ファンド	マザーファンド	ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券(上段)
		追加型証券投資信託(下段)
「ニューワールド・ファンドF」	「ニューワールド・マザーファンド(為替ヘッジなし)」	「ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスC)」
		「日本短期債券ファンド」
「ニューエコノミー・ファンドF」	「ニューエコノミー・マザーファンド」	「ニューエコノミー・ファンド(LUX)(クラスC)」
		「日本短期債券ファンド」

「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」	「ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」	「ワールド・グロース・アンド・インカム(LUX)(クラスC)」
		「日本短期債券ファンド」
「AMCAPファンドF」	「AMCAPマザーファンド」	「AMCAPファンド(LUX)(クラスC)」
		「日本短期債券ファンド」
「アメリカン・バランス・ファンドF(限定為替ヘッジ)」	「アメリカン・バランス・マザーファンド(限定為替ヘッジ)」	「アメリカン・バランス・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」
		「日本短期債券ファンド」
「インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)」	「インカム・ビルダー・マザーファンド(米ドル売り円買い)」	「キャピタル・インカム・ビルダー(LUX)(クラスCh-JPY)」
		「日本短期債券ファンド」
「グローバル投資適格社債ファンドF(米ドル売り円買い)」	「グローバル投資適格社債マザーファンド(米ドル売り円買い)」	「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」
		「日本短期債券ファンド」
「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF(限定為替ヘッジ)」	「グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド(限定為替ヘッジ)」	「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」
		「日本短期債券ファンド」
「世界株式ファンドF(限定為替ヘッジ)」	「世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)」	「ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」
		「日本短期債券ファンド」
「世界配当成長ファンドF(限定為替ヘッジ)」	「世界配当成長マザーファンド(限定為替ヘッジ)」	「ワールド・ディビデンド・グロウーズ(LUX)(クラスCh-JPY)」
		「日本短期債券ファンド」

「エマージング・ストラテジー・ファンドF」	「エマージング・ストラテジー・マザーファンド(為替ヘッジなし)」	「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdm)」
		「日本短期債券ファンド」
「グローバル・アロケーション・ファンドF」	「グローバル・アロケーション・マザーファンド」	「グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)(クラスC)」
		「日本短期債券ファンド」
「グローバル・ボンド・ファンドF」	「グローバル・ボンド・マザーファンド」	「グローバル・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)」
		「日本短期債券ファンド」
「グローバル中期債ファンドF」	「グローバル中期債マザーファンド」	「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)」
		「日本短期債券ファンド」
「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」	「グローバル・ハイインカム債券マザーファンド(為替ヘッジなし)」	「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)(クラスC)」
		「日本短期債券ファンド」

各ファンドの実質的な投資割合は、ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券を高位に維持することを基本とします。

各ファンドの実質的な投資対象ファンドの概要は、後記 2 投資方針（2）投資対象「＜参考情報 2＞投資対象ファンドの概要等」をご覧ください。

ファンド、マザーファンド、外国投資信託証券、追加型証券投資信託の名称は、略称で表示しています。正式名称は、以下をご覧ください。また、以下同様に略称でいうことがあります。

各ファンドの正式名称と略称

正式名称	略称
キャピタル・ニューワールド・ファンドF	「ニューワールド・ファンドF」
キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF	「ニューエコノミー・ファンドF」
キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF	「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」
キャピタル・AMCAPファンドF	「AMCAPファンドF」
キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）	「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）	「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）	「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」
キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）	「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」
キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）	「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」
キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）	「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF	「エマージング・ストラテジー・ファンドF」
キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF	「グローバル・アロケーション・ファンドF」
キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF	「グローバル・ボンド・ファンドF」
キャピタル・グローバル中期債ファンドF	「グローバル中期債ファンドF」
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF	「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」
各マザーファンドの正式名称と略称	
正式名称	略称
キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）	「ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」
キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド	「ニューエコノミー・マザーファンド」
キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド	「ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」
キャピタル・AMCAPマザーファンド	「AMCAPマザーファンド」
キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）	「アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」
キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）	「インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」
キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）	「グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）」
キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）	「グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」
キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）	「世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」
キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）	「世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）」
キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）	「エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」
キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド	「グローバル・アロケーション・マザーファンド」
キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド	「グローバル・ボンド・マザーファンド」
キャピタル・グローバル中期債マザーファンド	「グローバル中期債マザーファンド」

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）
「グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）」

投資対象ファンドの正式名称と略称

正式名称	略称
キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）（クラス「ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスC）」 C）	
キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX）（クラス「ニューエコノミー・ファンド（LUX）（クラスC）」 SC）	
キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）（クラス「ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）（クラスC）」 C）	
キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）（クラスC）	「AMCAPファンド（LUX）（クラスC）」
キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	「アメリカン・バランス・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」
キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）（クラスCh-JPY）	「キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）（クラスCh-JPY）」
キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」
キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」
キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	「ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」
キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスCh-JPY）	「ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスCh-JPY）」
キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）	「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）」
キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスC）	「グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスC）」
キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）	「グローバル・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）」
キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）	「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）」
キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）（クラスC）	「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）（クラスC）」
日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	「日本短期債券ファンド」

● 投資形態 ファンド・オブ・ファンズ



<ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券の運用の特色は以下のとおりです。>

「ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスC)」	世界各国の株式を主要投資対象とします。 ・新興国の成長をとらえる企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。
「ニューエコノミー・ファンド(LUX)(クラスC)」	世界各国の株式を主要投資対象とします。 ・主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
「ワールド・グロース・アンド・インカム(LUX)(クラスC)」	世界各国の株式を主要投資対象とします。 ・主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式で配当が見込まれる銘柄を中心に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
「AMCAPファンド(LUX)(クラスC)」	米国の株式を主要投資対象とします。 ・主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国(日本を含む)において上場している企業の株式等が含まれます。

「アメリカン・バランス・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」	米国の株式、投資適格債を主要投資対象とします。 ・主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式および米国における投資適格債に幅広く投資し、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。
「キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）（クラスCh-JPY）」	世界各国の株式、債券を主要投資対象とします。 ・主としてインカム資産の世界各国の株式、債券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」	世界各国の投資適格格付け [*] の社債を主要投資対象とします。 *複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。 ・主として世界各国の投資適格格付けの社債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。
「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」	世界各国の投資適格格付け [*] の公社債を主要投資対象とします。 *複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。 ・主として世界各国の投資適格格付けの公社債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
「ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」	世界各国の株式を主要投資対象とします。 ・主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
「ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスCh-JPY）」	世界各国の株式を主要投資対象とします。 ・主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。銘柄選定にあたっては、配当の持続性に加え配当の成長性に着目します。

「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスCdm)」	エマージング市場の株式、債券を主要投資対象とします。 ・主としてエマージング市場[*]の株式、債券に投資を行ない、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。 [*]先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。
「グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)(クラスC)」	世界各国の株式、債券を主要投資対象とします。 ・主として世界各国の証券取引所等で取引されている株式および債券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
「グローバル・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)」	世界各国の投資適格格付け[*]の公社債を主要投資対象とします。 [*]複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。 ・主として世界各国の投資適格格付けの公社債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)」	世界各国の投資適格格付け[*]の中期債を主要投資対象とします。 [*]複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。 ・主として世界各国の投資適格格付けの中期債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。
「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)(クラスC)」	世界各国の非投資適格格付け[*]の社債およびエマージング債券(以下「ハイ・インカム債券」ということがあります。)を主要投資対象とします。 [*]複数の格付けが付与されている場合は、低い方の格付けを基準とします。 ・主として世界各国のハイ・インカム債券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。
● 「アメリカン・バランス・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」「ニューパースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」「ワールド・ディビデンド・グロウーズ(LUX)(クラスCh-JPY)」は、主要通貨売り円買いの為替取引により、対円で の為替ヘッジを行ないます。原則として実質的な主要通貨建資産に主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、 対円で の為替変動リスクの低減を図ります。 ● 「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」は、主要通貨売り円買いの為替取引に	

より、対円での為替ヘッジを行いません。原則として当該外国投資信託が定める資産クラスの指数に占める主要通貨の割合に応じて、ほぼ同程度の割合の主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。

- 「キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）（クラスCh-JPY）」「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」は、米ドル売り円買いの為替取引を行いません。（米ドル売り円買いとは、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行なうことをいいます。従って、保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行いません。）
- 各ファンドは、キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。
- 各ファンドは、複数のポートフォリオ・マネジャーやアナリストが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

運用体制（運用プロセスの概念図）



商品分類

「ニューワールド・ファンドF」「ニューエコノミー・ファンドF」「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
---------	--------	---------------

単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産
追加型		資産複合
	内外	

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

「AMCAPファンドF」商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産
追加型		資産複合
	内外	

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・海外とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「エマージング・ストラテジー・ファンドF」商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産
追加型	内外	資産複合

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・海外とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・資産複合とは「目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・アロケーション・ファンドF」商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式 債券
	海外	不動産投信 その他資産
追加型	内外	資産複合

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・資産複合とは「目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グローバル中期債ファンドF」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産
	内外	資産複合

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・内外とは「目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・債券とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

「ニューワールド・ファンドF」「ニューエコノミー・ファンドF」「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファン ド	あり
一般	年 2 回	日本 北米		
大型株				
中小型株				
債券	年 4 回	欧州		
一般	年 6 回 （ 隔 月 ）	アジア		
公債		オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回 （ 毎 月 ）	アフリカ		

クレジット属性		中近東（中東）	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 （投資信託証券（株式））				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年１回とは「目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

「AMCAPファンドF」属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル （日本を含む）		
一般 大型株 中小型株	年２回	日本 北米		
債券	年４回	欧州 アジア	ファミリーファン ド	あり
一般				

公債	年6回 (隔月)	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ		
クレジット属性		中近東(中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 (投資信託証券(株式))				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、米国の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		

中小型株		北米		
債券	年 4 回	欧州	ファミリーファン ド	あり (限 定 ヘ ッ ジ)
一般		アジア		
公債	年 6 回 (隔 月)	オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回 (毎 月)	アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 (投資信託証券（株式）)				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年 1 回とは「目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジあり（限定ヘッジ）とは「目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの」をいいます。

「アメリカン・バランス・ファンド F（限定為替ヘッジ）」属性区分表

投資対象資産	決算頻度		投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回		グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (限定ヘッ ジ)
一般 大型株 中小型株	年 2 回	日本 北米	欧州		
債券	年 4 回				
一般		アジア			
公債	年 6 回 (隔月)	オセアニア			
社債		中南米			
その他債券	年12回 (毎月)	アフリカ			
クレジット属性		中近東 (中東)	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	
不動産投信	日々		エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (株 式/債券))					
資産複合	その他				
資産配分固定型					
資産配分変更型					

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(www.imaj.or.jp/)をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、米国の株式や債券を主要投資対象とするためです。
- ・年 1 回とは「目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第

2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

- ・為替ヘッジあり（限定ヘッジ）とは「目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの」をいいます。

「エマージング・ストラテジー・ファンドF」属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファン ド	あり
一般	年2回	日本		
大型株		北米		
中小型株		欧州		
債券	年4回	アジア		
一般	年6回 （隔月）	オセアニア		
公債		中南米		
社債		アフリカ		
その他債券	年12回 （毎月）	中近東（中東）	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
クレジット属性	日々	エマージング		
不動産投信				
その他資産 （投資信託証券（株式/債券））				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。

収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資

信託証券へ投資することにより、海外の株式や債券を主要投資対象とするためです。

- ・年１回とは「目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・エマージングとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

「インカム・ビルダー・ファンドＦ（米ドル売り円買い）」「グローバル・アロケーション・ファンドＦ」属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファン ド	あり
一般	年 2 回	日本 北米		
大型株				
中小型株				
債券	年 4 回	欧州		
一般	年 6 回 （ 隔 月 ）	アジア		
公債		オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回 （ 毎 月 ）	アフリカ		
クレジット属性	日々	中近東（中東）	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信		エマージング		
その他資産 （ 投 資 信 託 証 券 （ 株 式 / 債 券 ） ）				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

す。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。

収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の株式や債券を主要投資対象とするためです。

- ・年１回とは「目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

「グローバル投資適格社債ファンドＦ（米ドル売り円買い）」「グローバル・ボンド・ファンドＦ」「グローバル中期債ファンドＦ」「グローバル・ハイインカム債券ファンドＦ」属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファン ド	あり
一般	年 2 回	日本		
大型株		北米		
中小型株				
債券	年 4 回	欧州		
一般	年 6 回 （ 隔 月 ）	アジア		
公債		オセアニア		
社債		中南米		
その他債券	年12回 （ 毎 月 ）	アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		

その他資産 （投資信託証券（債券））				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の債券を主要投資対象とするためです。
- ・年１回とは「目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジなしとは「目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの」をいいます。

「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル （日本を含む）	ファミリーファン ド	あり （ 限 定 ヘ ッ ジ ）
一般	年 2 回	日本 北米		
大型株				
中小型株				
債券	年 4 回	欧州		
一般	年 6 回 （ 隔 月 ）	アジア		
公債		オセアニア		
社債		中南米		

その他債券	年12回 （毎月）	アフリカ		
クレジット属性		中近東（中東）	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	日々	エマージング		
その他資産 （投資信託証券（債券））				
資産複合	その他			
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご覧ください。

- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンドを通じて、投資信託証券へ投資することにより、内外の債券を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・グローバルとは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ・為替ヘッジあり（限定ヘッジ）とは「目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの」をいいます。

（２）【ファンドの沿革】

2023年8月18日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

2023年11月24日 投資対象ファンドの変更

<変更前>

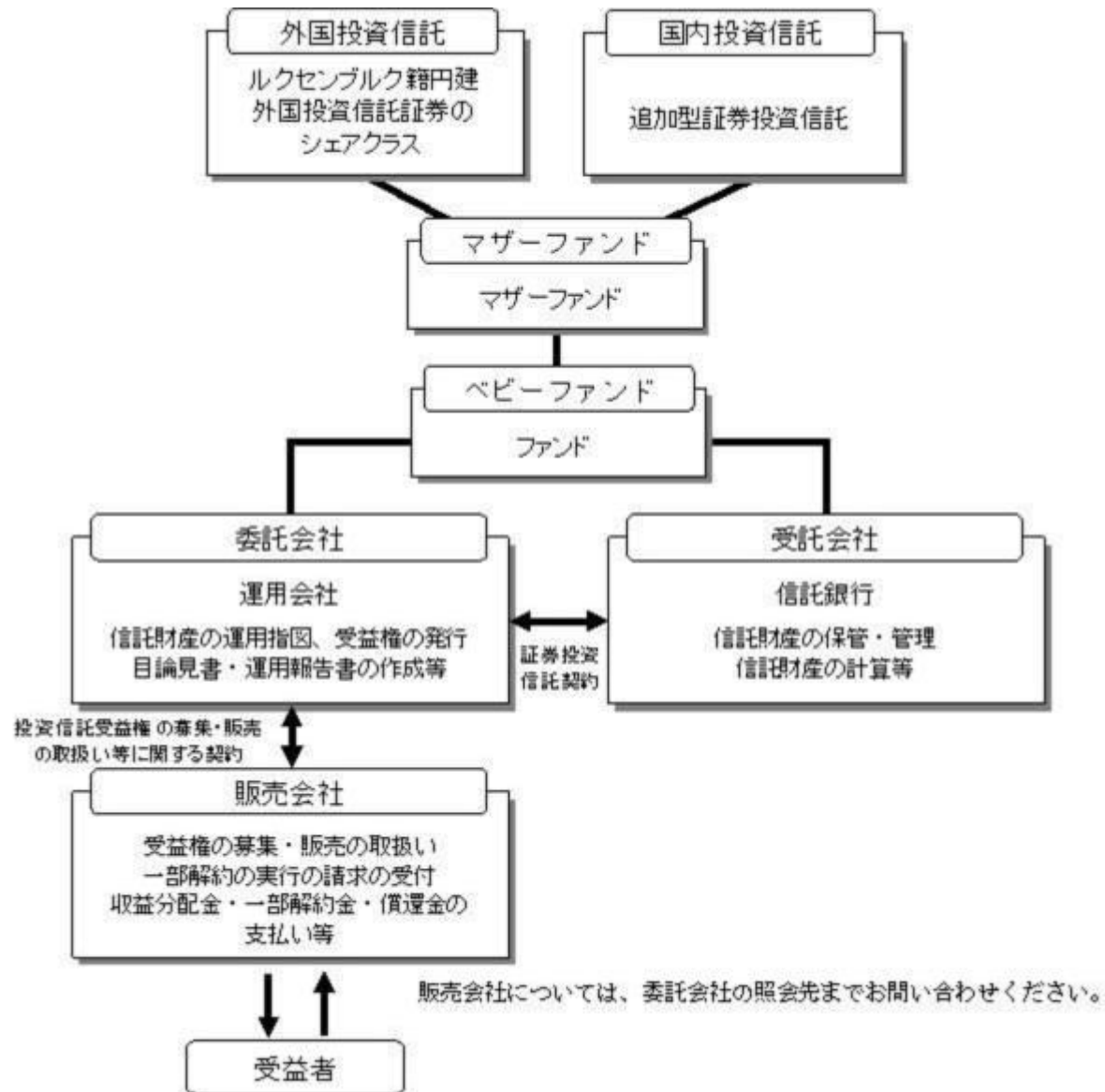
キャピタル・グループ・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）

<変更後>

キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（L U X）（クラスCh-JPY）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



運用会社	信託銀行	ファンド	マザーファンド	ルクセンブルク籍円建外国投資信託証券(上段)
				追加型証券投資信託(下段)
キャピタル・インターナ	三菱UFJ信託銀行株式会社	「ニューワールド・ファンドF」	「ニューワールド・マザーファンド(為替ヘッジなし)」	「ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスC)」 「日本短期債券ファンド」
	三井住友信託銀行株式会社	「ニューエコノミー・ファンドF」	「ニューエコノミー・マザーファンド」	「ニューエコノミー・ファンド(LUX)(クラスC)」 「日本短期債券ファンド」
	みずほ信託銀行株式会社	「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」	「ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」	「ワールド・グロース・アンド・インカム(LUX)(クラスC)」 「日本短期債券ファンド」
	みずほ信託銀行株式会社	「AMCAPファンドF」	「AMCAPマザーファンド」	「AMCAPファンド(LUX)(クラスC)」 「日本短期債券ファンド」
	みずほ信託銀行株式会社	「アメリカン・バランス・ファンドF(限定為替ヘッジ)」	「アメリカン・バランス・マザーファンド(限定為替ヘッジ)」	「アメリカン・バランス・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」 「日本短期債券ファンド」
	みずほ信託銀行株式会社	「インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)」	「インカム・ビルダー・マザーファンド(米ドル売り円買い)」	「キャピタル・インカム・ビルダー(LUX)(クラスCh-JPY)」 「日本短期債券ファンド」
	みずほ信託銀行株式会社	「グローバル投資適格社債ファンドF(米ドル売り円買い)」	「グローバル投資適格社債マザーファンド(米ドル売り円買い)」	「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」 「日本短期債券ファンド」
	みずほ信託銀行株式会社	「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF(限定為替ヘッジ)」	「グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド(限定為替ヘッジ)」	「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド(LUX)(クラスCh-JPY)」 「日本短期債券ファンド」

シ ョ ナ ル 株 式 会 社	三菱UFJ信託 銀行株式会 社	「世界株式ファンドF(限 定為替ヘッジ)」	「世界株式マザーファンド (限定為替ヘッジ)」	「ニューパースペクティブ・ファンド(LU X)(クラスCh-JPY)」 「日本短期債券ファンド」
	みずほ信託 銀行株式会 社	「世界配当成長ファンドF (限定為替ヘッジ)」	「世界配当成長マザーファ ンド(限定為替ヘッジ)」	「ワールド・ディビデンド・グロウーズ(L UX)(クラスCh-JPY)」 「日本短期債券ファンド」
	三菱UFJ信託 銀行株式会 社	「エマージング・ストラテ ジー・ファンドF」	「エマージング・ストラテ ジー・マザーファンド(為替 ヘッジなし)」	「エマージング・マーケット・トータル・オ ポチュニティーズ(LUX)(クラスCdm)」 「日本短期債券ファンド」
	みずほ信託 銀行株式会 社	「グローバル・アロケー ション・ファンドF」	「グローバル・アロケーショ ン・マザーファンド」	「グローバル・アロケーション・ファンド (LUX)(クラスC)」 「日本短期債券ファンド」
	みずほ信託 銀行株式会 社	「グローバル・ボンド・ ファンドF」	「グローバル・ボンド・マ ザーファンド」	「グローバル・ボンド・ファンド(LUX)(ク ラスC)」 「日本短期債券ファンド」
	みずほ信託 銀行株式会 社	「グローバル中期債ファ ンドF」	「グローバル中期債マ ザーファンド」	「グローバル・インターミディエイト・ボン ド・ファンド(LUX)(クラスC)」 「日本短期債券ファンド」
	三菱UFJ信託 銀行株式会 社	「グローバル・ハイインカ ム債券ファンドF」	「グローバル・ハイインカ ム債券マザーファンド(為 替ヘッジなし)」	「グローバル・ハイ・インカム・オポチュ ニティーズ(LUX)(クラスC)」 「日本短期債券ファンド」

受託会社の三菱UFJ信託銀行株式会社は、信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。また、三井住友信託銀行株式会社およびみずほ信託銀行株式会社は、信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託しております。

ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業

務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b.投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの運用成果は、ベビーファンドに反映されます。
- ・委託会社は、各マザーファンドに投資を行なう各ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。2026年8月13日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。

ベビーファンド	マザーファンド	マザーファンドに投資を行なう その他のベビーファンド
「ニューワールド・ファンドF」	「ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」	キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし） 2017年6月27日設定
「ニューエコノミー・ファンドF」	「ニューエコノミー・マザーファンド」	キャピタル・ニューエコノミー・ファンドNF 2021年10月15日設定
「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」	「ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」	ありません。
「AMCAPファンドF」	「AMCAPマザーファンド」	ありません。
「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」	「アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」	ありません。

「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」	「インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」	ありません。
「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」	「グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）」	ありません。
「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」	「グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」	ありません。
「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」	「世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」	キャピタル世界株式ファンドNF（限定為替ヘッジ） 2018年8月21日設定 キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ） 2018年11月15日設定
「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」	「世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）」	ありません。
「エマージング・ストラテジー・ファンドF」	「エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」	キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし） 2013年9月26日設定 キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし） 2013年9月26日設定
「グローバル・アロケーション・ファンドF」	「グローバル・アロケーション・マザーファンド」	ありません。
「グローバル・ボンド・ファンドF」	「グローバル・ボンド・マザーファンド」	ありません。
「グローバル中期債ファンドF」	「グローバル中期債マザーファンド」	ありません。
「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」	「グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）」	キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドBコース（成長型／為替ヘッジなし） 2022年12月15日設定

委託会社の概況（2026年6月30日現在）

- a. 名称：キャピタル・インターナショナル株式会社
- b. 本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目２番３号 丸の内二重橋ビル
- c. 資本金の額：４億5,000万円
- d. 沿革
 - 1986年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立
 - 1987年3月 証券投資顧問業者登録
 - 1987年9月 投資一任業務認可取得
 - 2006年2月 投資信託委託業務認可取得
 - 2007年9月 金融商品取引業登録
 - 2008年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受
- e. 大株主の状況
 - 株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク
 - 住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市
 - 所有株式数：56,400株
 - 所有比率：100%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ないます。

銘柄選定の方針

委託会社の属するキャピタル・グループが運用を行なうファンドを中心に投資方針を重視し、運用目的に合致した投資対象ファンドの選定を行ないます。

運用方法

a) 投資対象

マザーファンドを主要投資対象とします。

b) 投資態度

「ニューワールド・ファンドF」

「ニューエコノミー・ファンドF」

「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」

「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」

「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の株式を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「AMCAPファンドF」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式、債券を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」

「グローバル・アロケーション・ファンドF」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、債券を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」

「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」

「グローバル・ボンド・ファンドF」

「グローバル中期債ファンドF」

「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の債券を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「エマージング・ストラテジー・ファンドF」

マザーファンド受益証券への投資を通じて、エマージング市場の株式、債券を主な投資対象とする投資信託証券、ならびにわが国の公社債・金融商品を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。

先進国に分類される発行体であっても、その資産若しくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。

なお、マザーファンドの組入比率は、高位を維持します。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドおよびマザーファンドが投資する投資信託証券の投資方針は、（２）投資対象「＜参考情報１＞マザーファンドの投資方針等」および「＜参考情報２＞投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

（２）【投資対象】

「ニューワールド・ファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するものの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとしします。

b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ニューエコノミー・ファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとしします。）の種類は、次に掲げるものとしします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「ニューエコノミー・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとしします。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの

- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとしします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - １．預金
 - ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ３．コール・ローン
 - ４．手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドＦ」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形
 - ハ．金銭債権
- b. 次の特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

- a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。
 - １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとしします。

b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ＡＭＣＡＰファンドＦ」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「ＡＭＣＡＰマザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図

します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - １．預金
 - ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ３．コール・ローン
 - ４．手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「アメリカン・バランス・ファンドＦ（限定為替ヘッジ）」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形
 - ハ．金銭債権
- b. 次の特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

- a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「アメリカン・バランス・マザーファ

ンド（限定為替ヘッジ）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

- b. 次の特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ.為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a.委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るもの）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとし、

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、）の種類は、次に掲げるものとし、

a.次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ.有価証券
- ロ.約束手形

八.金銭債権

b.次の特定資産以外の資産

イ.為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a.委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a.次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.約束手形

ハ.金銭債権

b.次の特定資産以外の資産

イ.為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a.委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「世界配当成長ファンドＦ（限定為替ヘッジ）」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「エマージング・ストラテジー・ファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用

することの指図ができます。

「グローバル・アロケーション・ファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル・アロケーション・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル・ボンド・ファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

- b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

- a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル・ボンド・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル中期債ファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

- b. 次の特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

- a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル中期債マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
 - ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ３．コール・ローン
 - ４．手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

投資対象とする資産の種類（約款第15条）

投資対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次の特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次の特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲（約款第16条）

a. 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第

2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。

1 . 預金

2 . 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3 . コール・ローン

4 . 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< 参考情報 1 > マザーファンドの投資方針等

「ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」

（ 1 ）投資方針

主として投資信託証券（「ニューワールド・ファンド（ L U X ）（クラス C ）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「ニューワールド・ファンド（ L U X ）（クラス C ）」を高位に維持することを基本とします。

（ 2 ）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

イ . 有価証券

ロ . 約束手形

ハ . 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ . 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「ニューワールド・ファンド（ L U X ）（クラス C ）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。

1 . コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2 . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 1 . の証券または証書の性質を有するもの

3 . 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と

社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ニューエコノミー・マザーファンド」

（１）投資方針

主として投資信託証券（「ニューエコノミー・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「ニューエコノミー・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「ニューエコノミー・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」、「日本短

期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．の証券または証書の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」

（1）投資方針

主として投資信託証券（「ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）（クラスC）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式を主な投資対象とする「ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）（クラスC）」を高位に維持することを基本とします。

（2）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ.約束手形

ハ.金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

運用の指図範囲

a.委託会社は、信託金を、主として、「ワールド・グロース・アンド・インカム（ＬＵＸ）（クラスＣ）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「ＡＭＣＡＰマザーファンド」

（１）投資方針

主として投資信託証券（「ＡＭＣＡＰファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、米国の株式を主な投資対象とする「ＡＭＣＡＰファンド（ＬＵＸ）（クラス

Ｃ）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産

- イ.有価証券
- ロ.約束手形
- ハ.金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

- イ.為替手形

運用の指図範囲

a.委託会社は、信託金を、主として、「ＡＭＣＡＰファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」

（１）投資方針

主として投資信託証券（「アメリカン・バランス・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、米国の株式、債券を主な投資対象とする「アメリカン・バランス・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産

- イ.有価証券
- ロ.約束手形
- ハ.金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

- イ.為替手形

運用の指図範囲

a.委託会社は、信託金を、主として、「アメリカン・バランス・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金

- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ３．コール・ローン
 - ４．手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」

（１）投資方針

主として投資信託証券（「キャピタル・インカム・ビルダー（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式、債券を主な投資対象とする「キャピタル・インカム・ビルダー（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「キャピタル・インカム・ビルダー（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し

条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）」

（１）投資方針

主として投資信託証券（「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の債券を主な投資対象とする「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券または証書の性質を有するも

の

- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

- c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」

（１）投資方針

主として投資信託証券（「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の債券を主な投資対象とする「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」

（1）投資方針

主として投資信託証券（「ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式等を主な投資対象とする「ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

（2）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産

- イ.有価証券
- ロ.約束手形
- ハ.金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

- イ.為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「ニューパースペクティブ・ファンド（L U X）（クラスCh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）」

（1）投資方針

主として投資信託証券（「ワールド・ディビデンド・グロワーズ（L U X）（クラスCh-JPY）」および「日

本短期債券ファンド」)に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式を主な投資対象とする「ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスCh-JPY）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産

イ.有価証券

ロ.約束手形

ハ.金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

運用の指図範囲

a.委託会社は、信託金を、主として、「ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスCh-JPY）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委

託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」

（１）投資方針

主として投資信託証券（「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、エマージング市場の株式、債券等を主な投資対象とする「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

４．投信法に規定する投資信託または外国投資信託の受益証券

５．投信法に規定する投資証券または外国投資証券

６．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

７．外国または外国の者の発行する証券または証書で前号の証券または証書の性質を有するもの

b. 金融商品

上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記a. １．から ７．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる

権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

「グローバル・アロケーション・マザーファンド」

（１）投資方針

主として投資信託証券（「グローバル・アロケーション・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の株式、債券を主な投資対象とする「グローバル・アロケーション・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産

- イ.有価証券
- ロ.約束手形
- ハ.金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

- イ.為替手形

運用の指図範囲

a.委託会社は、信託金を、主として、「グローバル・アロケーション・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し

条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル・ボンド・マザーファンド」

（１）投資方針

主として投資信託証券（「グローバル・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の債券を主な投資対象とする「グローバル・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「グローバル・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. の証券または証書の性質を有するも

の

- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとしします。

- b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - １．預金
 - ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - ３．コール・ローン
 - ４．手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル中期債マザーファンド」

（１）投資方針

主として投資信託証券（「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の債券を主な投資対象とする「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

運用の指図範囲

a. 委託会社は、信託金を、主として、「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b. 委託会社は、信託金を上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

c. 上記a. の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

「グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）」

（１）投資方針

主として投資信託証券（「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（ＬＵＸ）（クラスＣ）」および「日本短期債券ファンド」）に投資を行ないます。

投資信託証券の投資割合は、世界各国の債券等を主な投資対象とする「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（ＬＵＸ）（クラスＣ）」を高位に維持することを基本とします。

（２）投資対象

投資対象とする資産の種類

投資対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産

- イ.有価証券
- ロ.約束手形
- ハ.金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

- イ.為替手形

運用の指図範囲

a.委託会社は、信託金を、主として、「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（ＬＵＸ）（クラスＣ）」、「日本短期債券ファンド」および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記１．の証券または証書の性質を有するもの
- ３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記３．の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

b.委託会社は、信託金を上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

c.上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記b.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報２>投資対象ファンドの概要等

以下の各ファンドの概要は、2026年６月30日現在のものであり、今後、投資顧問会社等の判断その他理由によ

り変更される場合があります。

「ニューワールド・ファンドF」の実質投資対象ファンド

ファンド名	キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスC）
形態	ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型
信託期間	無期限（2016年10月28日設定）
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	・新興国に高い比重をおく企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・新興国に高い比重をおく非投資適格格付けの債券に投資することがあります。 ・新興国市場の株式・債券の組入比率は、原則として純資産総額の35%以上とします。 ＊上記の新興国とは、キャピタル・グループが、経済面等を総合的に勘案し、新興国と判断する国です。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ・デリバティブ取引を行なう場合があります。 ・ストックコネクトを通じて中国のA株に投資する場合があります。
分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

「ニューエコノミー・ファンドF」の実質投資対象ファンド

ファンド名	キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX）（クラスC）
形態等	ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型 / 欧州の持続可能性に関する開示規則 8 条適合
信託期間	無期限（2019年11月 7 日設定）

投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	・主として世界各国の証券取引所(これに準ずるものを含みます。)に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・投資にあたっては、サステナビリティ・リスクを勘案し、温室効果ガス排出量および環境・社会・ガバナンス（ESG）や社会的規範を考慮した運用を行ないます。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・純資産総額の10%を超えての借入れは、行ないません。
分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」の実質投資対象ファンド

ファンド名	キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（L U X）（クラスC）
形態	ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型
信託期間	無期限（2019年9月27日設定）
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。

投資態度	・主として世界各国の証券取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式で配当が見込まれる銘柄を中心に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

「AMCAPファンドF」の実質投資対象ファンド

ファンド名	キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）（クラスC）
形態	ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型
信託期間	無期限（2017年6月16日設定）
投資対象	米国の金融商品取引所に上場している企業の株式を主要投資対象とします。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。
投資態度	・主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・米国以外の株式等への投資は、原則として純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
分配方針	分配を行いません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」の実質投資対象ファンド

ファンド名	キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）
形態等	ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型 / 欧州の持続可能性に関する開示規則 8 条適合
信託期間	無期限（2021年7月27日設定）
投資対象	米国の金融商品取引所に上場している企業の株式および米国における投資適格債を主要投資対象とします。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。
投資態度	・主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式および米国における投資適格債に幅広く投資し、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。 ・投資にあたっては、サステナビリティ・リスクを勘案し、温室効果ガス排出量および環境・社会・ガバナンス（ESG）や社会的規範を考慮した運用を行ないます。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 ・原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・株式への投資は、原則として純資産総額の50%以上とします。 ・投資適格格付け＊債券への投資は、原則として純資産総額の25%以上とします。 ＊複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。 ・米国以外の有価証券への投資は、原則として純資産総額の20%以下とします。 ・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。
分配方針	分配を行いません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」の実質投資対象ファンド

ファンド名	キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）（クラスCh-JPY）
形態	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型
信託期間	無期限（2018年9月21日設定）
投資対象	世界各国の株式、債券を主要投資対象とします。
投資態度	・主としてインカム資産の世界各国の株式、債券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 ・実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・インカム資産への投資は、原則として純資産総額の90%以上とします。 ・主として株式に投資します。 ・原則として、米国以外のインカム資産への投資は、純資産総額の50%以下とします。 ・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。

分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」の実質投資対象ファンド	
ファンド名	キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）
形態等	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型／欧州の持続可能性に関する開示規則8条適合
信託期間	無期限（2018年2月13日設定）
投資対象	世界各国の投資適格格付け [*] の社債を主要投資対象とします。 *複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。
投資態度	・主として世界各国の投資適格格付けの社債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。 ・投資にあたっては、サステナビリティ・リスクを勘案し、温室効果ガス排出量および環境・社会・ガバナンス（ESG）や社会的規範を考慮した運用を行ないます。 ・実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・投資適格格付け社債の組入比率は、原則として純資産総額の80%以上とします。 ・組入社債の格付けが非投資適格格付けになった場合には、当該社債を3ヶ月以内に売付けます。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ・クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ等に投資を行なうことがあります。
分配方針	分配を行ないません。

決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル
「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」の実質投資対象ファンド	
ファンド名	キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）
形態等	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型／欧州の持続可能性に関する開示規則8条適合
信託期間	無期限（2020年9月17日設定）
投資対象	世界各国の投資適格格付け [*] の公社債を主要投資対象とします。 *複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。
投資態度	・主として世界各国の投資適格格付けの公社債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・投資にあたっては、サステナビリティ・リスクを勘案し、温室効果ガス排出量および環境・社会・ガバナンス（ESG）や社会的規範を考慮した運用を行ないます。 ・実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該外国投資信託が定める資産クラスの指数に占める主要通貨の割合に応じて、ほぼ同程度の割合の主要通貨売り円買いの為替取引を行ないます。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・投資適格格付け公社債への投資は、原則として純資産総額の50%以上とします。 ・組入公社債の格付けが非投資適格格付けになった場合のディストレス証券への投資は、原則として純資産総額の10%以下とします。 ・株式および転換社債への投資は、原則として純資産総額の10%以下とします。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ・クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ等に投資を行なうことがあります。
分配方針	分配を行ないません。

決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル
「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」の実質投資対象ファンド	
ファンド名	キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）
形態	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型
信託期間	無期限（2015年10月30日設定）
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	・主として世界各国の証券取引所(これに準ずるものを含みます。)に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 ・原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・原則として同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。 ・原則として同一銘柄の転換社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。 ・原則として同一銘柄の新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。 ・純資産総額の10％を超えての借入れは、行ないません。
分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」の実質投資対象ファンド

ファンド名	キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスCh-JPY）
形態	ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型
信託期間	無期限（2013年8月6日設定）
投資対象	世界各国の株式を主要投資対象とします。
投資態度	・主として世界各国の証券取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・銘柄選定にあたっては、配当の持続性に加え配当の成長性に着目します。 ・市場動向によっては、非上場株式および債券等に投資を行なう場合があります。 ・原則として主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替変動リスクの低減を図ります。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。
分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

「エマージング・ストラテジー・ファンドF」の実質投資対象ファンド

ファンド名	キャピタル・グループ・エマージング・マーケッツ・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）
形態	ルクセンブルク籍 / 円建 / 外国投資信託証券 / 会社型
信託期間	無期限（2008年2月1日設定）

投資対象	エマージング市場 [*] の株式、債券を主要投資対象とします。 * 先進国に分類される発行体であっても、その資産もしくは収益等においてエマージング市場に高い比重をおいている場合、投資対象に含みます。
投資態度	・主としてエマージング市場の株式、債券に投資を行ない、リスク低減を図りつつ、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。ただし国債や政府保証債、短期金融商品等については除外します。
分配方針	取締役会が、配当金を分配するよう推奨します。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル

「グローバル・アロケーション・ファンドF」の実質投資対象ファンド

ファンド名	キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスC）
形態等	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型／欧州の持続可能性に関する開示規則8条適合
信託期間	無期限（2014年1月31日設定）
投資対象	世界各国の株式、債券を主要投資対象とします。
投資態度	・主として世界各国の証券取引所（これに準ずるものを含みます。）に上場され、またはその他の規制ある市場で取引されている株式および債券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・投資にあたっては、サステナビリティ・リスクを勘案し、温室効果ガス排出量および環境・社会・ガバナンス（ESG）や社会的規範を考慮した運用を行ないます。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・株式の組入比率は、原則として純資産総額の45%以上とします。 ・投資適格格付け*債券の組入比率は、原則として純資産総額の25%以上とします。 *複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。 ・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。
分配方針	分配を行いません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー

「グローバル・ボンド・ファンドF」の実質投資対象ファンド

ファンド名	キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）
形態等	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型／欧州の持続可能性に関する開示規則8条適合
信託期間	無期限（1998年4月3日設定*） *キャピタル・インターナショナル・グローバル・ボンド・ファンドの設定日です。 同ファンドは、2002年9月6日に本ファンドに併合されました。
投資対象	世界各国の投資適格格付け*の公社債を主要投資対象とします。 *複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。
投資態度	・主として世界各国の投資適格格付けの公社債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・投資にあたっては、サステナビリティ・リスクを勘案し、温室効果ガス排出量および環境・社会・ガバナンス（ESG）や社会的規範を考慮した運用を行ないます。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・組入公社債の格付けが非投資適格格付けになった場合には、当該公社債を６ヶ月以内に売付けます。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ・クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ等に投資を行なうことがあります。
分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル

「グローバル中期債ファンドF」の実質投資対象ファンド

ファンド名	キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）
形態	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型
信託期間	無期限（2016年10月13日設定）
投資対象	世界各国の投資適格格付け[*]の中期債を主要投資対象とします。 [*]複数の格付けが付与されている場合は、高い方の格付けを基準とします。
投資態度	・主として世界各国の投資適格格付けの中期債に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、運用にあたっては、米ドル建以外の資産の対米ドルでの為替変動に対して機動的に為替取引を行ないます。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・組入債券の格付けが非投資適格格付けになった場合には、当該債券を6ヶ月以内に売付けます。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ・デリバティブ取引を行なう場合があります。
分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル

「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」の実質投資対象ファンド

ファンド名	キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）（クラスC）
形態等	ルクセンブルク籍／円建／外国投資信託証券／会社型／欧州の持続可能性に関する開示規則8条適合
信託期間	無期限（1999年5月7日設定＊） ＊キャピタル・インターナショナル・グローバル・ハイ・イールド・ファンドの設定日です。同ファンドは、2002年9月6日に本ファンドに併合されました。
投資対象	世界各国の非投資適格格付け [*] の社債およびエマージング債券を主要投資対象とします。 ＊複数の格付けが付与されている場合は、低い方の格付けを基準とします。
投資態度	・主として世界各国の非投資適格格付けの社債およびエマージング債券に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ・投資にあたっては、サステナビリティ・リスクを勘案し、温室効果ガス排出量および環境・社会・ガバナンス（ESG）や社会的規範を考慮した運用を行ないます。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・純資産総額の範囲内において有価証券への投資に制限を設けません。 ・原則として非投資適格格付けの社債およびエマージング債券以外への投資は、純資産総額の50%以下とします。 ・原則としてハイブリッド証券（株式もしくは優先株への転換条件が付与された転換社債等）、株式等への投資は、純資産総額の10%以下とします。 ・同一発行体の発行する証券への投資は、原則として取得時においてファンドの純資産総額の10%を上限とします。 ・クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ等に投資を行なうことがあります。
分配方針	分配を行ないません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬	委託会社報酬中から支弁します。
投資顧問会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル

各ファンドの実質投資対象ファンド

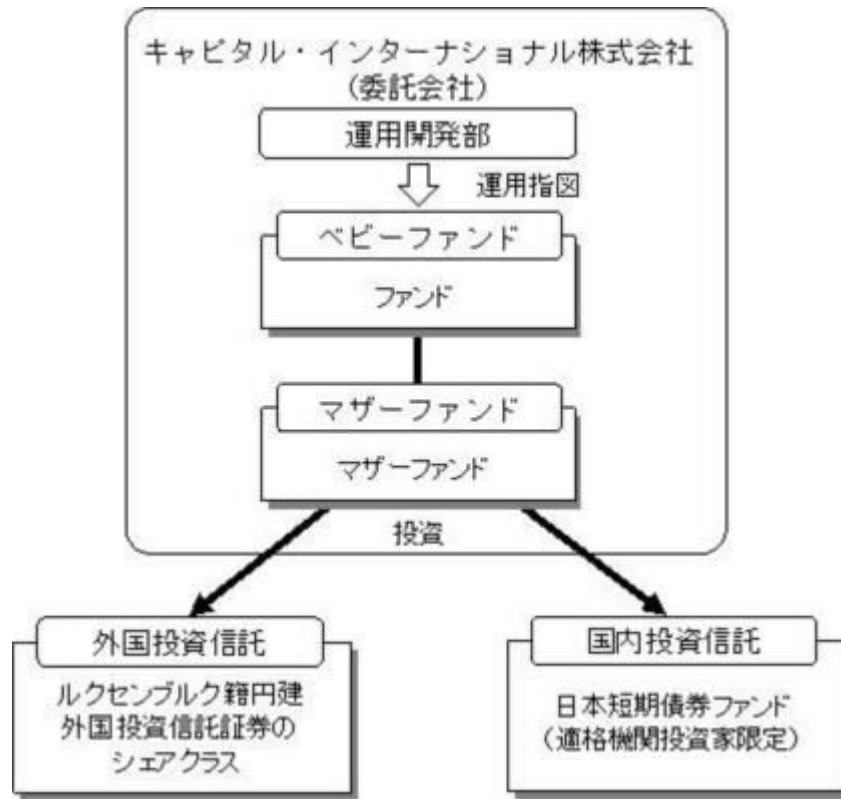
ファンド名	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)
形態	追加型証券投資信託 / 契約型
信託期間	無期限（2007年9月26日設定）
投資対象	日本短期債券マザーファンドを主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債・金融商品に直接投資することがあります。
投資態度	・日本短期債券マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債・金融商品に投資します。 ・NOMURA-BPI 短期インデックス＊をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。 ＊NOMURA-BPI 短期インデックスに関する知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）に帰属しております。また、NFRCは、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。 ・日本短期債券マザーファンドの組入比率は、高位を維持することを基本とします。 ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	・ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・ 外貨建資産への投資は、行ないません。 ・ 有価証券先物取引等を行なうことができます。 ・ スワップ取引は、効率的な運用に資するため行なうことができます。
分配方針	経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
決算日	毎年 7 月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬	純資産総額に対しての年率0.13%（税抜） 配分（年率 / 税抜）委託会社：0.10%、販売会社：0.01%、受託会社：0.02%
委託会社	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

運用体制

運用に係る意思決定については、委託会社の運用開発部が統括しており、ファンドへの投資対象ファンドの組入方針およびファンドの分配方針等を決定する体制としております。



内部管理体制

内部管理体制につきましては、ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部門による業務管理およびコンプライアンス部門によるモニタリングを行ない、適正性の確保に努める体制としております。

また、投資対象ファンドを含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用開発部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）でレビューを実施する体制としております。

（参考情報）

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2026年6月30日現在）

運用開発部（6名）／法務コンプライアンス部（3名）／オペレーション部（12名）

（ ）は、各部において、当ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

関係法人に関する管理体制

受託会社 業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また投資信託受託業務にかかる内部統制報告書を定期的に入手し、レビューを実施します。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

< 参考情報 >

投資対象ファンドにおける運用体制は、次のとおりです。

１．「ニューワールド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」「ニューエコノミー・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」「ワールド・グロース・アンド・インカム（ＬＵＸ）（クラスＣ）」「ＡＭＣＡＰファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」「アメリカン・バランス・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY）」「キャピタル・インカム・ビルダー（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY）」「ニューパースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY）」「ワールド・ディビデンド・グロウーズ（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY）」「グローバル・アロケーション・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」の運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーが行ないます。

「グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY）」「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣh-JPY）」「エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（ＬＵＸ）（クラスＣdm）」「グローバル・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」「グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）（クラスＣ）」「グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（ＬＵＸ）（クラスＣ）」の運用は、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニーおよびキャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エルが行ないます。

上記投資対象ファンドを運用するキャピタル・グループの運用体制は、次のとおりです。

投資哲学

「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」

徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構

成する運用体制は1958 年から採用されています。

主な特徴は次のとおりです。

- ・独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる
- ・個人評価の明確性が保てる
- ・運用結果の均一性が保てる
- ・継続性が保てる

２．「日本短期債券ファンド」

運用は、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社が行ないます。同社の運用体制は、次のとおりです。

運用部門内会議において国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づき運用戦略を策定します。各運用部は運用戦略に基づいて運用計画を決定し、担当ファンドマネジャーは運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指図を行ない、トレーディング部は事前チェックを行なったうえで最良執行を目指して売買を行ないます。また、運用部門内でのPDCAによる自律的牽制により運用改善を図る他、運用部から独立した管理担当部署による各種モニタリング結果がファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じてフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行なわれます。

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、管理担当部署が体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を行ない、この結果は商品企画委員会等を通じて経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

内部監査担当部署は運用、管理等業務全般について、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価し、その評価結果を経営陣に報告する内部監査態勢が構築されています。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

上記は2026年 6 月30日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、諸経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人資産運用業協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

- b. 収益分配金額は分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないことがあります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンド受益証券の信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンド受益証券の信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンド受益証券の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

- a. 一般コース^{*1}

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

- b. 自動けいぞく投資コース^{*1}

収益分配金は、自動けいぞく投資契約^{*2}（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

*1 販売会社によっては、コースの名称が異なることがあります。

*2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

（５）【投資制限】

各ファンド共通

- ・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- ・投資信託証券への実質投資割合（マザーファンド受益証券への投資を介した投資の割合をいいます。）には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
- ・株式への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・外貨建資産への直接投資は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・デリバティブの直接利用は、行ないません。（約款「運用の基本方針」）
- ・信用リスク集中回避のための投資制限（約款第17条）

組入投資信託証券が、一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の100分の10を超えないものとします。

一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

- ・公社債の借入（約款第20条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

上記の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

- ・資金の借入れ（約款第27条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

上記の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1．一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の合計額の範囲内

２．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

３．借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金 が支弁される日からその翌営業日までとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参考情報 > マザーファンドの投資制限等

各マザーファンド共通

- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への直接投資は、行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・デリバティブ取引は、原則行ないません。
- ・公社債の借入

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

上記 の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記 の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

上記 の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

マザーファンドが投資する投資信託証券の投資制限は、(2)投資対象「< 参考情報 2 > 投資対象ファンドの概要等」をご参照ください。

３【投資リスク】

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて内外の投資信託証券に投資を行ない、値動きのある有価証券等に投資します。このため、ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因

ファンドの主要なリスクは次のとおりです。各ファンドの主要なリスクの内容は、後記をご確認ください。

	価格変動リスク	為替変動リスク	金利変動リスク	信用リスク	デリバティブに関するリスク	流動性リスク	カンントリーリスク
「ニューワールド・ファンドF」							
「ニューエコノミー・ファンドF」							
「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」							
「AMCAPファンドF」							
「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」							
「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」							
「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」							
「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」							
「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」							
「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」							
「エマージング・ストラテジー・ファンドF」							
「グローバル・アロケーション・ファンドF」							
「グローバル・ボンド・ファンドF」							

「グローバル中期債ファンドF」

「グローバル・ハイインカム債券
ファンドF」

価格変動リスク

「ニューエコノミー・ファンドF」「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」「AMCAP
ファンドF」「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッ
ジ）」

ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業の業績や
信用度、市場の需給関係等を反映して変動します。ファンドが実質的に投資している株式等の価格が下落
した場合には、ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

「ニューワールド・ファンドF」「グローバル・アロケーション・ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や
債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には債務
不履行等となるリスクもあります。ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合
には、ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、非投資適格格付けの債券
については、投資適格格付けの債券と比較して、価格が大きく変動する可能性や債務不履行等が生じるリ
スクが高いと想定されます。

「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売
り円買い）」「エマージング・ストラテジー・ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や
債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には債務
不履行等となるリスクもあります。ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合
には、ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グ
ローバル中期債ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、債券等の発行体の業績や信
用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には債務不履行等となるリスクもあ
ります。ファンドが実質的に投資している債券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落
し投資元本を割り込むことがあります。

「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には債務不履行等となるリスクもあります。ファンドが実質的に投資している債券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。なお、非投資適格格付けの債券については、投資適格格付けの債券と比較して、価格が大きく変動する可能性や債務不履行等が生じるリスクが高いと想定されます。

為替変動リスク

「ニューワールド・ファンドF」「エマージング・ストラテジー・ファンドF」「グローバル・アロケーション・ファンドF」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グローバル中期債ファンドF」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

「ニューエコノミー・ファンドF」「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」「AMCAPファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」
「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」

ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券（クラスC h-JPY）は、原則として実質的な主要通貨建資産に主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替ヘッジを行ないます。なお、為替取引を行なうにあたり取引コスト（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。）がかかります。また、為替ヘッジを行なうことによって、為替変動の影響が完全に排除できるとは限りません。

これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」

ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券（クラスCh-JPY）は、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行ないます。従って、当該外国投資信託証券が保有する実質的な米ドル建て資産については、為替変動の影響は低減されます（ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。）が、当該外国投資信託証券が保有する実質的な米ドル建て以外の資産については、米ドルに対する当該資産通貨の為替変動の影響を受けます。なお、為替取引を行なうにあたり取引コスト（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。）がかかります。

新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」

ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券（クラスCh-JPY）は、実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該外国投資信託が定める資産クラスの指数に占める主要通貨の割合に応じて、ほぼ同程度の割合の主要通貨売り円買いの為替取引を行ない、対円での為替ヘッジを行ないます。なお、為替取引を行なうにあたり取引コスト（「取引コスト」とは、為替取引を行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差相当分収益が低下します。）がかかります。また、為替ヘッジを行なうことによって、為替変動の影響が完全に排除できるとは限りません。

新興国通貨の為替相場は短期間に大幅に変動することがあり、先進国通貨と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

これら為替変動の影響は、基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グローバル中期債ファンドF」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう債券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。経済環境にもよりますが、一般的に債券等は金利が上昇した場合には価格が下落し、金利が低下した場合には価格が上昇する傾向にあり、基準価額の変動要因となります。ただし、その価格変動は経済情勢や企業業績動向等により異なり、また債券の場合には残存期間・発行条件等によっても異なります。

「ニューワールド・ファンドF」「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」「エマージング・ストラテジー・ファンドF」「グローバ

ル・アロケーション・ファンドF」

ファンドが実質的に投資を行なう株式・債券等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。経済環境にもよりますが、一般的に株式・債券等は金利が上昇した場合には価格が下落し、金利が低下した場合には価格が上昇する傾向にあり、基準価額の変動要因となります。ただし、その価格変動は経済情勢や企業業績動向等により異なり、また債券の場合には残存期間・発行条件等によっても異なります。

「ニューエコノミー・ファンドF」「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」「AMCAP ファンドF」「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘ ジ）」

ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は市場金利の変動により変動することがあり、これに伴い基準価額が下落することがあります。

信用リスク

「ニューエコノミー・ファンドF」「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」「AMCAP ファンドF」「世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘ ジ）」

株式等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

「ニューワールド・ファンドF」「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「インカム・ ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」「エマージング・ストラテジー・ファンドF」「グローバ ル・アロケーション・ファンドF」

株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・トータル・リターン・ボン ド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グローバル中期債ファンド F」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

デリバティブに関するリスク

「ニューワールド・ファンドF」「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」「エマージング・ストラテジー・ファンドF」「グローバル・アロケーション・ファンドF」「グローバル・ボンド・ファンドF」「グローバル中期債ファンドF」「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」

ファンドが実質的に投資する外国投資信託証券は、デリバティブとよばれる金融派生商品を売買することがあります。当該商品の取引相手の業績悪化（倒産に至る場合も含まれます。）等の影響により、予め定められた条件で取引が履行されない、取引の決済の際に反対売買ができない場合等には、ファンドの資産価値が減少し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

流動性リスク

各ファンド共通

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

カントリーリスク

各ファンド共通

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。特に新興国や地域では、政情に起因する諸問題が有価証券や通貨に及ぼす影響が先進国と比較して大きくなる場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ファンドの資産規模にかかる留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、ファンドの受益権の口数が50億口または純資産総額が50 億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

お申込、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消することがあります。

収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行ないますが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行なわないことがあります。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、主要投資対象とするマザーファンド（マザーファンドの投資対象ファンドを含む。）が有するリスクを間接的に受けることになります。

金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する留意点

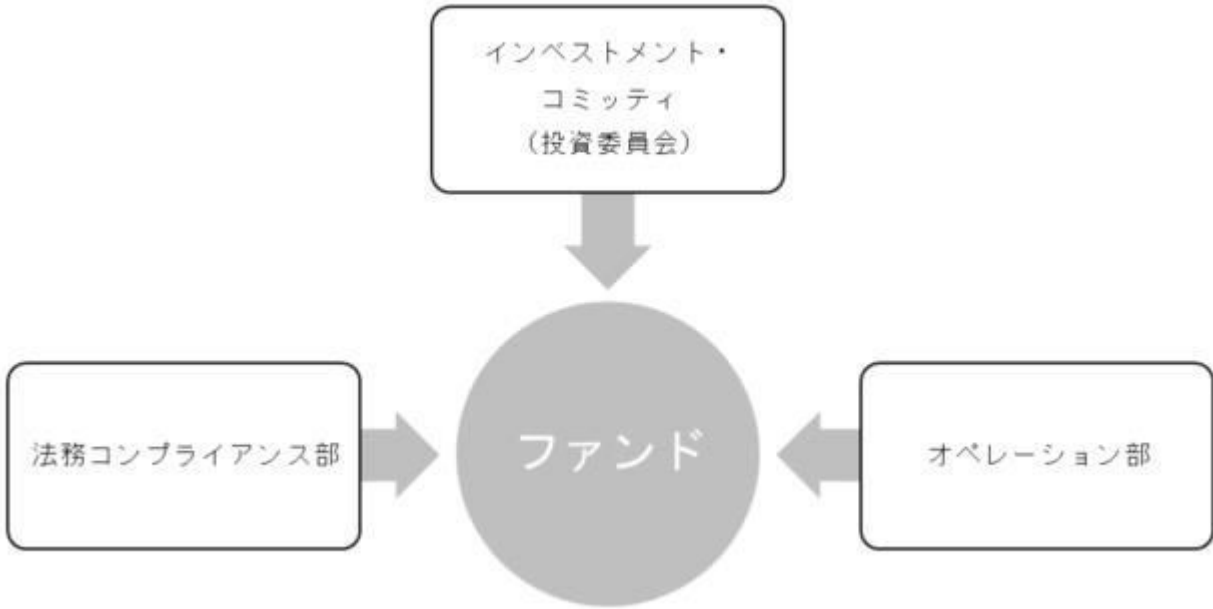
ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

< リスク管理体制 >

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり独立した組織体制で行なっています。



インベストメント・コミッティ (投資委員会)	ファンドの実績・運用評価を含むレビューを定期的に行ない、運用内容が投資目的に則しているか確認しております。
法務コンプライアンス部	投資制限等の遵守状況や組入資産の流動性リスクを含む運用状況についてファンドの基本方針および運用計画等に基づくモニタリング等を行ない、管理徹底を図っております。なお、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、取締役会等が監督します。
オペレーション部	運用開発部による発注の適正な執行および決済、ファンドの信託財産の正確な計理処理を図り、管理徹底に努めております。

< 参考情報 > 投資対象ファンドにおけるリスク管理体制

1. キャピタル・グループのリスク管理体制

(1) ポートフォリオのリスク管理

インベストメント・コミッティ（投資委員会）を定期的開催し、運用状況のレビューを行ないます。これには、世界の各拠点にいるポートフォリオ・マネジャー、グローバル・インベストメント・コントロール等が参加します。そこで各ファンドの実績・運用評価を定期的に行ない、運用内容が投資目的に沿っているかを確認するとともに、ポートフォリオの保有銘柄についての意見交換を通じ組入れ銘

柄の検証を行ないます。

アクティブ運用者として長期的に市場を上回る運用を目標としておりますので、市場全体の動向を示す指数等との乖離は予想されますが、これらを大きく下回った場合は、担当ポートフォリオ・マネジャーがポートフォリオ組替えの討議を行ないます。

（２）リスク管理の徹底

グローバル・インベストメント・コントロール部門が各種投資制限の管理徹底を図っています。

（３）カウンターパーティー・リスク管理

グローバル・カウンターパーティー・アンド・マーケット・オーバーサイト・グループという売買執行におけるブローカー評価組織が有価証券の発注先の評価を行なうことによりリスク管理を行ないます。

<コンプライアンス>

運用の執行前のチェックについては、ポートフォリオ・マネジャーの売買しようとする銘柄が売買可能なものか各種投資制限やグループ内運用規則に反していないかを事前に確認しております。

売買執行後のチェック等としては、トレーディング部門によって執行された取引に関する情報はすべて各部門間においてシステムを通じて伝達されており、取引先からの約定連絡と一致したことを確認した上で決済指図を行っており、また決済後にカストディ銀行との残高照合を行っております。取引情報、決済情報等は委託会社のグループ内のシステムによる自動照合によって管理しております。

２．三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の投資リスクに対する管理体制

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行なうとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行ない、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行なうほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証等を行ないます。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行ないます。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行ない、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行なっています。

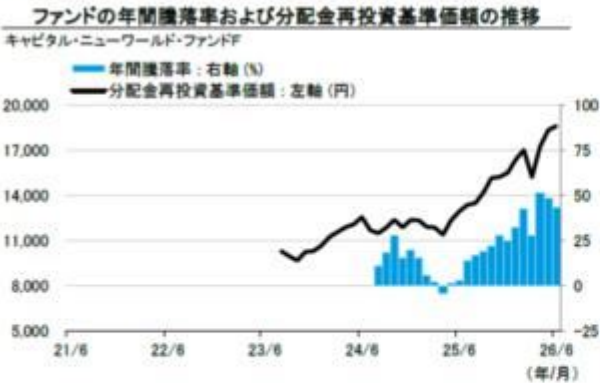
内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行ない、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

上記は2026年6月30日現在のリスク管理体制等です。リスク管理体制は、今後、予告なく変更される場合があります。

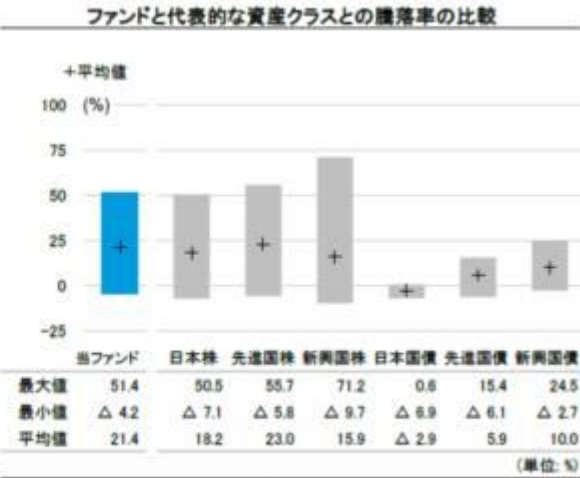
リスクの定量的比較



(注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。

(注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

(注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。



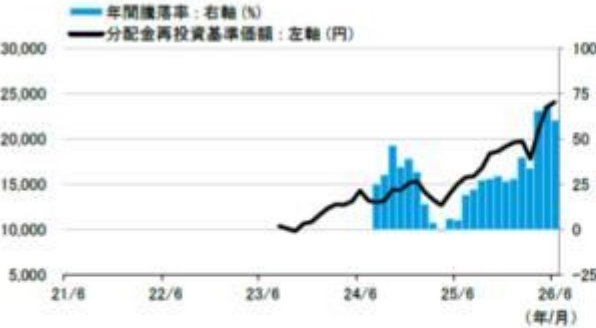
(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

(注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

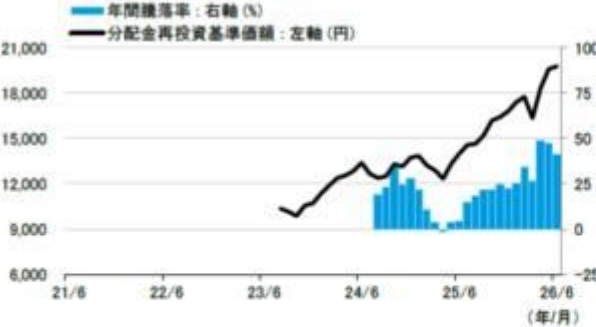
キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF



- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

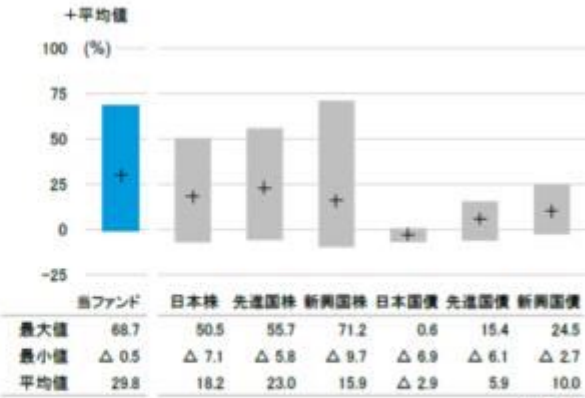
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF



- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

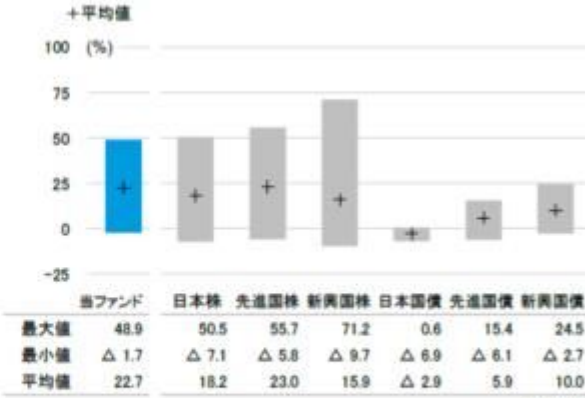
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位: %)

- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

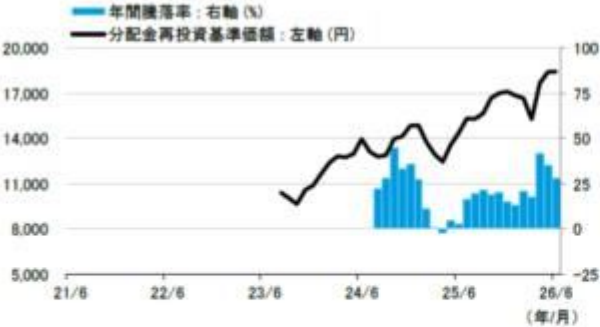


(単位: %)

- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

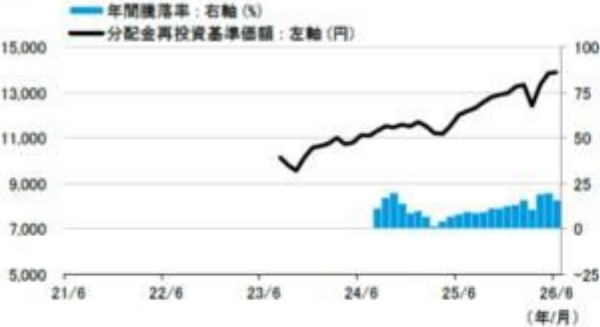
キャピタル・AMCAPファンドF



- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

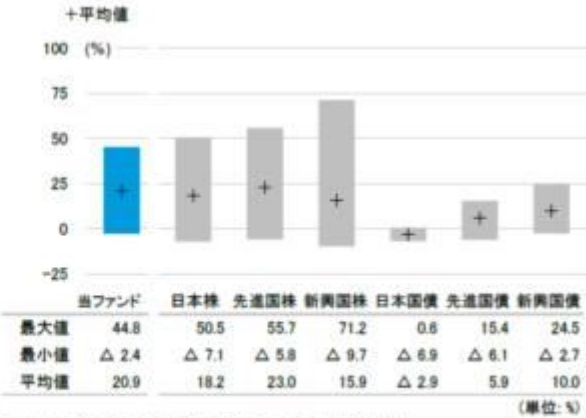
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF(限定為替ヘッジ)



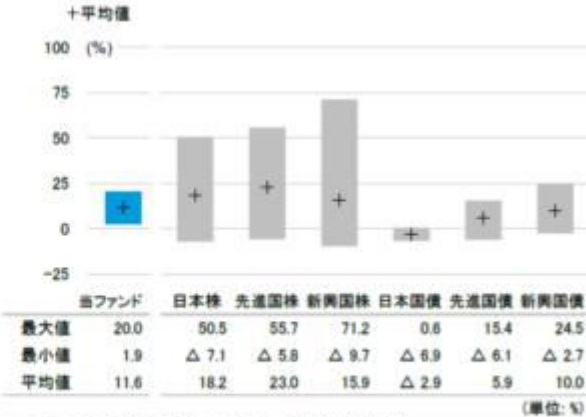
- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

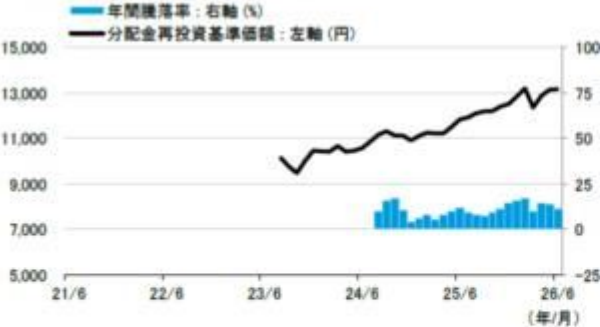
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

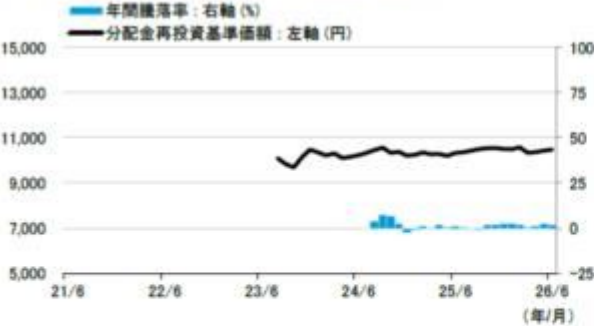
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)



- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

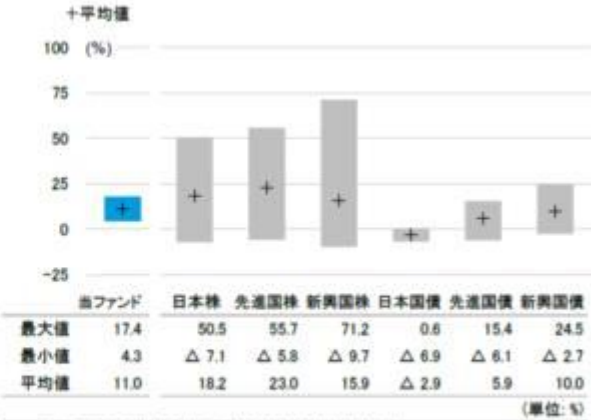
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

キャピタル・グローバル投資選格社債ファンドF(米ドル売り円買い)



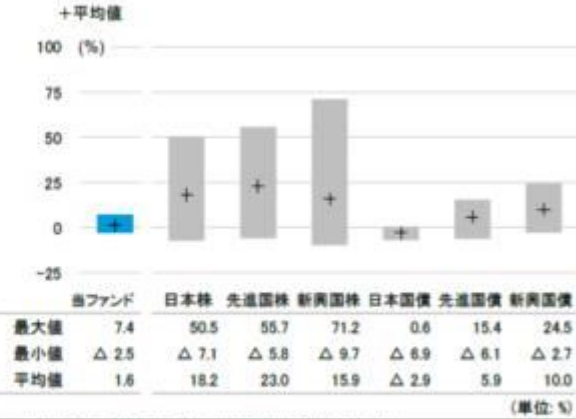
- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

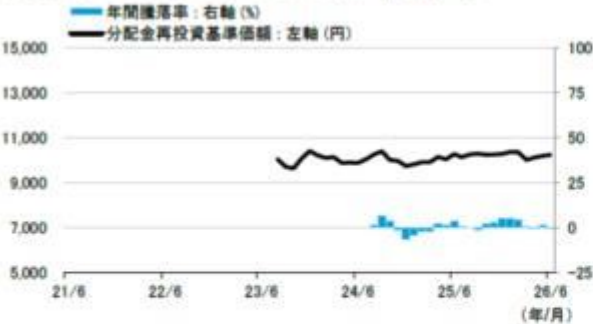
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

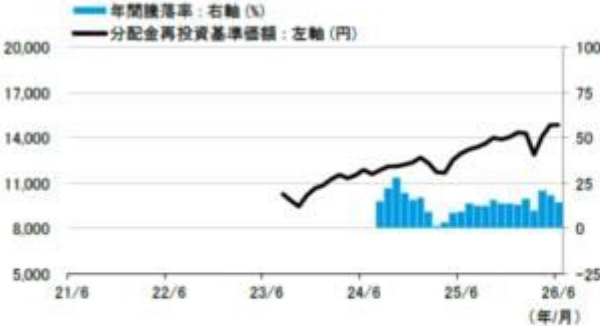
キャピタル・グローバル・バル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF (限定為替ヘッジ)



- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

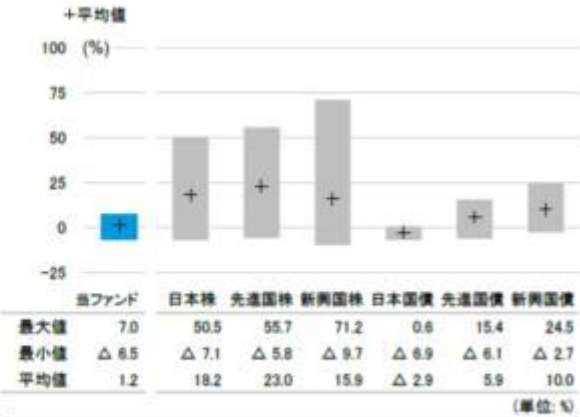
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

キャピタル世界株式ファンドF (限定為替ヘッジ)



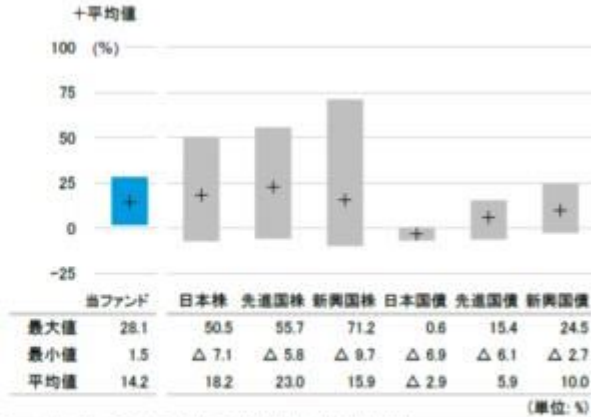
- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



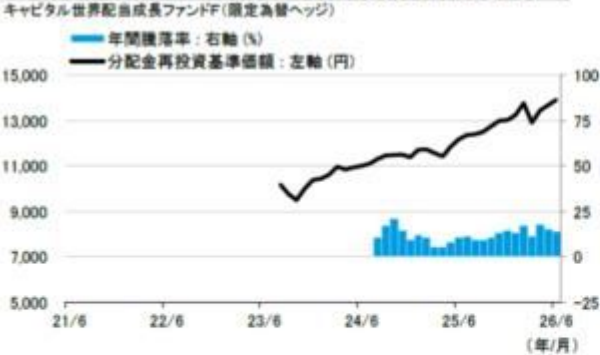
- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



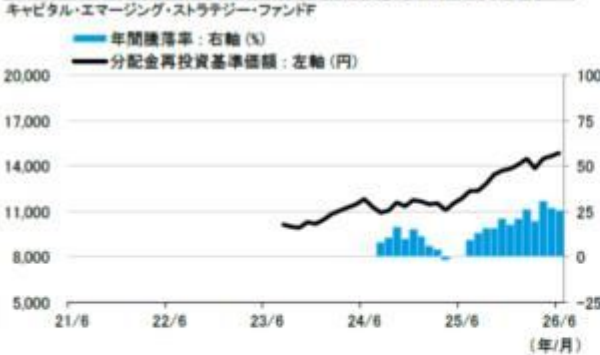
- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



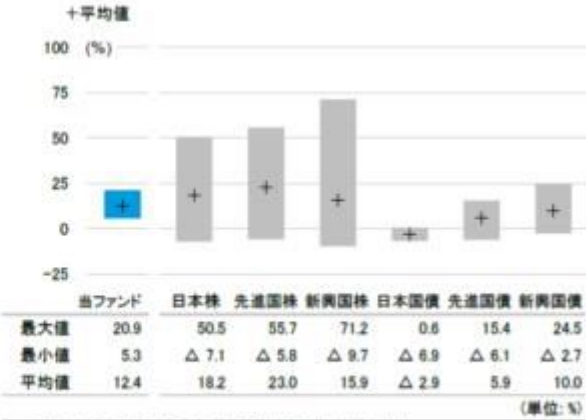
- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



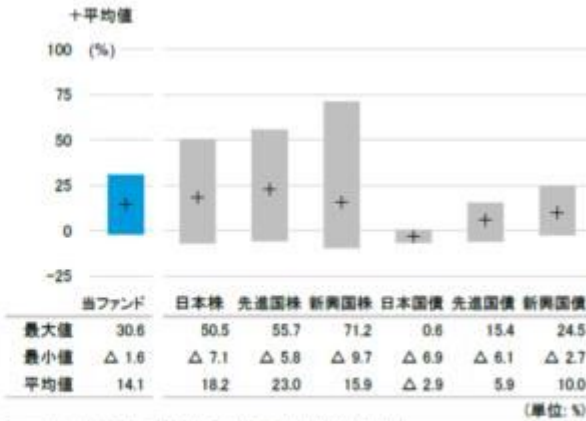
- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

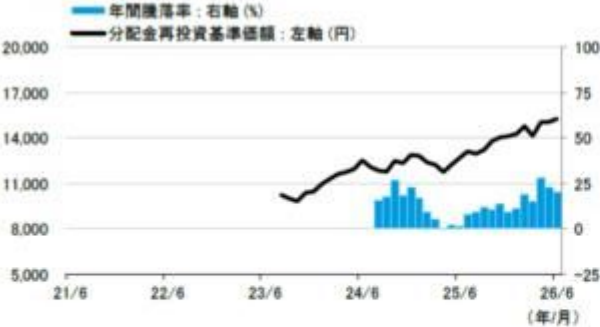
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

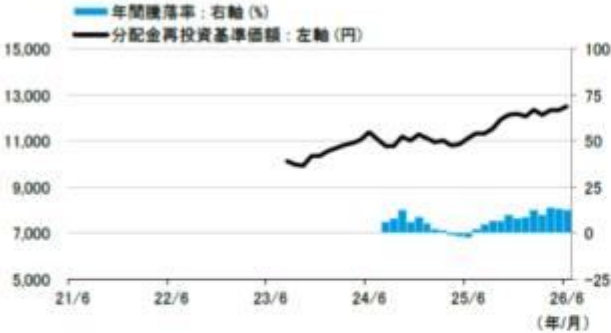
キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF



- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

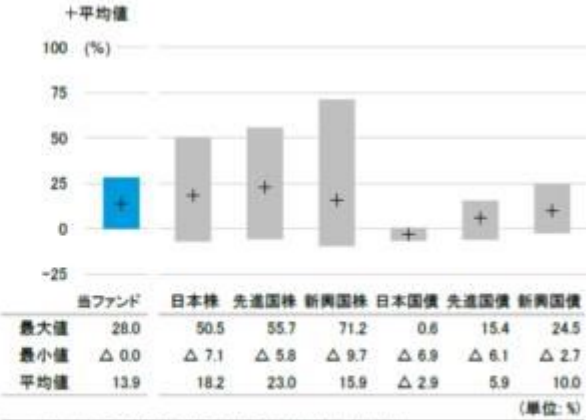
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF



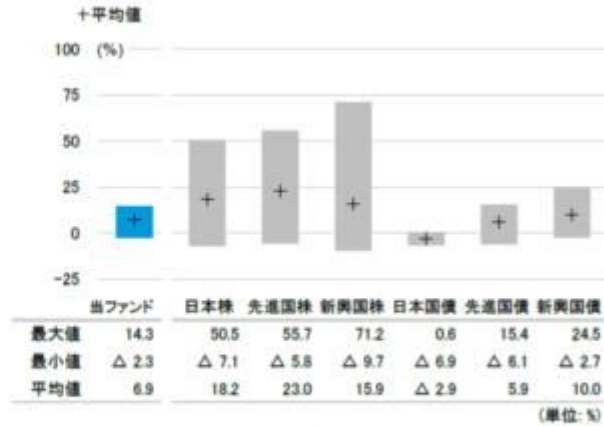
- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

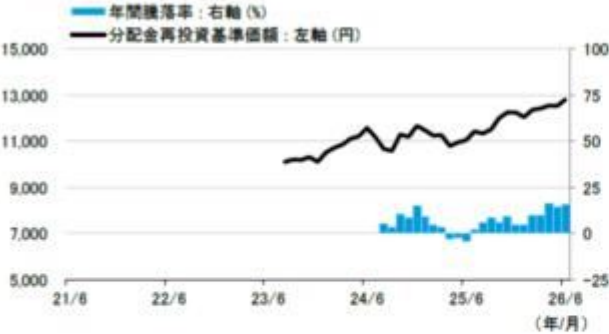
ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

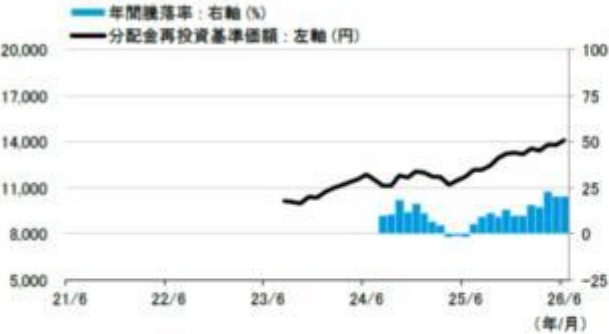
キャピタル・グローバル・中期債ファンドF



- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

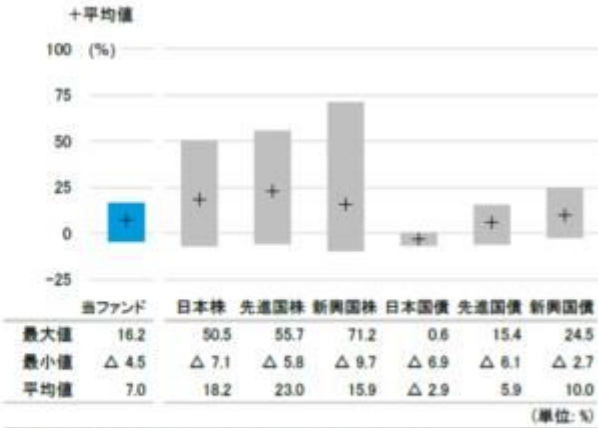
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF



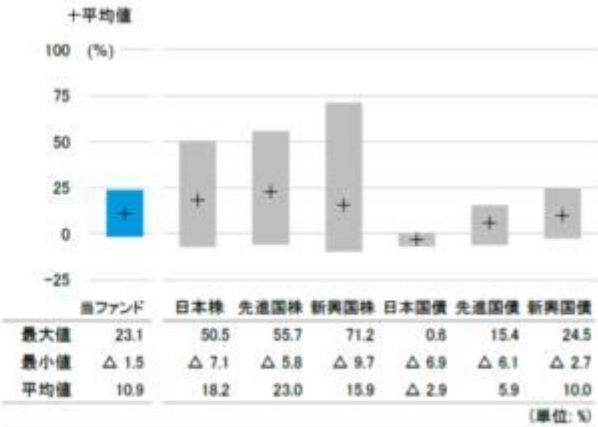
- (注1) 分配金再投資基準価額は、設定日(2023年8月18日)を10,000円とした基準価額で、2023年8月から2026年6月までの各月末における当該基準価額を表示しています。
- (注2) 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- (注3) 年間騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率を表示したもので、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- (注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- (注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2021年7月から2026年6月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- (注3) 当ファンドの騰落率は、2024年8月から2026年6月までの各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

＜各資産クラスの指数＞

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資／円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資／円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本／円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX(配当込み)を表示しております。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利はJPXが有しています。なお、ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、JPXは、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資／円ベース)を表示しております。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資／円ベース)を表示しております。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRG」)が公表している指数で、その知的財産権はNFRGに帰属します。なお、NFRGは、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはFTSE世界国債インデックス(除く日本／円ベース)を表示しております。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)を表示しております。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

・ファンドによるマザーファンドの取得、マザーファンドによる投資対象ファンドの取得についても、取得手数料および信託財産留保額はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

・ファンドによるマザーファンドの換金、マザーファンドによる投資対象ファンドの換金についても、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対して以下の信託報酬率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁され、その支払先への配分等は下記のとおりです。

信託報酬の支払先への配分および役務の内容、ならびに実質的な負担

	「ニューワールド・ファンドF」 「エマージング・ストラテジー・ファンドF」 * 後記の「その他の費用・手数料」においてAグループと表示	「ニューエコノミー・ファンドF」 「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」 「AMCAPファンドF」 「アメリカン・バランス・ファンドF(限定為替ヘッジ)」 「インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)」 「世界株式ファンドF(限定為替ヘッジ)」 「世界配当成長ファンドF(限定為替ヘッジ)」 「グローバル・アロケーション・ファンドF」 「グローバル・ハイインカム債券ファンドF」 * 後記の「その他の費用・手数料」においてBグループと表示	「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF(限定為替ヘッジ)」 * 後記の「その他の費用・手数料」においてCグループと表示	「グローバル投資適格社債ファンドF(米ドル売り円買い)」 「グローバル・ボンド・ファンドF」 「グローバル中期債ファンドF」 * 後記の「その他の費用・手数料」においてDグループと表示
信託報酬	年率0.715% (税抜0.65%)	年率0.6105% (税抜0.555%)	年率0.4565% (税抜0.415%)	年率0.363% (税抜0.33%)
委託会社への配分 委託した資金の運用等の対価として	年率0.62%(税抜)	年率0.525%(税抜)	年率0.385%(税抜)	年率0.30%(税抜)

販売会社への配分 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として	年率0.01% (税抜)	年率0.01% (税抜)	年率0.01% (税抜)	年率0.01% (税抜)
受託会社への配分 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	年率0.02% (税抜)	年率0.02% (税抜)	年率0.02% (税抜)	年率0.02% (税抜)
投資対象とする外国投資信託の信託報酬（＊１）	年率0.00%	年率0.00%	年率0.00%	年率0.00%
投資対象とする国内投資信託の信託報酬（＊２）	年率0.007%程度	年率0.007%程度	年率0.007%程度	年率0.007%程度
実質的な負担（＊３）	年率0.722%程度 (税込)	年率0.6175%程度 (税込)	年率0.4635%程度 (税込)	年率0.370%程度 (税込)

（＊１）外国投資信託証券の投資顧問会社への報酬は、委託会社が支払います。このため、当該ファンドに信託報酬はかかりませんが、後記「（４）その他の手数料等」に表示するファンド管理費用が別途かかります。なお、当該ファンド管理費用の総経費率は、後記「（５）課税上の取扱い」の（参考情報）ファンドの総経費率に表示する「投資先ファンドの運用管理費用以外」の比率でご覧いただけます。

（＊２）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）は、年率0.143%（税抜0.13%）を上限とする信託報酬がかかりますが、当該ファンドの実質的な組入比率は低位を維持するため、受益者が実質的に負担する信託報酬の算出にあたっては、年率0.007%程度と見込み、当該年率を表示しています。

（＊３）ファンドは他の投資信託証券を実質的な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めて受益者が実質的に負担する信託報酬の概算を表示していますが、投資対象ファンドの実質組入比率は運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する実際の信託報酬の率および上限額は事前に表示することができません。

（４）【その他の手数料等】

以下に定める受託会社が立替えた諸経費および信託事務の処理に要する諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1．借入金の利息、信託財産に関する租税、受託会社が立替えた立替金の利息
- 2．信託財産に関する法定開示のための監査費用
- 3．信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用等
- 4．投資対象ファンドにかかる費用

有価証券等の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等の費用等

投資対象とする外国投資信託のファンド管理費用

上記１．に定める費用は、委託会社および受託会社で締結される契約に基づき計上されます。
 上記２．および３．に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支払いを受けることができます。ただし、委託会社が受領できる上記２．および３．に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の５の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産からご負担いただきます。
 上記４．に定める費用は、当該投資対象ファンドの運用に係る発注先等との契約に基づき合意した適正な額または料率に基づく額とします。
 上記４．に定める費用は、外国の法律により設定された投資対象ファンドについては、当該投資対象ファンド設定国における慣行等に鑑みて著しく異なる範囲の額で、契約先との適正な価格設定により、当該ファンドから適切な費用の支払いを受けることができますものとしします。

ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者がファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、2026年６月30日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご注意ください。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下と異なる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 20.315%（所得税15.315%及び地方税５％） ・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約および償還等による 譲渡益	・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 20.315%（所得税15.315%及び地方税５％） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

● 繰越控除、損益通算

確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降３年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- 配当控除制度

ファンドは、配当控除制度は適用されません。

<法人受益者に対する課税>

課税対象	税率等
収益分配金のうちの 普通分配金	・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 15.315%（所得税）
一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額	・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 15.315%（所得税）

- 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

- 益金不算入制度

ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

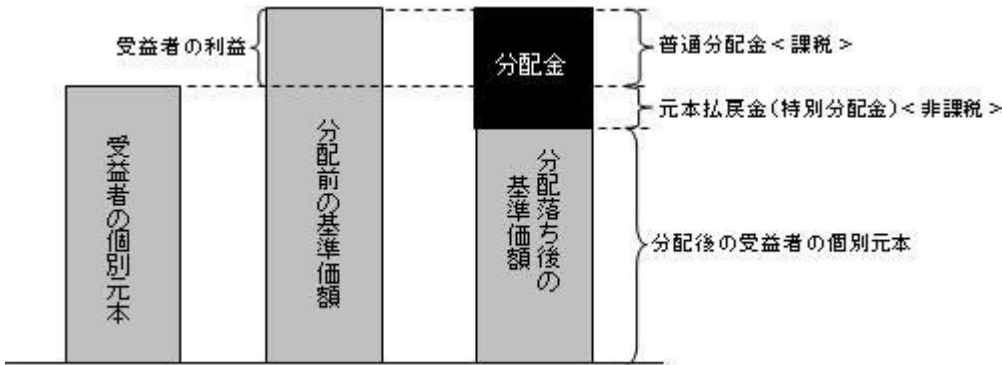
個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれません。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

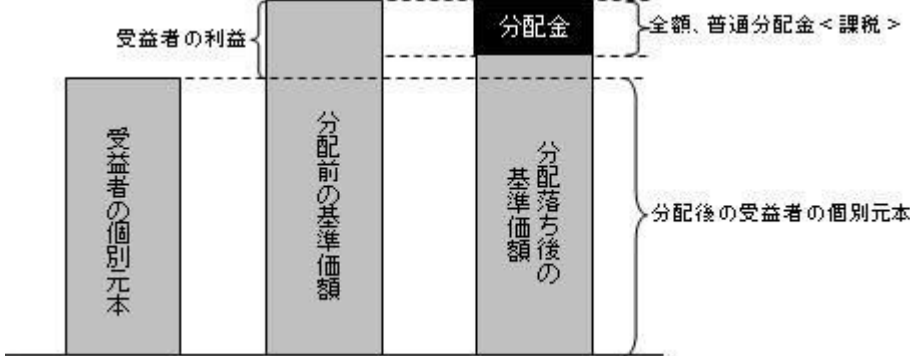
1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金（特別分配金）」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が「普通分配金」となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

（注）税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）、その内訳は下記のとおりです。

ファンド略称	総経費率 (+ + +)	当ファンドの 運用管理費用			当ファン ドのそ 他費用	投資先 ファンド の運用管 理費用	投資先 ファンド の運用管 理費用以 外
「ニューワールド・ ファンドF」	0.87%	0.71%			0.01%	0.00%	0.15%
		委託会社 0.68%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「ニューエコノ ミー・ファンドF」	0.75%	0.61%			0.02%	0.00%	0.12%
		委託会社 0.58%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「ワールド・グロー ス・アンド・インカ ム・ファンドF」	0.76%	0.61%			0.01%	0.00%	0.14%
		委託会社 0.58%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「AMCAPファン ドF」	0.81%	0.61%			0.05%	0.00%	0.15%
		委託会社 0.58%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「アメリカン・バラ ンス・ ファンドF（限定為 替ヘッジ）」	0.77%	0.61%			0.01%	0.00%	0.15%
		委託会社 0.58%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「インカム・ビル ダー・ファンドF （米ドル売り円買 い）」	0.76%	0.61%			0.01%	0.00%	0.14%
		委託会社 0.58%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「グローバル投資適格 社債 ファンドF（米ドル売 り円買い）」	0.44%	0.36%			0.01%	0.00%	0.07%
		委託会社 0.33%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「グローバル・トー タル・リターン・ボ		0.45%					

ンド・ファンドF （米ドル売り円買 い）」	0.56%	委託会社 0.42%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%	0.01%	0.00%	0.10%
「世界株式ファンド F（限定為替ヘッ ジ）」	0.66%	0.61%			0.00%	0.00%	0.05%
		委託会社 0.58%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「世界配当成長ファ ンドF（限定為替 ヘッジ）」	0.75%	0.61%			0.00%	0.00%	0.14%
		委託会社 0.58%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「エマージング・ス トラテジー・ファン ドF」	0.88%	0.71%			0.02%	0.00%	0.15%
		委託会社 0.68%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「グローバル・アロ ケーション・ファン ドF」	0.71%	0.61%			0.01%	0.00%	0.09%
		委託会社 0.58%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「グローバル・ボン ド・ファンドF」	0.47%	0.36%			0.01%	0.00%	0.10%
		委託会社 0.33%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「グローバル中期債 ファンドF」	0.51%	0.36%			0.05%	0.00%	0.10%
		委託会社 0.33%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			
「グローバル・ハ イインカム債券 ファンドF」	0.72%	0.61%			0.01%	0.00%	0.10%
		委託会社 0.58%	販売会社 0.01%	受託会社 0.02%			

- ・上記の対象期間は、2024年11月21日から2025年11月20日までのものです。
- ・上記値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ・投資先ファンドとは、当ファンドが組入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）です。
- ・当ファンドの費用には、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。また、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なります。
- ・投資先ファンドの運用管理費用以外の費用には、外国ファンドにおけるカストディアン等のファンド管理費用が含まれています。

- ・「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」の名称は、2026年2月24日付で「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」に変更されています。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

キャピタル・ニューワールド・ファンドF

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	38,014,940,064	99.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	89,730,044	0.23
合計(純資産総額)		38,104,670,108	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	35,054,616,583	99.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	93,298,899	0.26
合計(純資産総額)		35,147,915,482	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	56,258,715,171	99.77
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	125,109,703	0.22
合計(純資産総額)		56,383,824,874	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・AMCAPファンドF

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	5,833,179,860	99.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	12,854,233	0.21
合計(純資産総額)		5,846,034,093	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	36,619,062,098	99.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	86,234,149	0.23
合計(純資産総額)		36,705,296,247	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	18,780,020,653	99.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	34,753,821	0.18
合計(純資産総額)		18,814,774,474	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	38,420,656,307	99.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	81,964,402	0.21

合計(純資産総額)	38,502,620,709	100.00
-----------	----------------	--------

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	36,955,333,098	99.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	77,254,376	0.20
合計(純資産総額)		37,032,587,474	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	148,591	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	61	0.04
合計(純資産総額)		148,652	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	139,283	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	53	0.03
合計(純資産総額)		139,230	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	13,985,895,583	99.80

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	27,742,380	0.19
合計(純資産総額)		14,013,637,963	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	27,997,360,074	99.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	60,699,575	0.21
合計(純資産総額)		28,058,059,649	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	10,104,103,756	99.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	41,339,795	0.40
合計(純資産総額)		10,145,443,551	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・グローバル中期債ファンドF

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,084,437,621	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	444,183	0.04
合計(純資産総額)		1,084,881,804	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	--------	---------	---------

親投資信託受益証券	日本	35,714,574,596	99.77
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	80,072,310	0.22
合計(純資産総額)		35,794,646,906	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	8,956,081	0.01
投資証券	ルクセンブルク	67,040,052,907	99.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	59,870,318	0.08
合計(純資産総額)		67,108,879,306	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,971	0.00
投資証券	ルクセンブルク	35,004,600,142	99.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	50,649,843	0.14
合計(純資産総額)		35,055,259,956	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,003	0.00
投資証券	ルクセンブルク	56,176,121,465	99.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	82,148,768	0.14
合計(純資産総額)		56,258,271,236	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・AMCAPマザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,003	0.00
投資証券	ルクセンブルク	5,824,251,927	99.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	8,937,501	0.15
合計(純資産総額)		5,833,190,431	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,003	0.00
投資証券	ルクセンブルク	36,567,060,691	99.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	51,325,716	0.14
合計(純資産総額)		36,618,387,410	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,003	0.00
投資証券	ルクセンブルク	19,130,070,601	99.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	25,107,688	0.13
合計(純資産総額)		19,155,179,292	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,003	0.00
投資証券	ルクセンブルク	38,362,088,473	99.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	57,662,866	0.15
合計(純資産総額)		38,419,752,342	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,003	0.00
投資証券	ルクセンブルク	36,899,865,875	99.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	56,153,750	0.15
合計(純資産総額)		36,956,020,628	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	600,713	0.00
投資証券	ルクセンブルク	51,850,176,447	99.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	70,596,692	0.13
合計(純資産総額)		51,921,373,852	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,003	0.72
投資証券	ルクセンブルク	138,095	99.14

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	186	0.13
合計(純資産総額)		139,284	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	835,857	0.00
投資証券	ルクセンブルク	15,540,230,961	99.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	12,565,312	0.08
合計(純資産総額)		15,553,632,130	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,003	0.00
投資証券	ルクセンブルク	27,957,898,322	99.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	40,180,725	0.14
合計(純資産総額)		27,998,080,050	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,003	0.00
投資証券	ルクセンブルク	10,089,688,023	99.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	14,507,363	0.14
合計(純資産総額)		10,104,196,389	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グローバル中期債マザーファンド

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,003	0.00
投資証券	ルクセンブルク	1,081,758,294	99.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,717,926	0.25
合計(純資産総額)		1,084,477,223	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）

2026年6月30日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	5,014	0.00
投資証券	ルクセンブルク	59,537,673,090	99.90
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	54,331,627	0.09
合計(純資産総額)		59,592,009,731	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
	米国	21,286,992,925	15.08
	台湾	18,662,881,103	13.22
	韓国	18,242,859,531	12.93
	中国	16,375,568,911	11.60
	インド	10,675,274,483	7.56
	ブラジル	7,389,188,508	5.24
	日本	5,560,028,564	3.94
	英国	4,435,681,097	3.14

株式

南アフリカ	3,114,551,132	2.21
フランス	2,608,778,642	1.85
カナダ	2,486,852,740	1.76
フィリピン	2,182,195,364	1.55
メキシコ	2,099,079,181	1.49
アラブ首長国連邦	2,027,459,898	1.44
スペイン	1,782,476,719	1.26
オランダ	1,673,704,271	1.19
香港	1,525,892,390	1.08
ギリシャ	1,364,950,742	0.97
スイス	1,163,026,109	0.82
トルコ	1,058,238,991	0.75
タイ	1,030,045,537	0.73
サウジアラビア	916,037,913	0.65
ポーランド	646,849,596	0.46
デンマーク	636,452,306	0.45
シンガポール	617,022,188	0.44
ペルー	600,320,706	0.43
ドイツ	554,995,296	0.39
イタリア	524,498,109	0.37
パナマ	500,764,288	0.35
アルゼンチン	430,636,097	0.31
ハンガリー	272,122,663	0.19
イスラエル	228,470,172	0.16
ベルギー	204,553,461	0.14
インドネシア	193,730,292	0.14
オーストリア	179,795,076	0.13
エジプト	143,239,060	0.10
マレーシア	140,611,675	0.10
カザフスタン	137,585,806	0.10
ベトナム	125,637,071	0.09
カタール	79,320,622	0.06
スウェーデン	15,572,283	0.01

	ロシア	3	0.00
債券	メキシコ	421,951,160	0.30
	ブラジル	289,737,007	0.21
	コロンビア	167,951,666	0.12
	インド	159,501,475	0.11
	マレーシア	157,161,542	0.11
	インドネシア	156,205,951	0.11
	中国	144,187,923	0.10
	ハンガリー	133,219,022	0.09
	サウジアラビア	127,038,074	0.09
	ポーランド	124,694,943	0.09
	エジプト	84,989,715	0.06
	南アフリカ	74,647,971	0.05
	トルコ	74,025,719	0.05
	チリ	71,452,368	0.05
	パナマ	70,497,645	0.05
	チェコ共和国	69,621,450	0.05
	アンゴラ	66,517,230	0.05
	ナイジェリア	62,846,024	0.04
	カザフスタン	60,696,232	0.04
	フィリピン	56,205,075	0.04
	ペルー	46,886,967	0.03
	アルゼンチン	40,529,805	0.03
	ルーマニア	37,367,392	0.03
	英国	34,964,744	0.02
	ケニア	34,556,804	0.02
	ベナン	34,540,053	0.02
	オマーン	33,433,820	0.02
	ホンジュラス	32,663,372	0.02
	マカオ	32,172,802	0.02
	ガボン	27,819,429	0.02
	タイ	25,459,283	0.02
	モロッコ	21,436,185	0.02

	国際機関等	10,455,683	0.01
	米国	6,302,132	0.00
銀行預金、その他資産（負債控除後）		4,257,127,488	3.02
合計		141,142,805,672	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	米国	213,285,309,586	64.17
	台湾	27,311,800,828	8.22
	韓国	19,667,785,221	5.92
	英国	10,740,048,667	3.23
	日本	8,611,849,180	2.59
	ドイツ	6,405,701,549	1.93
	オランダ	5,789,724,930	1.74
	カナダ	5,333,668,366	1.60
	ベルギー	4,615,390,892	1.39
	香港	4,439,497,956	1.34
	スイス	3,488,956,294	1.05
	フランス	2,511,281,972	0.76
	イタリア	2,241,794,247	0.67
	イスラエル	2,095,746,661	0.63
	ペルー	2,082,791,010	0.63
	中国	1,701,595,255	0.51
	デンマーク	1,547,274,857	0.47
	スペイン	757,342,812	0.23
	ブラジル	446,576,976	0.13
	スウェーデン	402,789,116	0.12

債券	米国	25,513,321	0.01
銀行預金、その他資産（負債控除後）		8,875,584,558	2.67
合計		332,378,024,253	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（ＬＵＸ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	米国	50,144,746,556	52.36
	台湾	6,493,309,901	6.78
	英国	6,396,243,857	6.68
	フランス	4,062,938,446	4.24
	日本	3,839,788,796	4.01
	カナダ	3,005,028,328	3.14
	ブラジル	2,191,822,380	2.29
	オランダ	2,031,934,466	2.12
	ドイツ	1,812,442,859	1.89
	中国	1,754,402,543	1.83
	イタリア	1,748,514,612	1.83
	韓国	1,455,825,945	1.52
	スイス	1,428,671,492	1.49
	スペイン	988,613,898	1.03
	デンマーク	988,076,034	1.03
	スウェーデン	744,467,118	0.78
	香港	620,424,233	0.65
	シンガポール	548,637,299	0.57
	ペルー	367,379,920	0.38
	インド	271,002,442	0.28
	アイルランド	264,113,502	0.28

	フィンランド	252,719,129	0.26
	オーストラリア	184,271,044	0.19
	オーストリア	184,082,764	0.19
	南アフリカ	164,805,370	0.17
	サウジアラビア	142,882,656	0.15
	メキシコ	127,914,719	0.13
	ポルトガル	81,706,152	0.09
	ベルギー	70,851,036	0.07
	アラブ首長国連邦	52,532,722	0.05
	イスラエル	25,353,898	0.03
	タイ	17,969,468	0.02
	ロシア	5	0.00
債券	ブラジル	187,009,646	0.20
銀行預金、その他資産（負債控除後）		3,119,479,509	3.26
合計		95,769,962,743	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	米国	11,080,097,362	92.56
	台湾	416,458,356	3.48
	フランス	51,238,871	0.43
	イタリア	47,082,203	0.39
	カナダ	33,237,868	0.28
	オランダ	32,757,456	0.27
	英国	27,967,809	0.23
	ブラジル	16,866,633	0.14
銀行預金、その他資産（負債控除後）		265,184,676	2.22

合計	11,970,891,235	100.00
----	----------------	--------

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	米国	151,194,937,507	51.96
	台湾	9,060,992,139	3.11
	カナダ	5,660,666,422	1.95
	英国	3,799,207,236	1.31
	フランス	2,172,195,653	0.75
	韓国	1,948,372,801	0.67
	スイス	1,895,542,041	0.65
	オランダ	1,773,649,296	0.61
	ペルー	706,732,403	0.24
	ドイツ	587,877,755	0.20
	メキシコ	383,438,284	0.13
	日本	357,210,002	0.12
	デンマーク	241,342,023	0.08
	ブラジル	213,122,559	0.07
	米国	97,409,289,106	33.48
	英国	791,843,231	0.27
	フランス	680,448,911	0.23
	ドイツ	594,738,414	0.20
	メキシコ	531,222,074	0.18
	カナダ	388,317,637	0.13
	スイス	251,399,269	0.09
	アイルランド	219,135,016	0.08
	スペイン	209,300,010	0.07

債券	ギリシャ	205,185,247	0.07
	南アフリカ	120,886,965	0.04
	サウジアラビア	107,175,543	0.04
	日本	75,561,238	0.03
	デンマーク	75,442,620	0.03
	イタリア	70,061,066	0.02
	アラブ首長国連邦	58,701,550	0.02
	ベルギー	57,595,867	0.02
	フィリピン	35,019,423	0.01
	ペルー	26,896,656	0.01
	ノルウェー	18,720,220	0.01
	国際機関等	6,973,170	0.00
	銀行預金、その他資産（負債控除後）	9,039,822,225	3.11
合計		290,969,021,580	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（ＬＵＸ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
	米国	89,730,548,334	41.07
	英国	16,295,154,518	7.46
	フランス	9,723,935,512	4.45
	台湾	9,346,900,885	4.28
	日本	7,847,667,967	3.59
	カナダ	5,686,280,800	2.60
	ドイツ	4,240,397,272	1.94
	スイス	3,920,003,881	1.79
	スペイン	3,707,380,831	1.70
	シンガポール	3,606,529,983	1.65

株式	韓国	3,338,414,033	1.53
	イタリア	2,082,877,484	0.95
	スウェーデン	1,877,007,896	0.86
	中国	1,563,661,794	0.72
	オランダ	1,428,665,761	0.65
	ブラジル	1,320,806,131	0.60
	デンマーク	977,287,573	0.45
	香港	955,205,814	0.44
	インド	651,274,313	0.30
	オーストラリア	483,050,902	0.22
	アイルランド	361,102,688	0.17
	フィンランド	229,121,679	0.10
	アラブ首長国連邦	199,496,655	0.09
	ベルギー	125,113,355	0.06
	南アフリカ	18,164,398	0.01
	ロシア	6	0.00
債券	米国	38,562,517,637	17.65
	英国	533,725,733	0.24
	メキシコ	301,267,753	0.14
	アイルランド	167,605,676	0.08
	スペイン	164,199,349	0.08
	カナダ	151,019,871	0.07
	ブラジル	150,594,309	0.07
	カザフスタン	134,807,426	0.06
	デンマーク	133,500,302	0.06
	ドイツ	131,419,813	0.06
	フランス	122,114,070	0.06
	イタリア	94,496,123	0.04
	日本	84,568,282	0.04
	スイス	80,007,243	0.04
	イスラエル	62,054,160	0.03
	韓国	36,551,177	0.02
	オーストラリア	12,738,427	0.01

	ベルギー	11,099,867	0.01
	ザンビア	10,339,327	0.00
	ペルー	5,987,615	0.00
	ノルウェー	4,327,474	0.00
銀行預金、その他資産（負債控除後）		7,831,258,871	3.58
合計		218,502,250,971	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
債券	米国	721,468,434,544	65.70
	フランス	58,015,531,110	5.28
	スペイン	42,251,871,056	3.85
	英国	41,995,957,049	3.82
	ドイツ	33,290,902,772	3.03
	ギリシャ	29,164,657,930	2.66
	カナダ	22,238,522,427	2.03
	イタリア	20,548,032,295	1.87
	スイス	10,752,803,988	0.98
	ベルギー	9,449,984,319	0.86
	日本	9,138,241,002	0.83
	オーストラリア	7,120,840,314	0.65
	スウェーデン	6,648,756,690	0.61
	香港	5,935,077,735	0.54
	デンマーク	5,768,671,820	0.53
	サウジアラビア	5,767,388,237	0.53
	韓国	5,469,539,357	0.50
	中国	5,117,058,628	0.47

南アフリカ	4,232,032,078	0.39
アイルランド	3,714,892,427	0.34
オランダ	2,121,021,629	0.19
インド	2,112,681,214	0.19
インドネシア	1,757,119,330	0.16
マレーシア	1,546,436,884	0.14
ポーランド	1,468,910,041	0.13
スロベニア	1,233,926,580	0.11
タイ	1,110,510,132	0.10
ハンガリー	1,073,864,055	0.10
マカオ	973,105,311	0.09
シンガポール	880,340,361	0.08
メキシコ	393,057,347	0.04
ノルウェー	136,496,906	0.01
フィリピン	81,948,877	0.01
銀行預金、その他資産（負債控除後）	35,126,565,450	3.20
合計	1,098,105,179,895	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	米国	19,437,887	0.05
	英国	0	0.00
	米国	18,569,936,943	45.72
	ブラジル	2,954,243,650	7.27
	英国	1,399,105,704	3.44
	コロンビア	1,358,706,737	3.34
	ペルー	1,229,712,581	3.03

債券

ハンガリー	1,227,131,296	3.02
メキシコ	1,087,750,134	2.68
日本	1,055,955,896	2.60
フランス	936,403,195	2.31
オーストラリア	850,247,999	2.09
スペイン	667,180,064	1.64
ドイツ	666,250,120	1.64
国際機関等	606,366,024	1.49
ギリシャ	477,524,653	1.18
南アフリカ	438,230,802	1.08
イタリア	410,271,631	1.01
インド	371,920,254	0.92
韓国	362,468,386	0.89
インドネシア	326,578,650	0.80
フィリピン	307,933,575	0.76
パナマ	301,909,619	0.74
リトアニア	253,812,567	0.62
香港	213,568,882	0.53
エジプト	200,032,290	0.49
マカオ	195,799,940	0.48
デンマーク	192,391,703	0.47
カナダ	188,066,059	0.46
カザフスタン	161,168,727	0.40
イスラエル	156,278,793	0.38
ナイジェリア	130,313,997	0.32
チリ	117,492,171	0.29
マレーシア	110,818,331	0.27
アルバニア	105,860,438	0.26
ニュージーランド	103,228,310	0.25
ポルトガル	99,653,437	0.25
タイ	97,315,089	0.24
アイルランド	81,132,696	0.20
中国	74,354,842	0.18

	チェコ共和国	73,950,438	0.18
	ベルギー	71,127,206	0.18
	サウジアラビア	66,280,752	0.16
	ノルウェー	60,114,164	0.15
	ポーランド	59,856,594	0.15
	アンゴラ	58,394,404	0.14
	アラブ首長国連邦	49,324,318	0.12
	トルコ	41,000,668	0.10
	ガーナ	30,663,448	0.08
	オランダ	20,285,885	0.05
	北マケドニア	18,439,036	0.05
	ブルガリア	6,530,094	0.02
	ザンビア	4,771,998	0.01
	オーストリア	816,599	0.00
銀行預金、その他資産（負債控除後）		1,952,544,473	4.81
合計		40,620,654,147	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
	米国	1,265,388,206,725	52.67
	フランス	164,340,674,904	6.84
	英国	147,573,397,401	6.14
	日本	119,150,187,651	4.96
	台湾	117,356,433,535	4.88
	カナダ	90,335,626,698	3.76
	韓国	79,917,203,973	3.33
	オランダ	72,451,282,533	3.02

株式	ドイツ	50,068,378,756	2.08
	スイス	36,823,694,782	1.53
	デンマーク	34,922,632,020	1.45
	イタリア	32,463,203,617	1.35
	中国	28,293,765,714	1.18
	スペイン	18,016,331,906	0.75
	香港	15,606,095,113	0.65
	アイルランド	14,298,272,796	0.60
	インド	13,092,102,450	0.54
	シンガポール	10,445,238,533	0.43
	メキシコ	7,695,288,525	0.32
	オーストラリア	7,366,753,393	0.31
	スウェーデン	6,665,399,744	0.28
	南アフリカ	5,802,011,129	0.24
	フィンランド	3,306,324,978	0.14
	ベルギー	2,875,260,360	0.12
	ブラジル	1,114,966,745	0.05
	ロシア	0	0.00
銀行預金、その他資産（負債控除後）		57,022,157,680	2.37
合計		2,402,390,891,661	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ニューバースペクティブ・ファンド（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（ＬＵＸ）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
	米国	36,321,991,794	53.58
	英国	5,480,697,757	8.08
	フランス	5,457,028,534	8.05
	日本	3,588,834,574	5.29

株式	台湾	2,962,687,506	4.37
	スイス	2,036,475,627	3.00
	スペイン	1,854,718,653	2.74
	カナダ	1,584,072,710	2.34
	ドイツ	1,439,463,599	2.12
	イタリア	913,249,746	1.35
	スウェーデン	908,116,509	1.34
	シンガポール	780,026,819	1.15
	韓国	714,156,868	1.05
	デンマーク	645,674,043	0.95
	中国	632,856,678	0.93
	オランダ	453,817,819	0.67
	アイルランド	361,217,270	0.53
	オーストラリア	354,165,075	0.52
	フィンランド	230,739,550	0.34
	香港	172,986,365	0.26
	ベルギー	121,871,234	0.18
	アラブ首長国連邦	76,196,487	0.11
	ブラジル	24,433,429	0.04
	南アフリカ	17,610,009	0.03
	ロシア	0	0.00
銀行預金、その他資産（負債控除後）		657,399,123	0.97
合計		67,790,487,781	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（L U X）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（L U X）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
	中国	8,547,527,196	7.15

株式

台湾	5,641,753,301	4.72
インド	3,816,379,657	3.19
韓国	3,471,029,203	2.90
米国	2,580,919,042	2.16
フランス	2,491,446,928	2.08
アラブ首長国連邦	2,301,627,931	1.93
南アフリカ	2,150,571,420	1.80
香港	1,994,673,862	1.67
オランダ	1,589,173,925	1.33
日本	1,315,048,618	1.10
英国	1,305,111,066	1.09
ブラジル	984,663,239	0.82
カナダ	916,575,433	0.77
カザフスタン	916,388,676	0.77
シンガポール	862,946,175	0.72
メキシコ	791,548,971	0.66
スロベニア	620,190,309	0.52
ベルギー	599,765,453	0.50
ポーランド	511,851,286	0.43
デンマーク	298,584,761	0.25
スウェーデン	255,640,807	0.21
インドネシア	209,522,662	0.18
ベトナム	90,002,078	0.08
サウジアラビア	82,791,292	0.07
ロシア	52	0.00
メキシコ	8,510,725,061	7.12
ブラジル	6,638,259,679	5.55
南アフリカ	4,803,024,450	4.02
コロンビア	4,058,487,534	3.40
米国	3,579,572,650	2.99
ペルー	2,399,369,647	2.01
韓国	2,059,411,203	1.72
タイ	1,889,251,389	1.58

債券

サウジアラビア	1,822,647,727	1.52
インドネシア	1,667,714,930	1.40
ポーランド	1,644,380,343	1.38
トルコ	1,602,647,520	1.34
ハンガリー	1,535,015,597	1.28
ドミニカ共和国	1,500,260,158	1.26
インド	1,417,320,660	1.19
ルーマニア	1,402,033,864	1.17
マレーシア	1,258,041,808	1.05
中国	1,159,026,211	0.97
エジプト	1,105,161,006	0.92
カザフスタン	1,017,473,258	0.85
フィリピン	940,545,735	0.79
モロッコ	894,197,454	0.75
英国	644,936,045	0.54
ナイジェリア	643,876,596	0.54
アラブ首長国連邦	608,292,890	0.51
パナマ	574,263,461	0.48
クウェート	555,966,662	0.47
チリ	521,694,484	0.44
チェコ共和国	455,004,341	0.38
コートジボワール	426,528,742	0.36
アルゼンチン	417,735,977	0.35
ブルガリア	410,103,556	0.34
アンゴラ	404,665,913	0.34
セネガル	402,743,613	0.34
ウルグアイ	344,391,781	0.29
ケニア	333,271,922	0.28
香港	311,050,872	0.26
ガボン	298,782,439	0.25
国際機関等	293,113,582	0.25
セルビア	226,513,615	0.19
モンゴル	193,425,276	0.16

	ホンジュラス	192,713,892	0.16
	ベナン	169,246,262	0.14
	北マケドニア	132,761,058	0.11
	マカオ	118,277,199	0.10
	アルバニア	114,806,891	0.10
	リトアニア	82,115,829	0.07
	タンザニア	71,523,645	0.06
	イスラエル	66,184,819	0.06
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	38,499,457	0.03
	グアテマラ	30,175,445	0.03
	ギリシャ	26,325,883	0.02
	ルクセンブルク	13,105,378	0.01
銀行預金、その他資産（負債控除後）		13,156,790,556	11.01
合計		119,529,189,312	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	米国	93,063,953,282	34.55
	英国	17,983,490,757	6.68
	台湾	13,828,867,135	5.13
	日本	10,206,964,307	3.79
	カナダ	9,848,884,587	3.66
	オーストリア	4,115,780,724	1.53
	フランス	3,489,106,295	1.30
	ブラジル	3,317,652,051	1.23
	デンマーク	2,818,025,792	1.05
	ポーランド	2,381,670,897	0.88

債券	スイス	2,265,216,193	0.84
	シンガポール	2,028,564,400	0.75
	イタリア	1,913,226,056	0.71
	スウェーデン	1,833,136,892	0.68
	スペイン	1,303,058,308	0.48
	香港	1,191,160,118	0.44
	米国	44,854,424,587	16.65
	日本	6,835,657,533	2.54
	ドイツ	4,870,264,626	1.81
	英国	3,479,584,061	1.29
	フランス	3,262,305,962	1.21
	メキシコ	2,187,858,942	0.81
	国際機関等	1,985,166,328	0.74
	イタリア	1,976,080,546	0.73
	ブラジル	1,964,525,484	0.73
	ペルー	1,624,045,298	0.60
	中国	1,619,737,819	0.60
	スペイン	1,521,036,956	0.56
	オーストラリア	1,282,861,628	0.48
	コロンビア	1,252,181,314	0.46
	韓国	1,222,508,413	0.45
	ハンガリー	1,034,047,752	0.38
	カナダ	804,103,748	0.30
	マレーシア	494,768,313	0.18
	ギリシャ	450,193,763	0.17
	インドネシア	407,499,048	0.15
	パナマ	319,838,004	0.12
	デンマーク	268,411,528	0.10
	ベルギー	264,715,211	0.10
	チェコ共和国	234,742,467	0.09
	マカオ	192,425,529	0.07
	ポルトガル	170,420,325	0.06
	サウジアラビア	168,311,709	0.06

	南アフリカ	156,911,274	0.06
	タイ	153,674,119	0.06
	オランダ	149,378,715	0.06
	フィンランド	146,612,752	0.05
	香港	138,298,875	0.05
	チリ	105,997,420	0.04
	スイス	95,758,797	0.04
	ノルウェー	87,501,399	0.03
	ポーランド	80,312,122	0.03
	ブルガリア	69,258,585	0.03
	アイルランド	67,864,341	0.03
	エストニア	64,766,293	0.02
	オーストリア	37,563,524	0.01
	シンガポール	32,599,680	0.01
	フィリピン	25,421,570	0.01
銀行預金、その他資産（負債控除後）		11,574,992,637	4.30
合計		269,323,386,789	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（ＬＵＸ）

2026年6月30日現在			
資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
	米国	46,431,012,823	35.06
	英国	9,282,196,784	7.01
	フランス	6,304,010,799	4.76
	イタリア	5,505,324,384	4.16
	ドイツ	5,172,694,806	3.91
	日本	4,773,638,752	3.60
	スペイン	4,337,456,331	3.28

債券

オーストラリア	4,008,919,679	3.03
ペルー	3,823,787,662	2.89
ハンガリー	3,009,619,512	2.27
中国	2,885,312,454	2.18
国際機関等	2,682,244,142	2.03
メキシコ	2,509,265,378	1.89
ギリシャ	2,171,490,995	1.64
韓国	2,168,570,791	1.64
カナダ	2,107,971,026	1.59
コロンビア	1,667,934,229	1.26
インドネシア	1,163,316,612	0.88
ベルギー	1,053,528,483	0.80
ポルトガル	807,144,908	0.61
サウジアラビア	681,168,871	0.51
オランダ	651,784,399	0.49
チリ	611,857,075	0.46
デンマーク	582,822,478	0.44
マカオ	562,446,926	0.42
パナマ	533,904,760	0.40
ニュージーランド	459,511,944	0.35
スウェーデン	425,508,500	0.32
アイルランド	424,495,432	0.32
チェコ共和国	365,583,795	0.28
クロアチア	340,658,270	0.26
マレーシア	286,367,119	0.22
ポーランド	282,966,456	0.21
タイ	272,728,077	0.21
スイス	262,243,797	0.20
香港	260,606,144	0.20
スロベニア	244,691,290	0.18
ブルガリア	231,143,915	0.17
オーストリア	224,564,539	0.17
ラトビア	185,218,425	0.14

リトアニア	157,901,712	0.12
モロッコ	143,616,819	0.11
フィリピン	101,131,148	0.08
ブラジル	78,637,859	0.06
ノルウェー	65,494,978	0.05
シンガポール	65,199,360	0.05
インド	63,663,322	0.05
アラブ首長国連邦	54,612,939	0.04
カザフスタン	40,297,641	0.03
バミューダ	30,950,686	0.02
フィンランド	16,708,346	0.01
銀行預金、その他資産（負債控除後）	11,848,608,771	8.95
合計	132,422,536,344	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（L U X）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・インターメディエイト・ボンド・ファンド（L U X）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
	米国	13,550,083,315	40.51
	メキシコ	2,442,980,631	7.30
	国際機関等	2,106,372,991	6.30
	イタリア	1,988,269,433	5.94
	英国	1,527,095,918	4.56
	日本	1,274,187,481	3.81
	ハンガリー	1,122,779,608	3.36
	フランス	734,579,780	2.20
	ギリシャ	708,705,552	2.12
	コロンビア	706,849,804	2.11
	スペイン	645,907,420	1.93

債券	ペルー	562,406,727	1.68
	カナダ	502,530,678	1.50
	ドイツ	442,971,622	1.32
	オーストラリア	417,855,139	1.25
	アイルランド	342,903,270	1.03
	インドネシア	292,878,701	0.88
	韓国	189,261,967	0.57
	チェコ共和国	160,946,414	0.48
	デンマーク	123,989,090	0.37
	サウジアラビア	116,707,170	0.35
	マレーシア	110,895,182	0.33
	ポルトガル	91,839,673	0.27
	チリ	80,141,864	0.24
	スロベニア	75,933,943	0.23
	ポーランド	64,235,644	0.19
	香港	53,733,957	0.16
	中国	48,164,157	0.14
	スイス	37,420,023	0.11
	ベルギー	36,295,173	0.11
	南アフリカ	32,012,315	0.10
	ルクセンブルク	25,843,775	0.08
	ブラジル	18,077,669	0.05
銀行預金、その他資産（負債控除後）		2,817,468,060	8.42
合計		33,452,324,148	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（L U X）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（L U X）

2026年6月30日現在

資産の種類	国/地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	-------	---------	---------

株式	米国	4,789,669,660	1.20
	ブラジル	365,594,638	0.09
	英国	41,362,490	0.01
債券	米国	168,872,417,240	42.28
	メキシコ	26,836,621,815	6.72
	ブラジル	16,514,866,766	4.14
	コロンビア	11,572,613,585	2.90
	中国	10,997,054,547	2.75
	ポーランド	10,085,988,509	2.53
	マレーシア	9,274,666,039	2.32
	南アフリカ	8,520,642,817	2.13
	インド	7,012,003,988	1.76
	サウジアラビア	6,569,307,826	1.64
	ハンガリー	6,497,314,892	1.63
	インドネシア	6,266,601,117	1.57
	チリ	5,679,368,451	1.42
	ペルー	5,488,247,365	1.37
	チェコ共和国	5,469,472,797	1.37
	英国	4,176,637,670	1.05
	ルーマニア	3,730,446,741	0.93
	フィリピン	3,533,664,856	0.88
	パナマ	3,051,142,434	0.76
	カザフスタン	2,814,037,349	0.70
	トルコ	2,777,977,659	0.70
	エジプト	2,733,709,013	0.68
	イスラエル	2,376,366,235	0.60
	カナダ	2,344,576,535	0.59
	アラブ首長国連邦	2,162,633,804	0.54
	モロッコ	1,959,803,736	0.49
	日本	1,944,816,384	0.49
	韓国	1,849,138,209	0.46
	タイ	1,743,488,888	0.44
	アンゴラ	1,604,899,942	0.40

香港	1,514,917,289	0.38
国際機関等	1,373,248,380	0.34
リトアニア	1,306,388,213	0.33
ケニア	1,244,962,290	0.31
アイルランド	1,173,851,236	0.29
フランス	1,083,937,525	0.27
セネガル	1,058,371,212	0.27
ホンジュラス	1,003,662,582	0.25
コートジボワール	952,248,558	0.24
アルゼンチン	852,620,920	0.21
ガボン	811,336,163	0.20
マカオ	761,654,633	0.19
ドミニカ共和国	637,189,475	0.16
ベナン	569,910,881	0.14
スロバキア	547,960,447	0.14
モンゴル	538,014,840	0.13
アルバニア	530,943,609	0.13
ザンビア	468,113,025	0.12
ルクセンブルク	454,776,833	0.11
パラグアイ	429,066,780	0.11
タンザニア	427,497,647	0.11
北マケドニア	349,446,127	0.09
オマーン	320,619,172	0.08
グアテマラ	312,488,721	0.08
セルビア	307,109,324	0.08
オーストラリア	304,731,077	0.08
スイス	126,472,828	0.03
ノルウェー	101,972,044	0.03
銀行預金、その他資産（負債控除後）	30,154,775,441	7.55
合計	399,375,441,271	100.00

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（ＬＵＸ）の純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンド

2026年1月22日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	-	-
社債券	日本	8,391,441,000	98.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	116,752,632	1.37
合計(純資産総額)		8,508,193,632	100.00

(注)投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注)当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2026年1月22日）現在の情報です。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (％)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・ニューワールド・マ ザーファンド（為替ヘッジなし）	10,604,775,871	3.0901	32,770,750,321	3.5847	38,014,940,064	99.76

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.76
合計	99.76

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドＦ

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・ニューエコノミー・ マザーファンド	13,822,253,296	2.0947	28,954,758,819	2.5361	35,054,616,583	99.73

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.73
合計	99.73

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・ワールド・グロー ス・アンド・インカム・マザー ファンド	27,933,820,840	1.6789	46,900,515,192	2.0140	56,258,715,171	99.77

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.77
合計	99.77

キャピタル・AMCAPファンドF

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)

1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・AMCAPマザー ファンド	3,093,376,391	1.6937	5,239,305,040	1.8857	5,833,179,860	99.78
---	----	---------------	------------------------	---------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・アメリカン・バラン ス・マザーファンド（限定為替 ヘッジ）	25,980,178,857	1.2783	33,210,840,514	1.4095	36,619,062,098	99.76

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.76
合計	99.76

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・インカム・ビル ダー・マザーファンド（米ドル売 り円買い）	13,990,926,509	1.2366	17,302,413,954	1.3423	18,780,020,653	99.81

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.81
合計	99.81

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・グローバル投資適格 社債マザーファンド（米ドル売り 円買い）	36,225,397,235	1.0553	38,229,376,744	1.0606	38,420,656,307	99.78

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・グローバル・トータル・ リターン・ボンド・マザー ファンド（限定為替ヘッジ）	35,585,299,084	1.0292	36,625,285,340	1.0385	36,955,333,098	99.79

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.79

合計	99.79
----	-------

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル世界株式マザーファン ド（限定為替ヘッジ）	65,459	2.0673	135,324	2.2700	148,591	99.95

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル世界配当成長マザー ファンド（限定為替ヘッジ）	98,678	1.2798	126,289	1.4115	139,283	100.03

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・エマージング・スト ラテジー・マザーファンド（為替 ヘッジなし）	4,999,605,199	2.5652	12,825,048,539	2.7974	13,985,895,583	99.80

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.80
合計	99.80

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

a.上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・グローバル・アロ ケーション・マザーファンド	18,008,207,419	1.4060	25,320,558,292	1.5547	27,997,360,074	99.78

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

a.上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・グローバル・ボン ド・マザーファンド	7,979,863,968	1.2234	9,763,180,412	1.2662	10,104,103,756	99.59

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.59
合計	99.59

キャピタル・グローバル中期債ファンドF

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・グローバル中期債マ ザーファンド	836,499,245	1.2369	1,034,710,928	1.2964	1,084,437,621	99.95

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

キャピタル・グローバル・ハインカム債券ファンドF

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	キャピタル・グローバル・ハイン カム債券マザーファンド（為替 ヘッジなし）	22,706,195,306	1.4779	33,557,892,389	1.5729	35,714,574,596	99.77

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
----	---------

親投資信託受益証券	99.77
合計	99.77

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX） （クラスC）	14,714,673.597	3,694.1	54,357,503,727	4,556	67,040,052,907	99.89
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	8,526,353	1.0458	8,916,859	1.0504	8,956,081	0.01

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.01
投資証券	99.89
合計	99.91

（参考）キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX） （クラスC）	7,631,262.294	3,502.08	26,725,296,125	4,587	35,004,600,142	99.85
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	9,493	1.0463	9,932	1.0504	9,971	0.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.85
合計	99.85

（参考）キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）（クラスC）	14,422,624.253	3,247.72	46,840,690,115	3,895	56,176,121,465	99.85
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955	1.0481	1,000	1.0504	1,003	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.85
合計	99.85

（参考）キャピタル・AMCAPマザーファンド

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）（クラスC）	1,199,392.901	4,362.26	5,232,075,492	4,856	5,824,251,927	99.84
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955	1.0481	1,000	1.0504	1,003	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.84
合計	99.84

（参考）キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

a.上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	19,225,583.96	1,725.94	33,182,229,062	1,902	36,567,060,691	99.85
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955	1.0481	1,000	1.0504	1,003	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.85
合計	99.85

（参考）キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

a.上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）（クラスCh-JPY）	8,331,912.283	2,116.58	17,635,219,525	2,296	19,130,070,601	99.86

2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955	1.0481	1,000	1.0504	1,003	0.00
---	----	----------	-----------------------	-----	--------	-------	--------	-------	------

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.86
合計	99.86

（参考）キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	30,446,101.963	1,254.18	38,184,945,764	1,260	38,362,088,473	99.84
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955	1.0481	1,000	1.0504	1,003	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.84
合計	99.84

（参考）キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	-----------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------------

1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	28,472,118.731	1,285.07	36,588,941,082	1,296	36,899,865,875	99.84
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955	1.0481	1,000	1.0504	1,003	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.84
合計	99.84

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

a.上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 （口）	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・ニューバースペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	14,717,620.337	3,149.01	46,345,933,617	3,523	51,850,176,447	99.86
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	571,890	1.0457	598,025	1.0504	600,713	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.86
合計	99.86

（参考）キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）

a.上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスCh-JPY）	29.382	4,258	125,108	4,700	138,095	99.14
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955	1.0481	1,000	1.0504	1,003	0.72

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.72
投資証券	99.14
合計	99.86

(参考)キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

a.上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）	9,755,323.893	1,597.96	15,588,640,319	1,593	15,540,230,961	99.91
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	795,752	1.0497	835,300	1.0504	835,857	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b.種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.91
合計	99.91

（参考）キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスC）	5,589,343.927	4,526.18	25,298,394,518	5,002	27,957,898,322	99.85
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955	1.0481	1,000	1.0504	1,003	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.85
合計	99.85

（参考）キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）	2,463,302.74	3,958.36	9,750,647,217	4,096	10,089,688,023	99.85
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955	1.0481	1,000	1.0504	1,003	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00

投資証券	99.85
合計	99.85

（参考）キャピタル・グローバル中期債マザーファンド

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）	528,718.619	1,952.68	1,032,418,272	2,046	1,081,758,294	99.74
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955	1.0481	1,000	1.0504	1,003	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.74
合計	99.74

（参考）キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）

a. 上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	口数 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オボチュニティーズ（LUX）（クラスC）	4,847,949.93	11,706.07	56,750,473,984	12,281	59,537,673,090	99.90
2	日本	投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	4,774	1.0475	5,000	1.0504	5,014	0.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別投資比率

2026年6月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.90
合計	99.90

（参考）キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	国/ 地域	業種	株数	評価単価（現地通貨）（上段） 通貨（下段）	評価金額（円）	投資 比率 （%）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾	情報技術	1,056,113	2,412.43 台湾ドル	12,936,090,662	9.17
2	SK HYNIX INC	韓国	情報技術	34,951	2,665,753.85 韓国ウォン	9,767,294,577	6.92
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	情報技術	105,837	328,966.13 韓国ウォン	3,649,920,002	2.59
4	TENCENT HOLDINGS LTD	中国	コミュニケーション・サービス	294,399	420.47 香港ドル	2,556,814,531	1.81
5	BROADCOM INC	米国	情報技術	37,190	372.45 米ドル	2,243,236,740	1.59
6	NVIDIA CORP	米国	情報技術	66,389	194.97 米ドル	2,096,258,666	1.49
7	MERCADOLIBRE INC	米国	一般消費財・サービス	6,530	1,683.13 米ドル	1,779,966,360	1.26
8	INTL CONTAINER TERMINAL SERVICES INC	フィリピン	資本財・サービス	685,140	897.20 フィリピン・ペソ	1,627,336,383	1.15
9	MEDIATEK INC	台湾	情報技術	77,525	4,003.36 台湾ドル	1,575,812,951	1.12
10	ALPHABET INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	24,586	353.65 米ドル	1,408,129,160	1.00
11	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA	スペイン	金融	336,200	21.62 ユーロ	1,345,174,877	0.95

12	ASML HOLDING NV	オランダ	情報技術	4,391	1,639.27 ユーロ	1,331,833,278	0.94
13	CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY CO LTD CL A (SZSE NORTH)	中国	資本財・サービス	137,015	394.36 中国元	1,288,173,007	0.91
14	BHARTI AIRTEL LTD	インド	コミュニケーション・サービス	391,379	1,842.45 インド・ルピー	1,235,326,837	0.88
15	TOKYO ELECTRON LTD	日本	情報技術	16,000	76,579.53 日本円	1,225,272,427	0.87
16	GRUPO MEXICO SAB DE CV SER B	メキシコ	素材	636,419	201.18 メキシコ・ペソ	1,186,973,022	0.84
17	MICROSOFT CORP	米国	情報技術	19,880	368.57 米ドル	1,186,635,441	0.84
18	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	カナダ	素材	266,371	37.13 カナダ・ドル	1,127,710,092	0.80
19	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	英国	資本財・サービス	366,612	14.29 英ポンド	1,125,249,634	0.80
20	MTN GROUP LTD	南アフリ カ	コミュニケーション・サービス	483,124	225.61 南アフリカ・ランド	1,075,526,456	0.76
21	META PLATFORMS INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	11,563	562.60 米ドル	1,053,540,428	0.75
22	KLA CORP	米国	情報技術	22,876	278.39 米ドル	1,031,370,419	0.73
23	AIRBUS SE	フランス	資本財・サービス	27,349	192.84 ユーロ	975,857,874	0.69
24	MIDEA GROUP CO LTD A (SZSE NORTH)	中国	一般消費財・サービス	529,200	77.32 中国元	975,457,902	0.69
25	NETEASE INC	中国	コミュニケーション・サービス	232,600	202.76 香港ドル	974,133,592	0.69
26	DELTA ELECTRONICS INC (TWD)	台湾	情報技術	96,000	1,973.53 台湾ドル	961,949,232	0.68
27	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO LTD	韓国	金融	21,668	413,109.92 韓国ウォン	938,380,747	0.66

28	ALPHABET INC CL C	米国	コミュニケーション・サービス	15,033	351.28 米ドル	855,224,303	0.61
29	NU HOLDINGS LTD CL A	ブラジル	金融	396,146	13.13 米ドル	842,366,241	0.60
30	CORNING INC	米国	情報技術	19,977	255.69 米ドル	827,227,503	0.59

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	国/ 地域	業種	株数	評価単価（現地通貨）（上段） 通貨（下段）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	MICRON TECHNOLOGY INC	米国	情報技術	134,178	1,145.28 米ドル	24,887,079,965	7.49
2	SK HYNIX INC	韓国	情報技術	68,822	2,665,753.85 韓国ウォン	19,232,775,810	5.79
3	BROADCOM INC	米国	情報技術	271,982	372.45 米ドル	16,405,485,751	4.94
4	WESTERN DIGITAL CORP	米国	情報技術	113,356	651.88 米ドル	11,967,215,778	3.60
5	ALPHABET INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	200,724	353.65 米ドル	11,496,189,599	3.46
6	AMAZON.COM INC	米国	一般消費財・サービス	280,260	240.14 米ドル	10,899,500,015	3.28
7	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾	情報技術	860,000	2,412.43 台湾ドル	10,533,946,622	3.17
8	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD ADR	台湾	情報技術	136,745	455.10 米ドル	10,078,577,587	3.03

9	NVIDIA CORP	米国	情報技術	290,037	194.97 米ドル	9,158,031,824	2.76
10	ALPHABET INC CL C	米国	コミュニケーション・サービス	124,880	351.28 米ドル	7,104,397,724	2.14
11	MICROSOFT CORP	米国	情報技術	113,478	368.57 米ドル	6,773,491,777	2.04
12	APPROVIN CORP CL A	米国	情報技術	80,007	498.76 米ドル	6,462,499,979	1.94
13	ELI LILLY AND CO	米国	ヘルスケア	27,249	1,229.93 米ドル	5,427,651,018	1.63
14	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	米国	ヘルスケア	66,829	499.65 米ドル	5,407,690,240	1.63
15	ARGENX SE ADR	ベルギー	ヘルスケア	31,233	912.46 米ドル	4,615,390,892	1.39
16	TRANSDIGM GROUP INC	米国	資本財・サービス	21,447	1,323.44 米ドル	4,596,759,273	1.38
17	CIENA CORP	米国	情報技術	51,453	478.93 米ドル	3,990,834,298	1.20
18	MERCADOLIBRE INC	米国	一般消費財・サービス	14,585	1,683.13 米ドル	3,975,621,648	1.20
19	ADYEN NV	オランダ	金融	22,817	829.96 ユーロ	3,503,902,303	1.05
20	VISA INC CL A	米国	金融	60,928	341.65 米ドル	3,371,159,492	1.01
21	ILLUMINA INC	米国	ヘルスケア	109,098	181.10 米ドル	3,199,751,061	0.96
22	SIEMENS AG	ドイツ	資本財・サービス	60,913	270.50 ユーロ	3,048,646,145	0.92
23	GE VERNOVA INC	米国	資本財・サービス	16,991	1,102.51 米ドル	3,033,768,443	0.91
24	KLA CORP	米国	情報技術	64,987	278.39 米ドル	2,929,955,824	0.88

25	CORTEVA INC	米国	素材	213,996	83.37 米ドル	2,889,325,094	0.87
26	SHOPIFY INC CL A	カナダ	情報技術	153,294	114.21 米ドル	2,835,373,268	0.85
27	BAE SYSTEMS PLC	英国	資本財・サービス	719,544	18.11 英ポンド	2,798,362,409	0.84
28	RESONAC HOLDINGS CORP	日本	素材	145,400	18,435.04 日本円	2,680,454,295	0.81
29	META PLATFORMS INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	29,413	562.60 米ドル	2,679,908,728	0.81
30	3I GROUP PLC	英国	金融	475,587	25.16 英ポンド	2,569,223,158	0.77

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	国/ 地域	業種	株数	評価単価（現地通貨）（上段） 通貨（下段）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾	情報技術	459,833	2,412.43 台湾ドル	5,632,391,020	5.88
2	BROADCOM INC	米国	情報技術	60,866	372.45 米ドル	3,671,332,278	3.83
3	MICRON TECHNOLOGY INC	米国	情報技術	14,070	1,145.28 米ドル	2,609,676,811	2.72
4	NVIDIA CORP	米国	情報技術	69,697	194.97 米ドル	2,200,710,061	2.30
5	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	米国	生活必需品	71,754	182.87 米ドル	2,125,051,862	2.22
6	ALPHABET INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	35,340	353.65 米ドル	2,024,049,642	2.11

7	ALPHABET INC CL C	米国	コミュニケーション・サービス	33,715	351.28 米ドル	1,918,039,472	2.00
8	AMAZON.COM INC	米国	一般消費財・サービス	49,270	240.14 米ドル	1,916,143,459	2.00
9	ELI LILLY AND CO	米国	ヘルスケア	8,691	1,229.93 米ドル	1,731,135,638	1.81
10	APPLE INC	米国	情報技術	37,758	281.74 米ドル	1,722,814,208	1.80
11	MICROSOFT CORP	米国	情報技術	28,850	368.57 米ドル	1,722,053,947	1.80
12	ASML HOLDING NV	オランダ	情報技術	5,464	1,639.27 ユーロ	1,657,284,679	1.73
13	META PLATFORMS INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	13,530	562.60 米ドル	1,232,759,837	1.29
14	INTEL CORP	米国	情報技術	56,023	131.72 米ドル	1,195,085,661	1.25
15	VALE SA ON	ブラジル	素材	475,150	78.13 ブラジル・レアル	1,162,182,787	1.21
16	SOFTBANK GROUP CORP	日本	コミュニケーション・サービス	180,200	6,146.23 日本円	1,107,550,256	1.16
17	ENGIE SA	フランス	公益事業	187,016	27.46 ユーロ	950,095,255	0.99
18	FREEPORT-MCMORAN INC	米国	素材	93,026	61.62 米ドル	928,339,850	0.97
19	BAE SYSTEMS PLC	英国	資本財・サービス	236,095	18.11 英ポンド	918,191,760	0.96
20	APPLIED MATERIALS INC	米国	情報技術	7,527	694.64 米ドル	846,764,528	0.88
21	AIRBUS SE	フランス	資本財・サービス	23,658	192.84 ユーロ	844,156,844	0.88
22	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	カナダ	エネルギー	124,357	55.89 カナダ・ドル	792,482,941	0.83

23	DEERE & CO	米国	資本財・サービス	7,752	626.63 米ドル	786,694,111	0.82
24	SK HYNIX INC	韓国	情報技術	2,767	2,665,753.85 韓国ウォン	773,256,963	0.81
25	NOVO NORDISK AS CL B	デンマーク	ヘルスケア	98,130	316.21 デンマーク・クローネ	768,130,653	0.80
26	RTX CORP	米国	資本財・サービス	24,977	187.33 米ドル	757,754,561	0.79
27	TESLA INC	米国	一般消費財・サービス	11,246	411.84 米ドル	750,079,950	0.78
28	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	米国	ヘルスケア	8,900	499.65 米ドル	720,173,026	0.75
29	GENERAL ELECTRIC CO AKA GE AEROSPACE	米国	資本財・サービス	11,727	373.71 米ドル	709,745,417	0.74
30	MEDIATEK INC	台湾	情報技術	33,207	4,003.36 台湾ドル	674,982,530	0.70

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	国/ 地域	業種	株数	評価単価（現地通貨）（上段） 通貨（下段）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	NVIDIA CORP	米国	情報技術	25,667	194.97 米ドル	810,445,574	6.77
2	BROADCOM INC	米国	情報技術	12,629	372.45 米ドル	761,759,527	6.36
3	AMAZON.COM INC	米国	一般消費財・サービス	17,649	240.14 米ドル	686,381,488	5.73
4	ALPHABET INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	11,554	353.65 米ドル	661,739,377	5.53

5	ELI LILLY AND CO	米国	ヘルスケア	2,927	1,229.93 米ドル	583,020,828	4.87
6	MICROSOFT CORP	米国	情報技術	9,256	368.57 米ドル	552,489,821	4.62
7	META PLATFORMS INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	4,674	562.60 米ドル	425,862,489	3.56
8	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾	情報技術	34,000	2,412.43 台湾ドル	416,458,356	3.48
9	TRANSDIGM GROUP INC	米国	資本財・サービス	1,401	1,323.44 米ドル	300,277,882	2.51
10	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	米国	ヘルスケア	3,691	499.65 米ドル	298,669,510	2.49
11	VIKING HOLDINGS LTD	米国	一般消費財・サービス	14,929	104.95 米ドル	253,743,025	2.12
12	MERCADOLIBRE INC	米国	一般消費財・サービス	823	1,683.13 米ドル	224,335,730	1.87
13	APPLE INC	米国	情報技術	4,755	281.74 米ドル	216,960,156	1.81
14	CARVANA CO CL A	米国	一般消費財・サービス	20,920	63.72 米ドル	215,882,978	1.80
15	UBER TECHNOLOGIES INC (DRS)	米国	資本財・サービス	17,192	75.50 米ドル	210,210,452	1.76
16	MASTERCARD INC CL A	米国	金融	2,458	509.64 米ドル	202,873,975	1.69
17	NETFLIX INC	米国	コミュニケーション・サービス	16,177	73.78 米ドル	193,293,651	1.61
18	APPLIED MATERIALS INC	米国	情報技術	1,696	694.64 米ドル	190,794,824	1.59
19	AMPHENOL CORP CL A	米国	情報技術	7,013	166.42 米ドル	189,012,405	1.58
20	ALPHABET INC CL C	米国	コミュニケーション・サービス	3,193	351.28 米ドル	181,649,119	1.52

21	LINDE PUBLIC LIMITED COMPANY (NEW)	米国	素材	1,915	511.06 米ドル	158,497,210	1.32
22	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	米国	ヘルスケア	3,254	293.52 米ドル	154,680,725	1.29
23	FAIR ISAAC CORP	米国	情報技術	776	1,177.52 米ドル	147,982,706	1.24
24	ENTEGRIS INC	米国	情報技術	5,331	171.04 米ドル	147,668,316	1.23
25	GENERAL ELECTRIC CO AKA GE AEROSPACE	米国	資本財・サービス	2,379	373.71 米ドル	143,982,634	1.20
26	PROGRESSIVE CORP (THE)	米国	金融	3,741	219.86 米ドル	133,203,269	1.11
27	WESTERN DIGITAL CORP	米国	情報技術	1,189	651.88 米ドル	125,525,068	1.05
28	AFFIRM HOLDINGS INC CL A	米国	金融	8,667	81.79 米ドル	114,802,133	0.96
29	XPO INC	米国	資本財・サービス	3,426	206.14 米ドル	114,374,862	0.96
30	SPACE EXPLORATION TECHNOLOGIES CORP CL A	米国	コミュニケーション・サービス	4,089	164.19 米ドル	108,728,843	0.91

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	利率(%) (上段) 償還日 (下段)	国/地域(上 段) 資産(中段) 業種/種類(下 段)	数量	評価単価(上段) 通貨(下段)	評価金額（円）	投資 比率 (%)
1	BROADCOM INC.	- -	米国 株式 情報技術	211,396	372.45 米ドル	12,751,042,590	4.38

2	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.0% 05-31-28	4.0 2028/5/31	米国 債券 国債・政府機関 債等	62,646,800	99.82 米ドル	10,126,960,973	3.48
3	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.125% 05-31-31	4.125 2031/5/31	米国 債券 国債・政府機関 債等	49,593,700	99.96 米ドル	8,028,327,607	2.76
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	- -	台湾 株式 情報技術	106,209	455.10 米ドル	7,827,969,190	2.69
5	MICRON TECHNOLOGY, INC.	- -	米国 株式 情報技術	40,360	1,145.28 米ドル	7,485,895,955	2.57
6	ALPHABET INC.	- -	米国 株式 コミュニケーション・サービ ス	108,788	353.65 米ドル	6,230,682,301	2.14
7	MICROSOFT CORP.	- -	米国 株式 情報技術	82,780	368.57 米ドル	4,941,130,874	1.70
8	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.125% 06-15-29	4.125 2029/6/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	29,416,800	100.07 米ドル	4,767,400,364	1.64
9	NVIDIA CORP.	- -	米国 株式 情報技術	143,882	194.97 米ドル	4,543,130,480	1.56
10	ELI LILLY AND CO.	- -	米国 株式 ヘルスケア	22,692	1,229.93 米ドル	4,519,955,114	1.55
11	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.75% 02-15-56	4.75 2056/2/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	24,674,000	98.27 米ドル	3,926,961,551	1.35
12	UNITEDHEALTH GROUP INC.	- -	米国 株式 ヘルスケア	54,866	419.82 米ドル	3,730,331,055	1.28
13	AMAZON.COM, INC.	- -	米国 株式 一般消費財・ サービス	92,501	240.14 米ドル	3,597,426,143	1.24
14	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.25% 05-31-33	4.25 2033/5/31	米国 債券 国債・政府機関 債等	21,091,500	100.09 米ドル	3,418,816,998	1.17

15	VISA INC.	- -	米国 株式 金融	59,934	341.65 米ドル	3,316,161,256	1.14
16	UNITED STATES TREASURY NOTE 3.5% 09-30-27	3.5 2027/9/30	米国 債券 国債・政府機関 債等	17,800,000	99.28 米ドル	2,861,836,729	0.98
17	VERTEX PHARMACEUTICALS INC.	- -	米国 株式 ヘルスケア	35,200	499.65 米ドル	2,848,324,776	0.98
18	TRANSDIGM GROUP INC.	- -	米国 株式 資本財・サービ ス	13,025	1,323.44 米ドル	2,791,662,682	0.96
19	APPLE INC.	- -	米国 株式 情報技術	61,161	281.74 米ドル	2,790,641,448	0.96
20	UNION PACIFIC CORP.	- -	米国 株式 資本財・サービ ス	62,851	272.70 米ドル	2,775,736,794	0.95
21	STARBUCKS CORP.	- -	米国 株式 一般消費財・ サービス	161,009	104.06 米ドル	2,713,406,910	0.93
22	AMGEN INC.	- -	米国 株式 ヘルスケア	45,197	360.55 米ドル	2,639,101,304	0.91
23	WESTERN DIGITAL CORP.	- -	米国 株式 情報技術	24,866	651.88 米ドル	2,625,152,507	0.90
24	KLA CORP.	- -	米国 株式 情報技術	55,559	278.39 米ドル	2,504,891,988	0.86
25	UNITED STATES TREASURY NOTE 3.375% 12-31-27	3.375 2027/12/31	米国 債券 国債・政府機関 債等	13,460,000	98.93 米ドル	2,156,447,324	0.74
26	EOG RESOURCES, INC.	- -	米国 株式 エネルギー	98,978	131.93 米ドル	2,114,770,233	0.73
27	HOME DEPOT, INC.	- -	米国 株式 一般消費財・ サービス	35,386	350.81 米ドル	2,010,408,863	0.69

28	SK HYNIX, INC.	- -	韓国 株式 情報技術	6,972	2,665,753.85 韓国ウォン	1,948,372,801	0.67
29	META PLATFORMS, INC.	- -	米国 株式 コミュニケーション・サービ ス	20,377	562.60 米ドル	1,856,611,027	0.64
30	DEERE & CO.	- -	米国 株式 資本財・サービ ス	17,984	626.63 米ドル	1,825,065,389	0.63

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	利率(%) (上段) 償還日 (下段)	国/地域(上 段) 資産(中段) 業種/種類(下 段)	数量	評価単価(上段) 通貨(下段)	評価金額（円）	投資 比率 (%)
1	BROADCOM INC.	- -	米国 株式 情報技術	144,189	372.45 米ドル	8,697,232,114	3.98
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	- -	台湾 株式 情報技術	700,764	2,412.43 台湾ドル	8,583,500,664	3.93
3	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC.	- -	米国 株式 生活必需品	213,905	182.87 米ドル	6,334,966,950	2.90
4	ABBVIE, INC.	- -	米国 株式 ヘルスケア	104,164	254.31 米ドル	4,290,046,891	1.96
5	BRITISH AMERICAN TOBACCO P.L.C.	- -	英国 株式 生活必需品	388,769	47.17 英ポンド	3,937,846,957	1.80
6	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.0% 05-31-28	4.0 2028/5/31	米国 債券 国債・政府機関 債等	19,710,800	99.82 米ドル	3,186,284,094	1.46

7	RTX CORP.	- -	米国 株式 資本財・サービ ス	104,589	187.33 米ドル	3,173,030,861	1.45
8	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.75% 02-15-56	4.75 2056/2/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	17,130,000	98.27 米ドル	2,726,305,074	1.25
9	JPMORGAN CHASE & CO.	- -	米国 株式 金融	49,421	329.39 米ドル	2,636,348,938	1.21
10	ASTRAZENECA PLC	- -	英国 株式 ヘルスケア	81,858	143.32 英ポンド	2,519,487,842	1.15
11	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.125% 05-31-31	4.125 2031/5/31	米国 債券 国債・政府機関 債等	15,150,900	99.96 米ドル	2,452,658,073	1.12
12	EXXON MOBIL CORP.	- -	米国 株式 エネルギー	93,646	136.06 米ドル	2,063,481,837	0.94
13	CANADIAN NATURAL RESOURCES, LTD.	- -	カナダ 株式 エネルギー	313,401	55.89 カナダ・ドル	1,997,193,134	0.91
14	MONDELEZ INTERNATIONAL, INC.	- -	米国 株式 生活必需品	196,935	60.15 米ドル	1,918,401,438	0.88
15	DOMINION ENERGY, INC.	- -	米国 株式 公益事業	154,694	69.18 米ドル	1,733,145,322	0.79
16	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD.	- -	米国 株式 一般消費財・ サービス	32,511	321.44 米ドル	1,692,431,889	0.77
17	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LTD.	- -	シンガポール 株式 コミュニケー ション・サービ ス	3,001,100	4.46 シンガポール・ドル	1,676,790,873	0.77
18	STARBUCKS CORP.	- -	米国 株式 一般消費財・ サービス	96,616	104.06 米ドル	1,628,222,782	0.75
19	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.25% 05-31-33	0.0 1900/1/0	米国 債券 国債・政府機関 債等	9,639,400	100.09 米ドル	1,562,494,112	0.72

20	MICROSOFT CORP.	- -	米国 株式 情報技術	25,245	368.57 米ドル	1,506,871,816	0.69
21	AMGEN INC.	- -	米国 株式 ヘルスケア	25,130	360.55 米ドル	1,467,367,652	0.67
22	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS PLC	- -	米国 株式 情報技術	9,238	968.53 米ドル	1,449,012,019	0.66
23	COMPAGNIE GENERALE DES ETABLISSEMENTS MICHELIN	- -	フランス 株式 一般消費財・ サービス	232,061	33.42 ユーロ	1,434,982,880	0.66
24	BAE SYSTEMS PLC	- -	英国 株式 資本財・サービ ス	365,530	18.11 英ポンド	1,421,574,514	0.65
25	GILEAD SCIENCES, INC.	- -	米国 株式 ヘルスケア	69,058	126.33 米ドル	1,412,867,532	0.65
26	NATWEST GROUP PLC	- -	英国 株式 金融	987,967	6.58 英ポンド	1,395,256,263	0.64
27	DBS GROUP HOLDINGS LTD.	- -	シンガポール 株式 金融	158,169	66.37 シンガポール・ド ル	1,315,400,802	0.60
28	ALTRIA GROUP, INC.	- -	米国 株式 生活必需品	108,944	74.05 米ドル	1,306,499,753	0.60
29	WELLS FARGO & CO.	- -	米国 株式 金融	96,290	83.51 米ドル	1,302,268,761	0.60
30	JOHNSON & JOHNSON	- -	米国 株式 ヘルスケア	30,259	258.51 米ドル	1,266,814,050	0.58

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	利率(%) (上段) 償還日 (下段)	国/地域(上 段) 資産(中段) 業種/種類(下 段)	数量	評価単価(上段) 通貨(下段)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	BARCLAYS PLC EUR REG S SUB 4.616% 03-26-37/32	4.616 2037/3/26	英国 債券 社債	57,000,000	102.76 ユーロ	10,837,454,199	0.99
2	AMGEN INC SR UNSEC 5.25% 03-02-33	5.25 2033/3/2	米国 債券 社債	49,267,000	102.14 米ドル	8,149,726,266	0.74
3	NATIONAL BANK OF GREECE SA EUR REG S SR UNSEC (B) 3.5% 11-19-30/29	3.5 2030/11/19	ギリシャ 債券 社債	40,010,000	100.21 ユーロ	7,418,187,847	0.68
4	CAIXABANK SA EUR REG S SUB (B) 4.375% 08-08-36/31	4.375 2036/8/8	スペイン 債券 社債	37,300,000	102.47 ユーロ	7,072,314,887	0.64
5	INTESA SANPAOLO SPA 144A LIFE SR NON PREF 7.778% 06-20- 54/53	7.778 2054/6/20	イタリア 債券 社債	36,705,000	118.85 米ドル	7,064,909,244	0.64
6	CENTERPOINT ENERGY HOUSTON ELECTRIC LLC SR UNSEC 5.05% 03-01-35	5.05 2035/3/1	米国 債券 社債	41,700,000	100.54 米ドル	6,789,539,647	0.62
7	ABBVIE INC SR UNSEC 5.05% 03-15-34	5.05 2034/3/15	米国 債券 社債	40,175,000	101.43 米ドル	6,599,260,652	0.60
8	WELLS FARGO & CO EUR REG S SR UNSEC 3.9% 07-22-32/31	3.9 2032/7/22	米国 債券 社債	34,885,000	101.98 ユーロ	6,582,497,910	0.60
9	JPMORGAN CHASE & CO SR UNSEC 4.603% 10- 22-30/29	4.603 2030/10/22	米国 債券 社債	40,600,000	99.74 米ドル	6,557,875,528	0.60
10	VERIZON COMMUNICATIONS INC EUR SUB (H) 4.2462% 08-15-56/32	4.246 2056/8/15	米国 債券 社債	33,820,000	99.29 ユーロ	6,212,954,215	0.57
11	INTESA SANPAOLO SPA 144A SR NON PREF 8.248% 11-21-33/32	8.248 2033/11/21	イタリア 債券 社債	31,300,000	115.99 米ドル	5,879,722,878	0.54
12	CANADIAN PACIFIC RAILWAY CO SR UNSEC 4.8% 03-30-30	4.8 2030/3/30	カナダ 債券 社債	35,008,000	100.89 米ドル	5,720,090,676	0.52

13	VISA INC SR UNSEC 4.7% 02-12-36	4.7 2036/2/12	米国 債券 社債	35,375,000	99.45 米ドル	5,697,461,770	0.52
14	PECO ENERGY CO SR SEC 1ST LIEN 5.65% 09-15-55	5.65 2055/9/15	米国 債券 社債	35,192,000	99.85 米ドル	5,690,707,728	0.52
15	MORGAN STANLEY SR UNSEC 4.356% 10-22- 31/30	4.356 2031/10/22	米国 債券 社債	35,375,000	98.02 米ドル	5,615,633,872	0.51
16	AIR FRANCE-KLM EUR REG S SR UNSEC (B) 3.875% 01-14-31	3.875 2031/1/14	フランス 債券 社債	30,000,000	98.94 ユーロ	5,492,024,919	0.50
17	JPMORGAN CHASE & CO SR UNSEC 5.572% 04- 22-36/35	5.572 2036/4/22	米国 債券 社債	32,416,000	103.27 米ドル	5,421,292,302	0.49
18	SYNOPSIS INC SR UNSEC 5.15% 04-01- 35	5.15 2035/4/1	米国 債券 社債	32,501,000	100.01 米ドル	5,263,959,876	0.48
19	REPSOL E&P CAPITAL MARKETS US LLC 144A LIFE SR UNSEC 5.204% 09-16-30	5.204 2030/9/16	スペイン 債券 社債	32,134,000	100.81 米ドル	5,246,162,305	0.48
20	MORGAN STANLEY GBP SR UNSEC 5.432% 09- 10-32/31	5.432 2032/9/10	米国 債券 社債	22,915,000	101.60 英ポンド	4,999,977,978	0.46
21	ORACLE CORP SR UNSEC 4.45% 09-26- 30	4.45 2030/9/26	米国 債券 社債	30,875,000	96.80 米ドル	4,840,180,799	0.44
22	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO SR UNSEC 5.2% 02-22-34	5.2 2034/2/22	米国 債券 社債	29,100,000	102.41 米ドル	4,826,100,609	0.44
23	BPCE SA 144A LIFE SR NON PREF 5.417% 01-13-37/36	5.417 2037/1/13	フランス 債券 社債	29,489,000	98.56 米ドル	4,707,031,823	0.43
24	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE SR UNSEC 5.245% 01-13- 31/30	5.245 2031/1/13	カナダ 債券 社債	27,791,000	101.68 米ドル	4,576,320,534	0.42
25	DANAHER CORP EUR SR UNSEC 3.625% 04-29- 34	3.625 2034/4/29	米国 債券 社債	23,320,000	100.85 ユーロ	4,351,431,774	0.40

26	CHUBB INA HOLDINGS LLC SR UNSEC 4.9% 08-15-35	4.9 2035/8/15	米国 債券 社債	27,000,000	99.13 米ドル	4,334,555,910	0.39
27	ABBOTT LABORATORIES SR UNSEC 4.65% 03- 15-36	4.65 2036/3/15	米国 債券 社債	27,150,000	97.68 米ドル	4,294,750,390	0.39
28	DUKE ENERGY CORP EUR SR UNSEC 3.75% 04-01-31	3.75 2031/4/1	米国 債券 社債	22,800,000	101.27 ユーロ	4,272,180,878	0.39
29	BLACKROCK INC EUR SR UNSEC 3.75% 07- 18-35	3.75 2035/7/18	米国 債券 社債	22,265,000	101.55 ユーロ	4,183,647,091	0.38
30	DEUTSCHE BANK AG EUR REG S SUB (B) 4.45% 05-15-41/36	4.45 2041/5/15	ドイツ 債券 社債	22,400,000	100.19 ユーロ	4,152,467,149	0.38

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	利率(%) (上段) 償還日 (下段)	国/地域(上 段) 資産(中段) 業種/種類(下 段)	数量	評価単価(上段) 通貨(下段)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE 3.62% 08-31-27	3.625 2027/8/31	米国 債券 国債・政府機関 債等	12,700,000	99.47 米ドル	2,045,914,536	5.04
2	PERU GOVERNMENT BOND PEN 144A LIFE/REG S 7.6% 08-12-39	7.6 2039/8/12	ペルー 債券 国債・政府機関 債等	21,669,000	106.86 ペルー・ソル	1,098,188,361	2.70
3	FNCL UMBS 5.0 MA4709 07-01-52	5.0 2056/7/1	米国 債券 その他債券	4,210,000	98.69 米ドル	672,856,659	1.66
4	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.25% 03-15-27	4.25 2027/3/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	4,130,000	100.18 米ドル	670,068,439	1.65

5	UNITED STATES TREASURY INFLATION INDEXED BONDS I/L 2.375% 02-15-56	2.375 2056/2/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	3,656,900	96.13 米ドル	569,298,945	1.40
6	HUNGARY GOVERNMENT BOND HUF 3.0% 08- 21-30	3.0 2030/8/21	ハンガリー 債券 国債・政府機関 債等	1,151,070,000	92.63 ハンガリー・フォ リント	557,094,885	1.37
7	JAPAN GOVERNMENT TWENTY YEAR BOND JPY 2.4% 03-20-45	2.4 2045/3/20	日本 債券 国債・政府機関 債等	617,350,000	85.39 日本円	527,152,078	1.30
8	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP AUD REG S 4.75% 02-20- 37	4.75 2037/2/20	オーストラリア 債券 国債・政府機関 債等	4,860,000	94.64 オーストラリア・ ドル	513,250,677	1.26
9	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.5% 11-15-33	4.5 2033/11/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	3,041,000	101.49 米ドル	499,836,177	1.23
10	HUNGARY GOVT BOND HUF 4.75% 11-24-32	4.75 2032/11/24	ハンガリー 債券 国債・政府機関 債等	910,000,000	98.39 ハンガリー・フォ リント	467,804,375	1.15
11	STACR 2020-DNA1 B2 144A FRN 01-25-50	8.992 2050/1/25	米国 債券 その他債券	2,560,000	110.84 米ドル	459,518,018	1.13
12	SAMARCO MINERACAO SA REG S SR UNSEC PIK 9.0% 06-30- 31/12-30-25	9.0 2031/6/30	ブラジル 債券 社債	2,793,881	100.73 米ドル	455,753,623	1.12
13	COLOMBIAN TES COP 12.0% 03-13-58	12.0 2058/3/13	コロンビア 債券 国債・政府機関 債等	9,712,400,000	99.53 コロンビア・ペソ	453,502,641	1.12
14	FNCL UMBS 6.0 MA5615 02-01-55	6.0 2055/2/1	米国 債券 その他債券	2,594,761	102.47 米ドル	430,618,313	1.06
15	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B BRL I/L 6.0% 08-15-50	6.0 2050/8/15	ブラジル 債券 国債・政府機関 債等	347,900	3,938.03 ブラジル・レアル	428,903,743	1.06
16	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F BRL 10.0% 01-01-35	10.0 2035/1/1	ブラジル 債券 国債・政府機関 債等	17,000,000	80.01 ブラジル・レアル	425,794,899	1.05
17	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F BRL 10.0% 01-01-31	10.0 2031/1/1	ブラジル 債券 国債・政府機関 債等	15,000,000	86.67 ブラジル・レアル	406,986,143	1.00

18	ECOPETROL SA SR UNSEC 8.625% 01- 19-29	8.625 2029/1/19	コロンビア 債券 社債	2,320,000	106.10 米ドル	398,624,754	0.98
19	CSN INOVA VENTURES REG S SR UNSEC 6.75% 01-28-28	6.75 2028/1/28	ブラジル 債券 社債	2,483,000	83.44 米ドル	335,532,483	0.83
20	UNITED STATES TREASURY INFLATION INDEXED BONDS I/L 2.375% 02-15-55	2.375 2055/2/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	1,942,000	98.64 米ドル	310,235,801	0.76
21	STACR 2020-HQA2 B2 144A FRN 03-25-50	11.342 2050/3/25	米国 債券 その他債券	1,490,000	119.37 米ドル	288,042,997	0.71
22	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND ZAR 9.0% 01- 31-40	9.0 2040/1/31	南アフリカ 債券 国債・政府機関 債等	27,180,000	101.54 南アフリカ・ラン ド	272,340,259	0.67
23	KOREA NDFB 3212 KRW 4.25% 12-10-32	4.25 2032/12/10	韓国 債券 国債・政府機関 債等	2,534,510,000	101.09 韓国ウォン	268,584,209	0.66
24	MAXIMA GRUPE UAB EUR REG S SR UNSEC (B) 4.75% 05-19-31	4.75 2031/5/19	リトアニア 債券 社債	1,360,000	100.86 ユーロ	253,812,567	0.62
25	VIBR 2018-9RA D1 CLO 144A FRN 04- 20-37	6.525 2037/4/20	米国 債券 その他債券	1,540,000	98.42 米ドル	245,451,209	0.60
26	STACR 2026-DNA1 M2 144A FRN 02-25-46	4.928 2046/2/25	米国 債券 その他債券	1,443,000	100.10 米ドル	233,927,123	0.58
27	EUROPEAN INVESTMENT BANK 7.4% 10-23-33	7.4 2033/10/23	国際機関等 債券 国債・政府機関 債等	132,700,000	100.39 インド・ルピー	228,216,589	0.56
28	ELECTRICITE DE FRANCE SA EUR PRP REG S SUB (H) (B) 2.625% 12-31- 79/06-01-28	2.625 2079/12/31	フランス 債券 社債	1,200,000	98.09 ユーロ	217,794,456	0.54
29	SAN MIGUEL GLOBAL POWER HOLDINGS CORP PRP REG S SR UNSEC (H) 8.875% 12-31-79/0	8.875 2079/12/31	フィリピン 債券 社債	1,290,000	100.22 米ドル	209,367,292	0.52
30	DEUTSCHE BANK AG EUR REG S SUB (B) 4.45% 05-15-41/36	4.45 2041/5/15	ドイツ 債券 社債	1,100,000	100.19 ユーロ	203,915,797	0.50

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	国/ 地域	業種	株数	評価単価（現地通貨）（上段） 通貨（下段）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾	情報技術	9,469,000	2,412.43 台湾ドル	115,983,651,819	4.83
2	META PLATFORMS INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	862,611	562.60 米ドル	78,595,136,426	3.27
3	BROADCOM INC	米国	情報技術	1,232,581	372.45 米ドル	74,347,162,799	3.09
4	NVIDIA CORP	米国	情報技術	2,344,100	194.97 米ドル	74,015,875,215	3.08
5	TESLA INC	米国	一般消費財・サービス	990,326	411.84 米ドル	66,052,256,501	2.75
6	MICROSOFT CORP	米国	情報技術	817,892	368.57 米ドル	48,819,901,097	2.03
7	SK HYNIX INC	韓国	情報技術	162,348	2,665,753.85 韓国ウォン	45,369,252,378	1.89
8	ASML HOLDING NV	オランダ	情報技術	146,188	1,639.27 ユーロ	44,340,251,229	1.85
9	ELI LILLY AND CO	米国	ヘルスケア	215,304	1,229.93 米ドル	42,885,793,050	1.79
10	MICRON TECHNOLOGY INC	米国	情報技術	223,739	1,145.28 米ドル	41,498,683,721	1.73
11	ASTRAZENECA PLC (GBP)	英国	ヘルスケア	1,263,767	143.32 英ポンド	38,897,182,818	1.62

12	AMAZON.COM INC	米国	一般消費財・サービス	983,820	240.14 米ドル	38,261,421,911	1.59
13	ALPHABET INC CL C	米国	コミュニケーション・サービス	663,103	351.28 米ドル	37,723,794,397	1.57
14	ALPHABET INC CL A	米国	コミュニケーション・サービス	618,575	353.65 米ドル	35,428,027,945	1.47
15	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	情報技術	974,249	328,966.13 韓国ウォン	33,598,183,178	1.40
16	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	米国	一般消費財・サービス	593,649	321.44 米ドル	30,903,709,472	1.29
17	UNICREDIT SPA	イタリア	金融	1,936,575	77.47 ユーロ	27,759,941,452	1.16
18	KLA CORP	米国	情報技術	611,260	278.39 米ドル	27,558,816,333	1.15
19	SHOPIFY INC CL A	カナダ	情報技術	1,377,070	114.21 米ドル	25,470,712,923	1.06
20	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	米国	生活必需品	843,143	182.87 米ドル	24,970,351,508	1.04
21	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	米国	ヘルスケア	294,694	499.65 米ドル	23,846,142,657	0.99
22	TOTALENERGIES SE	フランス	エネルギー	1,632,455	68.57 ユーロ	20,712,645,639	0.86
23	GENERAL ELECTRIC CO AKA GE AEROSPACE	米国	資本財・サービス	335,178	373.71 米ドル	20,285,755,033	0.84
24	ASML HOLDING NV ADR	オランダ	情報技術	65,795	1,883.11 米ドル	20,065,479,076	0.84
25	CLOUDFLARE INC CL A	米国	情報技術	502,704	243.76 米ドル	19,845,211,624	0.83
26	DEERE & CO	米国	資本財・サービス	194,649	626.63 米ドル	19,753,511,620	0.82
27	VISA INC CL A	米国	金融	355,369	341.65 米ドル	19,662,644,063	0.82

28	APPLE INC	米国	情報技術	425,880	281.74 米ドル	19,431,964,483	0.81
29	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	英国	資本財・サービス	6,304,718	14.29 英ポンド	19,351,198,628	0.81
30	DSV A/S	デンマー ク	資本財・サービス	489,730	1,557.36 デンマーク・ク ローネ	18,880,281,579	0.79

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ニューパースペクティブ・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	国/ 地域	業種	株数	評価単価（現地通 貨）（上段） 通貨（下段）	評価金額（円）	投資 比率 （%）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾	情報技術	239,000	2,412.43 台湾ドル	2,927,457,260	4.32
2	BROADCOM INC	米国	情報技術	45,447	372.45 米ドル	2,741,284,758	4.04
3	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC	米国	生活必需品	86,006	182.87 米ドル	2,547,136,194	3.76
4	ASTRAZENECA PLC (GBP)	英国	ヘルスケア	56,217	143.32 英ポンド	1,730,289,624	2.55
5	ABBVIE INC	米国	ヘルスケア	31,930	254.31 米ドル	1,315,053,159	1.94
6	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	英国	生活必需品	126,556	47.17 英ポンド	1,281,887,598	1.89
7	WELLTOWER INC (REIT)	米国	不動産	34,403	227.73 米ドル	1,268,812,691	1.87
8	IBERDROLA SA	スペイン	公益事業	266,259	21.85 ユーロ	1,076,507,934	1.59

9	ONEOK INC	米国	エネルギー	70,511	88.73 米ドル	1,013,230,625	1.49
10	RTX CORP	米国	資本財・サービス	33,184	187.33 米ドル	1,006,739,295	1.49
11	TOTALENERGIES SE	フランス	エネルギー	76,771	68.57 ユーロ	974,073,110	1.44
12	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	米国	一般消費財・サービス	17,724	321.44 米ドル	922,661,955	1.36
13	KLA CORP	米国	情報技術	20,397	278.39 米ドル	919,604,058	1.36
14	ROYALTY PHARMA PLC CL A	米国	ヘルスケア	91,564	57.09 米ドル	846,575,610	1.25
15	MERCK & CO INC	米国	ヘルスケア	40,399	129.38 米ドル	846,483,923	1.25
16	UNICREDIT SPA	イタリア	金融	56,974	77.47 ユーロ	816,696,954	1.20
17	MONDELEZ INTERNATIONAL INC CL A	米国	生活必需品	83,612	60.15 米ドル	814,488,949	1.20
18	PUBLIC STORAGE (REIT)	米国	不動産	14,884	324.45 米ドル	782,074,980	1.15
19	TRUIST FINANCIAL CORP	米国	金融	94,194	50.58 米ドル	771,583,652	1.14
20	NESTLE SA	スイス	生活必需品	40,566	84.23 スイス・フラン	685,366,848	1.01
21	DBS GROUP HOLDINGS LTD	シンガ ポール	金融	81,331	66.37 シンガポール・ドル	676,383,254	1.00
22	CENTERPOINT ENERGY INC	米国	公益事業	91,732	44.79 米ドル	665,400,124	0.98
23	JPMORGAN CHASE & CO	米国	金融	12,084	329.39 米ドル	644,617,482	0.95
24	DEERE & CO	米国	資本財・サービス	6,237	626.63 米ドル	632,947,778	0.93

25	ROCHE HOLDING AG	スイス	ヘルスケア	9,008	338.95 スイス・フラン	612,420,649	0.90
26	MARUBENI CORP	日本	資本財・サービス	126,900	4,754.12 日本円	603,297,347	0.89
27	LINDE PUBLIC LIMITED COMPANY (NEW)	米国	素材	6,896	511.06 米ドル	570,755,488	0.84
28	RELX PLC	英国	資本財・サービス	112,089	23.53 英ポンド	566,341,435	0.84
29	CONOCOPHILLIPS	米国	エネルギー	33,528	104.20 米ドル	565,791,370	0.83
30	INDUSTRIA DE DISEÑO TEXTIL SA	スペイン	一般消費財・サービス	54,690	55.75 ユーロ	564,178,909	0.83

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	国/地域（上段） 株式/債券（中段） 業種/種類（下段）	株数/額面（上段） 評価単価（中段） 通貨（下段）	評価金額 （円）	投資 比率 （%）
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO LTD	台湾 株式 情報技術	359,455 2,412.43 台湾ドル	4,402,883,469	3.68
2	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F BRL 10.0% 01- 01-31	ブラジル 債券 ソブリン債（現地通貨建）	83,530,000 86.67 ブラジル・レアル	2,266,370,169	1.90
3	TENCENT HOLDINGS LTD	中国 株式 コミュニケーション・サービス	223,700 420.47 香港ドル	1,942,803,511	1.63
4	SK HYNIX INC	韓国 株式 情報技術	6,048 2,665,753.85 韓国ウォン	1,690,154,720	1.41
5	PETROLEOS MEXICANOS SR UNSEC 5.95% 01-28-31	メキシコ 債券 社債	9,740,000 99.02 米ドル	1,561,880,365	1.31

6	NETEASE INC	中国 株式 コミュニケーション・サービス	332,740 202.76 香港ドル	1,393,521,974	1.17
7	AIA GROUP LTD	香港 株式 金融	739,170 72.72 香港ドル	1,110,302,426	0.93
8	DANONE SA	フランス 株式 生活必需品	81,499 72.05 ユーロ	1,086,543,095	0.91
9	DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND REG S 5.95% 01-25-27	ドミニカ共和国 債券 ソブリン債(先進国通貨建)	6,361,000 100.76 米ドル	1,037,993,196	0.87
10	ADNOC GAS PLC	アラブ首長国連邦 株式 エネルギー	6,861,485 3.43 UAE・ディルハム	1,037,880,825	0.87
11	ASML HOLDING NV	オランダ 株式 情報技術	3,321 1,639.27 ユーロ	1,007,291,805	0.84
12	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND ZAR 8.25% 03- 31-32	南アフリカ 債券 ソブリン債（現地通貨建）	97,650,000 101.54 南アフリカ・ランド	978,406,979	0.82
13	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.75% 02-15-56	米国 債券 ソブリン債(先進国通貨建)	6,030,000 98.27 米ドル	959,697,583	0.80
14	MEDIATEK INC	台湾 株式 情報技術	45,660 4,003.36 台湾ドル	928,108,602	0.78
15	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND ZAR 8.875% 02- 28-35	南アフリカ 債券 ソブリン債（現地通貨建）	89,630,000 104.12 南アフリカ・ランド	920,876,357	0.77
16	HALYK SAVINGS BANK OF KAZAKHSTAN OJSC GDR	カザフスタン 株式 金融	190,142 29.76 米ドル	916,388,676	0.77
17	CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	南アフリカ 株式 金融	19,513 4,667.58 南アフリカ・ランド	898,714,863	0.75
18	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F BRL 10.0% 01- 01-33	ブラジル 債券 ソブリン債（現地通貨建）	33,749,000 82.72 ブラジル・レアル	873,971,697	0.73
19	MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 6.35% 02- 09-35	メキシコ 債券 ソブリン債(先進国通貨建)	5,240,000 102.65 米ドル	871,106,377	0.73
20	MERCADOLIBRE INC	米国 株式 一般消費財・サービス	3,121 1,683.13 米ドル	850,731,242	0.71

21	ABU DHABI ISLAMIC BANK PJSC	アラブ首長国連邦 株式 金融	918,189 20.69 UAE・ディルハム	837,676,036	0.70
22	SASOL FINANCING USA LLC SR UNSEC 4.375% 09-18-26	南アフリカ 債券 社債	5,076,000 99.73 米ドル	819,835,107	0.69
23	AMERICA MOVIL SAB DE CV MXN SR UNSEC 9.5% 01-27-31	メキシコ 債券 社債	86,550,000 101.52 メキシコ・ペソ	814,595,474	0.68
24	ROYAL GOLD INC	米国 株式 素材	24,859 202.12 米ドル	813,717,950	0.68
25	TBC BANK GROUP PLC	英国 株式 金融	84,004 44.80 英ポンド	808,242,373	0.68
26	INDONESIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND JPY REG S 0.99% 05-27-27	インドネシア 債券 ソブリン債（現地通貨建）	800,000,000 99.34 日本円	794,694,383	0.66
27	HANA FINANCIAL GROUP INC	韓国 株式 金融	62,627 115,092.28 韓国ウォン	755,618,253	0.63
28	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 5.875% 06-22-30	南アフリカ 債券 ソブリン債(先進国通貨建)	4,535,000 102.61 米ドル	753,630,088	0.63
29	VALTERRA PLATINUM LTD	南アフリカ 株式 素材	67,024 1,101.64 南アフリカ・ランド	728,576,091	0.61
30	TOKYO ELECTRON LTD	日本 株式 情報技術	9,200 76,579.53 日本円	704,531,645	0.59

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	利率(%) (上段) 償還日 (下段)	国/地域(上 段) 資産(中段) 業種/種類(下 段)	数量	評価単価(上段) 通貨(下段)	評価金額（円）	投資 比率 (%)
1	TAIWAN SEMI CONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	- -	台湾 株式 情報技術	1,129,000	2,412.43 台湾ドル	13,828,867,135	5.13

2	BAE SYSTEMS PLC	- -	英国 株式 資本財・サービ ス	1,647,438	18.11 英ポンド	6,407,014,125	2.38
3	ALPHABET INC.	- -	米国 株式 コミュニケー ション・サービ ス	109,467	351.28 米ドル	6,227,555,299	2.31
4	BROADCOM INC.	- -	米国 株式 情報技術	98,798	372.45 米ドル	5,959,325,180	2.21
5	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.0% 11-15-35	4.0 2035/11/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	34,169,000	97.29 米ドル	5,383,438,999	2.00
6	KLA CORP.	- -	米国 株式 情報技術	114,967	278.39 米ドル	5,183,317,144	1.92
7	UNITEDHEALTH GROUP INC.	- -	米国 株式 ヘルスケア	68,792	419.82 米ドル	4,677,157,692	1.74
8	JPMORGAN CHASE & CO.	- -	米国 株式 金融	86,788	329.39 米ドル	4,629,680,735	1.72
9	STARBUCKS CORP.	- -	米国 株式 一般消費財・ サービス	252,952	104.06 米ドル	4,262,877,880	1.58
10	BAWAG GROUP AG	- -	オーストリア 株式 金融	128,680	172.86 ユーロ	4,115,780,724	1.53
11	HOME DEPOT, INC.	- -	米国 株式 一般消費財・ サービス	71,007	350.81 米ドル	4,034,168,940	1.50
12	COSTCO WHOLESALE CORP.	- -	米国 株式 生活必需品	26,175	946.68 米ドル	4,013,015,571	1.49
13	UNION PACIFIC CORP.	- -	米国 株式 資本財・サービ ス	89,948	272.70 米ドル	3,972,442,334	1.47
14	CLOUDFLARE, INC.	- -	米国 株式 情報技術	98,412	243.76 米ドル	3,885,003,832	1.44

15	GENERAL ELECTRIC CO. AKA GE AEROSPACE	- -	米国 株式 資本財・サービス	63,263	373.71 米ドル	3,828,824,447	1.42
16	ASTRAZENECA PLC	- -	英国 株式 ヘルスケア	120,871	143.32 英ポンド	3,720,259,657	1.38
17	VISA INC.	- -	米国 株式 金融	62,058	341.65 米ドル	3,433,682,638	1.27
18	PROGRESSIVE CORP.	- -	米国 株式 金融	93,521	219.86 米ドル	3,329,939,307	1.24
19	EQUATORIAL S.A.	- -	ブラジル 株式 公益事業	2,666,718	39.74 ブラジル・レアル	3,317,652,051	1.23
20	GE VERNOVA INC.	- -	米国 株式 資本財・サービス	18,574	1,102.51 米ドル	3,316,415,459	1.23
21	BERKSHIRE HATHAWAY INC.	- -	米国 株式 金融	39,050	496 米ドル	3,136,777,160	1.16
22	UNITED STATES TREASURY NOTE 3.75% 06-30-27	3.75 2027/6/30	米国 債券 国債・政府機関 債等	18,620,000	99.68 米ドル	3,005,850,023	1.12
23	AMAZON.COM, INC.	- -	米国 株式 一般消費財・サービス	75,500	240.14 米ドル	2,936,245,812	1.09
24	BROOKFIELD CORP.	- -	カナダ 株式 金融	406,255	59.85 カナダ・ドル	2,772,352,509	1.03
25	NATIONAL GRID PLC	- -	英国 株式 公益事業	1,025,152	12.56 英ポンド	2,765,979,776	1.03
26	BAKER HUGHES CO.	- -	米国 株式 エネルギー	298,673	56.31 米ドル	2,723,719,900	1.01
27	AGNICO EAGLE MINES LTD.	- -	カナダ 株式 素材	102,709	218.31 カナダ・ドル	2,556,628,979	0.95

28	AON PLC	- -	米国 株式 金融	48,186	327.57 米ドル	2,556,265,445	0.95
29	TOURMALINE OIL CORP.	- -	カナダ 株式 エネルギー	360,968	59.21 カナダ・ドル	2,436,965,275	0.90
30	PKO BANK POLSKI SA	- -	ポーランド 株式 金融	531,923	103.78 ポーランド・ズロ チ	2,381,670,897	0.88

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（L U X）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（L U X）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	利率(%) (上段) 償還日 (下段)	国/地域(上 段) 資産(中段) 業種/種類(下 段)	数量	評価単価(上段) 通貨(下段)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE 3.62% 08-31-27	3.625 2027/8/31	米国 債券 国債・政府機関 債等	21,900,000	99.47 米ドル	3,527,994,358	2.66
2	PERU GOVERNMENT BOND PEN 144A LIFE/REG S 7.6% 08-12-39	7.6 2039/8/12	ペルー 債券 国債・政府機関 債等	51,074,000	106.86 ペルー・ソル	2,588,438,432	1.95
3	UTD KINGDOM GILT GBP REG S 3.75% 01-29-38	3.75 2038/1/29	英国 債券 国債・政府機関 債等	11,595,000	89.64 英ポンド	2,232,162,972	1.69
4	CHINA DEVELOPMENT BANK CNY UNSEC 3.07% 03-10-30	3.07 2030/3/10	中国 債券 国債・政府機関 債等	75,880,000	105.76 中国元	1,913,230,474	1.44
5	HUNGARY GOVERNMENT BOND HUF 3.0% 08- 21-30	3.0 2030/8/21	ハンガリー 債券 国債・政府機関 債等	3,909,410,000	92.63 ハンガリー・フォ リント	1,892,076,345	1.43
6	UNITED STATES TREASURY NOTE 1.25% 08-15-31	1.25 2031/8/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	10,592,500	86.73 米ドル	1,487,871,915	1.12

7	UNITED STATES TREASURY INFLATION INDEXED BONDS I/L 2.375% 02-15-55	2.375 2055/2/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	9,140,000	98.64 米ドル	1,460,121,125	1.10
8	KOREA NDFB 3212 KRW 4.25% 12-10-32	4.25 2032/12/10	韓国 債券 国債・政府機関 債等	13,043,020,000	101.09 韓国ウォン	1,382,180,073	1.04
9	JAPAN GOVERNMENT THIRTY YEAR BOND JPY 3.7% 03-20-56	3.7 2056/3/20	日本 債券 国債・政府機関 債等	1,386,850,000	98.23 日本円	1,362,288,887	1.03
10	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE EUR REG S (B) 1.7% 08- 15-32	1.7 2032/8/15	ドイツ 債券 国債・政府機関 債等	7,660,000	94.75 ユーロ	1,342,878,342	1.01
11	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.125% 05-31-31	4.125 2031/5/31	米国 債券 国債・政府機関 債等	7,984,100	99.96 米ドル	1,292,482,119	0.98
12	TPMT 2018-2 M1 144A FRN 03-25-58	3.5 2058/3/25	米国 債券 その他債券	8,300,000	94.82 米ドル	1,274,562,400	0.96
13	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO EUR REG S (B) 4.4% 05-01-33	4.4 2033/5/1	イタリア 債券 国債・政府機関 債等	6,420,000	107.15 ユーロ	1,272,862,194	0.96
14	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP AUD REG S 4.75% 02-20- 37	4.75 2037/2/20	オーストラリア 債券 国債・政府機関 債等	11,830,000	94.64 オーストラリア・ ドル	1,249,332,407	0.94
15	VERUS 2026-2 A1 144A FRN 02-25-71	4.59 2071/2/25	米国 債券 その他債券	7,755,201	98.76 米ドル	1,240,373,222	0.94
16	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT EUR 144A LIFE/REG S 0.0% 11-25-30	0.0 2030/11/25	フランス 債券 国債・政府機関 債等	7,390,000	88.17 ユーロ	1,205,620,685	0.91
17	UK CONV GILT GBP REG S 1.0% 01-31- 32	1.0 2032/1/31	英国 債券 国債・政府機関 債等	6,610,000	83.64 英ポンド	1,187,332,611	0.90
18	UNITED KINGDOM GILT GBP REG S 0.375% 10-22-30	0.375 2030/10/22	英国 債券 国債・政府機関 債等	6,425,000	85.24 英ポンド	1,176,110,279	0.89
19	COLOMBIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 8.0% 04-20-33	8.0 2033/4/20	コロンビア 債券 国債・政府機関 債等	6,580,000	110 米ドル	1,172,194,100	0.89

20	FNCL UMBS 4.5 CB4852 10-01-52	4.5 2052/10/1	米国 債券 その他債券	6,329,971	97.16 米ドル	995,989,841	0.75
21	UNITED STATES TREASURY NOTE 2.375% 05-15-51	2.375 2051/5/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	9,370,000	63.34 米ドル	961,223,354	0.73
22	HELLENIC REPUBLIC GOVERNMENT BOND EUR 144A LIFE/REG S 3.375% 06-16-36	3.375 2036/6/16	ギリシャ 債券 国債・政府機関 債等	5,025,000	98.68 ユーロ	917,484,047	0.69
23	UNITED STATES TREASURY NOTE 3.875% 06-30-30	3.875 2030/6/30	米国 債券 国債・政府機関 債等	5,675,000	99.09 米ドル	910,681,562	0.69
24	FNCL UMBS 5.0 MA4709 07-01-52	5.0 2056/7/1	米国 債券 その他債券	5,221,761	98.69 米ドル	834,559,778	0.63
25	HUNGARY GOVT BOND HUF 3.0% 04-25-41	3.0 2041/4/25	ハンガリー 債券 国債・政府機関 債等	1,999,770,000	78.18 ハンガリー・フォ リント	816,826,561	0.62
26	FNCL UMBS 5.0 SD4977 11-01-53	5.0 2053/11/1	米国 債券 その他債券	5,044,465	99.41 米ドル	812,134,562	0.61
27	FNCL 2.0 UMBS TBA 07-01-56	2.0 2056/7/1	米国 債券 その他債券	5,463,058	80.39 米ドル	711,212,766	0.54
28	TREASURY CORP OF VICTORIA EUR REG S 3.625% 09-29-40	3.625 2040/9/29	オーストラリア 債券 国債・政府機関 債等	3,750,000	99.69 ユーロ	691,676,003	0.52
29	EUROPEAN INVESTMENT BANK 7.4% 10-23-33	7.4 2033/10/23	国際機関等 債券 国債・政府機関 債等	398,300,000	100.39 インド・ルピー	684,993,724	0.52
30	SPIE SA EUR REG S SR UNSEC (B) 3.875% 05-18-31	3.875 2031/5/18	フランス 債券 社債	3,700,000	99.73 ユーロ	682,756,420	0.52

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（LUX）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	利率(%) (上段) 償還日 (下段)	国/地域(上 段) 資産(中段) 業種/種類(下 段)	数量	評価単価(上段) 通貨(下段)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.25% 11-15-34	4.25 2034/11/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	11,029,000	99.54 米ドル	1,777,983,324	5.31
2	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO EUR REG S (B) 3.0% 10-01-29	3.0 2029/10/1	イタリア 債券 国債・政府機関 債等	5,970,000	100.53 ユーロ	1,110,522,798	3.32
3	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.375% 05-15-36	4.375 2036/5/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	6,210,400	100.04 米ドル	1,006,167,135	3.01
4	JAPAN GOVERNMENT TEN YEAR BOND JPY 0.1% 09-20-30	0.1 2030/9/20	日本 債券 国債・政府機関 債等	932,950,000	93.20 日本円	869,509,399	2.60
5	MEXICAN BONOS MXN 7.75% 05-29-31	7.75 2031/5/29	メキシコ 債券 国債・政府機関 債等	90,000,000	97.58 メキシコ・ペソ	814,188,240	2.43
6	PETROLEOS MEXICANOS SR UNSEC 6.84% 01-23-30	6.84 2030/1/23	メキシコ 債券 社債	4,685,000	102.88 米ドル	780,598,007	2.33
7	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.125% 10-31-31	4.125 2031/10/31	米国 債券 国債・政府機関 債等	4,100,800	99.84 米ドル	663,077,169	1.98
8	COLOMBIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 8.0% 04-20-33	8.0 2033/4/20	コロンビア 債券 国債・政府機関 債等	3,690,000	110 米ドル	657,355,050	1.97
9	EUROPEAN UNION 2.5% 12-04-31	2.5 2031/12/4	国際機関等 債券 国債・政府機関 債等	3,580,000	98.26 ユーロ	650,895,069	1.95
10	HELLENIC REPUBLIC GOVERNMENT BOND EUR REG S 144A 0.75% 06-18-31	0.75 2031/6/18	ギリシャ 債券 国債・政府機関 債等	3,600,000	90.10 ユーロ	600,169,737	1.79
11	PERU GOVERNMENT BOND PEN 144A LIFE/REG S 7.3% 08-12-33	7.3 2033/8/12	ペルー 債券 国債・政府機関 債等	10,600,000	111.87 ペルー・ソル	562,406,727	1.68
12	HUNGARY GOVERNMENT BOND HUF 4.5% 05- 27-32	4.5 2032/5/27	ハンガリー 債券 国債・政府機関 債等	1,093,540,000	97.29 ハンガリー・フォ リント	555,906,472	1.66

13	BAT INTERNATIONAL FINANCE PLC EUR REG S SR UNSEC (B) 3.375% 05-11-29	3.375 2029/5/11	英国 債券 社債	2,993,000	100.31 ユーロ	555,511,293	1.66
14	EUROPEAN UNION REG S SR UNSEC EUR (B) 3.0% 12-04-34	3.0 2034/12/4	国際機関等 債券 国債・政府機関 債等	3,020,000	99.26 ユーロ	554,632,416	1.66
15	FNCL 2.0 UMBS TBA 07-01-56	2.0 2056/7/1	米国 債券 その他債券	3,350,000	80.39 米ドル	436,122,546	1.30
16	FNCL UMBS 5.0 BV7959 08-01-52	5.0 2052/8/1	米国 債券 その他債券	2,646,393	99.61 米ドル	426,916,682	1.28
17	UNITED STATES TREASURY NOTE 1.5% 02-15-30	1.5 2030/2/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	2,774,200	91.31 米ドル	410,224,735	1.23
18	SPAIN GOVERNMENT BOND EUR 144A LIFE/REG S 0.5% 10-31-31	0.5 2031/10/31	スペイン 債券 国債・政府機関 債等	2,360,000	88.63 ユーロ	387,022,999	1.16
19	HUNGARY GOVERNMENT BOND HUF 3.0% 08- 21-30	3.0 2030/8/21	ハンガリー 債券 国債・政府機関 債等	765,460,000	92.63 ハンガリー・フォ リント	370,467,349	1.11
20	FNCL UMBS 2.0 SL2513 08-01-52	2.0 2052/8/1	米国 債券 その他債券	2,784,130	80.81 米ドル	364,372,683	1.09
21	EUROPEAN INVESTMENT BANK 7.4% 10-23-33	7.4 2033/10/23	国際機関等 債券 国債・政府機関 債等	201,600,000	100.39 インド・ルピー	346,710,356	1.04
22	AMERICA MOVIL SAB DE CV MXN SR UNSEC 9.5% 01-27-31	9.5 2031/1/27	メキシコ 債券 社債	36,830,000	101.52 メキシコ・ペソ	346,638,374	1.04
23	FNCL UMBS 5.0 SD6909 12-01-54	5.0 2054/12/1	米国 債券 その他債券	2,118,105	99.26 米ドル	340,493,803	1.02
24	IRELAND GOVERNMENT BOND EUR REG S 0.2% 05-15-27	0.2 2027/5/15	アイルランド 債券 国債・政府機関 債等	1,680,000	98.13 ユーロ	305,041,361	0.91
25	PROVINCE OF QUEBEC CANADA GBP REG S (B) 2.25% 09-15-26	2.25 2026/9/15	カナダ 債券 国債・政府機関 債等	1,380,000	99.64 英ポンド	295,287,710	0.88

26	FNCL UMBS 2.0 FS3056 10-01-52	2.0 2052/10/1	米国 債券 その他債券	2,136,486	80.49 米ドル	278,506,442	0.83
27	AMERICA MOVIL SAB DE CV MXN SR UNSEC 10.125% 01-22-29	10.125 2029/1/22	メキシコ 債券 社債	28,470,000	103.62 メキシコ・ペソ	273,480,966	0.82
28	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.125% 05-31-31	4.125 2031/5/31	米国 債券 国債・政府機関 債等	1,671,200	99.96 米ドル	270,537,208	0.81
29	TPMT 2018-2 M1 144A FRN 03-25-58	3.5 2058/3/25	米国 債券 その他債券	1,590,000	94.82 米ドル	244,163,158	0.73
30	VERUS 2026-2 A1 144A FRN 02-25-71	4.59 2071/2/25	米国 債券 その他債券	1,475,624	98.76 米ドル	236,012,469	0.71

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（L U X）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（L U X）

上位30銘柄

2026年6月30日現在

順位	銘柄	利率(%) (上段) 償還日 (下段)	国/地域(上 段) 資産(中段) 業種/種類(下 段)	数量	評価単価(上段) 通貨(下段)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F BRL 10.0% 01-01-31	10.0 2031/1/1	ブラジル 債券 国債・政府機関 債等	232,560,000	86.67 ブラジル・リアル	6,309,913,164	1.58
2	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.625% 02-15-35	4.625 2035/2/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	25,800,000	102.14 米ドル	4,267,751,948	1.07
3	MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 6.35% 02-09-35	6.35 2035/2/9	メキシコ 債券 国債・政府機関 債等	22,126,000	102.65 米ドル	3,678,263,301	0.92
4	COLOMBIAN TES COP 13.25% 02-09-33	13.25 2033/2/9	コロンビア 債券 国債・政府機関 債等	68,237,500,000	105.35 コロンビア・ペソ	3,372,622,925	0.84

5	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND PLN 6.0% 10-25-33	6.0 2033/10/25	ポーランド 債券 国債・政府機関 債等	67,300,000	106.08 ポーランド・ズロ チ	3,079,931,717	0.77
6	CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND CZK 4.9% 04-14-34	4.9 2034/4/14	チェコ共和国 債券 国債・政府機関 債等	348,900,000	103.16 チェコ・コルナ	2,745,327,548	0.69
7	MALAYSIA GOVERNMENT BOND MYR 4.254% 05-31- 35	4.254 2035/5/31	マレーシア 債券 国債・政府機関 債等	62,140,000	104.88 マレーシア・リン ギット	2,592,627,834	0.65
8	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND ZAR 8.875% 02-28-35	8.875 2035/2/28	南アフリカ 債券 国債・政府機関 債等	246,700,000	104.12 南アフリカ・ラン ド	2,534,644,619	0.63
9	DIEBOLD NIXDORF, INC.	- -	米国 株式 情報技術	181,850	83.45 米ドル	2,457,653,196	0.62
10	MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 6.25% 08-27-37	6.25 2037/8/27	メキシコ 債券 国債・政府機関 債等	14,990,000	100.40 米ドル	2,437,287,468	0.61
11	CHINA GOVERNMENT BOND CNY 1.54% 01- 25-31	1.54 2031/1/25	中国 債券 国債・政府機関 債等	95,000,000	100.53 中国元	2,276,765,445	0.57
12	COLOMBIAN TES COP 12.5% 02-27-30	12.5 2030/2/27	コロンビア 債券 国債・政府機関 債等	45,676,500,000	100.77 コロンビア・ペソ	2,159,437,838	0.54
13	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.125% 05-31-31	4.125 2031/5/31	米国 債券 国債・政府機関 債等	11,161,600	99.96 米ドル	1,806,862,190	0.45
14	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE B BRL I/L 6.0% 08-15-50	6.0 2050/8/15	ブラジル 債券 国債・政府機関 債等	1,447,000	3,938.03 ブラジル・リアル	1,783,914,106	0.45
15	ROTECH HEALTHCARE INC.	- -	米国 株式 ヘルスケア	153,793	70.50 米ドル	1,755,927,733	0.44
16	CONNECT FINCO SARL 144A LIFE SR SEC 1ST LIEN 9.0% 09- 15-29	9.0 2029/9/15	英国 債券 社債	10,280,000	105.38 米ドル	1,754,452,107	0.44
17	SAUDI GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND REG S 5.875% 01- 12-56	5.875 2056/1/12	サウジアラビア 債券 国債・政府機関 債等	11,100,000	97.16 米ドル	1,746,667,492	0.44

18	HUNGARY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND REG S 6.125% 05- 22-28	6.125 2028/5/22	ハンガリー 債券 国債・政府機関 債等	10,500,000	102.64 米ドル	1,745,437,123	0.44
19	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND REG S 6.125% 12- 11-37	6.125 2037/12/11	南アフリカ 債券 国債・政府機関 債等	10,600,000	98.39 米ドル	1,689,005,863	0.42
20	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND PLN 1.25% 10-25-30	1.25 2030/10/25	ポーランド 債券 国債・政府機関 債等	43,500,000	ポーランド・ズロ チ	1,639,908,358	0.41
21	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.125% 08-15-53	4.125 2053/8/15	米国 債券 国債・政府機関 債等	10,600,000	88.39 米ドル	1,517,375,342	0.38
22	FEDERATIVE REPUBLIC OF BRAZIL BILL ZERO CPN SEMI-ANN. FLOATING 01-01-2030	0.0 2030/1/1	ブラジル 債券 国債・政府機関 債等	76,000,000	62.80 ブラジル・レアル	1,494,180,601	0.37
23	MPT OPERATING PARTNERSHIP LP SR UNSEC 5.0% 10-15- 27	5.0 2027/10/15	米国 債券 社債	9,414,000	96.93 米ドル	1,477,730,875	0.37
24	DEVELOPMENT BANK OF KAZAKHSTAN JSC KZT REG S SR UNSEC 16.95% 05-08-29	16.95 2029/5/8	カザフスタン 債券 国債・政府機関 債等	4,352,500,000	101.03 カザフスタン・テ ンゲ	1,475,842,312	0.37
25	MALAYSIA GOVERNMENT BOND MYR 3.828% 07-05- 34	3.828 2034/7/5	マレーシア 債券 国債・政府機関 債等	36,076,000	101.76 マレーシア・リン ギット	1,460,436,360	0.37
26	HUNGARY GOVERNMENT BOND HUF 6.75% 07- 23-31	6.75 2031/7/23	ハンガリー 債券 国債・政府機関 債等	2,558,840,000	107.41 ハンガリー・フォ リント	1,436,032,565	0.36
27	MEXICAN BONOS MXN 8.5% 11-18-38	8.5 2038/11/18	メキシコ 債券 国債・政府機関 債等	162,760,000	94.95 メキシコ・ペソ	1,432,745,915	0.36
28	TEVA PHARMACEUTICAL FINANCE NETHERLANDS III BV SR UNSEC 5.125% 05-09-29	5.125 2029/5/9	イスラエル 債券 社債	8,745,000	100.03 米ドル	1,416,713,882	0.35
29	ROMANIAN GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND EUR REG S 2.625% 12-02-40	2.625 2040/12/2	ルーマニア 債券 国債・政府機関 債等	11,090,000	67.87 ユーロ	1,392,740,648	0.35

30	AMERICA MOVIL SAB DE CV MXN SR UNSEC 9.5% 01-27-31	9.5 2031/1/27	メキシコ 債券 社債	147,410,000	101.52 メキシコ・ペソ	1,387,400,564	0.35
----	--	------------------	------------------	-------------	-------------------	---------------	------

（注）投資比率は、キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）の純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)の投資対象である日本短期債券マザーファンドの投資有価証券の明細
2026年1月22日現在

国 名	銘柄名	利 率 (%)	償還日	種 類	額面 (千 円)	評価額		投 資 比 率 (%)
						単 価 (円)	金額 (円)	
日本	第35回フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債 (2021)	0.27	2026/10/2	債 権	200,000	9.17	1,834,000	1.17
日本	第44回フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債 (2024)	0.93	2027/10/15	債 権	200,000	8.80	1,760,000	2.32
日本	第47回フランス相互信用連合銀行(BFCM)円貨社債 (2025)	1.54	2028/10/15	債 権	200,000	9.28	1,856,000	1.17
日本	第1回新韓銀行(2025)(トランジションボン ド)	1.32	2027/11/12	債 権	200,000	9.53	1,906,000	1.17
日本	第24回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還 条項付非上位円貨社債	1.61	2028/12/15	債 権	200,000	9.33	1,866,000	1.17
日本	第27回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還 条項付非上位円貨社債(2025)	1.55	2029/7/4	債 権	200,000	8.70	1,740,000	2.32
日本	第29回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前償還 条項付非上位円貨社債(2025)	1.89	2029/12/10	債 権	200,000	9.31	1,862,000	1.17
日本	第32回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー 円貨社債 (2023)	0.71	2026/7/13	債 権	200,000	9.72	1,944,000	2.34
日本	第15回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条 項付非上位円貨社債(2024)	1.11	2028/1/26	債 権	200,000	9.49	1,908,000	2.34
日本	第18回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条 項付非上位円貨社債(2025)	1.56	2029/1/17	債 権	200,000	9.23	1,846,000	1.17
日本	第21回クレディ・アグリコル・エス・エー期限前償還条 項付非上位円貨社債(2025)	1.55	2029/6/5	債 権	200,000	8.90	1,780,000	3.49

日本	第10回エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエ ルシー期限前償還条項付円貨社債（2025）	1.639	2029/9/11	200,000	99.1199	115,000	1.16
日本	第12回ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー期 限前償還条項付円貨社債（2023）	1.377	2027/12/12	200,000	99.689	360,000	2.34
日本	第10回フランス電力円貨社債 （2024）	1.172	2027/10/25	200,000	98.7857	570,000	2.32
日本	第12回フランス電力円貨社債 （2025）	1.550	2028/7/10	200,000	98.7798	777,000	1.16
日本	第27回ルノー円貨社債 （2025）	2.170	2028/11/14	200,000	99.3299	321,000	1.17
日本	第26回 L I N E ヤフー（社債間限定同順位特約 付）	1.473	2028/7/14	200,000	98.8898	887,000	1.16
日本	第13回資生堂（社債間限定同順位特約付）（サステナビ リティ・リンク・ボンド）	0.450	2027/12/8	200,000	97.993	730,000	3.45
日本	第9回新日鐵住金（社債間限定同順位特約	0.385	2028/6/20	200,000	96.9196	914,000	1.14
日本	付）第67回神戸製鋼所（社債間限定同順位特約付）	0.200	2026/6/10	200,000	99.6479	9647000	1.17
日本	第24回パナソニックホールディングス（社債間限定同順 位特約付）	0.709	2028/9/14	200,000	97.3929	2191000	3.43
日本	第31回パナソニックホールディングス(社債間限定同順位 特約付)	1.096	2027/7/16	200,000	99.4889	9488000	1.17
日本	第33回パナソニックホールディングス(社債間限定同順位 特約付)	1.283	2027/12/22	200,000	99.6319	9631000	1.17
日本	第65回クレディセゾン（社債間限定同順位特約付）	0.380	2027/7/30	200,000	98.4129	5257000	3.47
日本	第85回クレディセゾン(社債間限定同順位特約 付)	0.240	2027/3/15	200,000	98.7889	8788000	1.16
日本	第87回クレディセゾン(社債間限定同順位特約 付)	0.290	2028/4/14	200,000	97.1694	4328,000	2.28
日本	第33回東京センチュリー（社債間限定同順位特約 付）	0.280	2028/4/27	200,000	97.291	330,000	3.42
日本	第81回ホンダファイナンス（社債間限定同順位特約 付）	0.389	2028/6/20	200,000	97.1257	125,000	1.14
日本	第93回ホンダファイナンス(社債間限定同順位特約 付)	1.304	2028/9/20	200,000	99.1099	109,000	1.16
日本	第41回 S B I ホールディングス（社債間限定同順位特約 付）	1.450	2028/1/21	200,000	99.1229	122,000	1.17
日本	第44回 S B I ホールディングス（社債間限定同順位特約 付）	1.570	2028/9/15	200,000	98.9228	922,000	1.16
日本	第42回リコーリース（社債間限定同順位特約 付）	0.390	2027/6/1	200,000	98.598	590,000	1.16
日本	第17回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順 位特約付）	0.340	2026/7/31	200,000	99.5298	605,000	3.51
日本	第24回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順 位特約付）	1.470	2028/2/25	200,000	99.4799	473,000	1.17

付)

付)

付)

付)

日本	第26回イオンフィナンシャルサービス（社債間限定同順位特約付）	1.563	2028/10/6	200,000	99.2699	265,000	1.17
日本	第83回アコム（特定社債間限定同順位特約	0.530	2028/7/6	200,000	97.2597	259,000	1.14
日本	第84回アコム（特定社債間限定同順位特約	0.550	2026/12/18	200,000	99.3599	357,000	1.17
日本	第89回アコム（特定社債間限定同順位特約	1.532	2028/11/27	200,000	99.2599	253,000	1.17
日本	第2回三菱ＨＣキャピタル（社債間限定同順位特約付）	0.190	2027/3/1	200,000	98.8198	816,000	1.16
日本	第52回三菱ＵＦＪリース（社債間限定同順位特約	0.375	2027/7/13	200,000	98.4395	377,000	3.47
日本	第59回三菱ＵＦＪリース（社債間限定同順位特約	0.385	2028/5/26	200,000	97.1997	194,000	1.14
日本	第31回大和証券グループ本社（社債間限定同順位特約	0.410	2027/8/27	200,000	98.1294	594,000	3.46
日本	第40回大和証券グループ本社（社債間限定同順位特約付）	0.573	2026/11/27	200,000	99.499	410,000	1.17
日本	第44回大和証券グループ本社(社債間限定同順位特約付) （グリーンボンド）	0.470	2027/2/26	200,000	99.0499	047,000	1.16
日本	第3回野村ホールディングス(担保提供制限等財務上特約無)	0.280	2026/9/4	200,000	99.3699	369,000	1.17
日本	第1回ＳＢＩ証券（劣後特約付）	2.081	2028/3/24	200,000	99.3299	321,000	1.17
日本	第7回三菱地所利払繰延・条項・期限前償還条項付（劣後特約付）	0.000	2086/2/3	200,000	100.0000	000,000	1.18
日本	第35回イオンモール(社債間限定同順位特約付)	0.760	2028/4/28	200,000	97.6293	055,000	3.44
日本	第37回イオンモール（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）	1.102	2028/12/14	200,000	97.5397	537,000	1.15
日本	第30回商船三井（社債間限定同順位特約付）	1.454	2028/9/4	200,000	99.1698	326,000	2.33
日本	第20回ソフトバンク(社債間限定同順位特約付)	0.320	2026/7/10	200,000	99.5999	186,000	2.34
日本	第25回ソフトバンク(社債間限定同順位特約付)	0.828	2027/5/27	200,000	99.0498	088,000	2.33
日本	第28回ソフトバンク(社債間限定同順位特約付)	1.186	2027/5/28	200,000	99.5399	066,000	2.34
日本	第52回光通信	1.654	2028/10/23	200,000	99.1099	102,000	1.16
日本	第8回ＪＥＲ	0.420	2027/5/25	200,000	98.7098	707,000	1.16
日本	第30回ＪＥＲ	1.125	2028/4/25	200,000	98.7698	761,000	1.16

（注）投資比率は、日本短期債券マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（注）当該情報は委託会社が入手可能な直近日（2026年1月22日）現在の情報です。

【投資不動産物件】

キャピタル・ニューワールド・ファンドF

該当事項はありません。

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

該当事項はありません。

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

該当事項はありません。

キャピタル・AMCAPファンドF

該当事項はありません。

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル中期債ファンドF

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・AMCAPマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・グローバル中期債マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

キャピタル・ニューワールド・ファンドF

該当事項はありません。

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

該当事項はありません。

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

該当事項はありません。

キャピタル・ＡＭＣＡＰファンドＦ

該当事項はありません。

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドＦ（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドＦ（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドＦ（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドＦ（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

キャピタル世界株式ファンドＦ（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

キャピタル世界配当成長ファンドＦ（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドＦ

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドＦ

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドＦ

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル中期債ファンドＦ

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・AMCAPマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・グローバル中期債マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドＦ

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 (2023年11月20日)	5,027,927,720	5,027,927,720	1.0396	1.0396
第2期 (2024年11月20日)	11,838,372,753	11,838,372,753	1.2169	1.2169
第3期 (2025年11月20日)	18,544,335,598	18,544,335,598	1.5078	1.5078
2025年 6月末日	14,716,019,328	—	1.2948	—
7月末日	15,464,660,656	—	1.3380	—
8月末日	15,947,582,158	—	1.3511	—
9月末日	17,081,928,648	—	1.4208	—
10月末日	18,562,909,875	—	1.5175	—
11月末日	18,810,229,016	—	1.5248	—
12月末日	19,461,306,837	—	1.5521	—
2026年 1月末日	21,133,285,824	—	1.6405	—

2月末日	22,442,660,405	—	1.7033	—
3月末日	20,394,526,393	—	1.5227	—
4月末日	23,464,478,645	—	1.7275	—
5月末日	36,623,230,590	—	1.8350	—
6月末日	38,104,670,108	—	1.8623	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 (2023年11月20日)	3,879,492,374	3,879,492,374	1.0749	1.0749
第2期 (2024年11月20日)	9,288,774,959	9,288,774,959	1.4473	1.4473
第3期 (2025年11月20日)	14,829,281,938	14,829,281,938	1.8230	1.8230
2025年 6月末日	11,365,322,938	—	1.5038	—
7月末日	12,145,233,690	—	1.5775	—
8月末日	12,496,346,985	—	1.5914	—
9月末日	13,406,020,896	—	1.6812	—
10月末日	14,932,161,366	—	1.8436	—
11月末日	15,225,561,586	—	1.8659	—
12月末日	15,914,610,417	—	1.9227	—
2026年 1月末日	16,644,607,643	—	1.9655	—
2月末日	17,121,469,657	—	1.9775	—
3月末日	15,696,161,728	—	1.7834	—
4月末日	18,758,829,371	—	2.1041	—
5月末日	33,408,094,359	—	2.3529	—
6月末日	35,147,915,482	—	2.4099	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 (2023年11月20日)	10,185,263,144	10,185,263,144	1.0662	1.0662
第2期 (2024年11月20日)	21,609,091,913	21,609,091,913	1.3303	1.3303
第3期 (2025年11月20日)	40,128,066,993	40,128,066,993	1.6008	1.6008
2025年 6月末日	33,288,199,537	—	1.3997	—
7月末日	34,898,540,209	—	1.4566	—
8月末日	35,496,711,406	—	1.4651	—
9月末日	37,248,727,424	—	1.5203	—
10月末日	40,468,174,579	—	1.6175	—
11月末日	41,213,747,211	—	1.6412	—
12月末日	42,518,106,540	—	1.6789	—
2026年 1月末日	44,666,981,414	—	1.7392	—
2月末日	46,194,960,762	—	1.7754	—
3月末日	42,920,979,119	—	1.6346	—
4月末日	48,272,482,615	—	1.8359	—
5月末日	54,756,621,498	—	1.9599	—
6月末日	56,383,824,874	—	1.9769	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・AMCAPファンドF

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 (2023年11月20日)	1,219,856,330	1,219,856,330	1.0655	1.0655
第2期 (2024年11月20日)	3,118,186,677	3,118,186,677	1.4243	1.4243
第3期 (2025年11月20日)	4,536,329,515	4,536,329,515	1.6525	1.6525
2025年 6月末日	3,697,062,508	—	1.4399	—
7月末日	3,962,168,324	—	1.5336	—
8月末日	4,031,436,725	—	1.5313	—

9月末日	4,212,254,623	—	1.5671	—
10月末日	4,559,767,815	—	1.6695	—
11月末日	4,677,616,073	—	1.7014	—
12月末日	4,767,866,267	—	1.7114	—
2026年 1月末日	4,845,504,080	—	1.6864	—
2月末日	4,915,532,258	—	1.6676	—
3月末日	4,582,071,587	—	1.5286	—
4月末日	5,392,539,938	—	1.7692	—
5月末日	5,706,504,077	—	1.8427	—
6月末日	5,846,034,093	—	1.8449	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 (2023年11月20日)	13,974,963,719	13,974,963,719	1.0088	1.0088
第2期 (2024年11月20日)	24,873,683,611	24,873,683,611	1.1466	1.1466
第3期 (2025年11月20日)	30,823,389,925	30,823,389,925	1.2589	1.2589
2025年 6月末日	27,944,990,504	—	1.2025	—
7月末日	28,577,715,911	—	1.2188	—
8月末日	29,197,882,445	—	1.2328	—
9月末日	29,978,153,780	—	1.2585	—
10月末日	31,266,690,405	—	1.2805	—
11月末日	31,704,990,966	—	1.2917	—
12月末日	32,205,810,000	—	1.2983	—
2026年 1月末日	33,393,019,709	—	1.3268	—
2月末日	34,181,463,357	—	1.3350	—
3月末日	32,316,745,958	—	1.2416	—
4月末日	34,829,934,395	—	1.3358	—

5月末日	35,760,698,972	—	1.3861	—
6月末日	36,705,296,247	—	1.3905	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 (2023年11月20日)	8,440,137,553	8,440,137,553	0.9947	0.9947
第2期 (2024年11月20日)	13,720,877,962	13,720,877,962	1.0998	1.0998
第3期 (2025年11月20日)	16,424,694,190	16,424,694,190	1.2135	1.2135
2025年 6月末日	15,084,625,703	—	1.1842	—
7月末日	15,230,112,335	—	1.1928	—
8月末日	15,598,304,023	—	1.2111	—
9月末日	15,773,238,606	—	1.2192	—
10月末日	16,505,361,688	—	1.2214	—
11月末日	16,820,769,867	—	1.2409	—
12月末日	17,115,052,864	—	1.2523	—
2026年 1月末日	17,791,576,468	—	1.2855	—
2月末日	18,472,871,377	—	1.3209	—
3月末日	17,437,857,951	—	1.2360	—
4月末日	18,060,588,836	—	1.2880	—
5月末日	18,504,392,586	—	1.3149	—
6月末日	18,814,774,474	—	1.3170	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 (2023年11月20日)	16,891,261,545	16,891,261,545	1.0000	1.0000

第2期	(2024年11月20日)	26,810,020,121	26,810,020,121	1.0321	1.0321
第3期	(2025年11月20日)	31,421,339,163	31,421,339,163	1.0465	1.0465
	2025年 6月末日	29,323,714,309	—	1.0330	—
	7月末日	29,662,815,246	—	1.0360	—
	8月末日	30,155,810,887	—	1.0432	—
	9月末日	30,650,443,647	—	1.0503	—
	10月末日	31,558,689,799	—	1.0542	—
	11月末日	31,753,381,301	—	1.0548	—
	12月末日	31,986,227,304	—	1.0503	—
	2026年 1月末日	32,524,835,123	—	1.0499	—
	2月末日	33,390,987,350	—	1.0579	—
	3月末日	33,124,409,494	—	1.0335	—
	4月末日	33,373,513,784	—	1.0374	—
	5月末日	37,561,328,247	—	1.0436	—
	6月末日	38,502,620,709	—	1.0483	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）

期		純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	(2023年11月20日)	16,401,792,150	16,401,792,150	0.9947	0.9947
第2期	(2024年11月20日)	29,143,682,294	29,143,682,294	0.9949	0.9949
第3期	(2025年11月20日)	32,122,741,589	32,122,741,589	1.0187	1.0187
	2025年 6月末日	31,372,827,106	—	1.0285	—
	7月末日	30,976,413,011	—	1.0146	—
	8月末日	31,490,811,320	—	1.0277	—
	9月末日	31,614,765,990	—	1.0305	—
	10月末日	32,343,824,275	—	1.0261	—
	11月末日	32,409,342,271	—	1.0265	—

12月末日	32,681,662,355	—	1.0293	—
2026年 1月末日	33,297,115,629	—	1.0384	—
2月末日	33,615,217,729	—	1.0372	—
3月末日	32,726,009,921	—	1.0029	—
4月末日	33,050,645,180	—	1.0135	—
5月末日	36,380,494,891	—	1.0202	—
6月末日	37,032,587,474	—	1.0246	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2023年11月20日）	101,895	101,895	1.0190	1.0190
第2期（2024年11月20日）	121,537	121,537	1.2154	1.2154
第3期（2025年11月20日）	135,825	135,825	1.3583	1.3583
2025年 6月末日	129,823	—	1.2982	—
7月末日	132,521	—	1.3252	—
8月末日	133,991	—	1.3399	—
9月末日	136,390	—	1.3639	—
10月末日	140,187	—	1.4019	—
11月末日	139,061	—	1.3906	—
12月末日	140,768	—	1.4077	—
2026年 1月末日	143,617	—	1.4362	—
2月末日	143,177	—	1.4318	—
3月末日	128,903	—	1.2890	—
4月末日	141,275	—	1.4128	—
5月末日	148,551	—	1.4855	—
6月末日	148,652	—	1.4865	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2023年11月20日）	100,153	100,153	1.0015	1.0015
第2期（2024年11月20日）	114,103	114,103	1.1410	1.1410
第3期（2025年11月20日）	126,660	126,660	1.2666	1.2666
2025年 6月末日	121,833	—	1.2183	—
7月末日	123,746	—	1.2375	—
8月末日	124,105	—	1.2411	—
9月末日	125,192	—	1.2519	—
10月末日	127,671	—	1.2767	—
11月末日	130,067	—	1.3007	—
12月末日	130,320	—	1.3032	—
2026年 1月末日	132,610	—	1.3261	—
2月末日	137,777	—	1.3778	—
3月末日	129,165	—	1.2917	—
4月末日	134,586	—	1.3459	—
5月末日	136,916	—	1.3692	—
6月末日	139,230	—	1.3923	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2023年11月20日）	103,820	103,820	1.0382	1.0382
第2期（2024年11月20日）	9,855,511,964	9,855,511,964	1.1600	1.1600
第3期（2025年11月20日）	13,087,298,396	13,087,298,396	1.3657	1.3657
2025年 6月末日	10,958,908,687	—	1.1868	—

7月末日	11,447,967,308	—	1.2361	—
8月末日	11,540,986,938	—	1.2383	—
9月末日	12,009,267,103	—	1.2849	—
10月末日	12,890,758,258	—	1.3460	—
11月末日	13,158,597,102	—	1.3719	—
12月末日	13,344,242,641	—	1.3841	—
2026年 1月末日	13,725,132,644	—	1.4131	—
2月末日	14,231,333,960	—	1.4503	—
3月末日	13,734,503,491	—	1.3860	—
4月末日	14,285,803,540	—	1.4501	—
5月末日	13,578,611,736	—	1.4668	—
6月末日	14,013,637,963	—	1.4877	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 (2023年11月20日)	104,590	104,590	1.0459	1.0459
第2期 (2024年11月20日)	23,422,430,498	23,422,430,498	1.2498	1.2498
第3期 (2025年11月20日)	29,706,795,184	29,706,795,184	1.3814	1.3814
2025年 6月末日	26,142,173,254	—	1.2703	—
7月末日	27,144,776,843	—	1.3120	—
8月末日	27,055,785,524	—	1.2979	—
9月末日	27,757,914,011	—	1.3235	—
10月末日	29,675,810,924	—	1.3819	—
11月末日	30,293,743,146	—	1.4063	—
12月末日	30,689,894,627	—	1.4145	—
2026年 1月末日	31,334,922,053	—	1.4292	—
2月末日	32,836,711,842	—	1.4789	—

3月末日	31,750,953,416	—	1.4153	—
4月末日	33,685,117,202	—	1.5054	—
5月末日	27,123,115,584	—	1.5071	—
6月末日	28,058,059,649	—	1.5281	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

期	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（2023年11月20日）	103,458	103,458	1.0346	1.0346
第2期（2024年11月20日）	15,577,449,762	15,577,449,762	1.1200	1.1200
第3期（2025年11月20日）	15,146,351,954	15,146,351,954	1.2092	1.2092
2025年 6月末日	12,855,720,224	—	1.1129	—
7月末日	13,315,200,689	—	1.1339	—
8月末日	13,515,162,218	—	1.1333	—
9月末日	13,961,792,066	—	1.1543	—
10月末日	14,904,688,499	—	1.1951	—
11月末日	15,277,193,921	—	1.2153	—
12月末日	15,553,215,274	—	1.2188	—
2026年 1月末日	15,747,177,668	—	1.2084	—
2月末日	16,467,333,156	—	1.2363	—
3月末日	16,463,179,630	—	1.2146	—
4月末日	16,833,650,715	—	1.2350	—
5月末日	9,706,192,036	—	1.2349	—
6月末日	10,145,443,551	—	1.2515	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・グローバル中期債ファンドF

	純資産総額（円）	1口当たり純資産額（円）
--	----------	--------------

期		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	(2023年11月20日)	103,992	103,992	1.0399	1.0399
第2期	(2024年11月20日)	1,236,322,348	1,236,322,348	1.1419	1.1419
第3期	(2025年11月20日)	1,239,367,397	1,239,367,397	1.2260	1.2260
2025年 6月末日		1,124,321,932	—	1.1059	—
7月末日		1,149,737,473	—	1.1432	—
8月末日		1,125,703,348	—	1.1340	—
9月末日		1,130,440,127	—	1.1524	—
10月末日		1,225,693,513	—	1.2018	—
11月末日		1,237,887,354	—	1.2259	—
12月末日		1,221,903,128	—	1.2247	—
2026年 1月末日		1,194,943,487	—	1.2049	—
2月末日		1,197,305,016	—	1.2364	—
3月末日		1,145,977,714	—	1.2429	—
4月末日		1,153,562,992	—	1.2555	—
5月末日		1,094,506,032	—	1.2532	—
6月末日		1,084,881,804	—	1.2815	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

期		純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	(2023年11月20日)	104,363	104,363	1.0436	1.0436
第2期	(2024年11月20日)	20,385,156,051	20,385,156,051	1.1922	1.1922
第3期	(2025年11月20日)	26,049,909,610	26,049,909,610	1.3213	1.3213
2025年 6月末日		22,112,792,705	—	1.1733	—
7月末日		23,170,166,473	—	1.2176	—
8月末日		23,391,462,782	—	1.2192	—
9月末日		24,063,966,867	—	1.2453	—

10月末日	25,523,048,974	—	1.2969	—
11月末日	26,172,181,057	—	1.3246	—
12月末日	26,511,391,779	—	1.3303	—
2026年 1月末日	26,638,836,656	—	1.3201	—
2月末日	27,832,288,531	—	1.3580	—
3月末日	27,855,450,266	—	1.3436	—
4月末日	28,706,954,004	—	1.3817	—
5月末日	34,209,410,611	—	1.3805	—
6月末日	35,794,646,906	—	1.4119	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドF

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル・AMCAPファンドF

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0

第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0
-----	-------------------------	---

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0

第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル・グローバル中期債ファンドF

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	0

【収益率の推移】

キャピタル・ニューワールド・ファンドF

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	4.0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	17.1
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	23.9
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	15.1

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

期	計算期間	収益率（％）
---	------	--------

第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	7.5
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	34.6
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	26.0
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	20.0

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	6.6
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	24.8
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	20.3
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	16.8

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・AMCAPファンドF

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	6.6
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	33.7
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	16.0
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	6.9

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0.9
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	13.7
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	9.8
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	7.4

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0.5
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	10.6
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	10.3
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	7.5

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0.0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	3.2
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	1.4
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	1.5

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0.5
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	0.0
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	2.4
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	1.3

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	1.9
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	19.3
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	11.8
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	5.2

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	0.2
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	13.9
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	11.0
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	7.8

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	3.8
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	11.7
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	17.7
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	5.1

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	4.6
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	19.5
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	10.5
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	7.4

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	3.5
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	8.3
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	8.0
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	0.4

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・グローバル中期債ファンドF

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	4.0
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	9.8
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	7.4
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	1.3

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

期	計算期間	収益率（％）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	4.4
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	14.2
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	10.8
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	2.8

(注)第1期の収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から設定日の基準価額を控除した額を設定日の基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(注)収益率は、計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

キャピタル・ニューワールド・ファンドF

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
---	------	---------	---------	----------

第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	5,033,453,244	197,080,980	4,836,372,264
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	5,874,918,853	983,287,767	9,728,003,350
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	3,739,009,317	1,168,436,511	12,298,576,156
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	10,966,807,972	3,511,663,348	19,753,720,780

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	3,775,960,625	166,922,692	3,609,037,933
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	3,875,098,406	1,066,316,362	6,417,819,977
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	2,471,508,715	754,613,214	8,134,715,478
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	6,184,290,493	320,220,488	13,998,785,483

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	9,783,275,911	230,226,712	9,553,049,199
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	8,936,163,624	2,245,187,689	16,244,025,134
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	10,555,114,730	1,730,985,056	25,068,154,808
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	6,112,338,101	3,568,375,781	27,612,117,128

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・AMCAPファンドF

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	1,185,681,721	40,803,032	1,144,878,689

第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	1,380,569,837	336,127,076	2,189,321,450
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	816,396,434	260,513,291	2,745,204,593
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	470,837,112	152,719,043	3,063,322,662

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	14,134,628,981	281,368,646	13,853,260,335
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	9,619,445,971	1,779,998,535	21,692,707,771
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	5,280,720,464	2,489,904,408	24,483,523,827
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	2,932,645,051	1,896,810,171	25,519,358,707

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	8,784,692,639	299,944,799	8,484,747,840
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	5,598,199,799	1,607,352,696	12,475,594,943
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	3,340,402,327	2,281,265,159	13,534,732,111
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	1,419,252,199	900,160,598	14,053,823,712

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	17,216,325,143	324,824,961	16,891,500,182
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	11,053,502,945	1,967,960,329	25,977,042,798

第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	6,240,004,399	2,193,168,754	30,023,878,443
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	6,872,795,469	1,269,877,771	35,626,796,141

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	16,909,168,341	420,564,746	16,488,603,595
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	15,738,638,890	2,934,240,469	29,293,002,016
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	5,831,479,555	3,592,850,129	31,531,631,442
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	5,718,168,501	1,796,357,660	35,453,442,283

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	100,000	—	100,000
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	—	—	100,000
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	—	—	100,000
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	—	—	100,000

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	100,000	—	100,000
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	—	—	100,000
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	—	—	100,000

第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	—	—	100,000
-----------	-------------------------	---	---	---------

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	100,000	—	100,000
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	9,582,263,357	1,085,960,395	8,496,402,962
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	2,033,358,975	946,855,078	9,582,906,859
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	830,457,640	1,223,016,821	9,190,347,678

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	100,000	—	100,000
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	21,437,861,861	2,697,333,779	18,740,628,082
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	4,580,990,774	1,816,990,210	21,504,628,646
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	2,039,623,160	5,681,277,143	17,862,974,663

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	100,000	—	100,000
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	14,957,418,443	1,049,310,072	13,908,208,371
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	3,812,565,331	5,195,171,432	12,525,602,270
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	2,236,275,723	7,050,909,759	7,710,968,234

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・グローバル中期債ファンドF

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	100,000	—	100,000
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	1,477,720,107	395,156,617	1,082,663,490
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	142,440,183	214,182,427	1,010,921,246
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	43,966,248	178,527,136	876,360,358

(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済口数は次のとおりです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	2023年 8月18日～2023年11月20日	100,000	—	100,000
第2期	2023年11月21日～2024年11月20日	19,013,250,647	1,914,389,216	17,098,961,431
第3期	2024年11月21日～2025年11月20日	4,339,804,505	1,724,000,796	19,714,765,140
第4中間計算期間末	2025年11月21日～2026年 5月20日	6,292,394,471	1,509,773,973	24,497,385,638

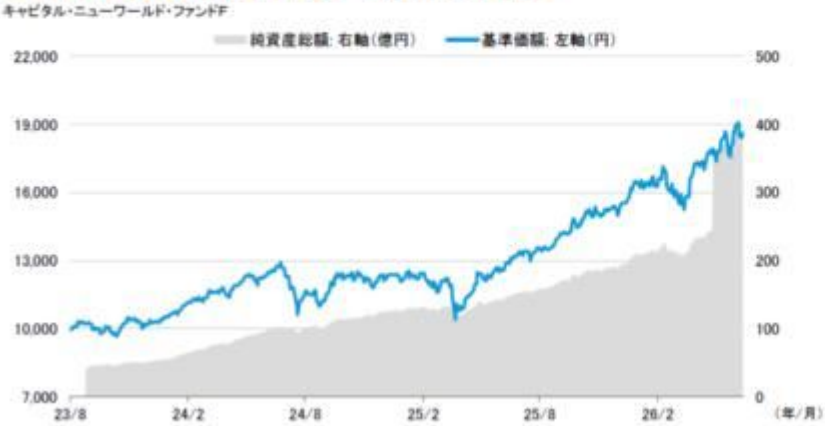
(注)第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

参考情報

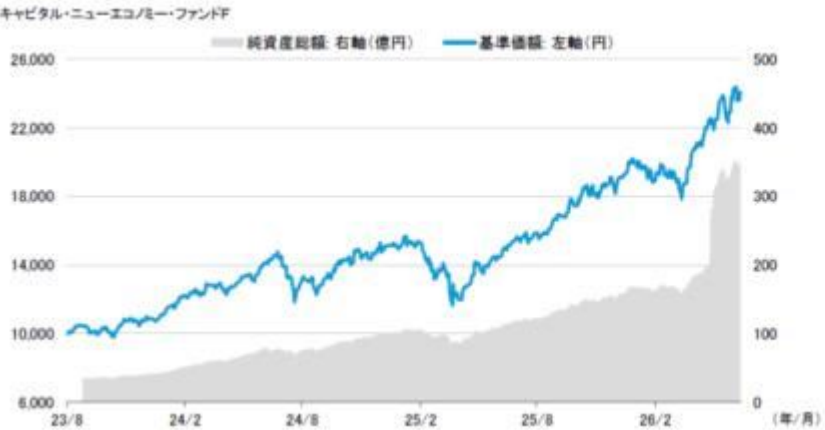
2026年6月30日現在

基準価額・純資産の推移（設定～2026年6月30日）



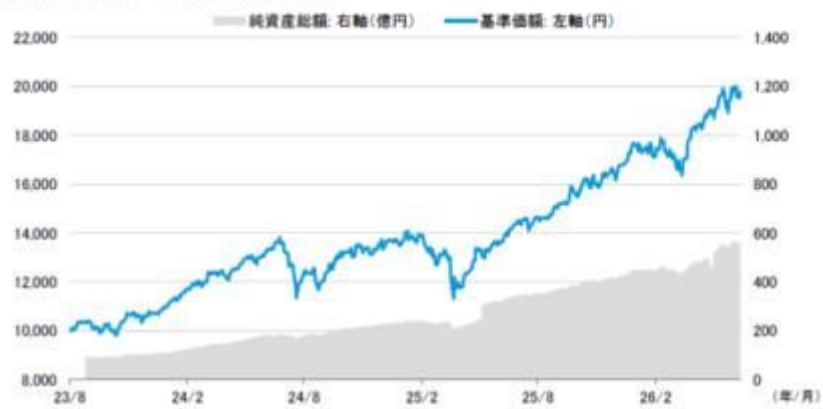
分配金の推移

第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定来累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		



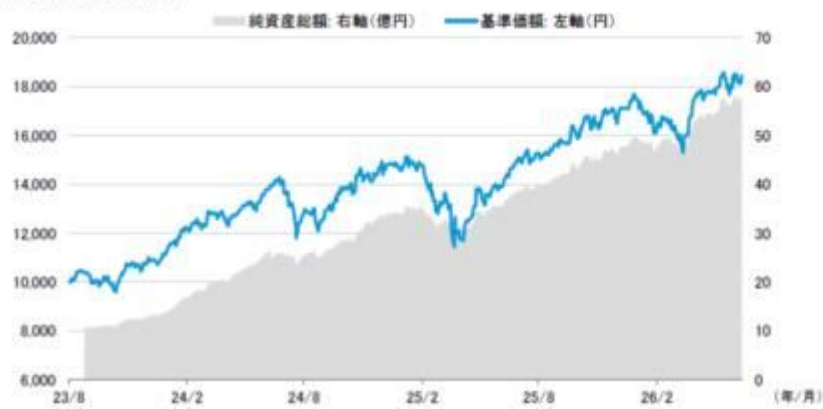
第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定来累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF



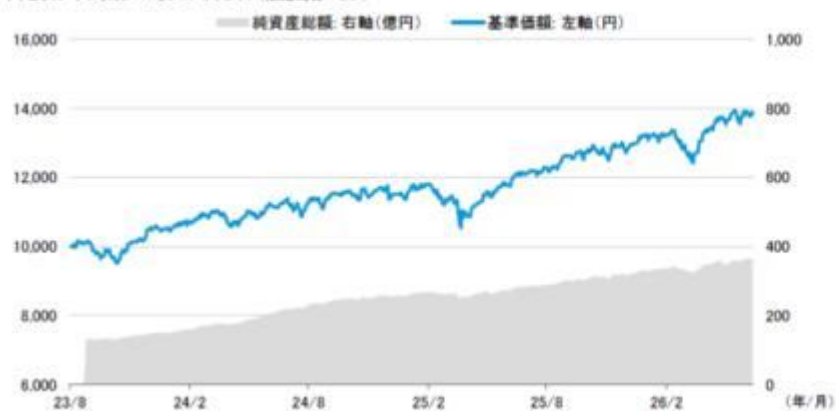
第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定未累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

キャピタル・AMCAPファンドF



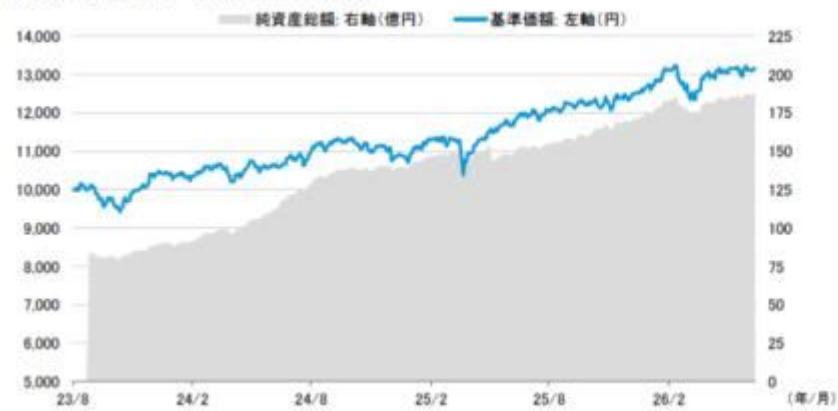
第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定未累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF(固定為替ヘッジ)



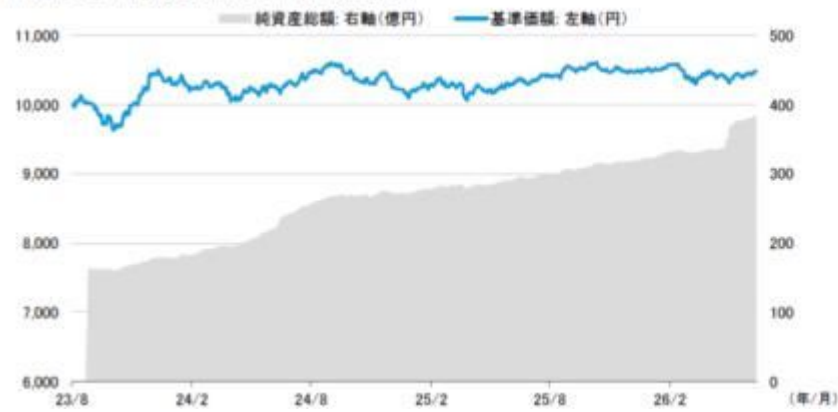
第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定未累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)



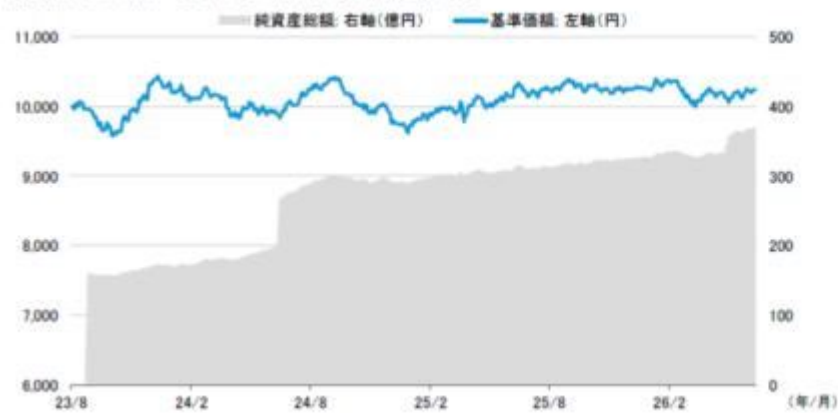
第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定金累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF(米ドル売り円買い)



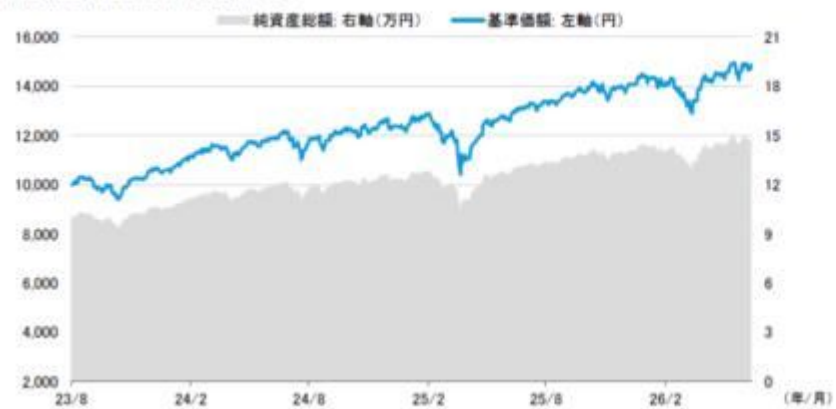
第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定金累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF(選定為替ヘッジ)



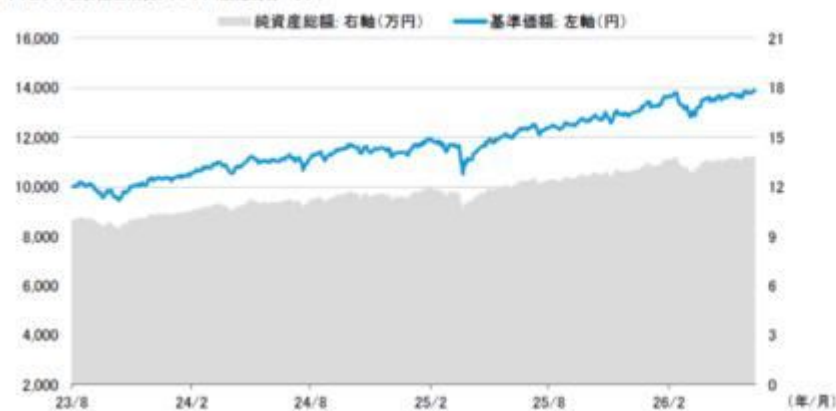
第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定金累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

キャピタル世界株式ファンドF(限定為替ヘッジ)



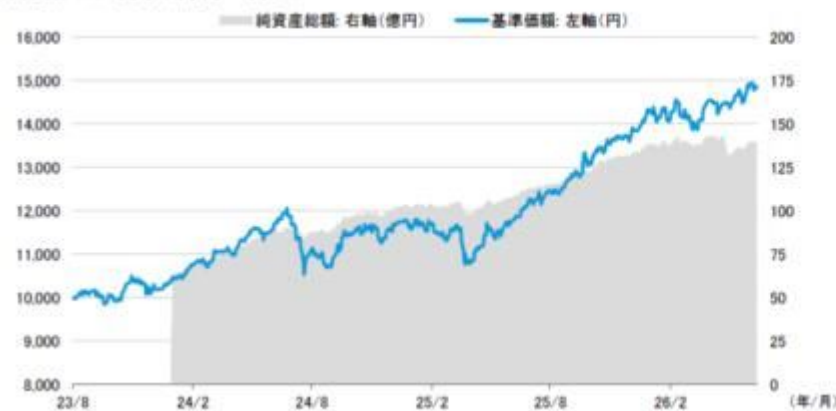
第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定未累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

キャピタル世界配当成長ファンドF(限定為替ヘッジ)

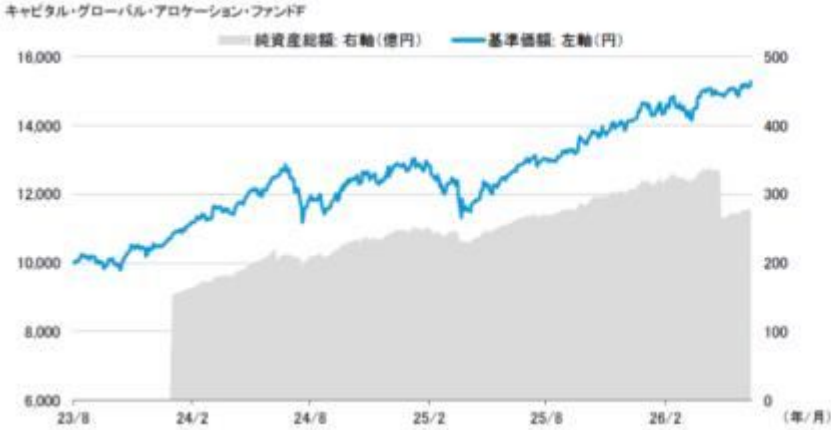


第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定未累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

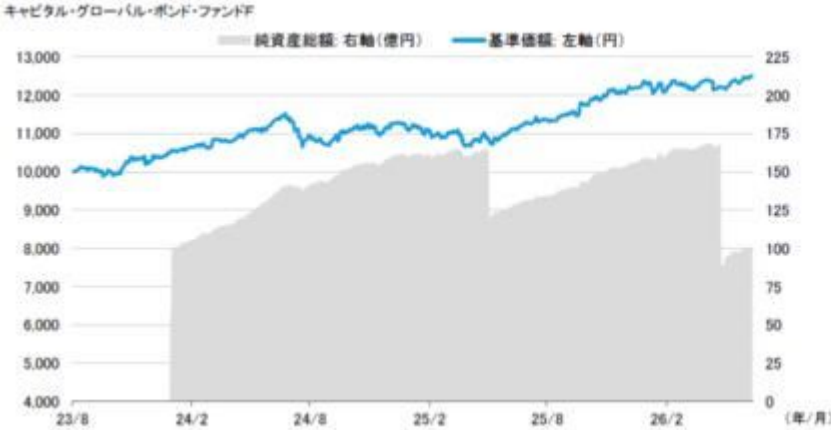
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF



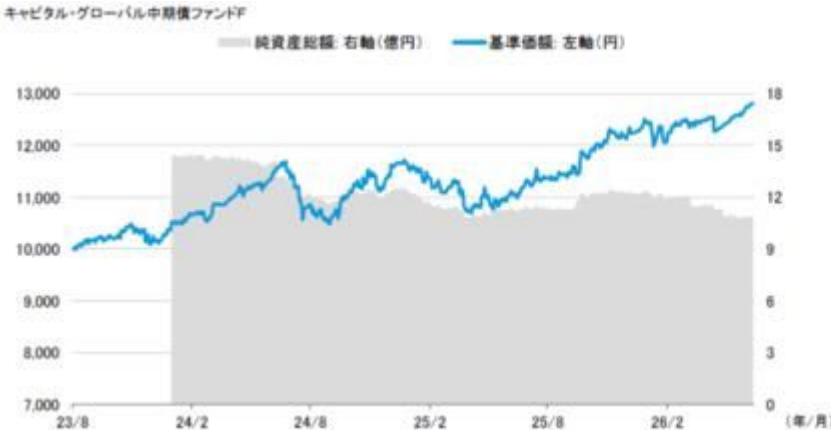
第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定未累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		



第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定未累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

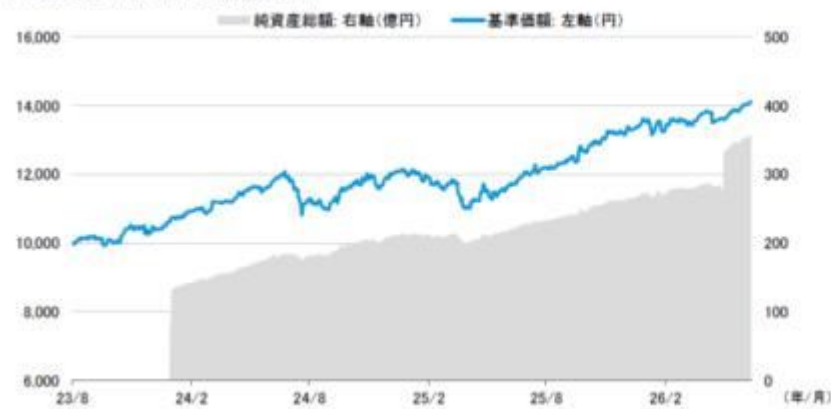


第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定未累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		



第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定未累計		0円
分配金は1万口当たり、税引前		

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF



第3期	2025年11月	0円
第2期	2024年11月	0円
第1期	2023年11月	0円
設定未累計		0円
分配金は1万円当たり、税引前		

主要な資産の状況(2026年6月30日現在)

キャピタル・ニューワールド・ファンドF

<キャピタル・ニューワールド・マザーファンド(為替ヘッジなし)の主要な資産の状況等>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)(クラスC)	99.89
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.01

<キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等>

(2026年6月30日現在)

上位10銘柄					上位5業種		
順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)	順位	業種名	投資比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	台湾	情報技術	9.63	1	情報技術	34.22
2	SK HYNEX, INC.	韓国	情報技術	8.92	2	金融	14.75
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	韓国	情報技術	2.75	3	資本財・サービス	10.93
4	TENCENT HOLDINGS LTD.	中国	コミュニケーション・サービス	1.81	4	一般消費財・サービス	7.87
5	ALPHABET INC.	米国	コミュニケーション・サービス	1.60	5	素材	7.70
6	BROADCOM INC.	米国	情報技術	1.59	資産構成比率		
7	NVIDIA CORP.	米国	情報技術	1.49	資産の種類		
8	MERCADOLIBRE, INC.	米国	一般消費財・サービス	1.26	株式		
9	ASML HOLDING NV	オランダ	情報技術	1.19	債券		
10	INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SERVICES, INC.	フィリピン	資本財・サービス	1.15	現金・その他		

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券(預託証券等)の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

国別構成比率		通貨別構成比率	
国名	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)
米国	15.09	米ドル	23.27
台湾	13.22	台湾ドル	12.76
韓国	12.93	韓国ウォン	12.63
中国	11.70	インド・ルピー	7.62
インド	7.68	香港ドル	7.27
その他国	36.37	その他通貨	33.44
現金・その他	3.02	現金・その他	3.02

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

＜キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンドの主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド(LUX)(クラスC)	99.85
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

＜キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等＞

(2026年6月30日現在)

上位10銘柄					上位5業種			
順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)	順位	業種名	投資比率(%)	
1	MICRON TECHNOLOGY, INC.	米国	情報技術	7.49	1	情報技術	46.60	
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	台湾	情報技術	6.20	2	資本財・サービス	12.02	
3	SK HYNEX, INC.	韓国	情報技術	5.79	3	ヘルスケア	10.86	
4	ALPHABET INC.	米国	コミュニケーション・サービス	5.60	4	一般消費財・サービス	8.52	
5	BROADCOM INC.	米国	情報技術	4.94	5	コミュニケーション・サービス	7.50	
6	WESTERN DIGITAL CORP.	米国	情報技術	3.60	資産構成比率			
7	AMAZON.COM, INC.	米国	一般消費財・サービス	3.28	資産の種類		投資比率(%)	
8	NVIDIA CORP.	米国	情報技術	2.76	株式			97.32
9	MICROSOFT CORP.	米国	情報技術	2.04	債券			0.01
10	APPLOVIN CORP.	米国	情報技術	1.94	現金・その他			2.67

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券(預託証券等)の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

国別構成比率		通貨別構成比率	
国名	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)
米国	64.18	米ドル	72.06
台湾	8.22	韓国ウォン	5.92
韓国	5.92	台湾ドル	5.18
英国	3.23	ユーロ	5.12
日本	2.59	英ポンド	3.23
その他国	13.20	その他通貨	5.81
現金・その他	2.67	現金・その他	2.67

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

＜キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンドの主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム(LUX)(クラスC)	99.85
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

＜キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）の主要な資産の状況等＞ （2026年6月30日現在）

上位10銘柄					上位5業種		
順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)	順位	業種名	投資比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	台湾	情報技術	5.88	1	情報技術	28.61
2	ALPHABET INC.	米国	コミュニケーション・サービス	4.56	2	資本財・サービス	13.70
3	BROADCOM INC.	米国	情報技術	3.83	3	金融	10.96
4	MICRON TECHNOLOGY, INC.	米国	情報技術	2.72	4	コミュニケーション・サービス	9.29
5	NVIDIA CORP.	米国	情報技術	2.30	5	ヘルスケア	7.17
6	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC.	米国	生活必需品	2.22	資産構成比率		
7	AMAZON.COM, INC.	米国	一般消費財・サービス	2.00	資産の種類		
8	ELI LILLY AND CO.	米国	ヘルスケア	1.81	株式		
9	APPLE INC.	米国	情報技術	1.80	債券		
10	MICROSOFT CORP.	米国	情報技術	1.80	現金・その他		

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券（預託証券等）の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

国別構成比率		通貨別構成比率	
国名	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)
米国	52.36	米ドル	54.43
台湾	6.78	ユーロ	11.63
英国	6.68	台湾ドル	6.78
フランス	4.24	英ポンド	6.23
日本	4.01	日本円	4.01
その他国	22.67	その他通貨	13.66
現金・その他	3.26	現金・その他	3.26

キャピタル・AMCAPファンド

＜キャピタル・AMCAPマザーファンドの主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）（クラスG）	99.84
2	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	0.00

＜キャピタル・グループ・AMCAPファンド(LUX)の主要な資産の状況等＞

(2026年6月30日現在)

上位10銘柄					上位5業種		
順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)	順位	業種名	投資比率(%)
1	ALPHABET INC.	米国	コミュニケーション・サービス	7.05	1	情報技術	35.16
2	NVIDIA CORP.	米国	情報技術	6.77	2	一般消費財・サービス	15.71
3	BROADCOM INC.	米国	情報技術	6.36	3	コミュニケーション・サービス	13.13
4	AMAZON.COM, INC.	米国	一般消費財・サービス	5.73	4	資本財・サービス	12.22
5	ELI LILLY AND CO.	米国	ヘルスケア	4.87	5	ヘルスケア	11.64
6	MICROSOFT CORP.	米国	情報技術	4.62	資産構成比率		
7	META PLATFORMS, INC.	米国	コミュニケーション・サービス	3.56	資産の種類		投資比率(%)
8	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	台湾	情報技術	3.48	株式	97.78	
9	TRANSDIGM GROUP INC.	米国	資本財・サービス	2.51	債券	-	
10	VERTEX PHARMACEUTICALS INC.	米国	ヘルスケア	2.49	現金・その他	2.22	

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券（預託証券等）の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

国別構成比率		通貨別構成比率	
国名	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)
米国	92.56	米ドル	92.98
台湾	3.48	台湾ドル	3.48
フランス	0.43	ユーロ	1.09
イタリア	0.39	英ポンド	0.23
カナダ	0.28	カナダ・ドル	-
その他国	0.65	その他通貨	-
現金・その他	2.22	現金・その他	2.22

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF(限定為替ヘッジ)

＜キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド(限定為替ヘッジ)の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド(LUX)(クラスOtr-JPY)	99.85
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

＜キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等＞ (2026年6月30日現在)

上位10銘柄				
順位	銘柄名	国名/地域名	業種/証券種別	投資比率(%)
1	BROADCOM INC.	米国	情報技術	4.38
2	ALPHABET INC.	米国	コミュニケーション・サービス	3.89
3	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.0% 05-31-28	米国	国債・政府機関債等	3.48
4	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	台湾	情報技術	3.11
5	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.125% 05-31-31	米国	国債・政府機関債等	2.76
6	MICRON TECHNOLOGY, INC.	米国	情報技術	2.57
7	MICROSOFT CORP.	米国	情報技術	1.70
8	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.125% 06-15-29	米国	国債・政府機関債等	1.64
9	NVIDIA CORP.	米国	情報技術	1.56
10	ELI LILLY AND CO.	米国	ヘルスケア	1.55

資産別構成比率			国別構成比率			
資産	証券種別	投資比率(%)	国名	株式	債券	合計
株式		61.86	米国	51.96	33.40	85.44
債券		35.03	台湾	3.11	-	3.11
	国債・政府機関債等	16.34	カナダ	1.95	0.13	2.08
	社債	10.53	英国	1.31	0.27	1.58
	その他債券	8.17	フランス	0.75	0.23	0.98
現金・その他		3.11	その他国	2.79	0.92	3.70
			現金・その他			3.11

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)

＜キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド(米ドル売り円買い)の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー(LUX)(クラスCh-JPY)	99.86
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

＜キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（LUX）の主要な資産の状況等＞ (2026年6月30日現在)

上位10銘柄				
順位	銘柄名	国名/地域名	業種/証券種別	投資比率(%)
1	BROADCOM INC.	米国	情報技術	3.98
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	台湾	情報技術	3.94
3	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC.	米国	生活必需品	2.90
4	ABBVIE, INC.	米国	ヘルスケア	1.96
5	BRITISH AMERICAN TOBACCO P.L.C.	英国	生活必需品	1.95
6	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.0% 05-31-28	米国	国債・政府機関債等	1.46
7	RTX CORP.	米国	資本財・サービス	1.45
8	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.75% 02-15-56	米国	国債・政府機関債等	1.25
9	JPMORGAN CHASE & CO.	米国	金融	1.21
10	ASTRAZENECA PLC	英国	ヘルスケア	1.15

資産別構成比率			国別構成比率			
			投資比率(%)			
資産	証券種別	投資比率(%)	国名	株式	債券	合計
株式		77.67	米国	41.07	17.65	58.71
債券		18.74	英国	7.46	0.24	7.70
	国債・政府機関債等	6.92	フランス	4.45	0.06	4.51
	社債	6.85	台湾	4.28	-	4.28
	その他債券	4.97	日本	3.59	0.04	3.63
現金・その他		3.58	その他国	16.83	0.76	17.59
			現金・その他			3.58

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

＜キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスClt-JPY）	99.84
2	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	0.00

＜キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等＞ (2026年6月30日現在)

上位10銘柄				
順位	銘柄名	国名/地域名	証券種別	投資比率(%)
1	BARCLAYS PLC EUR REG S SUB 4.616% 03-26-37/32	英国	社債	0.99
2	AMGEN INC SR UNSEC 5.25% 03-02-33	米国	社債	0.74
3	NATIONAL BANK OF GREECE SA EUR REG S SR UNSEC (B) 3.5% 11-19-30/29	ギリシャ	社債	0.68
4	CADIXABANK SA EUR REG S SUB (B) 4.375% 08-08-36/31	スペイン	社債	0.64
5	INTESA SANPAOLO SPA 144A LIFE SR NON PREF 7.778% 06-20-54/53	イタリア	社債	0.64
6	CENTERPOINT ENERGY HOUSTON ELECTRIC LLC SR UNSEC 5.05% 03-01-35	米国	社債	0.62
7	ABBVIE INC SR UNSEC 5.05% 03-15-34	米国	社債	0.60
8	WELLS FARGO & CO EUR REG S SR UNSEC 3.9% 07-22-32/31	米国	社債	0.60
9	JPMORGAN CHASE & CO SR UNSEC 4.603% 10-22-30/29	米国	社債	0.60
10	VERIZON COMMUNICATIONS INC EUR SUB (H) 4.2462% 08-15-56/32	米国	社債	0.57

資産別構成比率		国別構成比率		通貨別構成比率	
証券種別	投資比率(%)	国名	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)
社債	95.48	米国	65.70	米ドル	67.01
国債・政府機関債等	1.20	フランス	5.28	ユーロ	28.51
その他債券	0.12	スペイン	3.85	英ポンド	1.05
現金・その他	3.20	英国	3.82	オーストラリア・ドル	0.23
		ドイツ	3.03	カナダ・ドル	0.01
		その他国	15.11	その他通貨	-
		現金・その他	3.20	現金・その他	3.20

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF(限定為替ヘッジ)

＜キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド(限定為替ヘッジ)の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド(LUX) (クラスCfr-JPY)	99.84
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

<キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等> (2026年6月30日現在)

上位10銘柄				
順位	銘柄名	国名/地域名	証券種別	投資比率(%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE 3.62% 08-31-27	米国	国債・政府機関債等	5.04
2	PERU GOVERNMENT BOND PEN 144A LIFE/REG S 7.6% 08-12-39	ペルー	国債・政府機関債等	2.70
3	FNOL UMBS 5.0 MA4709 07-01-52	米国	その他債券	1.66
4	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.25% 03-15-27	米国	国債・政府機関債等	1.65
5	UNITED STATES TREASURY INFLATION INDEXED BONDS I/L 2.375% 02-15-56	米国	国債・政府機関債等	1.40
6	HUNGARY GOVERNMENT BOND HUF 3.0% 08-21-30	ハンガリー	国債・政府機関債等	1.37
7	JAPAN GOVERNMENT TWENTY YEAR BOND JPY 2.4% 03-20-45	日本	国債・政府機関債等	1.30
8	NEW SOUTH WALES TREASURY CORP AUD REG S 4.75% 02-20-37	オーストラリア	国債・政府機関債等	1.26
9	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.5% 11-15-33	米国	国債・政府機関債等	1.23
10	HUNGARY GOVT BOND HUF 4.75% 11-24-32	ハンガリー	国債・政府機関債等	1.15

資産別構成比率		国別構成比率		通貨別構成比率	
証券種別	投資比率(%)	国名	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)
社債	47.31	米国	45.76	米ドル	61.58
国債・政府機関債等	35.62	ブラジル	7.27	ユーロ	11.62
その他債券	12.22	英国	3.44	ブラジル・レアル	3.63
株式	0.05	コロンビア	3.34	ハンガリー・フォリント	2.83
現金・その他	4.81	ペルー	3.03	ペルー・ソル	2.70
		その他国	32.34	その他通貨	12.63
		現金・その他	4.81	現金・その他	4.81

キャピタル世界株式ファンドF(限定為替ヘッジ)

<キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)の主要な資産の状況等>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・グローバル・ニュー・ハースペクティブ・ファンド(LUX)(クラスCht-JPY)	99.86
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

＜キャピタル・グループ・グローバル・ニューバースペクティブ・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等＞ (2026年6月30日現在)

上位10銘柄					上位5業種			
順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)	順位	業種名	投資比率(%)	
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	台湾	情報技術	4.83	1	情報技術	30.79	
2	META PLATFORMS, INC.	米国	コミュニケーション・サービス	3.27	2	資本財・サービス	14.03	
3	BROADCOM INC.	米国	情報技術	3.09	3	一般消費財・サービス	11.61	
4	NVIDIA CORP.	米国	情報技術	3.08	4	ヘルスケア	10.59	
5	ALPHABET INC.	米国	コミュニケーション・サービス	3.04	5	金融	9.66	
6	TESLA, INC.	米国	一般消費財・サービス	2.75	資産構成比率			
7	ASML HOLDING NV	オランダ	情報技術	2.68	資産の種類		投資比率(%)	
8	MICROSOFT CORP.	米国	情報技術	2.03	株式			97.63
9	ASTRAZENECA PLC	英国	ヘルスケア	1.89	債券			-
10	SK HYNDX, INC.	韓国	情報技術	1.89	現金・その他			2.37

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券（預託証券等）の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

国別構成比率		通貨別構成比率	
国名	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)
米国	52.67	米ドル	58.30
フランス	6.84	ユーロ	13.23
英国	6.14	英ポンド	5.46
日本	4.96	日本円	4.96
台湾	4.88	台湾ドル	4.88
その他国	22.13	その他通貨	10.79
現金・その他	2.37	現金・その他	2.37

キャピタル世界配当成長ファンドF(限定為替ヘッジ)

＜キャピタル世界配当成長マザーファンド(限定為替ヘッジ)の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ(LUX)(クラスCH-JPY)	99.14
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.72

＜キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロウーズ(LUX)の主要な資産の状況等＞ (2026年6月30日現在)

上位10銘柄					上位5業種			
順位	銘柄名	国名/地域名	業種名	投資比率(%)	順位	業種名	投資比率(%)	
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	台湾	情報技術	4.37	1	金融	19.82	
2	BROADCOM INC.	米国	情報技術	4.04	2	情報技術	13.14	
3	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC.	米国	生活必需品	3.76	3	資本財・サービス	11.70	
4	ASTRAZENECA PLC	英国	ヘルスケア	2.55	4	ヘルスケア	11.33	
5	ABBVIE, INC.	米国	ヘルスケア	1.94	5	生活必需品	10.38	
6	BRITISH AMERICAN TOBACCO P.L.C.	英国	生活必需品	1.89	資産構成比率			
7	WELLTOWER INC.	米国	不動産	1.87	資産の種類		投資比率(%)	
8	IBERDROLA, SA	スペイン	公益事業	1.59	株式			99.03
9	ONEOK, INC.	米国	エネルギー	1.49	債券			-
10	RTX CORP.	米国	資本財・サービス	1.49	現金・その他			0.97

※ 同一企業が発行し、複数市場において取引されている株式および株式に類する有価証券（預託証券等）の組み入れがある場合には、それらを合算して算出した投資比率を表示しております。

国別構成比率		通貨別構成比率	
国名	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)
米国	53.58	米ドル	54.50
英国	8.08	ユーロ	15.45
フランス	8.05	英ポンド	8.08
日本	5.29	日本円	5.29
台湾	4.37	台湾ドル	4.32
その他国	19.65	その他通貨	11.39
現金・その他	0.97	現金・その他	0.97

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

＜キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド(為替ヘッジなし)の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)(クラスGdm)	99.91
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

<キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ(LUX)の主要な資産の状況等> (2026年6月30日現在)

上位10銘柄				
順位	銘柄名	国名/地域名	業種/証券種別	投資比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	台湾	情報技術	3.68
2	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F BRL 10.0% 01-01-31	ブラジル	国債・政府機関債等	1.90
3	TENCENT HOLDINGS LTD.	中国	コミュニケーション・サービス	1.63
4	SK HYNDX, INC.	韓国	情報技術	1.41
5	ASML HOLDING NV	オランダ	情報技術	1.33
6	PETROLEOS MEXICANOS SR UNSED 5.95% 01-28-31	メキシコ	社債	1.31
7	NETEASE, INC.	中国	コミュニケーション・サービス	1.17
8	AIA GROUP LTD.	香港	金融	0.93
9	DANONE SA	フランス	生活必需品	0.91
10	DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND REG S 5.95% 01-25-27	ドミニカ共和国	国債・政府機関債等	0.87

資産別構成比率

資産	証券種別	投資比率(%)
株式		37.10
債券		51.89
	国債・政府機関債等	35.89
	社債	16.00
	その他債券	-
現金・その他		11.01

国別構成比率

投資比率(%)			
国名	株式	債券	合計
中国	7.15	0.97	8.12
メキシコ	0.66	7.12	7.78
ブラジル	0.82	5.55	6.38
南アフリカ	1.80	4.02	5.82
米国	2.16	2.99	5.15
その他国	24.50	31.24	55.74
現金・その他			11.01

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンド

<キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンドの主要な資産の状況等>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド(LUX) (クラスC)	99.85
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

＜キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等＞ (2026年6月30日現在)

上位10銘柄				
順位	銘柄名	国名/地域名	業種/証券種別	投資比率(%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING CO., LTD.	台湾	情報技術	5.13
2	ALPHABET INC.	米国	コミュニケーション・サービス	2.52
3	BAE SYSTEMS PLC	英国	資本財・サービス	2.38
4	BROADCOM INC.	米国	情報技術	2.21
5	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.0% 11-15-35	米国	国債・政府機関債等	2.00
6	KLA CORP.	米国	情報技術	1.92
7	UNITEDHEALTH GROUP INC.	米国	ヘルスケア	1.74
8	JPMORGAN CHASE & CO.	米国	金融	1.72
9	STARBUCKS CORP.	米国	一般消費財・サービス	1.58
10	BAWAG GROUP AG	オーストリア	金融	1.53

資産別構成比率			国別構成比率			
資産	証券種別	投資比率(%)	国名	株式	債券	合計
株式		63.71	米国	34.55	16.65	51.21
債券		31.99	英国	6.68	1.29	7.97
	国債・政府機関債等	21.27	日本	3.79	2.54	6.33
	社債	6.20	台湾	5.13	-	5.13
	その他債券	4.52	カナダ	3.66	0.30	3.96
現金・その他		4.30	その他国	9.90	11.21	21.11
			現金・その他			4.30

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

＜キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンドの主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド(LUX)(クラスC)	99.85
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

<キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等> (2026年6月30日現在)

上位10銘柄				
順位	銘柄名	国名/地域名	証券種別	投資比率(%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE 3.62% 08-31-27	米国	国債・政府機関債等	2.66
2	PERU GOVERNMENT BOND PEN 144A LIFE/REG S 7.6% 08-12-39	ペルー	国債・政府機関債等	1.95
3	UTD KINGDOM GILT GBP REG S 3.75% 01-29-38	英国	国債・政府機関債等	1.69
4	CHINA DEVELOPMENT BANK CNY UNSEC 3.07% 03-10-30	中国	国債・政府機関債等	1.44
5	HUNGARY GOVERNMENT BOND HUF 3.0% 08-21-30	ハンガリー	国債・政府機関債等	1.43
6	UNITED STATES TREASURY NOTE 1.25% 08-15-31	米国	国債・政府機関債等	1.12
7	UNITED STATES TREASURY INFLATION INDEXED BONDS 1/1 2.375% 02-15-55	米国	国債・政府機関債等	1.10
8	KOREA NDFB 3212 KRW 4.25% 12-10-32	韓国	国債・政府機関債等	1.04
9	JAPAN GOVERNMENT THIRTY YEAR BOND JPY 3.7% 03-20-56	日本	国債・政府機関債等	1.03
10	BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE EUR REG S (B) 1.7% 08-15-32	ドイツ	国債・政府機関債等	1.01

資産別構成比率		国別構成比率		通貨別構成比率	
証券種別	投資比率(%)	国名	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)
国債・政府機関債等	49.29	米国	35.06	米ドル	39.74
社債	28.70	英国	7.01	ユーロ	26.48
その他債券	13.07	フランス	4.76	英ポンド	6.74
現金・その他	8.95	イタリア	4.16	日本円	3.66
		ドイツ	3.91	オーストラリア・ドル	2.24
		その他国	36.16	その他通貨	12.19
		現金・その他	8.95	現金・その他	8.95

キャピタル・グローバル中期債ファンド

<キャピタル・グローバル中期債マザーファンドの主要な資産の状況等>

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・グローバル・インターメディアイト・ボンド・ファンド(LUX) (クラスC)	99.74
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

＜キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド(LUX)の主要な資産の状況等＞ (2026年6月30日現在)

上位10銘柄				
順位	銘柄名	国名/地域名	証券種別	投資比率(%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.25% 11-15-34	米国	国債・政府機関債等	5.31
2	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO EUR REG S (B) 3.0% 10-01-29	イタリア	国債・政府機関債等	3.32
3	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.375% 05-15-36	米国	国債・政府機関債等	3.01
4	JAPAN GOVERNMENT TEN YEAR BOND JPY 0.1% 09-20-30	日本	国債・政府機関債等	2.60
5	MEXICAN BONOS MXN 7.75% 05-29-31	メキシコ	国債・政府機関債等	2.43
6	PETROLEOS MEXICANOS SR UNSEC 6.84% 01-23-30	メキシコ	社債	2.33
7	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.125% 10-31-31	米国	国債・政府機関債等	1.98
8	COLOMBIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 8.0% 04-20-33	コロンビア	国債・政府機関債等	1.97
9	EUROPEAN UNION 2.5% 12-04-31	国際機関等	国債・政府機関債等	1.95
10	HELLENIC REPUBLIC GOVERNMENT BOND EUR REG S 144A 0.75% 06-18-31	ギリシャ	国債・政府機関債等	1.79

資産別構成比率		国別構成比率		通貨別構成比率	
証券種別	投資比率(%)	国名	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)
国債・政府機関債等	50.19	米国	40.51	米ドル	46.35
社債	23.64	メキシコ	7.30	ユーロ	24.18
その他債券	17.75	国際機関等	6.30	日本円	4.40
現金・その他	8.42	イタリア	5.94	メキシコ・ペソ	4.29
		英国	4.56	英ポンド	3.67
		その他国	26.96	その他通貨	8.70
		現金・その他	8.42	現金・その他	8.42

キャピタル・グローバル・ハインカム債券ファンドF
＜キャピタル・グローバル・ハインカム債券マザーファンド(為替ヘッジなし)の主要な資産の状況等＞

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ(LUX)(クラスC)	99.99
2	日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.00

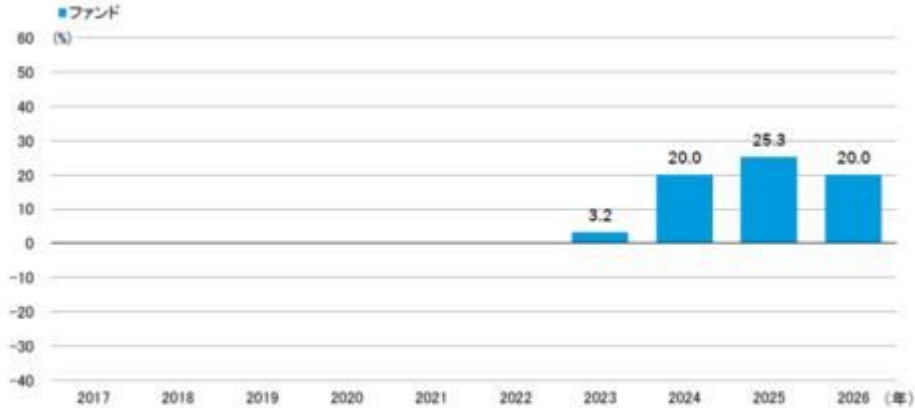
＜キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）の主要な資産の状況等＞ （2026年6月30日現在）

上位10銘柄				
順位	銘柄名	国名/地域名	証券種別	投資比率(%)
1	BRAZIL NOTAS DO TESOURO NACIONAL SERIE F BRL 10.0% 01-01-31	ブラジル	国債・政府機関債等	1.58
2	UNITED STATES TREASURY NOTE 4.825% 02-15-35	米国	国債・政府機関債等	1.07
3	MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 6.35% 02-09-35	メキシコ	国債・政府機関債等	0.92
4	COLOMBIAN TES COP 13.25% 02-09-33	コロンビア	国債・政府機関債等	0.84
5	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND PLN 6.0% 10-25-33	ポーランド	国債・政府機関債等	0.77
6	CZECH REPUBLIC GOVERNMENT BOND CZK 4.9% 04-14-34	チェコ共和国	国債・政府機関債等	0.69
7	MALAYSIA GOVERNMENT BOND MYR 4.254% 05-31-35	マレーシア	国債・政府機関債等	0.65
8	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA GOVERNMENT BOND ZAR 8.875% 02-28-35	南アフリカ	国債・政府機関債等	0.63
9	DIEBOLD NIXDORF, INC.	米国	株式	0.62
10	MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 6.25% 08-27-37	メキシコ	国債・政府機関債等	0.61

資産別構成比率		国別構成比率		通貨別構成比率	
証券種別	投資比率(%)	国名	投資比率(%)	通貨名	投資比率(%)
社債	54.21	米国	43.48	米ドル	68.10
国債・政府機関債等	36.77	メキシコ	6.72	ブラジル・レアル	2.84
その他債券	0.17	ブラジル	4.23	ユーロ	2.81
株式	1.30	コロンビア	2.90	メキシコ・ペソ	2.15
現金・その他	7.55	中国	2.75	コロンビア・ペソ	2.05
		その他国	32.37	その他通貨	14.50
		現金・その他	7.55	現金・その他	7.55

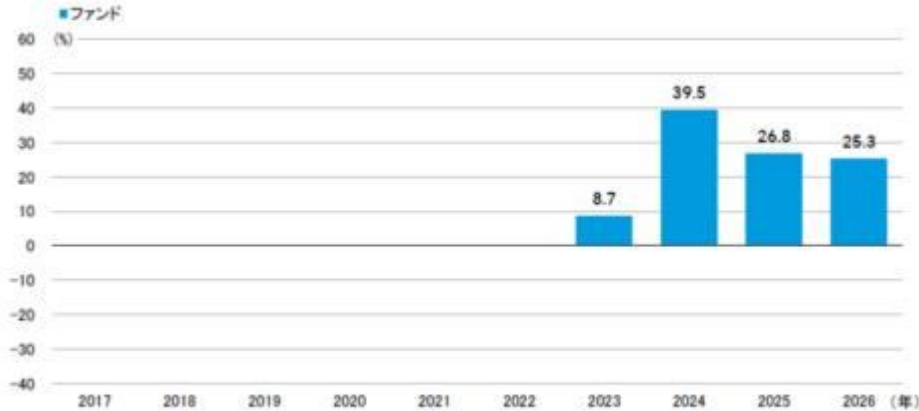
年間収益率の推移

キャピタル・ニューワールド・ファンドF



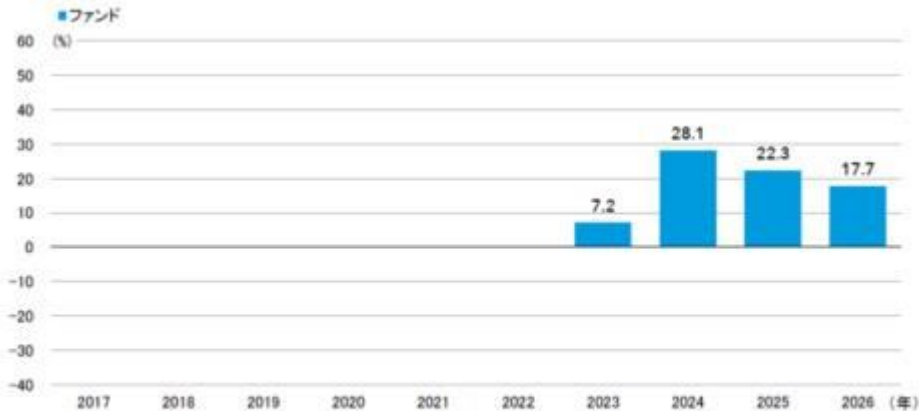
ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
2023年は設定日（2023年8月18日）から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF



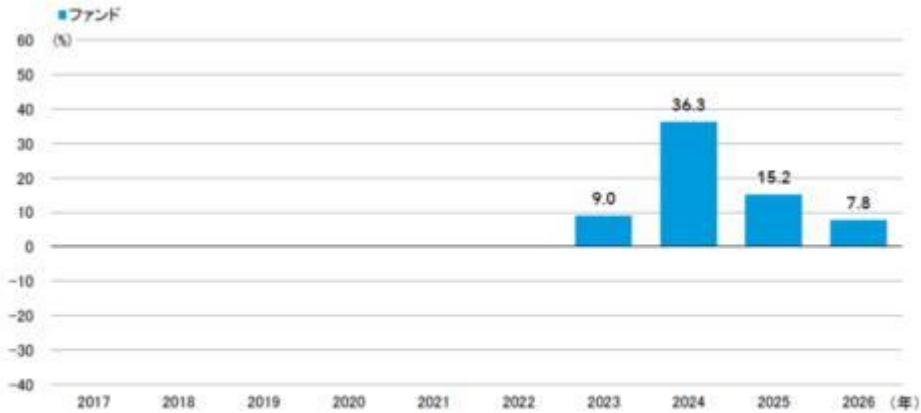
ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
2023年は設定日(2023年8月18日)から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF



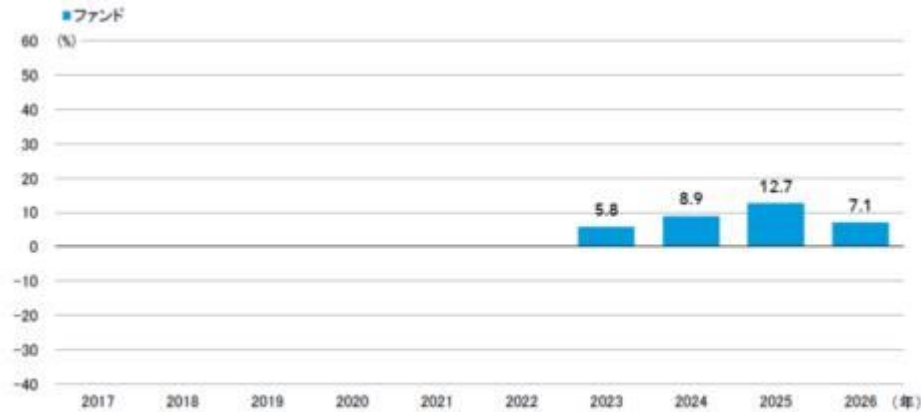
ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
2023年は設定日(2023年8月18日)から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

キャピタル・AMCAPファンドF



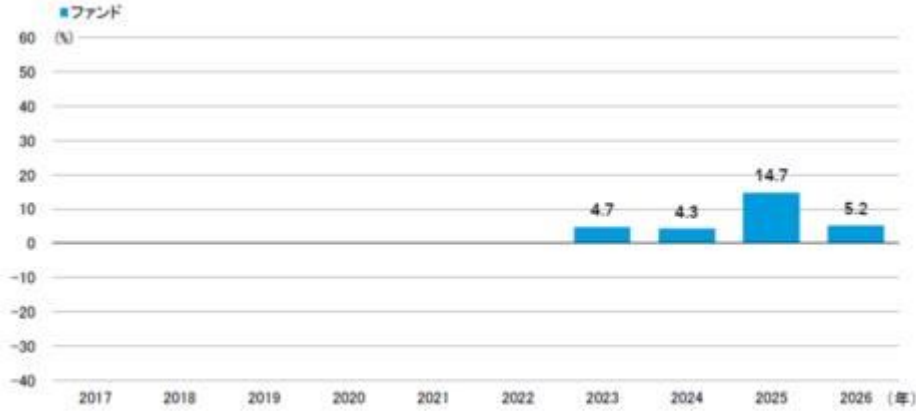
ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
2023年は設定日（2023年8月18日）から年末までの収益率を表示。2026年は年初から8月末までの収益率を表示。

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF(固定為替ヘッジ)



ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
2023年は設定日（2023年8月18日）から年末までの収益率を表示。2026年は年初から8月末までの収益率を表示。

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF(米ドル売り円買い)

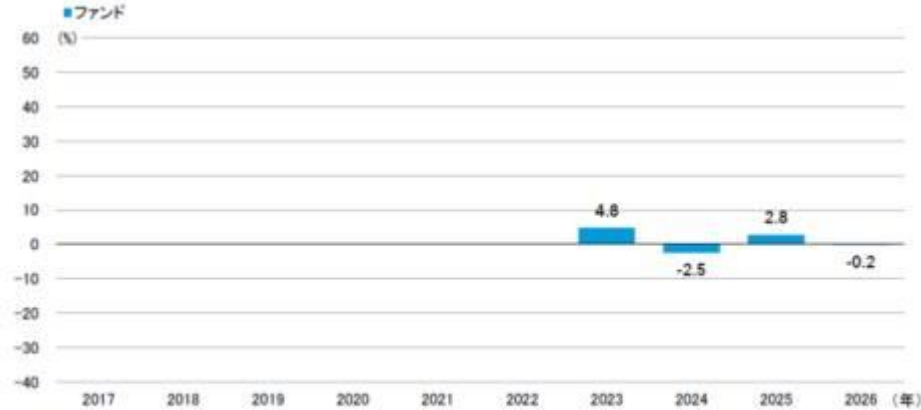


ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

2023年は設定日(2023年8月18日)から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF(米ドル売り円買い)

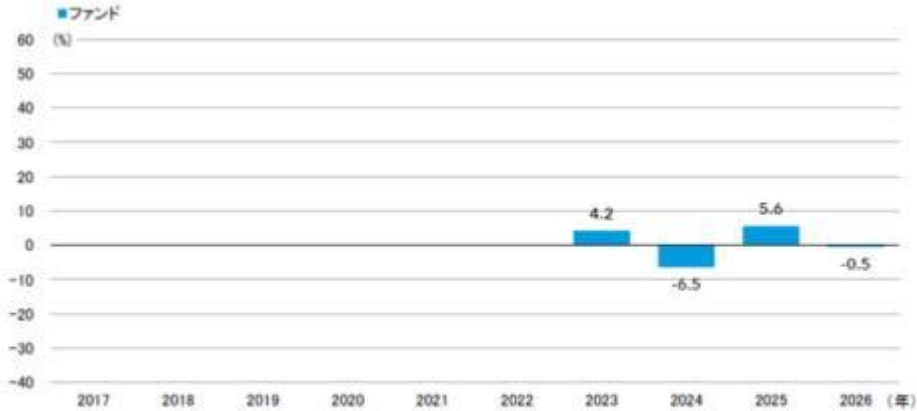


ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

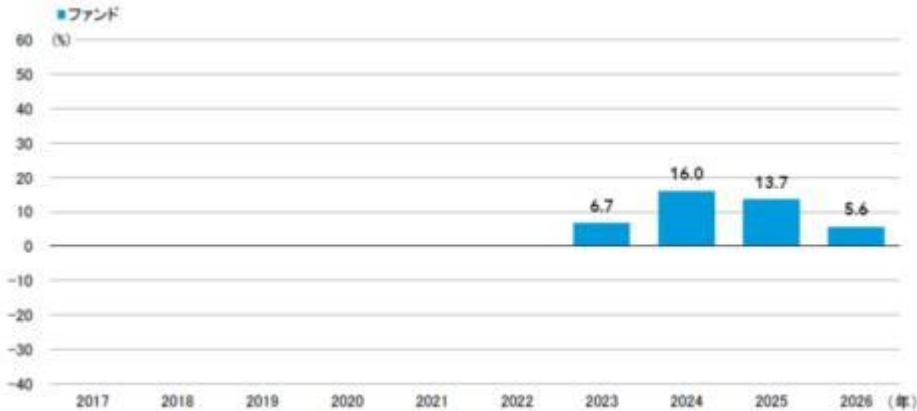
2023年は設定日(2023年8月18日)から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF(限定為替ヘッジ)



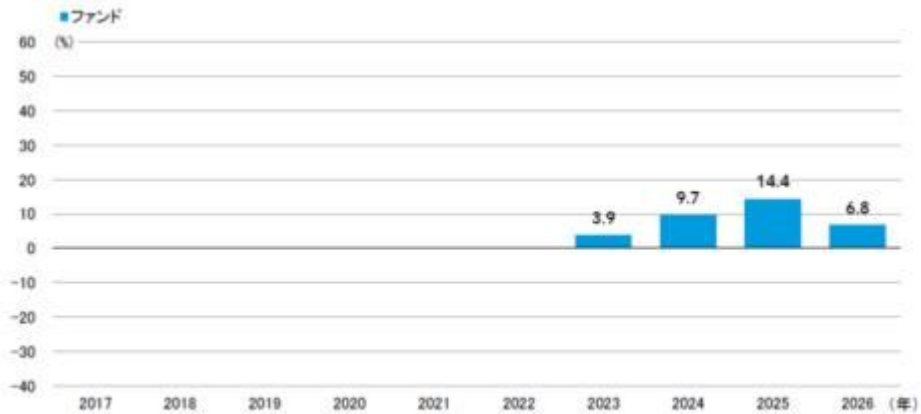
ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
2023年は設定日(2023年8月18日)から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

キャピタル世界株式ファンドF(限定為替ヘッジ)



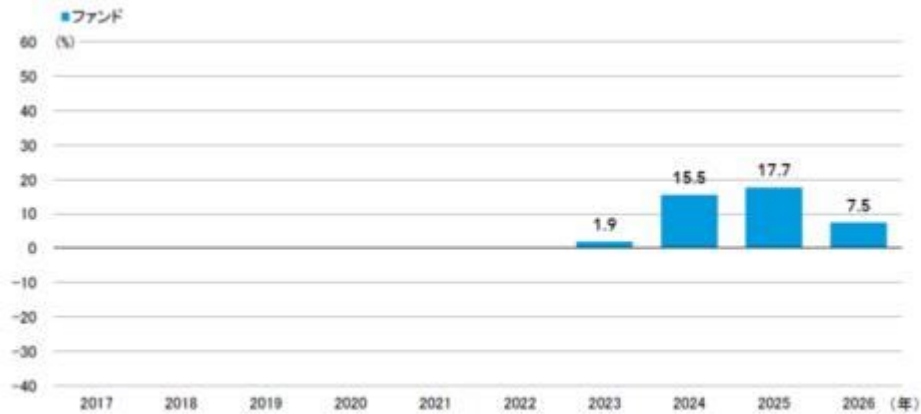
ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
2023年は設定日(2023年8月18日)から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

キャピタル世界配当成長ファンドF(限定為替ヘッジ)



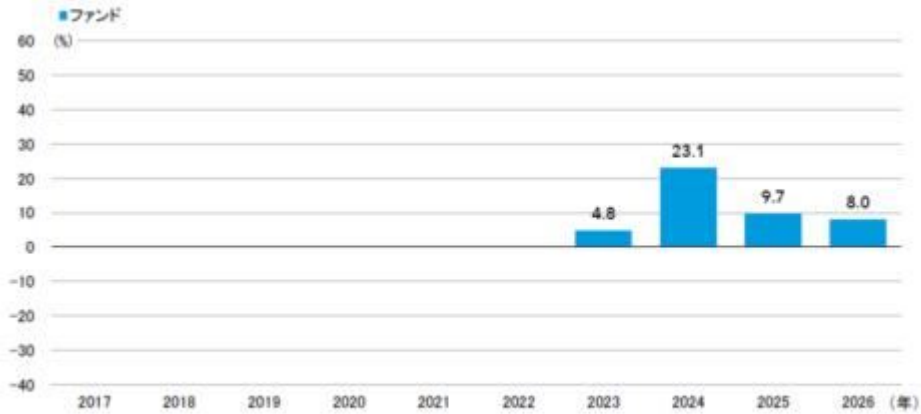
ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
2023年は設定日(2023年8月18日)から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF



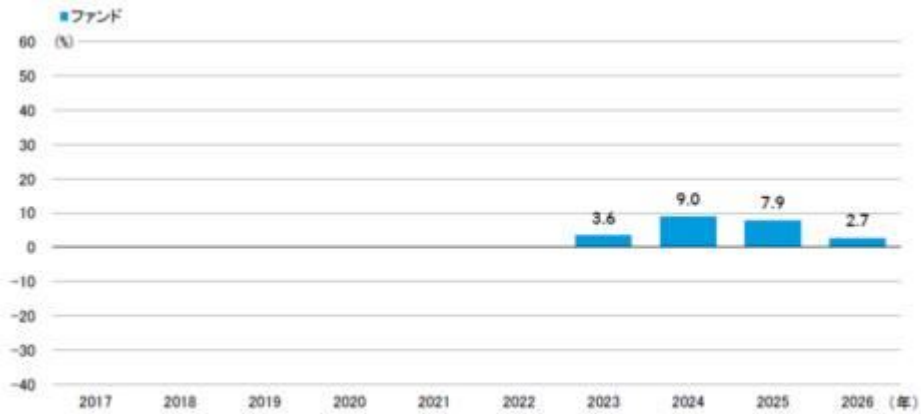
ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
2023年は設定日(2023年8月18日)から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF



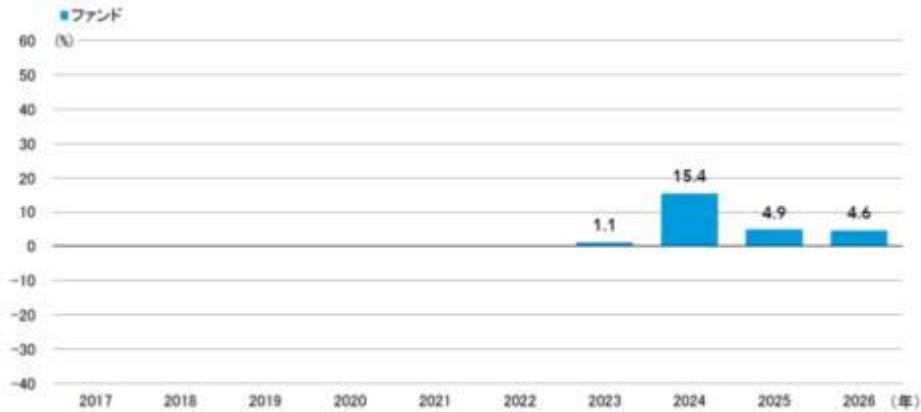
ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
2023年は設定日（2023年8月18日）から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF



ファンドにはベンチマークはありません。
ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
2023年は設定日（2023年8月18日）から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

キャピタル・グローバル中期債ファンド

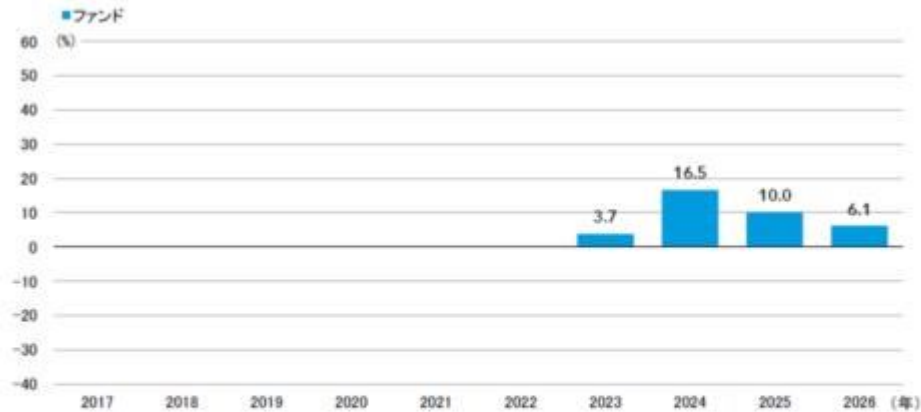


ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

2023年は設定日（2023年8月18日）から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンド



ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

2023年は設定日（2023年8月18日）から年末までの収益率を表示。2026年は年初から6月末までの収益率を表示。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

*ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得の申込みは、販売会社で受付けます。なお、ファンドを購入になれるのは、販売会社にラップ口座

を開設する等の一定の条件に該当する投資者が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 03-6366-1300（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp
--

- (2) 取得の申込みの受付は、申込不可日（*1）を除く販売会社の営業日（*2）に行なわれます。
- (* 1) 申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。
- (* 2) 原則として、午後3時30分までに取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- ・委託会社は、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消することがあります。
 - ・取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。
- (3) 収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがありますので、取得の申込みを行なう投資家は、申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。
- ・販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込みを取扱う場合があります。また、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合、取得申込後のコース変更ができない場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。
 - ・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款（販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。）に基づく契約を締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、1口単位で取得することができます。
- (5) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6) 申込手数料は、かかりません。
- (7) 販売会社指定のファンド間でスイッチングが可能です。
- ・申込不可日には、スイッチングの申込みはできません。
 - ・スイッチングによる換金の場合においても、通常の換金と同様に、課税対象となります。

- ・販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合、全てのファンドを取扱っていない場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の申込みは、販売会社で受け付けます。

- ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 03-6366-1300（営業日9：00～17：00） ホームページ capitalgroup.co.jp

- (2) 換金の申込みの受付は、申込不可日（*1）を除く販売会社の営業日（*2）に行なわれます。
- (* 1) 申込不可日は、ルクセンブルクの銀行の休業日を含むマザーファンドが投資する投資対象ファンドの非営業日に当たる日です。申込不可日は、委託会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）に掲載します。
- (* 2) 原則として、午後3時30分までに換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- ・委託会社は、取引所等における取引の停止等、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消することがあります。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
 - ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金を行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。
 - ・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。
- (3) 換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 換金価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
- (5) 換金手数料は、かかりません。
- (6) 換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

- (1) 【資産の評価】

基準価額の計算

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（１万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

有価証券等の評価基準および評価方法等

マザーファンドについては、基準価額で評価します。

外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（主要投資対象ファンドにおける評価方法等）

主要投資対象ファンドについては、原則として、計算時に知りうる直近の日の時価で評価しております。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、ファンドの名称は、以下の掲載名で表記されています。

ファンドの名称	掲載名
キャピタル・ニューワールド・ファンドF	NワールドF 無
キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF	NエコF 無
キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF	WグロF 無
キャピタル・AMCAPファンドF	AMCPF 無
キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）	バランスF 有
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）	インビルF 有
キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）	グロ社債F 有
キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）	トータルF 有
キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）	世界株式F 有
キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）	配当成長F 有
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF	エマストF 無
キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF	グロアロF 無

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF	グロボン F 無
キャピタル・グローバル中期債ファンドF	グロ中期 F 無
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF	グロハイ F 無

基準価額に関する委託会社照会先

キャピタル・インターナショナル株式会社
 電話番号 03-6366-1300（営業日9：00～17：00）
 ホームページ capitalgroup.co.jp

運用報告書

委託会社は、11月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2023年8月18日から、原則として、無期限です。ただし、後記（５）の a.、 のa.、 のa.および のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

原則として毎年11月21日から翌年11月20日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2023年11月20日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。
 上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

- a.委託会社は、信託期間中において、ファンドを繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、または換金により受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回ることとなった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないま

す。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記 の規定に従います。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記 の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、本a.によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの信託約款は本 に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属す

- るときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

信託事務処理の再信託

受託会社の三菱UFJ信託銀行株式会社は、信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。また、三井住友信託銀行株式会社およびみずほ信託銀行株式会社は、信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。

(5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(6) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

キャピタル・ニューワールド・ファンドF
キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF
キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF
キャピタル・AMCAPファンドF
キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）
キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）
キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）
キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）
キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF
キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF
キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF
キャピタル・グローバル中期債ファンドF
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

- （１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（2024年11月21日から2025年11月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【キャピタル・ニューワールド・ファンドF】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	133,466,015	141,524,575
親投資信託受益証券	11,817,746,852	18,492,542,472
未収利息	402	1,357
流動資産合計	11,951,213,269	18,634,068,404
資産合計	11,951,213,269	18,634,068,404
負債の部		
流動負債		
未払解約金	75,020,272	31,080,382
未払受託者報酬	1,142,075	1,778,666
未払委託者報酬	35,975,249	56,027,857
その他未払費用	702,920	845,901
流動負債合計	112,840,516	89,732,806
負債合計	112,840,516	89,732,806
純資産の部		
元本等		
元本	9,728,003,350	12,298,576,156
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,110,369,403	6,245,759,442
元本等合計	11,838,372,753	18,544,335,598
純資産合計	11,838,372,753	18,544,335,598
負債純資産合計	11,951,213,269	18,634,068,404

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	22,267	207,546
有価証券売買等損益	1,173,981,868	3,534,795,620
営業収益合計	1,174,004,135	3,535,003,166
営業費用		
支払利息	14,614	-
受託者報酬	1,855,780	3,162,409
委託者報酬	58,457,010	99,615,876
その他費用	1,425,642	1,684,112
営業費用合計	61,753,046	104,462,397
営業利益又は営業損失（ ）	1,112,251,089	3,430,540,769
経常利益又は経常損失（ ）	1,112,251,089	3,430,540,769
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,112,251,089	3,430,540,769
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	101,928,242	78,614,108
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	191,555,456	2,110,369,403
剰余金増加額又は欠損金減少額	987,064,982	1,039,815,215
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	987,064,982	1,039,815,215
剰余金減少額又は欠損金増加額	78,573,882	256,351,837
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	78,573,882	256,351,837
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,110,369,403	6,245,759,442

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 9,728,003,350口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 12,298,576,156口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2169円 (1万口当たり純資産額) (12,169円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5078円 (1万口当たり純資産額) (15,078円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期

自 2023年11月21日

至 2024年11月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	9,763円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	1,010,305,398円
収益調整金額	C	1,022,545,680円
分配準備積立金額	D	77,508,562円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,110,369,403円
当ファンドの期末残存口数	F	9,728,003,350口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,169.36円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

第3期

自 2024年11月21日

至 2025年11月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	275,151円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	3,351,651,510円
収益調整金額	C	1,913,395,188円
分配準備積立金額	D	980,437,593円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,245,759,442円
当ファンドの期末残存口数	F	12,298,576,156口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	5,078.40円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,117,428,379	3,517,721,564
合計	1,117,428,379	3,517,721,564

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	4,836,372,264円	9,728,003,350円
期中追加設定元本額	5,874,918,853円	3,739,009,317円
期中一部解約元本額	983,287,767円	1,168,436,511円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）	6,406,340,495	18,492,542,472	
合計		6,406,340,495	18,492,542,472	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	86,923,125	104,274,778
親投資信託受益証券	9,274,855,122	14,795,044,738
未収利息	261	999
流動資産合計	9,361,778,508	14,899,320,515
資産合計	9,361,778,508	14,899,320,515
負債の部		
流動負債		
未払解約金	48,150,405	30,610,722
未払受託者報酬	870,345	1,390,185
未払委託者報酬	23,281,541	37,187,406
その他未払費用	701,258	850,264
流動負債合計	73,003,549	70,038,577
負債合計	73,003,549	70,038,577
純資産の部		
元本等		
元本	6,417,819,977	8,134,715,478
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,870,954,982	6,694,566,460
元本等合計	9,288,774,959	14,829,281,938
純資産合計	9,288,774,959	14,829,281,938
負債純資産合計	9,361,778,508	14,899,320,515

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	15,832	146,604
有価証券売買等損益	1,861,507,488	3,050,189,616
営業収益合計	1,861,523,320	3,050,336,220
営業費用		
支払利息	11,010	-
受託者報酬	1,428,126	2,458,601
委託者報酬	38,202,067	65,767,562
その他費用	1,422,342	1,686,846
営業費用合計	41,063,545	69,913,009
営業利益又は営業損失（ ）	1,820,459,775	2,980,423,211
経常利益又は経常損失（ ）	1,820,459,775	2,980,423,211
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,820,459,775	2,980,423,211
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	223,568,065	56,301,418
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	270,454,441	2,870,954,982
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,149,515,936	1,238,018,520
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,149,515,936	1,238,018,520
剰余金減少額又は欠損金増加額	145,907,105	338,528,835
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	145,907,105	338,528,835
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,870,954,982	6,694,566,460

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 6,417,819,977口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 8,134,715,478口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4473円 (1万口当たり純資産額) (14,473円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8230円 (1万口当たり純資産額) (18,230円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日			第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,795円	費用控除後の配当等収益額	A	239,404円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	1,596,878,567円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	2,923,882,389円
収益調整金額	C	1,180,496,290円	収益調整金額	C	2,243,126,529円
分配準備積立金額	D	93,573,330円	分配準備積立金額	D	1,527,318,138円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,870,954,982円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,694,566,460円
当ファンドの期末残存口数	F	6,417,819,977口	当ファンドの期末残存口数	F	8,134,715,478口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,473.40円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	8,229.60円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,692,843,101	3,044,971,431
合計	1,692,843,101	3,044,971,431

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	3,609,037,933円	6,417,819,977円
期中追加設定元本額	3,875,098,406円	2,471,508,715円
期中一部解約元本額	1,066,316,362円	754,613,214円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド	7,750,966,439	14,795,044,738	
合計		7,750,966,439	14,795,044,738	

（注）券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	157,453,934	227,462,954
親投資信託受益証券	21,574,576,184	40,058,700,742
未収利息	474	2,181
流動資産合計	21,732,030,592	40,286,165,877
資産合計	21,732,030,592	40,286,165,877
負債の部		
流動負債		
未払解約金	64,672,494	48,229,471
未払受託者報酬	2,074,400	3,928,624
未払委託者報酬	55,490,127	105,090,525
その他未払費用	701,658	850,264
流動負債合計	122,938,679	158,098,884
負債合計	122,938,679	158,098,884
純資産の部		
元本等		
元本	16,244,025,134	25,068,154,808
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,365,066,779	15,059,912,185
元本等合計	21,609,091,913	40,128,066,993
純資産合計	21,609,091,913	40,128,066,993
負債純資産合計	21,732,030,592	40,286,165,877

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	37,548	350,055
有価証券売買等損益	3,268,614,342	6,824,124,558
営業収益合計	3,268,651,890	6,824,474,613
営業費用		
支払利息	23,498	-
受託者報酬	3,461,078	6,427,938
委託者報酬	92,583,707	171,947,122
その他費用	1,477,342	1,686,846
営業費用合計	97,545,625	180,061,906
営業利益又は営業損失（　）	3,171,106,265	6,644,412,707
経常利益又は経常損失（　）	3,171,106,265	6,644,412,707
当期純利益又は当期純損失（　）	3,171,106,265	6,644,412,707
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（　）	342,717,721	123,526,409
期首剰余金又は期首欠損金（　）	632,213,945	5,365,066,779
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,150,719,908	3,745,497,796
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,150,719,908	3,745,497,796
剰余金減少額又は欠損金増加額	246,255,618	571,538,688
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	246,255,618	571,538,688
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（　）	5,365,066,779	15,059,912,185

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 16,244,025,134口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 25,068,154,808口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3303円 (1万口当たり純資産額) (13,303円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6008円 (1万口当たり純資産額) (16,008円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日			第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,977円	費用控除後の配当等収益額	A	774,830円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	2,828,351,847円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	6,520,111,468円
収益調整金額	C	2,272,397,532円	収益調整金額	C	5,691,593,739円
分配準備積立金額	D	264,296,423円	分配準備積立金額	D	2,847,432,148円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,365,066,779円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,059,912,185円
当ファンドの期末残存口数	F	16,244,025,134口	当ファンドの期末残存口数	F	25,068,154,808口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,302.77円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	6,007.55円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	3,029,116,509	6,834,355,817
合計	3,029,116,509	6,834,355,817

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	9,553,049,199円	16,244,025,134円
期中追加設定元本額	8,936,163,624円	10,555,114,730円
期中一部解約元本額	2,245,187,689円	1,730,985,056円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド	24,672,764,685	40,058,700,742	
合計		24,672,764,685	40,058,700,742	

（注）券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・AMCAPファンドF】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	47,681,267	26,808,923
親投資信託受益証券	3,110,409,111	4,524,950,414
未収入金	-	1,000,000
未収利息	143	257
流動資産合計	3,158,090,521	4,552,759,594
資産合計	3,158,090,521	4,552,759,594
負債の部		
流動負債		
未払解約金	31,230,376	3,289,843
未払受託者報酬	288,902	442,748
未払委託者報酬	7,728,037	11,843,457
その他未払費用	656,529	854,031
流動負債合計	39,903,844	16,430,079
負債合計	39,903,844	16,430,079
純資産の部		
元本等		
元本	2,189,321,450	2,745,204,593
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	928,865,227	1,791,124,922
元本等合計	3,118,186,677	4,536,329,515
純資産合計	3,118,186,677	4,536,329,515
負債純資産合計	3,158,090,521	4,552,759,594

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	5,582	46,978
有価証券売買等損益	582,522,018	635,541,303
営業収益合計	582,527,600	635,588,281
営業費用		
支払利息	3,652	-
受託者報酬	472,384	800,684
委託者報酬	12,636,064	21,418,122
その他費用	1,073,470	1,686,846
営業費用合計	14,185,570	23,905,652
営業利益又は営業損失（ ）	568,342,030	611,682,629
経常利益又は経常損失（ ）	568,342,030	611,682,629
当期純利益又は当期純損失（ ）	568,342,030	611,682,629
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	62,971,248	3,511,031
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	74,977,641	928,865,227
剰余金増加額又は欠損金減少額	395,172,368	364,185,794
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	395,172,368	364,185,794
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,655,564	110,097,697
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,655,564	110,097,697
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	928,865,227	1,791,124,922

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,189,321,450口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,745,204,593口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4243円 (1万口当たり純資産額) (14,243円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6525円 (1万口当たり純資産額) (16,525円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期
自 2023年11月21日
至 2024年11月20日

第3期
自 2024年11月21日
至 2025年11月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,607円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	505,364,431円
収益調整金額	C	395,986,647円
分配準備積立金額	D	27,512,542円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	928,865,227円
当ファンドの期末残存口数	F	2,189,321,450口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	4,242.68円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	81,552円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	608,090,046円
収益調整金額	C	702,760,652円
分配準備積立金額	D	480,192,672円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,791,124,922円
当ファンドの期末残存口数	F	2,745,204,593口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	6,524.53円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	537,950,593	642,422,924
合計	537,950,593	642,422,924

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	1,144,878,689円	2,189,321,450円
期中追加設定元本額	1,380,569,837円	816,396,434円
期中一部解約元本額	336,127,076円	260,513,291円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・AMCAPマザーファンド	2,691,340,281	4,524,950,414	
合計		2,691,340,281	4,524,950,414	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	116,102,272	159,639,432
親投資信託受益証券	24,840,915,370	30,794,007,132
未収利息	349	1,530
流動資産合計	24,957,017,991	30,953,648,094
資産合計	24,957,017,991	30,953,648,094
負債の部		
流動負債		
未払解約金	13,129,888	40,170,152
未払受託者報酬	2,504,551	3,215,717
未払委託者報酬	66,996,621	86,020,365
その他未払費用	703,320	851,935
流動負債合計	83,334,380	130,258,169
負債合計	83,334,380	130,258,169
純資産の部		
元本等		
元本	21,692,707,771	24,483,523,827
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,180,975,840	6,339,866,098
元本等合計	24,873,683,611	30,823,389,925
純資産合計	24,873,683,611	30,823,389,925
負債純資産合計	24,957,017,991	30,953,648,094

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	42,392	327,359
有価証券売買等損益	2,397,981,651	2,773,091,762
営業収益合計	2,398,024,043	2,773,419,121
営業費用		
支払利息	28,695	-
受託者報酬	4,268,814	6,050,835
委託者報酬	114,190,611	161,859,862
その他費用	1,480,642	1,690,146
営業費用合計	119,968,762	169,600,843
営業利益又は営業損失（　）	2,278,055,281	2,603,818,278
経常利益又は経常損失（　）	2,278,055,281	2,603,818,278
当期純利益又は当期純損失（　）	2,278,055,281	2,603,818,278
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（　）	125,745,584	87,873,981
期首剰余金又は期首欠損金（　）	121,703,384	3,180,975,840
剰余金増加額又は欠損金減少額	952,799,127	1,012,376,644
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	952,799,127	1,012,376,644
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,836,368	369,430,683
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	45,836,368	369,430,683
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（　）	3,180,975,840	6,339,866,098

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 21,692,707,771口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 24,483,523,827口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1466円 (1万口当たり純資産額) (11,466円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2589円 (1万口当たり純資産額) (12,589円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日			第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,479円	費用控除後の配当等収益額	A	503,148円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	2,152,268,598円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	2,515,441,149円
収益調整金額	C	1,008,521,952円	収益調整金額	C	1,872,567,860円
分配準備積立金額	D	20,164,811円	分配準備積立金額	D	1,951,353,941円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,180,975,840円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,339,866,098円
当ファンドの期末残存口数	F	21,692,707,771口	当ファンドの期末残存口数	F	24,483,523,827口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,466.36円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,589.41円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,374,806,450	2,771,205,111
合計	2,374,806,450	2,771,205,111

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	13,853,260,335円	21,692,707,771円
期中追加設定元本額	9,619,445,971円	5,280,720,464円
期中一部解約元本額	1,779,998,535円	2,489,904,408円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）	24,226,266,330	30,794,007,132	
合計		24,226,266,330	30,794,007,132	

（注）券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	75,253,412	92,359,190
親投資信託受益証券	13,697,887,292	16,399,048,409
未収利息	226	885
流動資産合計	13,773,140,930	16,491,408,484
資産合計	13,773,140,930	16,491,408,484
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,823,328	18,180,830
未払受託者報酬	1,395,908	1,719,867
未払委託者報酬	37,340,412	46,006,196
その他未払費用	703,320	807,401
流動負債合計	52,262,968	66,714,294
負債合計	52,262,968	66,714,294
純資産の部		
元本等		
元本	12,475,594,943	13,534,732,111
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,245,283,019	2,889,962,079
元本等合計	13,720,877,962	16,424,694,190
純資産合計	13,720,877,962	16,424,694,190
負債純資産合計	13,773,140,930	16,491,408,484

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	25,341	211,032
有価証券売買等損益	1,079,832,253	1,551,161,117
営業収益合計	1,079,857,594	1,551,372,149
営業費用		
支払利息	17,065	-
受託者報酬	2,413,974	3,293,101
委託者報酬	64,573,497	88,090,141
その他費用	1,480,642	1,645,612
営業費用合計	68,485,178	93,028,854
営業利益又は営業損失（ ）	1,011,372,416	1,458,343,295
経常利益又は経常損失（ ）	1,011,372,416	1,458,343,295
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,011,372,416	1,458,343,295
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	85,778,493	119,341,901
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	44,610,287	1,245,283,019
剰余金増加額又は欠損金減少額	373,397,767	539,511,068
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	373,397,767	539,511,068
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,098,384	233,833,402
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,098,384	233,833,402
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,245,283,019	2,889,962,079

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 12,475,594,943口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 13,534,732,111口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0998円 (1万口当たり純資産額) (10,998円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2135円 (1万口当たり純資産額) (12,135円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日			第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	13,699円	費用控除後の配当等収益額	A	323,233円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	896,090,860円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	1,338,678,161円
収益調整金額	C	349,221,067円	収益調整金額	C	799,795,321円
分配準備積立金額	D	- 円	分配準備積立金額	D	751,165,364円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,245,325,626円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,889,962,079円
当ファンドの期末残存口数	F	12,475,594,943口	当ファンドの期末残存口数	F	13,534,732,111口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	998.20円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,135.18円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,077,946,037	1,508,634,143
合計	1,077,946,037	1,508,634,143

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	8,484,747,840円	12,475,594,943円
期中追加設定元本額	5,598,199,799円	3,340,402,327円
期中一部解約元本額	1,607,352,696円	2,281,265,159円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド （米ドル売り円買い）	13,311,996,436	16,399,048,409	
合計		13,311,996,436	16,399,048,409	

（注）券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	90,600,777	128,982,943
親投資信託受益証券	26,783,279,975	31,386,586,806
未収利息	273	1,236
流動資産合計	26,873,881,025	31,515,570,985
資産合計	26,873,881,025	31,515,570,985
負債の部		
流動負債		
未払解約金	17,604,786	38,362,424
未払受託者報酬	2,758,869	3,333,530
未払委託者報酬	42,762,461	51,669,509
その他未払費用	734,788	866,359
流動負債合計	63,860,904	94,231,822
負債合計	63,860,904	94,231,822
純資産の部		
元本等		
元本	25,977,042,798	30,023,878,443
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	832,977,323	1,397,460,720
元本等合計	26,810,020,121	31,421,339,163
純資産合計	26,810,020,121	31,421,339,163
負債純資産合計	26,873,881,025	31,515,570,985

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	37,441	272,100
有価証券売買等損益	650,607,869	523,306,831
営業収益合計	650,645,310	523,578,931
営業費用		
支払利息	27,077	-
受託者報酬	4,793,778	6,365,498
委託者報酬	74,303,526	98,664,963
その他費用	1,543,232	1,735,702
営業費用合計	80,667,613	106,766,163
営業利益又は営業損失（ ）	569,977,697	416,812,768
経常利益又は経常損失（ ）	569,977,697	416,812,768
当期純利益又は当期純損失（ ）	569,977,697	416,812,768
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	48,199,321	4,100,063
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	238,637	832,977,323
剰余金増加額又は欠損金減少額	323,063,649	221,597,785
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	323,063,649	221,597,785
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,626,065	69,827,093
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,626,065	69,827,093
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	832,977,323	1,397,460,720

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 25,977,042,798口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 30,023,878,443口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0321円 (1万口当たり純資産額) (10,321円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0465円 (1万口当たり純資産額) (10,465円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日		
分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,616円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	493,600,895円
収益調整金額	C	339,547,962円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	833,165,473円
当ファンドの期末残存口数	F	25,977,042,798口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	320.72円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日		
分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	394,823円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	412,317,882円
収益調整金額	C	528,294,327円
分配準備積立金額	D	456,453,688円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,397,460,720円
当ファンドの期末残存口数	F	30,023,878,443口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	465.41円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	656,616,518	560,999,139
合計	656,616,518	560,999,139

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	16,891,500,182円	25,977,042,798円
期中追加設定元本額	11,053,502,945円	6,240,004,399円
期中一部解約元本額	1,967,960,329円	2,193,168,754円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）	29,710,892,471	31,386,586,806	
合計		29,710,892,471	31,386,586,806	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	127,079,172	132,917,677
親投資信託受益証券	29,109,005,895	32,088,786,773
未収利息	382	1,274
流動資産合計	29,236,085,449	32,221,705,724
資産合計	29,236,085,449	32,221,705,724
負債の部		
流動負債		
未払解約金	30,161,195	25,771,082
未払受託者報酬	2,964,205	3,485,627
未払委託者報酬	58,542,967	68,841,067
その他未払費用	734,788	866,359
流動負債合計	92,403,155	98,964,135
負債合計	92,403,155	98,964,135
純資産の部		
元本等		
元本	29,293,002,016	31,531,631,442
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	149,319,722	591,110,147
元本等合計	29,143,682,294	32,122,741,589
純資産合計	29,143,682,294	32,122,741,589
負債純資産合計	29,236,085,449	32,221,705,724

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	45,012	322,182
有価証券売買等損益	59,663,133	859,780,878
営業収益合計	59,708,145	860,103,060
営業費用		
支払利息	26,843	-
受託者報酬	4,881,511	6,741,976
委託者報酬	96,409,652	133,153,841
その他費用	1,543,232	1,735,702
営業費用合計	102,861,238	141,631,519
営業利益又は営業損失（ ）	43,153,093	718,471,541
経常利益又は経常損失（ ）	43,153,093	718,471,541
当期純利益又は当期純損失（ ）	43,153,093	718,471,541
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	40,982,360	42,407,630
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	86,811,445	149,319,722
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,627,176	64,365,958
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,447,509	17,792,931
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,179,667	46,573,027
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	149,319,722	591,110,147

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 29,293,002,016口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 31,531,631,442口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 149,319,722円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 - 円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9949円 (1万口当たり純資産額) (9,949円)	3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0187円 (1万口当たり純資産額) (10,187円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日			第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円	費用控除後の配当等収益額	A	443,243円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	592,333,276円
収益調整金額	C	- 円	収益調整金額	C	- 円
分配準備積立金額	D	- 円	分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	- 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	592,776,519円
当ファンドの期末残存口数	F	29,293,002,016口	当ファンドの期末残存口数	F	31,531,631,442口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	- 円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	187.99円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカウンターリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項の 補足説明	金融商品の時価の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異な る前提条件等によった場合、当該価額が 異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として すべて時価で評価しているため、貸借対 照表計上額と時価との差額はありませ ん。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する 注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭 債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該帳簿 価額を時価としております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭 債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	66,894,750	875,096,082
合計	66,894,750	875,096,082

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	16,488,603,595円	29,293,002,016円
期中追加設定元本額	15,738,638,890円	5,831,479,555円
期中一部解約元本額	2,934,240,469円	3,592,850,129円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益 証券	キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボ ンド・マザーファンド（米ドル売り円買い）	31,163,238,587	32,088,786,773	
合計		31,163,238,587	32,088,786,773	

(注) 券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	326	403
親投資信託受益証券	121,499	135,794
流動資産合計	121,825	136,197
資産合計	121,825	136,197
負債の部		
流動負債		
未払委託者報酬	288	372
流動負債合計	288	372
負債合計	288	372
純資産の部		
元本等		
元本	100,000	100,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	21,537	35,825
元本等合計	121,537	135,825
純資産合計	121,537	135,825
負債純資産合計	121,825	136,197

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	20,173	14,991
営業収益合計	20,173	14,991
営業費用		
受託者報酬	-	1
委託者報酬	531	701
その他費用	-	1
営業費用合計	531	703
営業利益又は営業損失（ ）	19,642	14,288
経常利益又は経常損失（ ）	19,642	14,288
当期純利益又は当期純損失（ ）	19,642	14,288
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,895	21,537
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	21,537	35,825

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 100,000口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 100,000口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2154円 (1万口当たり純資産額) (12,154円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3583円 (1万口当たり純資産額) (13,583円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期
自 2023年11月21日
至 2024年11月20日

第3期
自 2024年11月21日
至 2025年11月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	19,637円
収益調整金額	C	- 円
分配準備積立金額	D	1,898円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	21,537円
当ファンドの期末残存口数	F	100,000口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,153.70円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	11円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	14,277円
収益調整金額	C	- 円
分配準備積立金額	D	21,537円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	35,825円
当ファンドの期末残存口数	F	100,000口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,582.50円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカウンターリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	20,094	14,936
合計	20,094	14,936

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	100,000円	100,000円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	キャピタル世界株式マザーファンド(限定為替ヘッジ)	65,687	135,794	
合計		65,687	135,794	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	253	403
親投資信託受益証券	114,092	126,614
流動資産合計	114,345	127,017
資産合計	114,345	127,017
負債の部		
流動負債		
未払委託者報酬	242	357
流動負債合計	242	357
負債合計	242	357
純資産の部		
元本等		
元本	100,000	100,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,103	26,660
元本等合計	114,103	126,660
純資産合計	114,103	126,660
負債純資産合計	114,345	127,017

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	14,433	13,159
営業収益合計	14,433	13,159
営業費用		
委託者報酬	483	601
その他費用	-	1
営業費用合計	483	602
営業利益又は営業損失 ()	13,950	12,557
経常利益又は経常損失 ()	13,950	12,557
当期純利益又は当期純損失 ()	13,950	12,557
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金 ()	153	14,103
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	14,103	26,660

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 100,000口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 100,000口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1410円 (1万口当たり純資産額) (11,410円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2666円 (1万口当たり純資産額) (12,666円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日																																																												
分配金の計算過程	分配金の計算過程																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>- 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>13,950円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>- 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>153円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>14,103円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>100,000口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>1,410.30円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>- 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	13,950円	収益調整金額	C	- 円	分配準備積立金額	D	153円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,103円	当ファンドの期末残存口数	F	100,000口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,410.30円	1万口当たり分配金額	H	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>- 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>12,557円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>- 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>14,103円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>26,660円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>100,000口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,666.00円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>- 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	- 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	12,557円	収益調整金額	C	- 円	分配準備積立金額	D	14,103円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,660円	当ファンドの期末残存口数	F	100,000口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,666.00円	1万口当たり分配金額	H	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	- 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	13,950円																																																											
収益調整金額	C	- 円																																																											
分配準備積立金額	D	153円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,103円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	100,000口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,410.30円																																																											
1万口当たり分配金額	H	- 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	- 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	12,557円																																																											
収益調整金額	C	- 円																																																											
分配準備積立金額	D	14,103円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,660円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	100,000口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,666.00円																																																											
1万口当たり分配金額	H	- 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円																																																											

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありま せん。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	14,379	13,108
合計	14,379	13,108

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	100,000円	100,000円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式
該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）	98,933	126,614	
合計		98,933	126,614	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	53,257,668	66,211,938
親投資信託受益証券	9,842,927,700	13,075,864,184
未収利息	160	634
流動資産合計	9,896,185,528	13,142,076,756
資産合計	9,896,185,528	13,142,076,756
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,569,642	12,058,811
未払受託者報酬	999,533	1,288,235
未払委託者報酬	31,485,447	40,579,379
その他未払費用	618,942	851,935
流動負債合計	40,673,564	54,778,360
負債合計	40,673,564	54,778,360
純資産の部		
元本等		
元本	8,496,402,962	9,582,906,859
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,359,109,002	3,504,391,537
元本等合計	9,855,511,964	13,087,298,396
純資産合計	9,855,511,964	13,087,298,396
負債純資産合計	9,896,185,528	13,142,076,756

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	18,459	140,804
有価証券売買等損益	888,523,881	2,003,936,484
営業収益合計	888,542,340	2,004,077,288
営業費用		
支払利息	6,664	-
受託者報酬	1,540,047	2,399,920
委託者報酬	48,511,803	75,597,337
その他費用	1,117,685	1,690,146
営業費用合計	51,176,199	79,687,403
営業利益又は営業損失（ ）	837,366,141	1,924,389,885
経常利益又は経常損失（ ）	837,366,141	1,924,389,885
当期純利益又は当期純損失（ ）	837,366,141	1,924,389,885
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	88,882,316	32,535,975
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,820	1,359,109,002
剰余金増加額又は欠損金減少額	673,295,032	405,296,941
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	673,295,032	405,296,941
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,673,675	151,868,316
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,673,675	151,868,316
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,359,109,002	3,504,391,537

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 8,496,402,962口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 9,582,906,859口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1600円 (1万口当たり純資産額) (11,600円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3657円 (1万口当たり純資産額) (13,657円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日			第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	349,046,828円	費用控除後の配当等収益額	A	561,516,254円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	399,436,997円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	1,330,337,656円
収益調整金額	C	610,621,869円	収益調整金額	C	938,018,090円
分配準備積立金額	D	3,308円	分配準備積立金額	D	674,519,537円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,359,109,002円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,504,391,537円
当ファンドの期末残存口数	F	8,496,402,962口	当ファンドの期末残存口数	F	9,582,906,859口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,599.60円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,656.89円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	837,927,937	2,001,718,406
合計	837,927,937	2,001,718,406

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	100,000円	8,496,402,962円
期中追加設定元本額	9,582,263,357円	2,033,358,975円
期中一部解約元本額	1,085,960,395円	946,855,078円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）	5,115,552,672	13,075,864,184	
合計		5,115,552,672	13,075,864,184	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	110,643,434	151,116,739
親投資信託受益証券	23,394,958,489	29,673,048,825
未収利息	333	1,449
流動資産合計	23,505,602,256	29,824,167,013
資産合計	23,505,602,256	29,824,167,013
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,668,505	32,846,553
未払受託者報酬	2,375,278	3,013,549
未払委託者報酬	63,538,510	80,612,347
その他未払費用	589,465	899,380
流動負債合計	83,171,758	117,371,829
負債合計	83,171,758	117,371,829
純資産の部		
元本等		
元本	18,740,628,082	21,504,628,646
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,681,802,416	8,202,166,538
元本等合計	23,422,430,498	29,706,795,184
純資産合計	23,422,430,498	29,706,795,184
負債純資産合計	23,505,602,256	29,824,167,013

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	39,057	301,096
有価証券売買等損益	2,957,853,978	2,918,090,336
営業収益合計	2,957,893,035	2,918,391,432
営業費用		
支払利息	14,375	-
受託者報酬	3,674,811	5,653,075
委託者報酬	98,301,008	151,219,598
その他費用	1,306,335	1,790,262
営業費用合計	103,296,529	158,662,935
営業利益又は営業損失（ ）	2,854,596,506	2,759,728,497
経常利益又は経常損失（ ）	2,854,596,506	2,759,728,497
当期純利益又は当期純損失（ ）	2,854,596,506	2,759,728,497
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	329,946,187	39,726,878
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,590	4,681,802,416
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,413,312,615	1,254,908,863
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,413,312,615	1,254,908,863
剰余金減少額又は欠損金増加額	256,165,108	454,546,360
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	256,165,108	454,546,360
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,681,802,416	8,202,166,538

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 18,740,628,082口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 21,504,628,646口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2498円 (1万口当たり純資産額) (12,498円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3814円 (1万口当たり純資産額) (13,814円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日			第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,132円	費用控除後の配当等収益額	A	464,366円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	2,524,611,187円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	2,719,537,253円
収益調整金額	C	2,157,148,194円	収益調整金額	C	3,174,784,768円
分配準備積立金額	D	3,903円	分配準備積立金額	D	2,307,380,151円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,681,802,416円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,202,166,538円
当ファンドの期末残存口数	F	18,740,628,082口	当ファンドの期末残存口数	F	21,504,628,646口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,498.20円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,814.11円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	2,737,562,369	2,936,143,289
合計	2,737,562,369	2,936,143,289

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	100,000円	18,740,628,082円
期中追加設定元本額	21,437,861,861円	4,580,990,774円
期中一部解約元本額	2,697,333,779円	1,816,990,210円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド	21,198,063,170	29,673,048,825	
合計		21,198,063,170	29,673,048,825	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,833,651	76,118,488
親投資信託受益証券	15,554,879,285	15,125,320,763
未収利息	177	729
流動資産合計	15,613,713,113	15,201,439,980
資産合計	15,613,713,113	15,201,439,980
負債の部		
流動負債		
未払解約金	9,631,821	29,410,817
未払受託者報酬	1,573,682	1,502,347
未払委託者報酬	24,392,012	23,286,412
その他未払費用	665,836	888,450
流動負債合計	36,263,351	55,088,026
負債合計	36,263,351	55,088,026
純資産の部		
元本等		
元本	13,908,208,371	12,525,602,270
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,669,241,391	2,620,749,684
元本等合計	15,577,449,762	15,146,351,954
純資産合計	15,577,449,762	15,146,351,954
負債純資産合計	15,613,713,113	15,201,439,980

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	22,543	203,596
有価証券売買等損益	795,775,866	1,030,441,478
営業収益合計	795,798,409	1,030,645,074
営業費用		
支払利息	9,772	-
受託者報酬	2,401,246	3,255,971
委託者報酬	37,219,364	50,467,596
その他費用	1,317,335	1,784,762
営業費用合計	40,947,717	55,508,329
営業利益又は営業損失（ ）	754,850,692	975,136,745
経常利益又は経常損失（ ）	754,850,692	975,136,745
当期純利益又は当期純損失（ ）	754,850,692	975,136,745
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	41,044,879	134,046,717
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,458	1,669,241,391
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,018,350,607	456,714,607
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,018,350,607	456,714,607
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,918,487	614,389,776
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	62,918,487	614,389,776
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,669,241,391	2,620,749,684

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 13,908,208,371口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 12,525,602,270口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1200円 (1万口当たり純資産額) (11,200円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2092円 (1万口当たり純資産額) (12,092円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期
自 2023年11月21日
至 2024年11月20日

第3期
自 2024年11月21日
至 2025年11月20日

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,491円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	713,783,322円
収益調整金額	C	955,432,420円
分配準備積立金額	D	3,158円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,669,241,391円
当ファンドの期末残存口数	F	13,908,208,371口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,200.16円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	312,916円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	1,108,870,546円
収益調整金額	C	1,033,511,173円
分配準備積立金額	D	478,055,049円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,620,749,684円
当ファンドの期末残存口数	F	12,525,602,270口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,092.29円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	785,317,949	1,168,382,608
合計	785,317,949	1,168,382,608

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	100,000円	13,908,208,371円
期中追加設定元本額	14,957,418,443円	3,812,565,331円
期中一部解約元本額	1,049,310,072円	5,195,171,432円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド	12,392,724,919	15,125,320,763	
合計		12,392,724,919	15,125,320,763	

(注)券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・グローバル中期債ファンドF】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,198,997	4,318,347
親投資信託受益証券	1,234,491,812	1,238,214,736
未収入金	2,000,000	-
未収利息	15	41
流動資産合計	1,241,690,824	1,242,533,124
資産合計	1,241,690,824	1,242,533,124
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,751,874	765,978
未払受託者報酬	139,390	127,839
未払委託者報酬	2,160,482	1,981,432
その他未払費用	316,730	290,478
流動負債合計	5,368,476	3,165,727
負債合計	5,368,476	3,165,727
純資産の部		
元本等		
元本	1,082,663,490	1,010,921,246
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	153,658,858	228,446,151
元本等合計	1,236,322,348	1,239,367,397
純資産合計	1,236,322,348	1,239,367,397
負債純資産合計	1,241,690,824	1,242,533,124

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	1,404	11,061
有価証券売買等損益	122,087,832	90,722,924
営業収益合計	122,089,236	90,733,985
営業費用		
支払利息	798	-
受託者報酬	245,135	255,366
委託者報酬	3,799,475	3,958,046
その他費用	557,006	580,256
営業費用合計	4,602,414	4,793,668
営業利益又は営業損失（ ）	117,486,822	85,940,317
経常利益又は経常損失（ ）	117,486,822	85,940,317
当期純利益又は当期純損失（ ）	117,486,822	85,940,317
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	22,004,399	592,267
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,992	153,658,858
剰余金増加額又は欠損金減少額	78,530,456	18,406,566
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	78,530,456	18,406,566
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,358,013	30,151,857
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,358,013	30,151,857
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	153,658,858	228,446,151

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,082,663,490口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,010,921,246口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1419円 (1万口当たり純資産額) (11,419円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2260円 (1万口当たり純資産額) (12,260円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日																																																												
分配金の計算過程	分配金の計算過程																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>946円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>95,481,477円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>58,173,544円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>2,891円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>153,658,858円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,082,663,490口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>1,419.23円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>- 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	946円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	95,481,477円	収益調整金額	C	58,173,544円	分配準備積立金額	D	2,891円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	153,658,858円	当ファンドの期末残存口数	F	1,082,663,490口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,419.23円	1万口当たり分配金額	H	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>18,916円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td><td>B</td><td>86,513,668円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>64,412,230円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>77,501,337円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>228,446,151円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,010,921,246口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>2,259.75円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>- 円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>- 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	18,916円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	86,513,668円	収益調整金額	C	64,412,230円	分配準備積立金額	D	77,501,337円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	228,446,151円	当ファンドの期末残存口数	F	1,010,921,246口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,259.75円	1万口当たり分配金額	H	- 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	946円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	95,481,477円																																																											
収益調整金額	C	58,173,544円																																																											
分配準備積立金額	D	2,891円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	153,658,858円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,082,663,490口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,419.23円																																																											
1万口当たり分配金額	H	- 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	18,916円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	86,513,668円																																																											
収益調整金額	C	64,412,230円																																																											
分配準備積立金額	D	77,501,337円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	228,446,151円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,010,921,246口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,259.75円																																																											
1万口当たり分配金額	H	- 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	- 円																																																											

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	102,937,061	91,389,656
合計	102,937,061	91,389,656

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	100,000円	1,082,663,490円
期中追加設定元本額	1,477,720,107円	142,440,183円
期中一部解約元本額	395,156,617円	214,182,427円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・グローバル中期債マザーファンド	1,000,982,002	1,238,214,736	
合計		1,000,982,002	1,238,214,736	

（注）券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	99,684,703	136,614,704
親投資信託受益証券	20,359,655,516	26,022,578,218
未収利息	300	1,310
流動資産合計	20,459,340,519	26,159,194,232
資産合計	20,459,340,519	26,159,194,232
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,692,313	36,556,373
未払受託者報酬	2,049,751	2,588,866
未払委託者報酬	54,830,880	69,252,109
その他未払費用	611,524	887,274
流動負債合計	74,184,468	109,284,622
負債合計	74,184,468	109,284,622
純資産の部		
元本等		
元本	17,098,961,431	19,714,765,140
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,286,194,620	6,335,144,470
元本等合計	20,385,156,051	26,049,909,610
純資産合計	20,385,156,051	26,049,909,610
負債純資産合計	20,459,340,519	26,159,194,232

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
営業収益		
受取利息	35,616	267,362
有価証券売買等損益	1,969,551,202	2,682,922,702
営業収益合計	1,969,586,818	2,683,190,064
営業費用		
支払利息	14,170	-
受託者報酬	3,170,237	4,863,280
委託者報酬	84,803,850	130,092,598
その他費用	1,271,003	1,787,930
営業費用合計	89,259,260	136,743,808
営業利益又は営業損失（ ）	1,880,327,558	2,546,446,256
経常利益又は経常損失（ ）	1,880,327,558	2,546,446,256
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,880,327,558	2,546,446,256
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	141,728,604	12,010,717
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,363	3,286,194,620
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,697,107,517	843,099,704
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,697,107,517	843,099,704
剰余金減少額又は欠損金増加額	149,516,214	328,585,393
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	149,516,214	328,585,393
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,286,194,620	6,335,144,470

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 17,098,961,431口	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 19,714,765,140口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1922円 (1万口当たり純資産額) (11,922円)	2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3213円 (1万口当たり純資産額) (13,213円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日			第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,410円	費用控除後の配当等収益額	A	575,852円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	1,738,568,541円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	2,533,859,687円
収益調整金額	C	1,547,591,833円	収益調整金額	C	2,216,719,864円
分配準備積立金額	D	3,836円	分配準備積立金額	D	1,583,989,067円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,286,194,620円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,335,144,470円
当ファンドの期末残存口数	F	17,098,961,431口	当ファンドの期末残存口数	F	19,714,765,140口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	1,921.84円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,213.37円
1万口当たり分配金額	H	- 円	1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	- 円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4)附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 2024年11月20日現在	第3期 2025年11月20日現在
	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,897,589,660	2,699,217,299
合計	1,897,589,660	2,699,217,299

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第2期 自 2023年11月21日 至 2024年11月20日	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
期首元本額	100,000円	17,098,961,431円
期中追加設定元本額	19,013,250,647円	4,339,804,505円
期中一部解約元本額	1,914,389,216円	1,724,000,796円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）	17,748,314,158	26,022,578,218	
合計		17,748,314,158	26,022,578,218	

（注）券面総額の数値は受益証券の口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

開示対象ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における各マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・ニューワールド・ファンドF」は、「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）	
2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	33,682,951
投資信託受益証券	8,936,470
投資証券	38,228,355,314
未収入金	40,000,000
未収利息	322
流動資産合計	38,310,975,057
資産合計	38,310,975,057
負債の部	
流動負債	
未払解約金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	13,268,392,020
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	25,032,583,037
元本等合計	38,300,975,057
純資産合計	38,300,975,057
負債純資産合計	38,310,975,057

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	13,268,392,020口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)
	2.8866円 (28,866円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
----	--------------------------------

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	19,611
投資証券	2,307,562,746
合計	2,307,582,357

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	12,844,344,239円
同計算期間の追加設定元本額	1,595,290,116円
同計算期間の一部解約元本額	1,171,242,335円
計算日の元本額	13,268,392,020円
元本額の内訳	
キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）	6,862,051,525円
キャピタル・ニューワールド・ファンドF	6,406,340,495円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	8,526,353.00	8,936,470	
投資信託受益証券 合計		8,526,353.00	8,936,470	
投資証券	キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスC）	10,422,125.222	38,228,355,314	
投資証券 合計		10,422,125.222	38,228,355,314	
合 計		18,948,478.222	38,237,291,784	

(注) 券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

「キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF」は、「キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	723,880
コール・ローン	32,725,222
投資信託受益証券	9,949
投資証券	14,751,552,634
未収入金	20,000,000
未収利息	313
流動資産合計	14,805,011,998
資産合計	14,805,011,998
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	7,750,966,439
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	7,044,045,559
元本等合計	14,795,011,998
純資産合計	14,795,011,998
負債純資産合計	14,805,011,998

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法 投資信託受益証券

	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	7,750,966,439口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.9088円 (1万口当たり純資産額) (19,088円)

（金融商品に関する注記）**1. 金融商品の状況に関する事項**

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）**売買目的有価証券**

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	17
投資証券	2,194,523,213
合計	2,194,523,230

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	6,224,220,801円
同計算期間の追加設定元本額	1,812,331,190円
同計算期間の一部解約元本額	285,585,552円
計算日の元本額	7,750,966,439円
元本額の内訳	
キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF	7,750,966,439円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	9,493.00	9,949	
投資信託受益証券 合計		9,493.00	9,949	
投資証券	キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX）（クラスC）	4,274,573.351	14,751,552,634	
投資証券 合計		4,274,573.351	14,751,552,634	
合計		4,284,066.351	14,751,562,583	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド

「キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」は、「キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	61,236,068
投資信託受益証券	1,000
投資証券	39,986,514,509
未収入金	10,000,000
未収利息	587
流動資産合計	40,057,752,164
資産合計	40,057,752,164
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	24,672,764,685
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	15,384,987,479

元本等合計	40,057,752,164
純資産合計	40,057,752,164
負債純資産合計	40,057,752,164

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	24,672,764,685口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.6236円 (1万口当たり純資産額) (16,236円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	6,813,248,578
合計	6,813,248,581

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	16,094,424,606円
同計算期間の追加設定元本額	8,953,229,119円
同計算期間の一部解約元本額	374,889,040円
計算日の元本額	24,672,764,685円
元本額の内訳 キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF	24,672,764,685円

附属明細表

第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）（クラスC）	12,738,615.645	39,986,514,509	
投資証券 合計		12,738,615.645	39,986,514,509	
合計		12,739,570.645	39,986,515,509	

（注）券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・AMCAPマザーファンド

「キャピタル・AMCAPファンドF」は、「キャピタル・AMCAPマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,650,209
投資信託受益証券	1,000
投資証券	4,507,324,782
未収入金	12,000,000
未収利息	63
流動資産合計	4,525,976,054

資産合計	4,525,976,054
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,000,000
流動負債合計	1,000,000
負債合計	1,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	2,691,340,281
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,833,635,773
元本等合計	4,524,976,054
純資産合計	4,524,976,054
負債純資産合計	4,525,976,054

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	2,691,340,281口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.6813円 (1万口当たり純資産額) (16,813円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	636,533,381
合計	636,533,384

（注）「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	2,161,206,998円
同計算期間の追加設定元本額	632,071,174円
同計算期間の一部解約元本額	101,937,891円
計算日の元本額	2,691,340,281円
元本額の内訳	
キャピタル・AMCAPファンドF	2,691,340,281円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）（クラスC）	1,041,193.066	4,507,324,782	
投資証券 合計		1,041,193.066	4,507,324,782	
合計		1,042,148.066	4,507,325,782	

（注）券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	74,979,659
投資信託受益証券	1,000
投資証券	30,748,738,820
未収利息	718
流動資産合計	30,823,720,197
資産合計	30,823,720,197
負債の部	
流動負債	
未払金	30,000,000
流動負債合計	30,000,000
負債合計	30,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	24,226,266,330
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	6,567,453,867
元本等合計	30,793,720,197
純資産合計	30,793,720,197
負債純資産合計	30,823,720,197

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	24,226,266,330口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2711円 (1万口当たり純資産額) (12,711円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	2,746,774,692
合計	2,746,774,695

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	21,593,285,266円
同計算期間の追加設定元本額	3,504,253,900円
同計算期間の一部解約元本額	871,272,836円
計算日の元本額	24,226,266,330円
元本額の内訳	
キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）	24,226,266,330円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	17,929,293.773	30,748,738,820	
投資証券 合計		17,929,293.773	30,748,738,820	
合計		17,930,248.773	30,748,739,820	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

(単位：円)	
2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	33,952,874
投資信託受益証券	1,000
投資証券	16,641,094,950
未収利息	325
流動資産合計	16,675,049,149
資産合計	16,675,049,149
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	13,527,644,892
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,137,404,257
元本等合計	16,665,049,149
純資産合計	16,665,049,149
負債純資産合計	16,675,049,149

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	13,527,644,892口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2319円 (1万口当たり純資産額) (12,319円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	1,493,141,801
合計	1,493,141,804

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	12,348,226,172円
同計算期間の追加設定元本額	2,240,984,489円
同計算期間の一部解約元本額	1,061,565,769円
計算日の元本額	13,527,644,892円
元本額の内訳	
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）	13,311,996,436円
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンド（米ドル売り円買い）	215,648,456円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（L U X）（クラスCh-JPY）	7,898,004.248	16,641,094,950	
投資証券 合計		7,898,004.248	16,641,094,950	
合 計		7,898,959.248	16,641,095,950	

(注) 券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	77,209,605
投資信託受益証券	1,000
投資証券	31,338,506,368
未収利息	740
流動資産合計	31,415,717,713
資産合計	31,415,717,713
負債の部	
流動負債	
未払金	30,000,000
流動負債合計	30,000,000
負債合計	30,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	29,710,892,471
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,674,825,242
元本等合計	31,385,717,713
純資産合計	31,385,717,713
負債純資産合計	31,415,717,713

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	29,710,892,471口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0564円 (10,564円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	526,132,589
合計	526,132,592

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	25,805,260,599円
同計算期間の追加設定元本額	4,195,602,332円
同計算期間の一部解約元本額	289,970,460円

計算日の元本額	29,710,892,471円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）	29,710,892,471円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	24,970,921.409	31,338,506,368	
投資証券 合計		24,970,921.409	31,338,506,368	
合 計		24,971,876.409	31,338,507,368	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	892,933
コール・ローン	54,883,702
投資信託受益証券	1,000
投資証券	32,043,382,915
未収利息	526
流動資産合計	32,099,161,076
資産合計	32,099,161,076
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	31,163,238,587
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	925,922,489
元本等合計	32,089,161,076
純資産合計	32,089,161,076

負債純資産合計	32,099,161,076
---------	----------------

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	31,163,238,587口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0297円 (10,297円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	844,773,957
合計	844,773,960

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	29,082,831,347円
同計算期間の追加設定元本額	3,200,919,291円
同計算期間の一部解約元本額	1,120,512,051円
計算日の元本額	31,163,238,587円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）	31,163,238,587円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	24,936,484.759	32,043,382,915	
投資証券 合計		24,936,484.759	32,043,382,915	
合計		24,937,439.759	32,043,383,915	

（注）券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	70,376,325
投資信託受益証券	599,397
投資証券	50,126,492,230
未収利息	674
流動資産合計	50,197,468,626
資産合計	50,197,468,626
負債の部	

流動負債	
未払金	20,000,000
流動負債合計	20,000,000
負債合計	20,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	24,272,483,799
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	25,904,984,827
元本等合計	50,177,468,626
純資産合計	50,177,468,626
負債純資産合計	50,197,468,626

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	24,272,483,799口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.0673円 (1万口当たり純資産額) (20,673円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,372
投資証券	992,773,608
合計	992,774,980

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	28,455,719,016円
同計算期間の追加設定元本額	1,185,487,874円
同計算期間の一部解約元本額	5,368,723,091円
計算日の元本額	24,272,483,799円
元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンドN F（限定為替ヘッジ）	14,824,295,260円
キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）	9,448,122,852円
キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）	65,687円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	571,890.00	599,397	
投資信託受益証券 合計		571,890.00	599,397	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・ニューパース ベクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	15,625,465.159	50,126,492,230	
投資証券 合計		15,625,465.159	50,126,492,230	
合計		16,197,355.159	50,127,091,627	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	186
投資信託受益証券	1,000
投資証券	125,432
流動資産合計	126,618
資産合計	126,618
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	98,933
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	27,685
元本等合計	126,618
純資産合計	126,618
負債純資産合計	126,618

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	98,933口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2798円 (1万口当たり純資産額) (12,798円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
----	---------------

1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	13,109
合計	13,112

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	99,444円
同計算期間の追加設定元本額	- 円
同計算期間の一部解約元本額	511円
計算日の元本額	98,933円
元本額の内訳	
キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）	98,933円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロワーズ（LUX）（クラスCh-JPY）	29.458	125,432	
投資証券 合計		29.458	125,432	
合計		984.458	126,432	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF」は、「キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

(単位：円)	
2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	20,931,543
投資信託受益証券	834,027
投資証券	14,558,189,624
未収利息	200
流動資産合計	14,579,955,394
資産合計	14,579,955,394
負債の部	
流動負債	
未払金	9,000,000
流動負債合計	9,000,000
負債合計	9,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	5,700,390,592
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	8,870,564,802
元本等合計	14,570,955,394
純資産合計	14,570,955,394
負債純資産合計	14,579,955,394

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	5,700,390,592口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.5561円 (1万口当たり純資産額) (25,561円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,353
投資証券	1,758,140,391
合計	1,758,141,744

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間及び特定期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間及び特定期間の期首元本額	5,248,644,173円
同計算期間及び特定期間の追加設定元本額	683,659,500円
同計算期間及び特定期間の一部解約元本額	231,913,081円
計算日の元本額	5,700,390,592円
元本額の内訳	
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）	485,666,683円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）	99,171,237円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF	5,115,552,672円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
-----	-----	------	--------	----

投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	795,752.00	834,027	
投資信託受益証券 合計		795,752.00	834,027	
投資証券	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）	9,718,417.64	14,558,189,624	
投資証券 合計		9,718,417.64	14,558,189,624	
合計		10,514,169.64	14,559,023,651	

（注）券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド

「キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF」は、「キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	63,405,180
投資信託受益証券	1,000
投資証券	29,630,632,332
未収利息	607
流動資産合計	29,694,039,119
資産合計	29,694,039,119
負債の部	
流動負債	
未払金	20,000,000
流動負債合計	20,000,000
負債合計	20,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	21,198,063,170
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	8,475,975,949
元本等合計	29,674,039,119
純資産合計	29,674,039,119
負債純資産合計	29,694,039,119

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	21,198,063,170口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3998円 (1万口当たり純資産額) (13,998円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	2,911,160,152
合計	2,911,160,155

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	18,588,080,796円
同計算期間の追加設定元本額	2,961,158,848円
同計算期間の一部解約元本額	351,176,474円

計算日の元本額	21,198,063,170円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF	21,198,063,170円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスC）	6,580,198.164	29,630,632,332	
投資証券 合計		6,580,198.164	29,630,632,332	
合 計		6,581,153.164	29,630,633,332	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド

「キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF」は、「キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	41,925,663
投資信託受益証券	1,000
投資証券	15,103,290,733
未収利息	402
流動資産合計	15,145,217,798
資産合計	15,145,217,798
負債の部	
流動負債	
未払金	20,000,000
流動負債合計	20,000,000
負債合計	20,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	12,392,724,919
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,732,492,879
元本等合計	15,125,217,798
純資産合計	15,125,217,798
負債純資産合計	15,145,217,798

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	12,392,724,919口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2205円 (1万口当たり純資産額) (12,205円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	1,161,828,964
合計	1,161,828,967

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	13,814,280,005円
同計算期間の追加設定元本額	2,775,828,182円
同計算期間の一部解約元本額	4,197,383,268円
計算日の元本額	12,392,724,919円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF	12,392,724,919円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）	3,825,554.897	15,103,290,733	
投資証券 合計		3,825,554.897	15,103,290,733	
合計		3,826,509.897	15,103,291,733	

（注）券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル中期債マザーファンド

「キャピタル・グローバル中期債ファンドF」は、「キャピタル・グローバル中期債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,709,452
投資信託受益証券	1,000
投資証券	1,236,470,763
未収利息	16
流動資産合計	1,238,181,231
資産合計	1,238,181,231
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-

純資産の部	
元本等	
元本	1,000,982,002
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	237,199,229
元本等合計	1,238,181,231
純資産合計	1,238,181,231
負債純資産合計	1,238,181,231

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	1,000,982,002口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2370円 (1万口当たり純資産額) (12,370円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3

投資証券	90,613,291
合計	90,613,294

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	1,075,622,386円
同計算期間の追加設定元本額	109,277,767円
同計算期間の一部解約元本額	183,918,151円
計算日の元本額	1,000,982,002円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル中期債ファンドF	1,000,982,002円

附属明細表

第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・インターミ ディエイト・ボンド・ファンド（LUX）（クラス C）	633,437.891	1,236,470,763	
投資証券 合計		633,437.891	1,236,470,763	
合計		634,392.891	1,236,471,763	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF」は、「キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在

資産の部
流動資産

コール・ローン	62,700,944
投資信託受益証券	5,003
投資証券	42,864,299,305
未収利息	601
流動資産合計	42,927,005,853
資産合計	42,927,005,853
負債の部	
流動負債	
未払金	30,000,000
流動負債合計	30,000,000
負債合計	30,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	29,258,063,557
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	13,638,942,296
元本等合計	42,897,005,853
純資産合計	42,897,005,853
負債純資産合計	42,927,005,853

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	29,258,063,557口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.4662円 (1万口当たり純資産額) (14,662円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

(2)投資証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	28
投資証券	4,791,260,480
合計	4,791,260,508

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	17,579,895,611円
同計算期間の追加設定元本額	12,056,648,434円
同計算期間の一部解約元本額	378,480,488円
計算日の元本額	29,258,063,557円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドBコース（成長型／為替ヘッジなし）	11,509,749,399円
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF	17,748,314,158円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	4,774.00	5,003	
投資信託受益証券 合計		4,774.00	5,003	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）（クラスC）	3,744,588.041	42,864,299,305	
投資証券 合計		3,744,588.041	42,864,299,305	
合計		3,749,362.041	42,864,304,308	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

監査意見の対象外となる実質投資対象ファンドの全銘柄に関する情報は、キャピタル・インターナショナル株

式会社のホームページに掲載しています。当該情報は、次の閲覧方法でご覧いただけます。

< 閲覧方法 >

キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）にアクセス

→ 「ファンド一覧」等からファンドの名称を選択

→ 「（参考）実質投資先ファンドの全銘柄に関する情報」を選択

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・ニューワールド・ファンドF」は、「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	33,682,951
投資信託受益証券	8,936,470
投資証券	38,228,355,314
未収入金	40,000,000
未収利息	322
流動資産合計	38,310,975,057
資産合計	38,310,975,057
負債の部	
流動負債	
未払解約金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	13,268,392,020
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	25,032,583,037
元本等合計	38,300,975,057
純資産合計	38,300,975,057
負債純資産合計	38,310,975,057

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	13,268,392,020口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.8866円 (1万口当たり純資産額) (28,866円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	19,611
投資証券	2,307,562,746
合計	2,307,582,357

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	12,844,344,239円
同計算期間の追加設定元本額	1,595,290,116円
同計算期間の一部解約元本額	1,171,242,335円
計算日の元本額	13,268,392,020円
元本額の内訳	
キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）	6,862,051,525円
キャピタル・ニューワールド・ファンドF	6,406,340,495円

附属明細表

第1 有価証券明細表 株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	8,526,353.00	8,936,470	
投資信託受益証券 合計		8,526,353.00	8,936,470	
投資証券	キャピタル・グループ・ニューワールド・ファンド（LUX）（クラスC）	10,422,125.222	38,228,355,314	
投資証券 合計		10,422,125.222	38,228,355,314	
合 計		18,948,478.222	38,237,291,784	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

「キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF」は、「キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	723,880
コール・ローン	32,725,222
投資信託受益証券	9,949
投資証券	14,751,552,634
未収入金	20,000,000
未収利息	313
流動資産合計	14,805,011,998
資産合計	14,805,011,998
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	7,750,966,439
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	7,044,045,559
元本等合計	14,795,011,998
純資産合計	14,795,011,998
負債純資産合計	14,805,011,998

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	7,750,966,439口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.9088円 (1万口当たり純資産額) (19,088円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	17
投資証券	2,194,523,213
合計	2,194,523,230

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	6,224,220,801円
同計算期間の追加設定元本額	1,812,331,190円
同計算期間の一部解約元本額	285,585,552円
計算日の元本額	7,750,966,439円
元本額の内訳	
キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF	7,750,966,439円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	9,493.00	9,949	
投資信託受益証券 合計		9,493.00	9,949	
投資証券	キャピタル・グループ・ニューエコノミー・ファンド（LUX）（クラスC）	4,274,573.351	14,751,552,634	
投資証券 合計		4,274,573.351	14,751,552,634	
合計		4,284,066.351	14,751,562,583	

（注）券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド

「キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」は、「キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	61,236,068
投資信託受益証券	1,000
投資証券	39,986,514,509
未収入金	10,000,000
未収利息	587
流動資産合計	40,057,752,164
資産合計	40,057,752,164
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	

2025年11月20日現在

元本等	
元本	24,672,764,685
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	15,384,987,479
元本等合計	40,057,752,164
純資産合計	40,057,752,164
負債純資産合計	40,057,752,164

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	24,672,764,685口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.6236円 (1万口当たり純資産額) (16,236円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3

投資証券	6,813,248,578
合計	6,813,248,581

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	16,094,424,606円
同計算期間の追加設定元本額	8,953,229,119円
同計算期間の一部解約元本額	374,889,040円
計算日の元本額	24,672,764,685円
元本額の内訳	
キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF	24,672,764,685円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・ワールド・グロース・アンド・インカム（LUX）（クラスC）	12,738,615.645	39,986,514,509	
投資証券 合計		12,738,615.645	39,986,514,509	
合計		12,739,570.645	39,986,515,509	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・AMCAPマザーファンド

「キャピタル・AMCAPファンドF」は、「キャピタル・AMCAPマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在

資産の部
流動資産

2025年11月20日現在

コール・ローン	6,650,209
投資信託受益証券	1,000
投資証券	4,507,324,782
未収入金	12,000,000
未収利息	63
流動資産合計	4,525,976,054
資産合計	4,525,976,054
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,000,000
流動負債合計	1,000,000
負債合計	1,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	2,691,340,281
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,833,635,773
元本等合計	4,524,976,054
純資産合計	4,524,976,054
負債純資産合計	4,525,976,054

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	2,691,340,281口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.6813円 (1万口当たり純資産額) (16,813円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券

項目	2025年11月20日現在
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(2)投資証券	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	636,533,381
合計	636,533,384

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	2,161,206,998円
同計算期間の追加設定元本額	632,071,174円
同計算期間の一部解約元本額	101,937,891円
計算日の元本額	2,691,340,281円
元本額の内訳	
キャピタル・AMCAPファンドF	2,691,340,281円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・AMCAPファンド（LUX）（クラスC）	1,041,193.066	4,507,324,782	
投資証券 合計		1,041,193.066	4,507,324,782	
合計		1,042,148.066	4,507,325,782	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

(単位：円)	
2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	74,979,659
投資信託受益証券	1,000
投資証券	30,748,738,820
未収利息	718
流動資産合計	30,823,720,197
資産合計	30,823,720,197
負債の部	
流動負債	
未払金	30,000,000
流動負債合計	30,000,000
負債合計	30,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	24,226,266,330
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	6,567,453,867
元本等合計	30,793,720,197
純資産合計	30,793,720,197
負債純資産合計	30,823,720,197

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	24,226,266,330口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2711円 (1万口当たり純資産額) (12,711円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	2,746,774,692
合計	2,746,774,695

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	21,593,285,266円
同計算期間の追加設定元本額	3,504,253,900円
同計算期間の一部解約元本額	871,272,836円
計算日の元本額	24,226,266,330円
元本額の内訳	
キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）	24,226,266,330円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
-----	-----	------	--------	----

投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・アメリカン・バランス・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	17,929,293.773	30,748,738,820	
投資証券 合計		17,929,293.773	30,748,738,820	
合計		17,930,248.773	30,748,739,820	

(注) 券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	33,952,874
投資信託受益証券	1,000
投資証券	16,641,094,950
未収利息	325
流動資産合計	16,675,049,149
資産合計	16,675,049,149
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	13,527,644,892
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,137,404,257
元本等合計	16,665,049,149
純資産合計	16,665,049,149
負債純資産合計	16,675,049,149

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	13,527,644,892口

項目	2025年11月20日現在
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1,2319円 (1万口当たり純資産額) (12,319円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	1,493,141,801
合計	1,493,141,804

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	12,348,226,172円
同計算期間の追加設定元本額	2,240,984,489円
同計算期間の一部解約元本額	1,061,565,769円

項目	2025年11月20日現在
計算日の元本額	13,527,644,892円
元本額の内訳	
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）	13,311,996,436円
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンド（米ドル売り円買い）	215,648,456円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・キャピタル・インカム・ビルダー（L U X）（クラスCh-JPY）	7,898,004.248	16,641,094,950	
投資証券 合計		7,898,004.248	16,641,094,950	
合計		7,898,959.248	16,641,095,950	

（注）券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	77,209,605
投資信託受益証券	1,000
投資証券	31,338,506,368
未収利息	740
流動資産合計	31,415,717,713
資産合計	31,415,717,713
負債の部	
流動負債	
未払金	30,000,000
流動負債合計	30,000,000
負債合計	30,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	29,710,892,471
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,674,825,242
元本等合計	31,385,717,713

2025年11月20日現在

純資産合計	31,385,717,713
負債純資産合計	31,415,717,713

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	29,710,892,471口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0564円 (1万口当たり純資産額) (10,564円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	526,132,589
合計	526,132,592

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	25,805,260,599円
同計算期間の追加設定元本額	4,195,602,332円
同計算期間の一部解約元本額	289,970,460円
計算日の元本額	29,710,892,471円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）	29,710,892,471円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	24,970,921.409	31,338,506,368	
投資証券 合計		24,970,921.409	31,338,506,368	
合 計		24,971,876.409	31,338,507,368	

（注）券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	892,933
コール・ローン	54,883,702
投資信託受益証券	1,000
投資証券	32,043,382,915

2025年11月20日現在

未収利息	526
流動資産合計	32,099,161,076
資産合計	32,099,161,076
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	31,163,238,587
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	925,922,489
元本等合計	32,089,161,076
純資産合計	32,089,161,076
負債純資産合計	32,099,161,076

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	31,163,238,587口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0297円 (1万口当たり純資産額) (10,297円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

項目	2025年11月20日現在
	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	844,773,957
合計	844,773,960

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	29,082,831,347円
同計算期間の追加設定元本額	3,200,919,291円
同計算期間の一部解約元本額	1,120,512,051円
計算日の元本額	31,163,238,587円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）	31,163,238,587円

附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	24,936,484.759	32,043,382,915	
投資証券 合計		24,936,484.759	32,043,382,915	
合計		24,937,439.759	32,043,383,915	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	70,376,325
投資信託受益証券	599,397
投資証券	50,126,492,230
未収利息	674
流動資産合計	50,197,468,626
資産合計	50,197,468,626
負債の部	
流動負債	
未払金	20,000,000
流動負債合計	20,000,000
負債合計	20,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	24,272,483,799
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	25,904,984,827
元本等合計	50,177,468,626
純資産合計	50,177,468,626
負債純資産合計	50,197,468,626

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	24,272,483,799口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.0673円 (1万口当たり純資産額) (20,673円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,372
投資証券	992,773,608
合計	992,774,980

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	28,455,719,016円
同計算期間の追加設定元本額	1,185,487,874円
同計算期間の一部解約元本額	5,368,723,091円
計算日の元本額	24,272,483,799円
元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンドN F（限定為替ヘッジ）	14,824,295,260円
キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）	9,448,122,852円
キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）	65,687円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	571,890.00	599,397	
投資信託受益証券 合計		571,890.00	599,397	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・ニューパース ペクティブ・ファンド（LUX）（クラスCh-JPY）	15,625,465.159	50,126,492,230	
投資証券 合計		15,625,465.159	50,126,492,230	
合 計		16,197,355.159	50,127,091,627	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	186
投資信託受益証券	1,000
投資証券	125,432
流動資産合計	126,618
資産合計	126,618
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	98,933
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	27,685
元本等合計	126,618
純資産合計	126,618
負債純資産合計	126,618

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	98,933口

項目	2025年11月20日現在
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1,2798円 (1万口当たり純資産額) (12,798円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	13,109
合計	13,112

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	99,444円
同計算期間の追加設定元本額	- 円
同計算期間の一部解約元本額	511円

項目	2025年11月20日現在
計算日の元本額	98,933円
元本額の内訳	
キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）	98,933円

附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・ワールド・ディビデンド・グロウーズ（LUX）（クラスCh-JPY）	29.458	125,432	
投資証券 合計		29.458	125,432	
合計		984.458	126,432	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF」は、「キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	20,931,543
投資信託受益証券	834,027
投資証券	14,558,189,624
未収利息	200
流動資産合計	14,579,955,394
資産合計	14,579,955,394
負債の部	
流動負債	
未払金	9,000,000
流動負債合計	9,000,000
負債合計	9,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	5,700,390,592
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	8,870,564,802
元本等合計	14,570,955,394
純資産合計	14,570,955,394

2025年11月20日現在

負債純資産合計

14,579,955,394

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	5,700,390,592口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.5561円 (1万口当たり純資産額) (25,561円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,353
投資証券	1,758,140,391
合計	1,758,141,744

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間及び特定期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間及び特定期間の期首元本額	5,248,644,173円
同計算期間及び特定期間の追加設定元本額	683,659,500円
同計算期間及び特定期間の一部解約元本額	231,913,081円
計算日の元本額	5,700,390,592円
元本額の内訳	
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）	485,666,683円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）	99,171,237円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF	5,115,552,672円

附属明細表

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	795,752.00	834,027	
投資信託受益証券 合計		795,752.00	834,027	
投資証券	キャピタル・グループ・エマージング・マーケット・トータル・オポチュニティーズ（LUX）（クラスCdm）	9,718,417.64	14,558,189,624	
投資証券 合計		9,718,417.64	14,558,189,624	
合計		10,514,169.64	14,559,023,651	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド

「キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF」は、「キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

(単位：円)	
2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	63,405,180

2025年11月20日現在

投資信託受益証券	1,000
投資証券	29,630,632,332
未収利息	607
流動資産合計	29,694,039,119
資産合計	29,694,039,119
負債の部	
流動負債	
未払金	20,000,000
流動負債合計	20,000,000
負債合計	20,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	21,198,063,170
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	8,475,975,949
元本等合計	29,674,039,119
純資産合計	29,674,039,119
負債純資産合計	29,694,039,119

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	21,198,063,170口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3998円 (1万口当たり純資産額) (13,998円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券

項目	2025年11月20日現在
	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	2,911,160,152
合計	2,911,160,155

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	18,588,080,796円
同計算期間の追加設定元本額	2,961,158,848円
同計算期間の一部解約元本額	351,176,474円
計算日の元本額	21,198,063,170円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF	21,198,063,170円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・アロケーション・ファンド（LUX）（クラスC）	6,580,198.164	29,630,632,332	
投資証券 合計		6,580,198.164	29,630,632,332	
合計		6,581,153.164	29,630,633,332	

(注)券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド

「キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF」は、「キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

(単位：円)

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	41,925,663
投資信託受益証券	1,000
投資証券	15,103,290,733
未収利息	402
流動資産合計	15,145,217,798
資産合計	15,145,217,798
負債の部	
流動負債	
未払金	20,000,000
流動負債合計	20,000,000
負債合計	20,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	12,392,724,919
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,732,492,879
元本等合計	15,125,217,798
純資産合計	15,125,217,798
負債純資産合計	15,145,217,798

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	12,392,724,919口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2205円 (1万口当たり純資産額) (12,205円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	1,161,828,964
合計	1,161,828,967

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	13,814,280,005円
同計算期間の追加設定元本額	2,775,828,182円
同計算期間の一部解約元本額	4,197,383,268円
計算日の元本額	12,392,724,919円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF	12,392,724,919円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
-----	-----	------	--------	----

投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）	3,825,554.897	15,103,290,733	
投資証券 合計		3,825,554.897	15,103,290,733	
合計		3,826,509.897	15,103,291,733	

(注) 券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル中期債マザーファンド

「キャピタル・グローバル中期債ファンドF」は、「キャピタル・グローバル中期債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,709,452
投資信託受益証券	1,000
投資証券	1,236,470,763
未収利息	16
流動資産合計	1,238,181,231
資産合計	1,238,181,231
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	1,000,982,002
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	237,199,229
元本等合計	1,238,181,231
純資産合計	1,238,181,231
負債純資産合計	1,238,181,231

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	1,000,982,002口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2370円

項目	2025年11月20日現在
	(1万口当たり純資産額) (12,370円)

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3．金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3
投資証券	90,613,291
合計	90,613,294

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	1,075,622,386円
同計算期間の追加設定元本額	109,277,767円
同計算期間の一部解約元本額	183,918,151円
計算日の元本額	1,000,982,002円

項目	2025年11月20日現在
元本額の内訳 キャピタル・グローバル中期債ファンドF	1,000,982,002円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	955.00	1,000	
投資信託受益証券 合計		955.00	1,000	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・インターミディエイト・ボンド・ファンド（LUX）（クラスC）	633,437.891	1,236,470,763	
投資証券 合計		633,437.891	1,236,470,763	
合計		634,392.891	1,236,471,763	

(注) 券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF」は、「キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2025年11月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	62,700,944
投資信託受益証券	5,003
投資証券	42,864,299,305
未収利息	601
流動資産合計	42,927,005,853
資産合計	42,927,005,853
負債の部	
流動負債	
未払金	30,000,000
流動負債合計	30,000,000
負債合計	30,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	29,258,063,557
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	13,638,942,296
元本等合計	42,897,005,853
純資産合計	42,897,005,853

2025年11月20日現在

負債純資産合計

42,927,005,853

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年11月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	29,258,063,557口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.4662円 (1万口当たり純資産額) (14,662円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年11月21日 至 2025年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対して投資を行います。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。なお、当ファンドが実質保有する金融商品の種類から、当ファンドは、組入証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク、及びカントリーリスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社において次の独立した組織によりリスク管理に取り組んでおります。 投資委員会は、運用内容が投資目的に則しているかを確認します。 法務コンプライアンス部は、運用状況についてファンドの基本方針及び運用計画等に基づくモニタリングを行い、管理徹底を図っております。 オペレーション部は、発注の適正な執行及び決済を図り、管理徹底に努めております。 なお、問題が生じた場合には、関係部署等が速やかに協議を行ない訂正処理等の必要な措置を講じます。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年11月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	28
投資証券	4,791,260,480
合計	4,791,260,508

(注)「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当親投資信託の期首から計算日までの期間の評価差額を記載しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2025年11月20日現在
同計算期間の期首元本額	17,579,895,611円
同計算期間の追加設定元本額	12,056,648,434円
同計算期間の一部解約元本額	378,480,488円
計算日の元本額	29,258,063,557円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドBコース（成長型／為替ヘッジなし）	11,509,749,399円
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF	17,748,314,158円

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）	4,774.00	5,003	
投資信託受益証券 合計		4,774.00	5,003	
投資証券	キャピタル・グループ・グローバル・ハイ・インカム・オポチュニティーズ（LUX）（クラスC）	3,744,588.041	42,864,299,305	
投資証券 合計		3,744,588.041	42,864,299,305	
合計		3,749,362.041	42,864,304,308	

（注）券面総額の数値は口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

監査意見の対象外となる実質投資対象ファンドの全銘柄に関する情報は、キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページに掲載しています。当該情報は、次の閲覧方法でご覧いただけます。

< 閲覧方法 >

キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）にアクセス

→ 「ファンド一覧」等からファンドの名称を選択

→ 「（参考）実質投資先ファンドの全銘柄に関する情報」を選択

【中間財務諸表】

キャピタル・ニューワールド・ファンドF
キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF
キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF
キャピタル・AMCAPファンドF
キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）
キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）
キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）
キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）
キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF
キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF
キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF
キャピタル・グローバル中期債ファンドF
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

- （１） 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２） 「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）」は、2026年2月24日付で「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」へ名称変更いたしました。
- （３） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【キャピタル・ニューワールド・ファンドF】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	141,524,575	145,926,087
親投資信託受益証券	18,492,542,472	34,245,438,807
未収利息	1,357	2,398
流動資産合計	18,634,068,404	34,391,367,292
資産合計	18,634,068,404	34,391,367,292
負債の部		
流動負債		
未払解約金	31,080,382	20,727,460
未払受託者報酬	1,778,666	2,340,063
未払委託者報酬	56,027,857	73,711,886
その他未払費用	845,901	671,872
流動負債合計	89,732,806	97,451,281
負債合計	89,732,806	97,451,281
純資産の部		
元本等		
元本	12,298,576,156	19,753,720,780
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,245,759,442	14,540,195,231
元本等合計	18,544,335,598	34,293,916,011
純資産合計	18,544,335,598	34,293,916,011
負債純資産合計	18,634,068,404	34,391,367,292

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	80,496	617,503
有価証券売買等損益	302,948,333	2,702,896,335
営業収益合計	303,028,829	2,703,513,838
営業費用		
受託者報酬	1,383,743	2,340,063
委託者報酬	43,588,019	73,711,886
その他費用	838,211	671,872
営業費用合計	45,809,973	76,723,821
営業利益又は営業損失（　）	257,218,856	2,626,790,017
経常利益又は経常損失（　）	257,218,856	2,626,790,017
中間純利益又は中間純損失（　）	257,218,856	2,626,790,017
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（　）	14,604,956	860,932,800
期首剰余金又は期首欠損金（　）	2,110,369,403	6,245,759,442
剰余金増加額又は欠損金減少額	390,625,982	8,363,930,836
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	390,625,982	8,363,930,836
剰余金減少額又は欠損金増加額	94,061,760	1,835,352,264
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	94,061,760	1,835,352,264
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	2,678,757,437	14,540,195,231

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 12,298,576,156口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 19,753,720,780口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5078円 (1万口当たり純資産額) (15,078円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7361円 (1万口当たり純資産額) (17,361円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	9,728,003,350円	12,298,576,156円
期中追加設定元本額	3,739,009,317円	10,966,807,972円
期中一部解約元本額	1,168,436,511円	3,511,663,348円

【キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	104,274,778	108,657,371
親投資信託受益証券	14,795,044,738	30,586,584,810
未収利息	999	1,786
流動資産合計	14,899,320,515	30,695,243,967
資産合計	14,899,320,515	30,695,243,967
負債の部		
流動負債		
未払解約金	30,610,722	11,646,878
未払受託者報酬	1,390,185	1,859,756
未払委託者報酬	37,187,406	49,748,454
その他未払費用	850,264	677,121
流動負債合計	70,038,577	63,932,209
負債合計	70,038,577	63,932,209
純資産の部		
元本等		
元本	8,134,715,478	13,998,785,483
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,694,566,460	16,632,526,275
元本等合計	14,829,281,938	30,631,311,758
純資産合計	14,829,281,938	30,631,311,758
負債純資産合計	14,899,320,515	30,695,243,967

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	56,559	194,140
有価証券売買等損益	267,042,658	2,931,540,072
営業収益合計	266,986,099	2,931,734,212
営業費用		
受託者報酬	1,068,416	1,859,756
委託者報酬	28,580,156	49,748,454
その他費用	836,582	677,121
営業費用合計	30,485,154	52,285,331
営業利益又は営業損失（　）	297,471,253	2,879,448,881
経常利益又は経常損失（　）	297,471,253	2,879,448,881
中間純利益又は中間純損失（　）	297,471,253	2,879,448,881
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（　）	14,210,401	37,245,492
期首剰余金又は期首欠損金（　）	2,870,954,982	6,694,566,460
剰余金増加額又は欠損金減少額	504,474,320	7,362,127,954
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	504,474,320	7,362,127,954
剰余金減少額又は欠損金増加額	125,213,221	266,371,528
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	125,213,221	266,371,528
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	2,966,955,229	16,632,526,275

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 8,134,715,478口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 13,998,785,483口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8230円 (1万口当たり純資産額) (18,230円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.1881円 (1万口当たり純資産額) (21,881円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	6,417,819,977円	8,134,715,478円
期中追加設定元本額	2,471,508,715円	6,184,290,493円
期中一部解約元本額	754,613,214円	320,220,488円

【キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	227,462,954	213,165,004
親投資信託受益証券	40,058,700,742	51,558,417,798
未収利息	2,181	3,504
流動資産合計	40,286,165,877	51,771,586,306
資産合計	40,286,165,877	51,771,586,306
負債の部		
流動負債		
未払解約金	48,229,471	24,234,849
未払受託者報酬	3,928,624	4,868,860
未払委託者報酬	105,090,525	130,241,771
その他未払費用	850,264	708,434
流動負債合計	158,098,884	160,053,914
負債合計	158,098,884	160,053,914
純資産の部		
元本等		
元本	25,068,154,808	27,612,117,128
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	15,059,912,185	23,999,415,264
元本等合計	40,128,066,993	51,611,532,392
純資産合計	40,128,066,993	51,611,532,392
負債純資産合計	40,286,165,877	51,771,586,306

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	126,698	531,292
有価証券売買等損益	110,217,256	7,059,717,056
営業収益合計	110,343,954	7,060,248,348
営業費用		
受託者報酬	2,499,314	4,868,860
委託者報酬	66,856,597	130,241,771
その他費用	836,582	708,434
営業費用合計	70,192,493	135,819,065
営業利益又は営業損失（ ）	40,151,461	6,924,429,283
経常利益又は経常損失（ ）	40,151,461	6,924,429,283
中間純利益又は中間純損失（ ）	40,151,461	6,924,429,283
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	15,467,950	846,134,614
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	5,365,066,779	15,059,912,185
剰余金増加額又は欠損金減少額	846,612,835	5,038,503,617
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	846,612,835	5,038,503,617
剰余金減少額又は欠損金増加額	190,500,791	2,177,295,207
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	190,500,791	2,177,295,207
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,076,798,234	23,999,415,264

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 25,068,154,808口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 27,612,117,128口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6008円 (1万口当たり純資産額) (16,008円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8692円 (1万口当たり純資産額) (18,692円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	16,244,025,134円	25,068,154,808円
期中追加設定元本額	10,555,114,730円	6,112,338,101円
期中一部解約元本額	1,730,985,056円	3,568,375,781円

【キャピタル・AMCAPファンドF】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	26,808,923	28,248,505
親投資信託受益証券	4,524,950,414	5,398,154,380
未収入金	1,000,000	-
未収利息	257	464
流動資産合計	4,552,759,594	5,426,403,349
資産合計	4,552,759,594	5,426,403,349
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,289,843	-
未払受託者報酬	442,748	535,384
未払委託者報酬	11,843,457	14,321,515
その他未払費用	854,031	703,004
流動負債合計	16,430,079	15,559,903
負債合計	16,430,079	15,559,903
純資産の部		
元本等		
元本	2,745,204,593	3,063,322,662
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,791,124,922	2,347,520,784
元本等合計	4,536,329,515	5,410,843,446
純資産合計	4,536,329,515	5,410,843,446
負債純資産合計	4,552,759,594	5,426,403,349

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	19,728	58,536
有価証券売買等損益	109,993,047	353,203,966
営業収益合計	109,973,319	353,262,502
営業費用		
受託者報酬	357,936	535,384
委託者報酬	9,574,665	14,321,515
その他費用	832,815	703,004
営業費用合計	10,765,416	15,559,903
営業利益又は営業損失（　）	120,738,735	337,702,599
経常利益又は経常損失（　）	120,738,735	337,702,599
中間純利益又は中間純損失（　）	120,738,735	337,702,599
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（　）	6,875,770	7,073,457
期首剰余金又は期首欠損金（　）	928,865,227	1,791,124,922
剰余金増加額又は欠損金減少額	168,935,791	325,854,188
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	168,935,791	325,854,188
剰余金減少額又は欠損金増加額	47,680,453	100,087,468
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,680,453	100,087,468
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	936,257,600	2,347,520,784

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 2,745,204,593口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 3,063,322,662口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6525円 (1万口当たり純資産額) (16,525円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7663円 (1万口当たり純資産額) (17,663円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	2,189,321,450円	2,745,204,593円
期中追加設定元本額	816,396,434円	470,837,112円
期中一部解約元本額	260,513,291円	152,719,043円

【キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	159,639,432	157,388,797
親投資信託受益証券	30,794,007,132	34,474,265,832
未収利息	1,530	2,587
流動資産合計	30,953,648,094	34,631,657,216
資産合計	30,953,648,094	34,631,657,216
負債の部		
流動負債		
未払解約金	40,170,152	25,842,204
未払受託者報酬	3,215,717	3,625,038
未払委託者報酬	86,020,365	96,969,739
その他未払費用	851,935	741,195
流動負債合計	130,258,169	127,178,176
負債合計	130,258,169	127,178,176
純資産の部		
元本等		
元本	24,483,523,827	25,519,358,707
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,339,866,098	8,985,120,333
元本等合計	30,823,389,925	34,504,479,040
純資産合計	30,823,389,925	34,504,479,040
負債純資産合計	30,953,648,094	34,631,657,216

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	133,343	371,821
有価証券売買等損益	366,577,412	2,470,258,700
営業収益合計	366,710,755	2,470,630,521
営業費用		
受託者報酬	2,835,118	3,625,038
委託者報酬	75,839,497	96,969,739
その他費用	838,211	741,195
営業費用合計	79,512,826	101,335,972
営業利益又は営業損失（ ）	287,197,929	2,369,294,549
経常利益又は経常損失（ ）	287,197,929	2,369,294,549
中間純利益又は中間純損失（ ）	287,197,929	2,369,294,549
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	4,132,453	135,488,936
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,180,975,840	6,339,866,098
剰余金増加額又は欠損金減少額	382,861,943	909,542,057
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	382,861,943	909,542,057
剰余金減少額又は欠損金増加額	122,735,704	498,093,435
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	122,735,704	498,093,435
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,732,432,461	8,985,120,333

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 24,483,523,827口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 25,519,358,707口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2589円 (1万口当たり純資産額) (12,589円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3521円 (1万口当たり純資産額) (13,521円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	21,692,707,771円	24,483,523,827円
期中追加設定元本額	5,280,720,464円	2,932,645,051円
期中一部解約元本額	2,489,904,408円	1,896,810,171円

【キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	92,359,190	92,311,120
親投資信託受益証券	16,399,048,409	18,316,295,075
未収利息	885	1,517
流動資産合計	16,491,408,484	18,408,607,712
資産合計	16,491,408,484	18,408,607,712
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,180,830	24,594,153
未払受託者報酬	1,719,867	1,926,198
未払委託者報酬	46,006,196	51,525,832
その他未払費用	807,401	733,050
流動負債合計	66,714,294	78,779,233
負債合計	66,714,294	78,779,233
純資産の部		
元本等		
元本	13,534,732,111	14,053,823,712
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,889,962,079	4,276,004,767
元本等合計	16,424,694,190	18,329,828,479
純資産合計	16,424,694,190	18,329,828,479
負債純資産合計	16,491,408,484	18,408,607,712

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	87,710	207,094
有価証券売買等損益	770,064,451	1,297,246,666
営業収益合計	770,152,161	1,297,453,760
営業費用		
受託者報酬	1,573,234	1,926,198
委託者報酬	42,083,945	51,525,832
その他費用	838,211	733,050
営業費用合計	44,495,390	54,185,080
営業利益又は営業損失（　）	725,656,771	1,243,268,680
経常利益又は経常損失（　）	725,656,771	1,243,268,680
中間純利益又は中間純損失（　）	725,656,771	1,243,268,680
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（　）	6,736,442	53,390,859
期首剰余金又は期首欠損金（　）	1,245,283,019	2,889,962,079
剰余金増加額又は欠損金減少額	179,155,074	391,268,440
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	179,155,074	391,268,440
剰余金減少額又は欠損金増加額	76,422,345	195,103,573
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	76,422,345	195,103,573
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	2,066,936,077	4,276,004,767

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 13,534,732,111口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 14,053,823,712口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2135円 (1万口当たり純資産額) (12,135円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3043円 (1万口当たり純資産額) (13,043円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	12,475,594,943円	13,534,732,111円
期中追加設定元本額	3,340,402,327円	1,419,252,199円
期中一部解約元本額	2,281,265,159円	900,160,598円

【キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	128,982,943	114,177,402
親投資信託受益証券	31,386,586,806	36,684,111,705
未収利息	1,236	1,876
流動資産合計	31,515,570,985	36,798,290,983
資産合計	31,515,570,985	36,798,290,983
負債の部		
流動負債		
未払解約金	38,362,424	24,076,943
未払受託者報酬	3,333,530	3,577,559
未払委託者報酬	51,669,509	55,452,055
その他未払費用	866,359	736,308
流動負債合計	94,231,822	83,842,865
負債合計	94,231,822	83,842,865
純資産の部		
元本等		
元本	30,023,878,443	35,626,796,141
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,397,460,720	1,087,651,977
元本等合計	31,421,339,163	36,714,448,118
純資産合計	31,421,339,163	36,714,448,118
負債純資産合計	31,515,570,985	36,798,290,983

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	112,264	294,446
有価証券売買等損益	229,197,775	482,475,101
営業収益合計	229,085,511	482,180,655
営業費用		
受託者報酬	3,031,968	3,577,559
委託者報酬	46,995,454	55,452,055
その他費用	869,343	736,308
営業費用合計	50,896,765	59,765,922
営業利益又は営業損失（ ）	279,982,276	541,946,577
経常利益又は経常損失（ ）	279,982,276	541,946,577
中間純利益又は中間純損失（ ）	279,982,276	541,946,577
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	6,386,903	2,219,911
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	832,977,323	1,397,460,720
剰余金増加額又は欠損金減少額	78,708,721	289,234,591
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	78,708,721	289,234,591
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,358,393	59,316,668
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,358,393	59,316,668
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	606,732,278	1,087,651,977

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 30,023,878,443口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 35,626,796,141口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0465円 (1万口当たり純資産額) (10,465円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0305円 (1万口当たり純資産額) (10,305円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	25,977,042,798円	30,023,878,443円
期中追加設定元本額	6,240,004,399円	6,872,795,469円
期中一部解約元本額	2,193,168,754円	1,269,877,771円

【キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	132,917,677	126,127,386
親投資信託受益証券	32,088,786,773	35,623,451,221
未収利息	1,274	2,073
流動資産合計	32,221,705,724	35,749,580,680
資産合計	32,221,705,724	35,749,580,680
負債の部		
流動負債		
未払解約金	25,771,082	29,674,773
未払受託者報酬	3,485,627	3,600,498
未払委託者報酬	68,841,067	71,109,808
その他未払費用	866,359	732,869
流動負債合計	98,964,135	105,117,948
負債合計	98,964,135	105,117,948
純資産の部		
元本等		
元本	31,531,631,442	35,453,442,283
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	591,110,147	191,020,449
元本等合計	32,122,741,589	35,644,462,732
純資産合計	32,122,741,589	35,644,462,732
負債純資産合計	32,221,705,724	35,749,580,680

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	140,768	316,551
有価証券売買等損益	364,879,520	395,335,552
営業収益合計	365,020,288	395,019,001
営業費用		
受託者報酬	3,256,349	3,600,498
委託者報酬	64,312,774	71,109,808
その他費用	869,343	732,869
営業費用合計	68,438,466	75,443,175
営業利益又は営業損失（ ）	296,581,822	470,462,176
経常利益又は経常損失（ ）	296,581,822	470,462,176
中間純利益又は中間純損失（ ）	296,581,822	470,462,176
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	6,596,359	1,742,442
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	149,319,722	591,110,147
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,958,133	106,508,424
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,958,133	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	106,508,424
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,393,451	34,393,504
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	34,393,504
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,393,451	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	136,423,141	191,020,449

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 31,531,631,442口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 35,453,442,283口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0187円 (1万口当たり純資産額) (10,187円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0054円 (1万口当たり純資産額) (10,054円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	29,293,002,016円	31,531,631,442円
期中追加設定元本額	5,831,479,555円	5,718,168,501円
期中一部解約元本額	3,592,850,129円	1,796,357,660円

【キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	403	531
親投資信託受益証券	135,794	142,694
流動資産合計	136,197	143,225
資産合計	136,197	143,225
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	-	2
未払委託者報酬	372	378
その他未払費用	-	2
流動負債合計	372	382
負債合計	372	382
純資産の部		
元本等		
元本	100,000	100,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（　）	35,825	42,843
元本等合計	135,825	142,843
純資産合計	135,825	142,843
負債純資産合計	136,197	143,225

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	5,095	7,400
営業収益合計	5,095	7,400
営業費用		
受託者報酬	1	2
委託者報酬	329	378
その他費用	1	2
営業費用合計	331	382
営業利益又は営業損失（　）	4,764	7,018
経常利益又は経常損失（　）	4,764	7,018
中間純利益又は中間純損失（　）	4,764	7,018
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（　）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（　）	21,537	35,825
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	26,301	42,843

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 100,000口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 100,000口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.3583円 (13,583円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.4284円 (14,284円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	100,000円	100,000円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円

【キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	403	396
親投資信託受益証券	126,614	136,491
流動資産合計	127,017	136,887
資産合計	127,017	136,887
負債の部		
流動負債		
未払委託者報酬	357	365
その他未払費用	-	2
流動負債合計	357	367
負債合計	357	367
純資産の部		
元本等		
元本	100,000	100,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（　）	26,660	36,520
元本等合計	126,660	136,520
純資産合計	126,660	136,520
負債純資産合計	127,017	136,887

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	5,327	10,227
営業収益合計	5,327	10,227
営業費用		
委託者報酬	244	365
その他費用	1	2
営業費用合計	245	367
営業利益又は営業損失（ ）	5,082	9,860
経常利益又は経常損失（ ）	5,082	9,860
中間純利益又は中間純損失（ ）	5,082	9,860
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	14,103	26,660
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	19,185	36,520

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 100,000口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 100,000口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2666円 (12,666円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.3652円 (13,652円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	100,000円	100,000円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円

【キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	66,211,938	74,796,077
親投資信託受益証券	13,075,864,184	13,181,136,477
未収利息	634	1,229
流動資産合計	13,142,076,756	13,255,933,783
資産合計	13,142,076,756	13,255,933,783
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,058,811	13,846,431
未払受託者報酬	1,288,235	1,500,325
未払委託者報酬	40,579,379	47,260,249
その他未払費用	851,935	682,551
流動負債合計	54,778,360	63,289,556
負債合計	54,778,360	63,289,556
純資産の部		
元本等		
元本	9,582,906,859	9,190,347,678
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,504,391,537	4,002,296,549
元本等合計	13,087,298,396	13,192,644,227
純資産合計	13,087,298,396	13,192,644,227
負債純資産合計	13,142,076,756	13,255,933,783

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	59,308	175,355
有価証券売買等損益	39,707,308	735,272,293
営業収益合計	39,648,000	735,447,648
営業費用		
受託者報酬	1,111,685	1,500,325
委託者報酬	35,017,958	47,260,249
その他費用	838,211	682,551
営業費用合計	36,967,854	49,443,125
営業利益又は営業損失（　）	76,615,854	686,004,523
経常利益又は経常損失（　）	76,615,854	686,004,523
中間純利益又は中間純損失（　）	76,615,854	686,004,523
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（　）	6,366,615	80,478,394
期首剰余金又は期首欠損金（　）	1,359,109,002	3,504,391,537
剰余金増加額又は欠損金減少額	159,036,081	343,077,375
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	159,036,081	343,077,375
剰余金減少額又は欠損金増加額	69,386,297	450,698,492
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	69,386,297	450,698,492
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	1,378,509,547	4,002,296,549

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 9,582,906,859口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 9,190,347,678口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3657円 (1万口当たり純資産額) (13,657円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4355円 (1万口当たり純資産額) (14,355円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	8,496,402,962円	9,582,906,859円
期中追加設定元本額	2,033,358,975円	830,457,640円
期中一部解約元本額	946,855,078円	1,223,016,821円

【キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	151,116,739	163,835,921
親投資信託受益証券	29,673,048,825	26,481,593,215
未収利息	1,449	2,693
流動資産合計	29,824,167,013	26,645,431,829
資産合計	29,824,167,013	26,645,431,829
負債の部		
流動負債		
未払解約金	32,846,553	46,959,381
未払受託者報酬	3,013,549	3,460,735
未払委託者報酬	80,612,347	92,574,587
その他未払費用	899,380	730,335
流動負債合計	117,371,829	143,725,038
負債合計	117,371,829	143,725,038
純資産の部		
元本等		
元本	21,504,628,646	17,862,974,663
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,202,166,538	8,638,732,128
元本等合計	29,706,795,184	26,501,706,791
純資産合計	29,706,795,184	26,501,706,791
負債純資産合計	29,824,167,013	26,645,431,829

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	127,628	442,431
有価証券売買等損益	389,613,061	2,368,544,390
営業収益合計	389,485,433	2,368,986,821
営業費用		
受託者報酬	2,639,526	3,460,735
委託者報酬	70,607,251	92,574,587
その他費用	890,882	730,335
営業費用合計	74,137,659	96,765,657
営業利益又は営業損失（　）	463,623,092	2,272,221,164
経常利益又は経常損失（　）	463,623,092	2,272,221,164
中間純利益又は中間純損失（　）	463,623,092	2,272,221,164
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（　）	10,380,527	551,439,884
期首剰余金又は期首欠損金（　）	4,681,802,416	8,202,166,538
剰余金増加額又は欠損金減少額	519,616,111	910,638,822
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	519,616,111	910,638,822
剰余金減少額又は欠損金増加額	203,858,873	2,194,854,512
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	203,858,873	2,194,854,512
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	4,544,317,089	8,638,732,128

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 21,504,628,646口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 17,862,974,663口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3814円 (1万口当たり純資産額) (13,814円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4836円 (1万口当たり純資産額) (14,836円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	18,740,628,082円	21,504,628,646円
期中追加設定元本額	4,580,990,774円	2,039,623,160円
期中一部解約元本額	1,816,990,210円	5,681,277,143円

【キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	76,118,488	51,818,846
親投資信託受益証券	15,125,320,763	9,348,611,391
未収入金	-	9,000,000
未収利息	729	851
流動資産合計	15,201,439,980	9,409,431,088
資産合計	15,201,439,980	9,409,431,088
負債の部		
流動負債		
未払解約金	29,410,817	14,208,653
未払受託者報酬	1,502,347	1,722,975
未払委託者報酬	23,286,412	26,706,065
その他未払費用	888,450	735,765
流動負債合計	55,088,026	43,373,458
負債合計	55,088,026	43,373,458
純資産の部		
元本等		
元本	12,525,602,270	7,710,968,234
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	2,620,749,684	1,655,089,396
元本等合計	15,146,351,954	9,366,057,630
純資産合計	15,146,351,954	9,366,057,630
負債純資産合計	15,201,439,980	9,409,431,088

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	72,898	301,624
有価証券売買等損益	491,434,667	132,290,628
営業収益合計	491,361,769	132,592,252
営業費用		
受託者報酬	1,753,624	1,722,975
委託者報酬	27,181,184	26,706,065
その他費用	896,312	735,765
営業費用合計	29,831,120	29,164,805
営業利益又は営業損失（ ）	521,192,889	103,427,447
経常利益又は経常損失（ ）	521,192,889	103,427,447
中間純利益又は中間純損失（ ）	521,192,889	103,427,447
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	10,061,987	77,108,424
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,669,241,391	2,620,749,684
剰余金増加額又は欠損金減少額	177,603,017	493,734,822
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	177,603,017	493,734,822
剰余金減少額又は欠損金増加額	63,844,523	1,485,714,133
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	63,844,523	1,485,714,133
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,271,868,983	1,655,089,396

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 12,525,602,270口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 7,710,968,234口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2092円 (1万口当たり純資産額) (12,092円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2146円 (1万口当たり純資産額) (12,146円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	13,908,208,371円	12,525,602,270円
期中追加設定元本額	3,812,565,331円	2,236,275,723円
期中一部解約元本額	5,195,171,432円	7,050,909,759円

【キャピタル・グローバル中期債ファンドF】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,318,347	3,285,543
親投資信託受益証券	1,238,214,736	1,087,468,453
未収利息	41	54
流動資産合計	1,242,533,124	1,090,754,050
資産合計	1,242,533,124	1,090,754,050
負債の部		
流動負債		
未払解約金	765,978	315,395
未払受託者報酬	127,839	130,107
未払委託者報酬	1,981,432	2,016,465
その他未払費用	290,478	295,624
流動負債合計	3,165,727	2,757,591
負債合計	3,165,727	2,757,591
純資産の部		
元本等		
元本	1,010,921,246	876,360,358
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	228,446,151	211,636,101
元本等合計	1,239,367,397	1,087,996,459
純資産合計	1,239,367,397	1,087,996,459
負債純資産合計	1,242,533,124	1,090,754,050

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	4,905	12,916
有価証券売買等損益	46,291,195	17,253,717
営業収益合計	46,286,290	17,266,633
営業費用		
受託者報酬	127,527	130,107
委託者報酬	1,976,614	2,016,465
その他費用	289,778	295,624
営業費用合計	2,393,919	2,442,196
営業利益又は営業損失（　）	48,680,209	14,824,437
経常利益又は経常損失（　）	48,680,209	14,824,437
中間純利益又は中間純損失（　）	48,680,209	14,824,437
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（　）	1,150,229	1,509,040
期首剰余金又は期首欠損金（　）	153,658,858	228,446,151
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,835,603	10,223,740
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,835,603	10,223,740
剰余金減少額又は欠損金増加額	16,075,938	40,349,187
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	16,075,938	40,349,187
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	93,888,543	211,636,101

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,010,921,246口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 876,360,358口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2260円 (1万口当たり純資産額) (12,260円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2415円 (1万口当たり純資産額) (12,415円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	1,082,663,490円	1,010,921,246円
期中追加設定元本額	142,440,183円	43,966,248円
期中一部解約元本額	214,182,427円	178,527,136円

【キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	136,614,704	130,783,996
親投資信託受益証券	26,022,578,218	33,247,180,976
未収利息	1,310	2,149
流動資産合計	26,159,194,232	33,377,967,121
資産合計	26,159,194,232	33,377,967,121
負債の部		
流動負債		
未払解約金	36,556,373	17,948,198
未払受託者報酬	2,588,866	2,989,294
未払委託者報酬	69,252,109	79,963,584
その他未払費用	887,274	675,130
流動負債合計	109,284,622	101,576,206
負債合計	109,284,622	101,576,206
純資産の部		
元本等		
元本	19,714,765,140	24,497,385,638
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	6,335,144,470	8,779,005,277
元本等合計	26,049,909,610	33,276,390,915
純資産合計	26,049,909,610	33,276,390,915
負債純資産合計	26,159,194,232	33,377,967,121

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年11月21日 至 2025年5月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
営業収益		
受取利息	111,777	312,023
有価証券売買等損益	733,722,210	814,602,758
営業収益合計	733,610,433	814,914,781
営業費用		
受託者報酬	2,274,414	2,989,294
委託者報酬	60,840,489	79,963,584
その他費用	900,656	675,130
営業費用合計	64,015,559	83,628,008
営業利益又は営業損失（　）	797,625,992	731,286,773
経常利益又は経常損失（　）	797,625,992	731,286,773
中間純利益又は中間純損失（　）	797,625,992	731,286,773
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（　）	16,375,337	45,939,174
期首剰余金又は期首欠損金（　）	3,286,194,620	6,335,144,470
剰余金増加額又は欠損金減少額	338,799,068	2,245,854,325
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	338,799,068	2,245,854,325
剰余金減少額又は欠損金増加額	145,180,411	487,341,117
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	145,180,411	487,341,117
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（　）	2,698,562,622	8,779,005,277

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（中間貸借対照表に関する注記）

第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 19,714,765,140口	1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数 24,497,385,638口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3213円 (1万口当たり純資産額) (13,213円)	2. 当該中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3584円 (1万口当たり純資産額) (13,584円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年11月20日現在	第4期中間計算期間 2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

当ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2024年11月21日 至 2025年11月20日	第4期中間計算期間 自 2025年11月21日 至 2026年5月20日
期首元本額	17,098,961,431円	19,714,765,140円
期中追加設定元本額	4,339,804,505円	6,292,394,471円
期中一部解約元本額	1,724,000,796円	1,509,773,973円

（参考）

開示対象ファンドの中間計算期間末日（以下「計算日」という。）における各マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・ニューワールド・ファンドF」は、「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	69,716,248
投資信託受益証券	8,933,912
投資証券	60,733,541,266
未収入金	60,000,000
未収利息	1,146
流動資産合計	60,872,192,572
資産合計	60,872,192,572
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	18,233,699,859
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	42,628,492,713
元本等合計	60,862,192,572
純資産合計	60,862,192,572
負債純資産合計	60,872,192,572

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	18,233,699,859口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 3.3379円 (1万口当たり純資産額) (33,379円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	13,268,392,020円
同計算期間の追加設定元本額	5,364,433,776円
同計算期間の一部解約元本額	399,125,937円
計算日の元本額	18,233,699,859円
元本額の内訳	
キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）	7,974,123,836円
キャピタル・ニューワールド・ファンドF	10,259,576,023円

キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

「キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF」は、「キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	698,952
コール・ローン	53,342,629
投資信託受益証券	9,946
投資証券	30,492,735,773
未収入金	50,000,000
未収利息	876
流動資産合計	30,596,788,176
資産合計	30,596,788,176
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	13,299,671,628
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	17,287,116,548
元本等合計	30,586,788,176
純資産合計	30,586,788,176
負債純資産合計	30,596,788,176

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	13,299,671,628口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.2998円 (1万口当たり純資産額) (22,998円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	7,750,966,439円
同計算期間の追加設定元本額	5,578,513,844円
同計算期間の一部解約元本額	29,808,655円
計算日の元本額	13,299,671,628円
元本額の内訳	
キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF	13,299,671,628円

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド

「キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」は、「キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	81,496,725
投資信託受益証券	1,000
投資証券	51,418,104,157
未収入金	70,000,000
未収利息	1,339
流動資産合計	51,569,603,221
資産合計	51,569,603,221
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	27,101,775,546
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	24,457,827,675
元本等合計	51,559,603,221
純資産合計	51,559,603,221
負債純資産合計	51,569,603,221

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	27,101,775,546口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.9024円 (1万口当たり純資産額) (19,024円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	24,672,764,685円
同計算期間の追加設定元本額	5,059,683,095円
同計算期間の一部解約元本額	2,630,672,234円
計算日の元本額	27,101,775,546円
元本額の内訳	
キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF	27,101,775,546円

キャピタル・AMCAPマザーファンド

「キャピタル・AMCAPファンドF」は、「キャピタル・AMCAPマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,767,790
投資信託受益証券	1,000
投資証券	5,369,351,110

未収入金	21,000,000
未収利息	177
流動資産合計	5,401,120,077
資産合計	5,401,120,077
負債の部	
流動負債	
未払金	3,000,000
流動負債合計	3,000,000
負債合計	3,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	2,993,154,633
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,404,965,444
元本等合計	5,398,120,077
純資産合計	5,398,120,077
負債純資産合計	5,401,120,077

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	2,993,154,633口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.8035円 (1万口当たり純資産額) (18,035円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	2,691,340,281円
同計算期間の追加設定元本額	353,272,776円
同計算期間の一部解約元本額	51,458,424円
計算日の元本額	2,993,154,633円
元本額の内訳	
キャピタル・AMCAPファンドF	2,993,154,633円

キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	61,228,637
投資信託受益証券	1,000
投資証券	34,403,301,524
未収入金	20,000,000
未収利息	1,006
流動資産合計	34,484,532,167
資産合計	34,484,532,167
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	25,172,884,872
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	9,301,647,295
元本等合計	34,474,532,167
純資産合計	34,474,532,167
負債純資産合計	34,484,532,167

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	25,172,884,872口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3695円 (1万口当たり純資産額) (13,695円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

	短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	24,226,266,330円
同計算期間の追加設定元本額	2,007,874,972円
同計算期間の一部解約元本額	1,061,256,430円
計算日の元本額	25,172,884,872円
元本額の内訳	
キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）	25,172,884,872円

キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	34,671,265
投資信託受益証券	1,000
投資証券	18,652,765,858
未収入金	10,400,000
未収利息	569
流動資産合計	18,697,838,692
資産合計	18,697,838,692
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	14,076,842,059
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,620,996,633
元本等合計	18,697,838,692
純資産合計	18,697,838,692
負債純資産合計	18,697,838,692

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

投資証券

移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	14,076,842,059口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3283円 (1万口当たり純資産額) (13,283円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	13,527,644,892円
同計算期間の追加設定元本額	867,745,793円
同計算期間の一部解約元本額	318,548,626円
計算日の元本額	14,076,842,059円
元本額の内訳	
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）	13,789,275,823円
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンド（米ドル売り円買い）	287,566,236円

キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	77,563,424
投資信託受益証券	1,000
投資証券	36,605,943,608
未収入金	20,000,000
未収利息	1,275
流動資産合計	36,703,509,307
資産合計	36,703,509,307
負債の部	
流動負債	
未払金	20,000,000
流動負債合計	20,000,000

負債合計	20,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	35,202,103,162
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,481,406,145
元本等合計	36,683,509,307
純資産合計	36,683,509,307
負債純資産合計	36,703,509,307

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	35,202,103,162口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0421円 (1万口当たり純資産額) (10,421円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	29,710,892,471円
同計算期間の追加設定元本額	5,795,822,298円
同計算期間の一部解約元本額	304,611,607円
計算日の元本額	35,202,103,162円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）	35,202,103,162円

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの投資対象であります「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」は、2026年2月24日付で「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」へ名称変更いたしました。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	898,838
コール・ローン	65,177,460
投資信託受益証券	1,000
投資証券	35,537,903,182
未収入金	30,000,000
未収利息	1,071
流動資産合計	35,633,981,551
資産合計	35,633,981,551
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	34,976,388,043
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	647,593,508
元本等合計	35,623,981,551
純資産合計	35,623,981,551
負債純資産合計	35,633,981,551

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	34,976,388,043口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.0185円 (10,185円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	31,163,238,587円
同計算期間の追加設定元本額	4,416,611,186円
同計算期間の一部解約元本額	603,461,730円
計算日の元本額	34,976,388,043円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）	34,976,388,043円

キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	40,556,254
投資信託受益証券	599,226
投資証券	50,638,968,217
未収入金	100,000,000
未収利息	666
流動資産合計	50,780,124,363
資産合計	50,780,124,363
負債の部	
流動負債	
未払解約金	40,000,000
流動負債合計	40,000,000
負債合計	40,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	23,276,730,888
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	27,463,393,475
元本等合計	50,740,124,363
純資産合計	50,740,124,363
負債純資産合計	50,780,124,363

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	---

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	23,276,730,888口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2.1799円 (21,799円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	24,272,483,799円
同計算期間の追加設定元本額	630,366,835円
同計算期間の一部解約元本額	1,626,119,746円
計算日の元本額	23,276,730,888円
元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンドN F（限定為替ヘッジ）	14,158,814,595円
キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）	9,117,850,834円
キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）	65,459円

キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	186
投資信託受益証券	1,000
投資証券	135,304
流動資産合計	136,490
資産合計	136,490
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	98,678

剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	37,812
元本等合計	136,490
純資産合計	136,490
負債純資産合計	136,490

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	98,678口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3832円 (1万口当たり純資産額) (13,832円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	98,933円
同計算期間の追加設定元本額	- 円
同計算期間の一部解約元本額	255円
計算日の元本額	98,678円
元本額の内訳	
キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）	98,678円

キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF」は、「キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	12,466,582
投資信託受益証券	833,788
投資証券	14,680,180,518
未収入金	10,000,000
未収利息	204
流動資産合計	14,703,481,092
資産合計	14,703,481,092
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	5,452,159,885
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	9,251,321,207
元本等合計	14,703,481,092
純資産合計	14,703,481,092
負債純資産合計	14,703,481,092

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	5,452,159,885口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.6968円 (1万口当たり純資産額) (26,968円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	5,700,390,592円
同計算期間の追加設定元本額	261,596,231円

同計算期間の一部解約元本額	509,826,938円
計算日の元本額	5,452,159,885円
元本額の内訳	
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）	472,991,319円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）	91,473,343円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF	4,887,695,223円

キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド

「キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF」は、「キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	90,113,614
投資信託受益証券	1,000
投資証券	26,421,135,292
未収入金	20,000,000
未収利息	1,481
流動資産合計	26,531,251,387
資産合計	26,531,251,387
負債の部	
流動負債	
未払金	50,000,000
流動負債合計	50,000,000
負債合計	50,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	17,558,409,505
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	8,922,841,882
元本等合計	26,481,251,387
純資産合計	26,481,251,387
負債純資産合計	26,531,251,387

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	17,558,409,505口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.5082円 (1万口当たり純資産額) (15,082円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
----	--------------

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	21,198,063,170円
同計算期間の追加設定元本額	1,205,305,319円
同計算期間の一部解約元本額	4,844,958,984円
計算日の元本額	17,558,409,505円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF	17,558,409,505円

キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド

「キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF」は、「キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	30,373,538
投資信託受益証券	1,000
投資証券	9,333,562,149
未収利息	499
流動資産合計	9,363,937,186
資産合計	9,363,937,186
負債の部	
流動負債	
未払金	6,000,000
未払解約金	9,000,000
流動負債合計	15,000,000
負債合計	15,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	7,611,636,046
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,737,301,140
元本等合計	9,348,937,186
純資産合計	9,348,937,186
負債純資産合計	9,363,937,186

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	7,611,636,046口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 1.2282円 (12,282円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	12,392,724,919円
同計算期間の追加設定元本額	1,735,580,765円
同計算期間の一部解約元本額	6,516,669,638円
計算日の元本額	7,611,636,046円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF	7,611,636,046円

キャピタル・グローバル中期債マザーファンド

「キャピタル・グローバル中期債ファンドF」は、「キャピタル・グローバル中期債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

	2026年5月20日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,716,407
投資信託受益証券	1,000
投資証券	1,083,770,121
未収入金	2,000,000
未収利息	28

流動資産合計	1,087,487,556
資産合計	1,087,487,556
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	866,301,644
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	221,185,912
元本等合計	1,087,487,556
純資産合計	1,087,487,556
負債純資産合計	1,087,487,556

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	866,301,644口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2553円 (1万口当たり純資産額) (12,553円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	1,000,982,002円
同計算期間の追加設定元本額	30,478,229円
同計算期間の一部解約元本額	165,158,587円
計算日の元本額	866,301,644円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル中期債ファンドF	866,301,644円

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF」は、「キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

(単位：円)	
2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	163,193,217
投資信託受益証券	5,002
投資証券	55,247,545,709
未収利息	2,682
流動資産合計	55,410,746,610
資産合計	55,410,746,610
負債の部	
流動負債	
未払金	80,000,000
流動負債合計	80,000,000
負債合計	80,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	36,595,368,348
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	18,735,378,262
元本等合計	55,330,746,610
純資産合計	55,330,746,610
負債純資産合計	55,410,746,610

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	36,595,368,348口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.5120円 (1万口当たり純資産額) (15,120円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	29,258,063,557円
同計算期間の追加設定元本額	8,098,194,222円
同計算期間の一部解約元本額	760,889,431円
計算日の元本額	36,595,368,348円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドBコース（成長型／為替ヘッジなし）	14,606,492,041円
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF	21,988,876,307円

監査意見の対象外となる実質投資対象ファンドの全銘柄に関する情報は、キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページに掲載しています。当該情報は、次の閲覧方法でご覧いただけます。

< 閲覧方法 >

キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）にアクセス

→「ファンド一覧」等からファンドの名称を選択

→「（参考）実質投資先ファンドの全銘柄に関する情報」を選択

キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・ニューワールド・ファンドF」は、「キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	69,716,248
投資信託受益証券	8,933,912
投資証券	60,733,541,266
未収入金	60,000,000
未収利息	1,146
流動資産合計	60,872,192,572
資産合計	60,872,192,572
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	18,233,699,859
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	42,628,492,713
元本等合計	60,862,192,572
純資産合計	60,862,192,572
負債純資産合計	60,872,192,572

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	18,233,699,859口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 3.3379円 (1万口当たり純資産額) (33,379円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	13,268,392,020円
同計算期間の追加設定元本額	5,364,433,776円
同計算期間の一部解約元本額	399,125,937円
計算日の元本額	18,233,699,859円
元本額の内訳	
キャピタル・ニューワールド・ファンドBコース（為替ヘッジなし）	7,974,123,836円
キャピタル・ニューワールド・ファンドF	10,259,576,023円

キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

「キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF」は、「キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	698,952
コール・ローン	53,342,629
投資信託受益証券	9,946
投資証券	30,492,735,773
未収入金	50,000,000
未収利息	876

2026年5月20日現在

流動資産合計	30,596,788,176
資産合計	30,596,788,176
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	13,299,671,628
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	17,287,116,548
元本等合計	30,586,788,176
純資産合計	30,586,788,176
負債純資産合計	30,596,788,176

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	13,299,671,628口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.2998円 (1万口当たり純資産額) (22,998円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	7,750,966,439円
同計算期間の追加設定元本額	5,578,513,844円
同計算期間の一部解約元本額	29,808,655円
計算日の元本額	13,299,671,628円
元本額の内訳	
キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF	13,299,671,628円

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド

「キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」は、「キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

(単位：円)	
2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	81,496,725
投資信託受益証券	1,000
投資証券	51,418,104,157
未収入金	70,000,000
未収利息	1,339
流動資産合計	51,569,603,221
資産合計	51,569,603,221
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	27,101,775,546
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	24,457,827,675
元本等合計	51,559,603,221
純資産合計	51,559,603,221
負債純資産合計	51,569,603,221

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	27,101,775,546口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.9024円 (1万口当たり純資産額) (19,024円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	24,672,764,685円
同計算期間の追加設定元本額	5,059,683,095円
同計算期間の一部解約元本額	2,630,672,234円
計算日の元本額	27,101,775,546円
元本額の内訳	
キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF	27,101,775,546円

キャピタル・AMCAPマザーファンド

「キャピタル・AMCAPファンドF」は、「キャピタル・AMCAPマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,767,790
投資信託受益証券	1,000
投資証券	5,369,351,110
未収入金	21,000,000
未収利息	177
流動資産合計	5,401,120,077
資産合計	5,401,120,077
負債の部	
流動負債	
未払金	3,000,000
流動負債合計	3,000,000
負債合計	3,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	2,993,154,633
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,404,965,444
元本等合計	5,398,120,077
純資産合計	5,398,120,077
負債純資産合計	5,401,120,077

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	2,993,154,633口

項目	2026年5月20日現在
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.8035円 (1万口当たり純資産額) (18,035円)

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はあります。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	2,691,340,281円
同計算期間の追加設定元本額	353,272,776円
同計算期間の一部解約元本額	51,458,424円
計算日の元本額	2,993,154,633円
元本額の内訳	
キャピタル・AMCAPファンドF	2,993,154,633円

キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

	2026年5月20日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	61,228,637
投資信託受益証券	1,000
投資証券	34,403,301,524
未収入金	20,000,000
未収利息	1,006
流動資産合計	34,484,532,167
資産合計	34,484,532,167
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	25,172,884,872
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	9,301,647,295

2026年5月20日現在

元本等合計	34,474,532,167
純資産合計	34,474,532,167
負債純資産合計	34,484,532,167

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	25,172,884,872口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3695円 (1万口当たり純資産額) (13,695円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	24,226,266,330円
同計算期間の追加設定元本額	2,007,874,972円
同計算期間の一部解約元本額	1,061,256,430円
計算日の元本額	25,172,884,872円
元本額の内訳	
キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）	25,172,884,872円

キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	34,671,265
投資信託受益証券	1,000

2026年5月20日現在

投資証券	18,652,765,858
未収入金	10,400,000
未収利息	569
流動資産合計	18,697,838,692
資産合計	18,697,838,692
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	14,076,842,059
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	4,620,996,633
元本等合計	18,697,838,692
純資産合計	18,697,838,692
負債純資産合計	18,697,838,692

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	14,076,842,059口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3283円 (1万口当たり純資産額) (13,283円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	13,527,644,892円
同計算期間の追加設定元本額	867,745,793円
同計算期間の一部解約元本額	318,548,626円
計算日の元本額	14,076,842,059円
元本額の内訳	
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）	13,789,275,823円

項目	2026年5月20日現在
キャピタル・インカム・ビルダー・ファンド（米ドル売り円買い）	287,566,236円

キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）

「キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」は、「キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

(単位：円)	
2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	77,563,424
投資信託受益証券	1,000
投資証券	36,605,943,608
未収入金	20,000,000
未収利息	1,275
流動資産合計	36,703,509,307
資産合計	36,703,509,307
負債の部	
流動負債	
未払金	20,000,000
流動負債合計	20,000,000
負債合計	20,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	35,202,103,162
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,481,406,145
元本等合計	36,683,509,307
純資産合計	36,683,509,307
負債純資産合計	36,703,509,307

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	35,202,103,162口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0421円 (1万口当たり純資産額) (10,421円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

項目	2026年5月20日現在
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	29,710,892,471円
同計算期間の追加設定元本額	5,795,822,298円
同計算期間の一部解約元本額	304,611,607円
計算日の元本額	35,202,103,162円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）	35,202,103,162円

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの投資対象であります「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（米ドル売り円買い）」は、2026年2月24日付で「キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）」へ名称変更いたしました。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	898,838
コール・ローン	65,177,460
投資信託受益証券	1,000
投資証券	35,537,903,182
未収入金	30,000,000
未収利息	1,071
流動資産合計	35,633,981,551
資産合計	35,633,981,551
負債の部	
流動負債	
未払金	10,000,000
流動負債合計	10,000,000
負債合計	10,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	34,976,388,043
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	647,593,508
元本等合計	35,623,981,551
純資産合計	35,623,981,551
負債純資産合計	35,633,981,551

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
-----------------	----------

	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	34,976,388,043口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0185円 (1万口当たり純資産額) (10,185円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	31,163,238,587円
同計算期間の追加設定元本額	4,416,611,186円
同計算期間の一部解約元本額	603,461,730円
計算日の元本額	34,976,388,043円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）	34,976,388,043円

キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	40,556,254
投資信託受益証券	599,226
投資証券	50,638,968,217
未収入金	100,000,000
未収利息	666
流動資産合計	50,780,124,363
資産合計	50,780,124,363
負債の部	
流動負債	
未払解約金	40,000,000

2026年5月20日現在

流動負債合計	40,000,000
負債合計	40,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	23,276,730,888
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	27,463,393,475
元本等合計	50,740,124,363
純資産合計	50,740,124,363
負債純資産合計	50,780,124,363

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	23,276,730,888口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.1799円 (1万口当たり純資産額) (21,799円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	24,272,483,799円
同計算期間の追加設定元本額	630,366,835円
同計算期間の一部解約元本額	1,626,119,746円
計算日の元本額	23,276,730,888円
元本額の内訳	
キャピタル世界株式ファンドN F（限定為替ヘッジ）	14,158,814,595円
キャピタル世界株式ファンド（限定為替ヘッジ）	9,117,850,834円
キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）	65,459円

キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）

「キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」は、「キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信

託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	186
投資信託受益証券	1,000
投資証券	135,304
流動資産合計	136,490
資産合計	136,490
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	98,678
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	37,812
元本等合計	136,490
純資産合計	136,490
負債純資産合計	136,490

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	98,678口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.3832円 (1万口当たり純資産額) (13,832円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	98,933円
同計算期間の追加設定元本額	- 円
同計算期間の一部解約元本額	255円
計算日の元本額	98,678円
元本額の内訳	
キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）	98,678円

キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF」は、「キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	12,466,582
投資信託受益証券	833,788
投資証券	14,680,180,518
未収入金	10,000,000
未収利息	204
流動資産合計	14,703,481,092
資産合計	14,703,481,092
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	5,452,159,885
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	9,251,321,207
元本等合計	14,703,481,092
純資産合計	14,703,481,092
負債純資産合計	14,703,481,092

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	5,452,159,885口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2.6968円 (1万口当たり純資産額) (26,968円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	5,700,390,592円
同計算期間の追加設定元本額	261,596,231円
同計算期間の一部解約元本額	509,826,938円
計算日の元本額	5,452,159,885円
元本額の内訳	
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドBコース（年2回決算／為替ヘッジなし）	472,991,319円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドDコース（毎月分配／為替ヘッジなし）	91,473,343円
キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF	4,887,695,223円

キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド

「キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF」は、「キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	90,113,614
投資信託受益証券	1,000
投資証券	26,421,135,292
未収入金	20,000,000
未収利息	1,481
流動資産合計	26,531,251,387
資産合計	26,531,251,387
負債の部	
流動負債	
未払金	50,000,000
流動負債合計	50,000,000
負債合計	50,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	17,558,409,505
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	8,922,841,882
元本等合計	26,481,251,387
純資産合計	26,481,251,387
負債純資産合計	26,531,251,387

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
--	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	17,558,409,505口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.5082円 (1万口当たり純資産額) (15,082円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 投資証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	21,198,063,170円
同計算期間の追加設定元本額	1,205,305,319円
同計算期間の一部解約元本額	4,844,958,984円
計算日の元本額	17,558,409,505円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF	17,558,409,505円

キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド

「キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF」は、「キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

	2026年5月20日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	30,373,538
投資信託受益証券	1,000
投資証券	9,333,562,149
未収利息	499
流動資産合計	9,363,937,186
資産合計	9,363,937,186
負債の部	
流動負債	
未払金	6,000,000
未払解約金	9,000,000
流動負債合計	15,000,000
負債合計	15,000,000

2026年5月20日現在

純資産の部	
元本等	
元本	7,611,636,046
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,737,301,140
元本等合計	9,348,937,186
純資産合計	9,348,937,186
負債純資産合計	9,363,937,186

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	7,611,636,046口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2282円 (1万口当たり純資産額) (12,282円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	12,392,724,919円
同計算期間の追加設定元本額	1,735,580,765円
同計算期間の一部解約元本額	6,516,669,638円
計算日の元本額	7,611,636,046円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF	7,611,636,046円

キャピタル・グローバル中期債マザーファンド

「キャピタル・グローバル中期債ファンドF」は、「キャピタル・グローバル中期債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

（単位：円）

2026年5月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,716,407
投資信託受益証券	1,000
投資証券	1,083,770,121
未収入金	2,000,000
未収利息	28
流動資産合計	1,087,487,556
資産合計	1,087,487,556
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	866,301,644
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	221,185,912
元本等合計	1,087,487,556
純資産合計	1,087,487,556
負債純資産合計	1,087,487,556

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
	投資証券
	移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	866,301,644口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2553円 (1万口当たり純資産額) (12,553円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	1,000,982,002円

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の追加設定元本額	30,478,229円
同計算期間の一部解約元本額	165,158,587円
計算日の元本額	866,301,644円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル中期債ファンドF	866,301,644円

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）

「キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF」は、「キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

貸借対照表

(単位：円)	
2026年5月20日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	163,193,217
投資信託受益証券	5,002
投資証券	55,247,545,709
未収利息	2,682
流動資産合計	55,410,746,610
資産合計	55,410,746,610
負債の部	
流動負債	
未払金	80,000,000
流動負債合計	80,000,000
負債合計	80,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	36,595,368,348
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	18,735,378,262
元本等合計	55,330,746,610
純資産合計	55,330,746,610
負債純資産合計	55,410,746,610

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項目	2026年5月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	36,595,368,348口
2. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.5120円 (1万口当たり純資産額) (15,120円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年5月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

項目	2026年5月20日現在
	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

開示対象ファンドの中間計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2026年5月20日現在
同計算期間の期首元本額	29,258,063,557円
同計算期間の追加設定元本額	8,098,194,222円
同計算期間の一部解約元本額	760,889,431円
計算日の元本額	36,595,368,348円
元本額の内訳	
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドBコース（成長型／為替ヘッジなし）	14,606,492,041円
キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF	21,988,876,307円

監査意見の対象外となる実質投資対象ファンドの全銘柄に関する情報は、キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページに掲載しています。当該情報は、次の閲覧方法でご覧いただけます。

< 閲覧方法 >

キャピタル・インターナショナル株式会社のホームページ（capitalgroup.co.jp）にアクセス

→「ファンド一覧」等からファンドの名称を選択

→「（参考）実質投資先ファンドの全銘柄に関する情報」を選択

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

キャピタル・ニューワールド・ファンドF

2026年6月30日現在

資産総額	38,145,015,011円
負債総額	40,344,903円
純資産総額（ - ）	38,104,670,108円
発行済口数	20,461,131,387口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8623円

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドF

2026年6月30日現在

資産総額	35,179,547,322円
負債総額	31,631,840円
純資産総額（ - ）	35,147,915,482円
発行済口数	14,584,587,310口
1口当たり純資産額（ / ）	2.4099円

キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF

2026年6月30日現在

資産総額	56,438,457,879円
負債総額	54,633,005円
純資産総額（ - ）	56,383,824,874円
発行済口数	28,521,784,840口
1口当たり純資産額（ / ）	1.9769円

キャピタル・AMCAPファンドF

2026年6月30日現在

資産総額	5,850,801,345円
負債総額	4,767,252円
純資産総額（ - ）	5,846,034,093円
発行済口数	3,168,693,695口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8449円

キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産総額	36,748,069,806円
負債総額	42,773,559円
純資産総額（ - ）	36,705,296,247円
発行済口数	26,398,130,837口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3905円

キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）

2026年6月30日現在

資産総額	18,839,570,546円
負債総額	24,796,072円
純資産総額（ - ）	18,814,774,474円
発行済口数	14,285,622,189口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3170円

キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）

2026年6月30日現在

資産総額	38,536,082,402円
負債総額	33,461,693円
純資産総額（ - ）	38,502,620,709円
発行済口数	36,727,432,813口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0483円

キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産総額	37,073,490,819円
負債総額	40,903,345円
純資産総額（ - ）	37,032,587,474円
発行済口数	36,145,193,761口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0246円

キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産総額	148,740円
負債総額	88円
純資産総額（ - ）	148,652円
発行済口数	100,000口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4865円

キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産総額	139,312円
負債総額	82円
純資産総額（ - ）	139,230円
発行済口数	100,000口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3923円

キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドF

2026年6月30日現在

資産総額	14,033,900,335円
------	-----------------

負債総額	20,262,372円
純資産総額（ - ）	14,013,637,963円
発行済口数	9,419,980,105口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4877円

キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドF

2026年6月30日現在

資産総額	28,091,981,943円
負債総額	33,922,294円
純資産総額（ - ）	28,058,059,649円
発行済口数	18,360,912,585口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5281円

キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドF

2026年6月30日現在

資産総額	10,154,306,785円
負債総額	8,863,234円
純資産総額（ - ）	10,145,443,551円
発行済口数	8,106,871,651口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2515円

キャピタル・グローバル中期債ファンドF

2026年6月30日現在

資産総額	1,085,760,766円
負債総額	878,962円
純資産総額（ - ）	1,084,881,804円
発行済口数	846,573,356口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2815円

キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドF

2026年6月30日現在

資産総額	35,830,563,214円
負債総額	35,916,308円
純資産総額（ - ）	35,794,646,906円
発行済口数	25,352,335,790口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4119円

（参考）キャピタル・ニューワールド・マザーファンド（為替ヘッジなし）

2026年6月30日現在

資産総額	67,298,879,306円
負債総額	190,000,000円
純資産総額（ - ）	67,108,879,306円
発行済口数	18,720,892,183口
1口当たり純資産額（ / ）	3.5847円

（参考）キャピタル・ニューエコノミー・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産総額	35,255,259,956円
負債総額	200,000,000円
純資産総額（ - ）	35,055,259,956円
発行済口数	13,822,253,296口
1口当たり純資産額（ / ）	2.5361円

（参考）キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産総額	56,498,271,236円
負債総額	240,000,000円
純資産総額（ - ）	56,258,271,236円
発行済口数	27,933,820,840口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0140円

（参考）キャピタル・AMCAPマザーファンド

2026年6月30日現在

資産総額	5,866,190,431円
負債総額	33,000,000円
純資産総額（ - ）	5,833,190,431円
発行済口数	3,093,376,391口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8857円

（参考）キャピタル・アメリカン・バランス・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産総額	36,768,387,410円
負債総額	150,000,000円
純資産総額（ - ）	36,618,387,410円
発行済口数	25,980,178,857口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4095円

（参考）キャピタル・インカム・ビルダー・マザーファンド（米ドル売り円買い）

2026年6月30日現在

資産総額	19,225,179,292円
負債総額	70,000,000円
純資産総額（ - ）	19,155,179,292円
発行済口数	14,270,582,547口
1口当たり純資産額（ / ）	1.3423円

（参考）キャピタル・グローバル投資適格社債マザーファンド（米ドル売り円買い）

2026年6月30日現在

資産総額	38,579,752,342円
------	-----------------

負債総額	160,000,000円
純資産総額（ - ）	38,419,752,342円
発行済口数	36,225,397,235口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0606円

（参考）キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産総額	37,056,020,628円
負債総額	100,000,000円
純資産総額（ - ）	36,956,020,628円
発行済口数	35,585,299,084口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0385円

（参考）キャピタル世界株式マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産総額	51,941,373,852円
負債総額	20,000,000円
純資産総額（ - ）	51,921,373,852円
発行済口数	22,872,821,326口
1口当たり純資産額（ / ）	2.2700円

（参考）キャピタル世界配当成長マザーファンド（限定為替ヘッジ）

2026年6月30日現在

資産総額	139,284円
負債総額	—円
純資産総額（ - ）	139,284円
発行済口数	98,678口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4115円

（参考）キャピタル・エマージング・ストラテジー・マザーファンド（為替ヘッジなし）

2026年6月30日現在

資産総額	15,603,632,130円
負債総額	50,000,000円
純資産総額（ - ）	15,553,632,130円
発行済口数	5,559,946,501口
1口当たり純資産額（ / ）	2.7974円

（参考）キャピタル・グローバル・アロケーション・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産総額	28,108,080,050円
負債総額	110,000,000円
純資産総額（ - ）	27,998,080,050円
発行済口数	18,008,207,419口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5547円

（参考）キャピタル・グローバル・ボンド・マザーファンド

2026年6月30日現在

資産総額	10,174,196,389円
負債総額	70,000,000円
純資産総額（ - ）	10,104,196,389円
発行済口数	7,979,863,968口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2662円

（参考）キャピタル・グローバル中期債マザーファンド

2026年6月30日現在

資産総額	1,085,477,223円
負債総額	1,000,000円
純資産総額（ - ）	1,084,477,223円
発行済口数	836,499,245口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2964円

（参考）キャピタル・グローバル・ハイインカム債券マザーファンド（為替ヘッジなし）

2026年6月30日現在

資産総額	59,852,009,731円
負債総額	260,000,000円
純資産総額（ - ）	59,592,009,731円
発行済口数	37,887,171,300口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5729円

（参考）日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

2026年1月22日現在

資産総額	115,834,083円
負債総額	85,105円
純資産総額（ - ）	115,748,978円
発行済口数	110,697,352口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0456円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益権の帰属と受益証券の不発行

ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予めファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(3) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(4) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第 1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2026年 6 月30日現在）

資本金の額	4 億5,000万円
発行可能株式総数	7 万5,000株
発行済株式総数	5 万6,400株

過去 5 年間における資本金の額の増減
該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2026年 6 月30日現在）

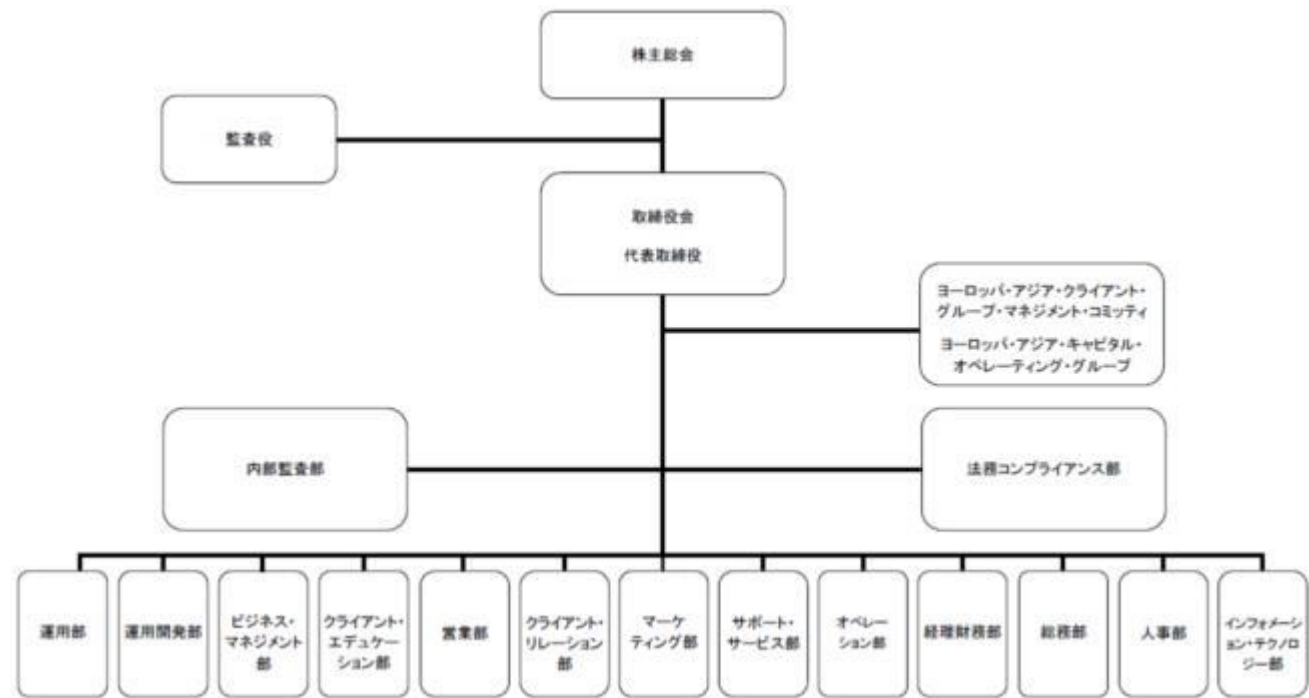
会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は 3 名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後 2 年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役各 1 名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3ヵ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。



投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用開発部・運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用開発部・運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業の登録を受けています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年6月30日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	60	3,782,105
合計	60	3,782,105

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、百万円未満の端数を切捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期中間会計期間（自2025年7月1日 至2025年12月31日）の中間財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年6月30日現在)		当事業年度 (2025年6月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (百万円)	金額 (百万円)	内訳 (百万円)	金額 (百万円)
(資産の部)					
・流動資産					
1.現金・預金			2,756		4,535
2.前払費用			107		91
3.未収入金	*2		2,383		2,691

4.未収委託者報酬			7,150		8,720
5.未収運用受託報酬			374		304
6.立替金			22		12
7.短期差入保証金			-		5
流動資産計			12,794		16,361
固定資産					
1.有形固定資産			2,421		2,231
建物	*1	1,650		1,546	
器具備品	*1	771		684	
2.投資その他の資産			769		881
(1)投資有価証券		0		0	
(2)保険積立金		14		14	
(3)長期差入保証金		411		401	
(4)繰延税金資産		342		464	
固定資産計			3,190		3,113
資産合計			15,985		19,474
(負債の部)					
流動負債					
1.預り金			82		98
2.未払金			6,572		8,101
(1)未払手数料		4,461		5,431	
(2)その他未払金	*2	2,111		2,669	
3.未払費用			334		243
4.未払法人税等			333		482
5.未払消費税等			178		769
6.賞与引当金			229		224
7.役員賞与引当金			49		60
流動負債計			7,780		9,979
固定負債					
1.長期末払費用			11		-
2.退職給付引当金			2,074		2,193
3.役員退職慰労引当金			24		30
4.資産除去債務			361		380
固定負債計			2,471		2,604
負債合計			10,252		12,584
(純資産の部)					
株主資本					
1.資本金			450		450
2.資本剰余金			582		582
資本準備金		582		582	
3.利益剰余金			4,700		5,857
その他利益剰余金		4,700		5,857	
繰越利益剰余金		4,700		5,857	
株主資本計			5,733		6,889
純資産合計			5,733		6,889
負債・純資産合計			15,985		19,474

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)		当事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	
科目	注記 番号	内訳 (百万円)	金額 (百万円)	内訳 (百万円)	金額 (百万円)
. 営業収益					
1. 委託者報酬			17,924		25,339
2. 運用受託報酬			1,600		1,555
3. その他営業収益	*1*2		15,204		19,086
営業収益計			34,729		45,982
. 営業費用					
1. 支払手数料	*1*2		27,053		37,520
2. 広告宣伝費			187		369
3. 調査費			652		758
4. 営業雑経費			119		130
(1) 通信費		18		18	
(2) 印刷費		86		96	
(3) 協会費		14		16	
営業費用計			28,013		38,779
. 一般管理費					
1. 給料			3,002		2,798
(1) 役員報酬		93		115	
(2) 給料・手当		1,630		1,550	
(3) 賞与		998		847	
(4) 賞与引当金繰入額		229		224	
(5) 役員賞与引当金繰入額		49		60	
2. 交際費			54		71
3. 寄付金			0		11
4. 旅費交通費			124		208
5. 租税公課			91		94
6. 不動産賃借料			516		429
7. 退職給付費用			263		309
8. 役員退職慰労引当金繰入額			6		6
9. 固定資産減価償却費			192		212
10. 器具備品賃借料			9		8
11. 消耗品費			37		11
12. 事務委託費			131		134
13. 採用費			27		87
14. 福利厚生費			339		355
15. 共通発生経費負担額			620		827
16. 諸経費			12		11
一般管理費計			5,431		5,580
営業利益			1,285		1,623
. 営業外収益					
1. 受取利息及び配当金			4		5
2. 為替差益			-		64

営業外収益計			4		69
. 営業外費用					
1. 為替差損			51		-
営業外費用計			51		-
経常利益			1,237		1,692
. 特別利益					
1. 固定資産売却益			5		0
特別利益計			5		0
. 特別損失					
1. 固定資産除却損			8		7
特別損失計			8		7
税引前当期純利益			1,234		1,686
法人税、住民税及び事業税			411		650
法人税等調整額			51		121
当期純利益			771		1,156

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450	582	582	3,928	3,928	4,961	4,961
当期変動額							
当期純利益				771	771	771	771
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	771	771	771	771
当期末残高	450	582	582	4,700	4,700	5,733	5,733

当事業年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450	582	582	4,700	4,700	5,733	5,733
当期変動額							
当期純利益				1,156	1,156	1,156	1,156
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	1,156	1,156	1,156	1,156

当期末残高	450	582	582	5,857	5,857	6,889	6,889
-------	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は毎月、年6回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、契約期間の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資顧問契約期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

なお、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる投資顧問契約の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益が発生した場合、超過運用益に対する一定割合として認識しています。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識し、年1回受け取ります。

(3)その他営業収益

その他営業収益は、当社がキャピタル・グループ各社に対して提供している各種投資運用サービス（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）に対する対価であり、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して算定し、認識しております。当該収益は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、月次で収益として認識し、毎月受け取ります。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準運用指針第33号 2024年9月13日）等

(1)概要

借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年6月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点において評価中であります。

[会計上の見積りの変更]

- 1．資産除去債務の見積りの変更
- 現在の事務所の建物賃貸借契約に定められている原状回復義務として計上している資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い見積りの変更を行っております。これにより2025年6月時点の固定負債に含まれる資産除去債務は380百万円となりました。従来の方と比べて増加した当事業年度の減価償却費は0百万円であります。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年6月30日現在)	当事業年度 (2025年6月30日現在)
*1.有形固定資産の減価償却累計額 建物 112百万円 器具備品 126百万円	*1.有形固定資産の減価償却累計額 建物 232百万円 器具備品 200百万円
*2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金 2,383百万円 その他未払金 2,091百万円	*2.関係会社に対する資産及び負債 未収入金 2,691百万円 その他未払金 2,620百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)	当事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)
-------------------------------------	-------------------------------------

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、証券投資信託であり、市場リスクに晒されております。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬に一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、証券投資信託の残高が少額であることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保してお

ります。

(4)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

ります。

(4)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (百万 円)	時価 (百万 円)	差額 (百万 円)
長期差入 保証金	411	340	71

(注1) 短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

区分	時価(百万円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期差入 保証金	-	340	-

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

4. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であり

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (百万 円)	時価 (百万 円)	差額 (百万 円)
長期差入 保証金	401	320	81

(注1) 短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融商品

区分	時価(百万円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期差入 保証金	-	320	-

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

4. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入保証金）は全て1年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定

ます。

は、5年超であります。

[有価証券関係]

前事業年度 (2024年6月30日現在)				当事業年度 (2025年6月30日現在)			
1. その他有価証券(2024年6月30日現在) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				1. その他有価証券(2025年6月30日現在) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
種類	貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	種類	貸借対照 表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
その他有価 証券（証券 投資信託）	0	0	-	その他有価 証券（証券 投資信託）	0	0	-
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)				2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自2024年7月1日 至2025年6月30日) 該当事項はございません。			
種類	売却額 (百万円)	売却益の 合計額 (百万円)	売却損の 合計額 (百万円)				
その他有価 証券（証券 投資信託）	2	0	0				

[デリバティブ取引関係]

前事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)	当事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)	当事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,954	百万円
退職給付費用	263	百万円
退職給付の支払額	119	百万円
確定拠出年金制度への拠出額	24	百万円
退職給付引当金の期末残高	2,074	百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 263百万円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度24百万円であります。

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づき、確定拠出年金制度及び退職時に一時金として支払う制度（非積立型退職一時金制度）を採用しております。非積立型退職一時金制度は、個人別に算定された額から確定拠出年金制度に拠出済の額を控除した額を、会社名義で外部金融機関で運用しております。非積立型退職一時金制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（現金・預金及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。

なお、当社が有する非積立型退職一時金制度は、簡便法により算定した退職給付引当金及び退職給付費用から、確定拠出年金制度に拠出済みの額を控除して計算しております。

2. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	2,074	百万円
退職給付費用	309	百万円
退職給付の支払額	161	百万円
確定拠出年金制度への拠出額	29	百万円
退職給付引当金の期末残高	2,193	百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 309百万円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度29百万円であります。

[税効果会計関係]

前事業年度 (2024年6月30日現在)	当事業年度 (2025年6月30日現在)
-------------------------	-------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	618	百万円
役員退職慰労引当金	7	百万円
賞与引当金	70	百万円
資産除去債務	8	百万円
未払費用	270	百万円
長期未払費用	3	百万円
繰延税金資産小計	979	百万円
将来減算一時差異等の合計	636	百万円
に係る評価性引当額		
評価性引当額小計（注1）	636	百万円
繰延税金資産合計	342	百万円

(注1)評価性引当額が43百万円増加しております。
この増加の主な内容は、退職給付引当金の増加に係る評価性引当額の増加に伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

(%)

法定実効税率	30.6
(調整)	
評価性引当額	3.5
永久に損金及び益金に算入されない項目	3.2
住民税均等割	0.2
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.5

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	672	百万円
役員退職慰労引当金	9	百万円
賞与引当金	68	百万円
資産除去債務	17	百万円
未払費用	308	百万円
繰延税金資産小計	1,076	百万円
将来減算一時差異等の合計	612	百万円
に係る評価性引当額		
評価性引当額小計（注1）	612	百万円
繰延税金資産合計	464	百万円

(注1) 評価性引当額が24百万円減少しております。
この減少の主な内容は、支払予定が1年後超の退職給付引当金の減少に係る評価性引当額の減少に伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、記載を省略しております。

[資産除去債務関係]

前事業年度 (2024年6月30日現在)	当事業年度 (2025年6月30日現在)
---------------------------------	---------------------------------

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																		
1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃借契約に伴う原状回復費であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 本社事務所については、使用見込期間の終了を2038年7月末とし、割引率は0.76%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>768百万円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>3百万円</td></tr> <tr> <td>見積りの変更による減少額</td><td>51百万円</td></tr> <tr> <td>履行による減少額</td><td>359百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>361百万円</td></tr> </table>	期首残高	768百万円	時の経過による調整額	3百万円	見積りの変更による減少額	51百万円	履行による減少額	359百万円	期末残高	361百万円	1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃借契約に伴う原状回復費であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 本社事務所については、使用見込期間の終了を2038年7月末とし、割引率は当初計上部分には0.76%を、当期見積もりの変更に伴う増加部分には1.67%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>361百万円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>2百万円</td></tr> <tr> <td>見積りの変更による増加額</td><td>16百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td>380百万円</td></tr> </table>	期首残高	361百万円	時の経過による調整額	2百万円	見積りの変更による増加額	16百万円	期末残高	380百万円
期首残高	768百万円																		
時の経過による調整額	3百万円																		
見積りの変更による減少額	51百万円																		
履行による減少額	359百万円																		
期末残高	361百万円																		
期首残高	361百万円																		
時の経過による調整額	2百万円																		
見積りの変更による増加額	16百万円																		
期末残高	380百万円																		

[収益認識関係]

前事業年度 (2024年6月30日現在)	当事業年度 (2025年6月30日現在)																
1. 収益の分解情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。 <table> <tr> <td>委託者報酬</td><td>17,924百万円</td></tr> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>1,600百万円</td></tr> <tr> <td>その他営業収益</td><td>15,204百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>34,729百万円</td></tr> </table> 2. 収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	委託者報酬	17,924百万円	運用受託報酬	1,600百万円	その他営業収益	15,204百万円	合計	34,729百万円	1. 収益の分解情報 当事業年度の収益の構成は次の通りです。 <table> <tr> <td>委託者報酬</td><td>25,339百万円</td></tr> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>1,555百万円</td></tr> <tr> <td>その他営業収益</td><td>19,086百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>45,982百万円</td></tr> </table> 2. 収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。	委託者報酬	25,339百万円	運用受託報酬	1,555百万円	その他営業収益	19,086百万円	合計	45,982百万円
委託者報酬	17,924百万円																
運用受託報酬	1,600百万円																
その他営業収益	15,204百万円																
合計	34,729百万円																
委託者報酬	25,339百万円																
運用受託報酬	1,555百万円																
その他営業収益	19,086百万円																
合計	45,982百万円																

[セグメント情報等]

前事業年度 (2024年6月30日現在)	当事業年度 (2025年6月30日現在)																								
(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 (関連情報) 1. サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1)営業収益 <table><tr><td>日本</td><td>19,499百万円</td></tr><tr><td>米国</td><td>15,204百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>25百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>34,729百万円</td></tr></table> (注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 (2)有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。 3. 主要な顧客ごとの情報 <table><tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr><tr><td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>15,204百万円</td></tr></table>	日本	19,499百万円	米国	15,204百万円	その他	25百万円	合計	34,729百万円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	15,204百万円	(セグメント情報) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 (関連情報) 1. サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1)営業収益 <table><tr><td>日本</td><td>26,891百万円</td></tr><tr><td>米国</td><td>19,086百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>4百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>45,982百万円</td></tr></table> (注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 (2)有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。 3. 主要な顧客ごとの情報 <table><tr><th>顧客の名称又は氏名</th><th>営業収益</th></tr><tr><td>キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー</td><td>19,086百万円</td></tr></table>	日本	26,891百万円	米国	19,086百万円	その他	4百万円	合計	45,982百万円	顧客の名称又は氏名	営業収益	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	19,086百万円
日本	19,499百万円																								
米国	15,204百万円																								
その他	25百万円																								
合計	34,729百万円																								
顧客の名称又は氏名	営業収益																								
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	15,204百万円																								
日本	26,891百万円																								
米国	19,086百万円																								
その他	4百万円																								
合計	45,982百万円																								
顧客の名称又は氏名	営業収益																								
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	19,086百万円																								

[関連当事者情報]

前事業年度（自2023年7月1日 至2024年6月30日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カン	アメリカ合衆国カリフォル	(千米ドル)	投資運用	(被所有)	各種投資運用サービスの提供	その他営業収益（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	15,204	未収入金	2,383

社	パニー (以下「CRMC 社」とい う。)	ニア州 ロサン ゼルス	12,500	業	間接 100%	各種投資 運用サー ビスの委 託	支払手数料 (市場調査業務、 投資運用関連業 務、ITサービスな ど)	14,356	その 他 未払 金	1,469
親 会 社	キャピタル・ グループ・カ ンパニーズ・ インク (以下「CGC 社」とい う。)	アメリ カ合衆 国カリ フォル ニア州 ロサン ゼルス	(千米ドル) 5,261	子会 社の 管理	(被所 有) 間接 100%	グループ 共通発生 経費の負 担	共通発生経費 負担額	620	その 他 未払 金	620

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種 類	会社等の名 称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の 内 容	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親 会 社 の 子 会 社	キャピタ ル・イン ターナシ ョナル・マ ネジメン ト・カン パニー	ルクセ ンブル グ大公 国	(千ユーロ) 7,500	ファ ンド マネ ジメ ント	-	運用に係 る手数料 の支払	支払手数料	5,168	未払 手 数 料	1,104
親 会 社 の 子 会 社	キャピタ ル・イン ターナシ ョナル・イ ンク(東京)	東京都 千代田 区	(千米ドル) 10	市場 調査	-	出向者受 入	給料・退職給付費 用・福利厚生費	1,194	その 他 未払 金	3

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。

2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2.親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）
の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）
直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自2024年7月1日 至2025年6月30日）

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の内容	議決権 等の所有(被所有)割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー （以下「CRMC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有) 間接 100%	各種投資運用サービスの提供 各種投資運用サービスの委託	その他営業収益 （市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）	19,086	未収入金	2,691
							支払手数料 （市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなど）	19,556	その他未払金	1,787
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク （以下「CGC社」という。）	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,063	子会社の管理	(被所有) 間接 100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	827	その他未払金	827

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業 の内容	議決権 等の所有(被所有)割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	--------------	-----------	--------------------	---------------	-------	---------------	----	---------------

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルグ大公国	(千ユーロ) 7,500	ファンド マネ ジメ ント	-	運用に係 る手数料 の支払	支払手数料	7,338	未払 手 数 料	1,337
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク（東京）	東京都千代田区	(千米ドル) 10	市場 調査	-	出向者受 入	給料・退職給付費 用・福利厚生費	651	その 他 未払 金	21

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. 出向契約書に基づき、出向者に係る給料・退職給付費用・福利厚生費の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

[1株当たり情報]

前事業年度 (自2023年7月1日 至2024年6月30日)		当事業年度 (自2024年7月1日 至2025年6月30日)	
1株当たり純資産額	101,651.52円	1株当たり純資産額	122,161.22円
1株当たり当期純利益金額	13,678.98円	1株当たり当期純利益金額	20,509.70円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	771百万円	当期純利益	1,156百万円
普通株主に帰属しない金額	-百万円	普通株主に帰属しない金額	-百万円
普通株式に係る当期純利益	771百万円	普通株式に係る当期純利益	1,156百万円
期中平均株式数	56,400株	期中平均株式数	56,400株

(1) 中間貸借対照表

当中間会計期間

(2025年12月31日現在)

科目	注記 番号	内訳 (百万円)	金額 (百万円)
(資産の部)			
・流動資産			
1.現金・預金			4,209
2.前払費用			113
3.未収入金			2,478
4.未収委託者報酬			11,184
5.未収運用受託報酬			481
6.立替金			28
流動資産計			18,496
・固定資産			
1.有形固定資産			2,156
建物	*1	1,496	
器具備品	*1	660	
2.投資その他の資産			825
(1)投資有価証券		0	
(2)長期差入保証金		402	
(3)繰延税金資産		422	
固定資産計			2,982
資産合計			21,478
(負債の部)			
・流動負債			
1.預り金			40
2.未払金			9,703
(1)未払手数料		6,941	
(2)その他未払金		2,762	
3.未払費用			244
4.未払法人税等			294
5.未払消費税等			576
6.賞与引当金			565
7.役員賞与引当金			121
流動負債計			11,546
・固定負債			
1.退職給付引当金			2,025
2.役員退職慰労引当金			33
3.資産除去債務			381
固定負債計			2,441
負債合計			13,987
(純資産の部)			
・株主資本			
1.資本金			450
2.資本剰余金			582
資本準備金		582	
3.利益剰余金			6,458
その他利益剰余金		6,458	
繰越利益剰余金		6,458	

株主資本計			7,491
純資産合計			7,491
負債・純資産合計			21,478

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間

(自 2025年 7月 1日 至 2025年 12月31日)

科 目	注記 番号	内訳 (百万円)	金額 (百万円)
.営業収益			
1.委託者報酬			16,436
2.運用受託報酬			759
3.その他営業収益	*2		11,569
営業収益計			28,765
.営業費用			
1.支払手数料	*2		24,171
2.広告宣伝費			162
3.調査費			418
4.営業雑経費			46
(1)通信費		7	
(2)印刷費		28	
(3)協会費		10	
営業費用計			24,798
.一般管理費			
1.給料			1,534
(1)役員報酬		22	
(2)給料・手当		853	
(3)賞与		222	
(4)賞与引当金繰入額		375	
(5)役員賞与引当金繰入額		60	
2.交際費			24
3.寄付金			23
4.旅費交通費			88
5.租税公課			52
6.不動産賃借料			246
7.退職給付費用			181
8.役員退職慰労引当金繰入額			3
9.固定資産減価償却費	*1		108
10.器具備品賃借料			4
11.消耗品費			6
12.事務委託費			68
13.採用費			11
14.福利厚生費			170
15.共通発生経費負担額	*3		438
16.諸経費			6
一般管理費計			2,968
営業利益			998
.営業外収益			
1.受取利息及び配当金			17
2.有価証券売却益			0

営業外収益計			17
・営業外費用			
1. 為替差損			94
営業外費用計			94
経常利益			921
Ⅵ. 特別利益			
1. 固定資産売却益			0
特別利益計			0
Ⅶ. 特別損失			
1. 固定資産除却損			16
特別損失計			16
税引前中間純利益			905
法人税、住民税及び事業税			263
法人税等調整額			41
中間純利益			601

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自2025年7月1日 至2025年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本					純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450	582	582	5,857	5,857	6,889	6,889
当中間期変動額							
中間純利益				601	601	601	601
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	601	601	601	601
当中間期末残高	450	582	582	6,458	6,458	7,491	7,491

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物15年、器具備品3～15年であります。

3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は毎月、年6回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、契約期間の純資産総額に対する一定割合として認識しています。当該報酬は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、投資顧問契約期間にわたり収益として認識しております。当該報酬は年2回もしくは年1回受け取ります。

なお、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる投資顧問契約の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益が発生した場合、超過運用益に対する一定割合として認識しています。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識し、年1回受け取ります。

(3)その他営業収益

その他営業収益は、当社がキャピタル・グループ各社に対して提供している各種投資運用サービス（市場調査業務、投資運用関連業務、マーケティング業務、顧客リレーションサポート業務など）に対する対価であり、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して算定し、認識しております。当該収益は時の経過と共に履行義務が充足されるという前提に基づき、月次で収益として認識し、毎月受け取ります。

[注記事項]
(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2025年12月31日現在)	
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	534百万円
*2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)	
*1. 減価償却実施額 有形固定資産	108百万円
*2. 当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーとの役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 当社が各グループ会社に提供をしている各種投資運用サービスは、重要な会計方針の5(3)に記載の通りです。 当社が各グループ会社から提供を受けている各種投資運用サービスは、市場調査業務、投資運用関連業務、ITサービスなどであり、当該サービスに係る対価は、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に算定し、支払手数料に含めて計上しております。	
*3. 共通発生経費負担額は、各グループ会社の利益規模に応じて負担しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)				
発行済株式の種類及び総数				
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	56,400	-	-	56,400

[リース取引関係]

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
--

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引
当中間会計期間末現在、該当するリース取引はありません。
2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料		
1年以内	468	百万円
1年超	-	百万円
合計	468	百万円

[金融商品関係]

当中間会計期間
(2025年12月31日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期差入保証金	402	304	98

(注1)短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は注記を省略しております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2)時価をもって中間貸借対照表価額としない金融商品

区分	時価 (百万円)		
	レベル1	レベル2	レベル3
長期差入保証金	-	304	-

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

[有価証券関係]

当中間会計期間 (2025年12月31日現在)			
(その他有価証券) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
種類	中間貸借対照表計上 額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
その他有価証券 （証券投資信託）	0	0	-

[デリバティブ取引関係]

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[資産除去債務関係]

当中間会計期間 (2025年12月31日現在)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの	
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
当事業年度期首残高	380百万円
時の経過による調整額	1百万円
当中間会計期間末残高	381百万円

[収益認識関係]

当中間会計期間 (自2025年7月1日 至2025年12月31日)
--

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	16,436百万円
運用受託報酬	759百万円
その他営業収益	11,569百万円
合計	28,765百万円

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュフローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[セグメント情報等]

当中間会計期間
(自2025年7月1日 至2025年12月31日)

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

日本	米国	合計
17,196百万円	11,569百万円	28,765百万円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、中間貸借対照表の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー	11,569百万円

[1株当たり情報]

当中間会計期間
(自2025年7月1日 至2025年12月31日)

1株当たり純資産額	132,821.92円
-----------	-------------

1株当たり中間純利益金額	10,660.70円
--------------	------------

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	601百万円
-------	--------

普通株主に帰属しない金額	-百万円
--------------	------

普通株式に係る中間純利益	601百万円
--------------	--------

期中平均株式数	56,400株
---------	---------

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （５）上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

（３）事業譲渡および事業譲受

2008年7月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

以下ファンドの受託会社となります。

「ニューワールド・ファンドＦ」

「世界株式ファンドＦ（限定為替ヘッジ）」

「エマージング・ストラテジー・ファンドＦ」

「グローバル・ハイインカム債券ファンドＦ」

資本金の額：324,279百万円（2026年３月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

名称：三井住友信託銀行株式会社

以下ファンドの受託会社となります。

「ニューエコノミー・ファンドＦ」

資本金の額：342,037百万円（2026年３月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

名称：みずほ信託銀行株式会社

以下ファンドの受託会社となります。

「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドＦ」

「AMCAPファンドＦ」

「アメリカン・バランス・ファンドＦ（限定為替ヘッジ）」

「インカム・ビルダー・ファンドＦ（米ドル売り円買い）」

「グローバル投資適格社債ファンドＦ（米ドル売り円買い）」

「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドＦ（限定為替ヘッジ）」

「世界配当成長ファンドＦ（限定為替ヘッジ）」

「グローバル・アロケーション・ファンドＦ」

「グローバル・ボンド・ファンドＦ」

「グローバル中期債ファンドＦ」

資本金の額：247,369百万円（2026年３月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称：みずほ証券株式会社

資本金の額：125,167百万円（2026年３月31日現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（2026年３月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

委託会社による以下ファンドの当初自己設定にかかる取得申込等の取扱いのみを行ないます。

「ニューワールド・ファンドＦ」

「世界株式ファンドＦ（限定為替ヘッジ）」

「エマージング・ストラテジー・ファンドＦ」

「グローバル・ハイインカム債券ファンドＦ」

名称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（2026年３月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

委託会社による以下ファンドの当初自己設定にかかる取得申込等の取扱いのみを行いません。

「ニューエコノミー・ファンドF」

名称：みずほ信託銀行株式会社

資本金の額：247,369百万円（2026年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

委託会社による以下ファンドの当初自己設定にかかる取得申込等の取扱いのみを行いません。

「ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドF」

「AMCAPファンドF」

「アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）」

「インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）」

「グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）」

「グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）」

「世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）」

「グローバル・アロケーション・ファンドF」

「グローバル・ボンド・ファンドF」

「グローバル中期債ファンドF」

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2026年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

三菱UFJ信託銀行株式会社は、信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2026年3月31日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

三井住友信託銀行株式会社およびみずほ信託銀行株式会社は、信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託しております。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行なっています。
- (2) 販売会社：ファンドの募集、販売を行ない、一部解約金・償還金・収益分配金の支払等に関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社およびファンド名称、ロゴ・マーク、図案を採用し、ファンドの商品分類および税区分等を記載することがあります。

- （２）目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用場合があります。
- （３）目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載される場合があります。
- （４）目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- （５）目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。
- （６）目論見書の巻末に「約款」を掲載することがあります。
- （７）目論見書に販売会社におけるラップサービスの名称等を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年9月22日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉浦 栄亮

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ニューワールド・ファンドFの2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・ニューワールド・ファンドFの2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ニューエコノミー・ファンドFの2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・ニューエコノミー・ファンドFの2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドFの2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドFの2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・AMCAPファンドFの2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・AMCAPファンドFの2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）の2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）の2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）の2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）の2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）の2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）の2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）の2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（米ドル売り円買い）の2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）の2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）の2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）の2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）の2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドFの2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドFの2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドFの2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドFの2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・グローバル・ボンド・ファンドFの2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドFの2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・グローバル中期債ファンドFの2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・グローバル中期債ファンドFの2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月30日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドFの2024年11月21日から2025年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドFの2025年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年3月23日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 杉 浦 栄 亮

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第42期事業年度の中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年7月1日から2025年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ニューワールド・ファンドFの2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・ニューワールド・ファンドFの2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ニューエコノミー・ファンドFの2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・ニューエコノミー・ファンドFの2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドFの2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・ワールド・グロース・アンド・インカム・ファンドFの2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して

除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・AMCAPファンドFの2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・AMCAPファンドFの2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）の2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・アメリカン・バランス・ファンドF（限定為替ヘッジ）の2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して

除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）の2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・インカム・ビルダー・ファンドF（米ドル売り円買い）の2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して

除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）の2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・グローバル投資適格社債ファンドF（米ドル売り円買い）の2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して

除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）の2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・グローバル・トータル・リターン・ボンド・ファンドF（限定為替ヘッジ）の2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して

除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）の2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル世界株式ファンドF（限定為替ヘッジ）の2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）の2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル世界配当成長ファンドF（限定為替ヘッジ）の2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドFの2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・エマージング・ストラテジー・ファンドFの2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドFの2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・グローバル・アロケーション・ファンドFの2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・グローバル・ボンド・ファンドFの2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・グローバル・ボンド・ファンドFの2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・グローバル中期債ファンドFの2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・グローバル中期債ファンドFの2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年7月24日

キャピタル・インターナショナル株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているキャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドFの2025年11月21日から2026年5月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、キャピタル・グローバル・ハイインカム債券ファンドFの2026年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年11月21日から2026年5月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

キャピタル・インターナショナル株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。